





概況—燃料需給増の増徴

臨時的な対策としてはその重要性を持たせるわけには行かない、然るに一方大陸を見る時には事情が全く一變する、いろいろの非難はあるが滿洲國に於ける石炭増産計画は目下の進捗情勢は、良好程度に過ぎず事關關係による輸送力の逼迫による船隻の昂騰等により當初期待の如き對日輸送量を供給してはならないが、これは決して履行率の不足よりではなく、これへの力點の置きかた不十分によるのであつて重工業の強化に伴ふ資材供給の圓滑化と輸送力の増大を見るならば對日供給力の増大はさして困難であるとは云へない、また一方北支那の場合同様である、豊富な鐵床と相當なる貯炭を持つ該地の開發は右輸送力の除去と資材の不足にわざわざはひされてゐるのである、而して内地共にさうである如くに今日の石炭對策の缺陷は中小炭礦業者アウトサイダー網への設備不足と過少評價にあるといへる、今日内地に於ける高產炭採炭の期待を待てぬ限り爲政者は熱慮三省すべき必要がある。

滿洲炭需給豫想 (單位一吨)

年次	滿洲系	出炭高	需要高	差引輸出入力
昭和十二年	1,100	1,100	1,100	0
十三年	1,100	1,100	1,100	0
十四年	1,100	1,100	1,100	0
十五年	1,100	1,100	1,100	0
十六年	1,100	1,100	1,100	0

滿洲炭礦會社増産擴大案 (昭和十六年度末單位千吨)

炭礦名	埋藏量	出炭豫定量
炭新	5,000,000	5,000
卓新	3,000,000	3,000
密山	2,000,000	2,000
北安	1,500,000	1,500
西安	1,000,000	1,000
紆安	1,000,000	1,000
札賚諾爾	1,000,000	1,000
復州	1,000,000	1,000
その他	10,000,000	10,000
計	30,000,000	30,000

斯く結論的に見るときには、  
一、大陸資源開發へ重點化とそれに伴ふ積極政策  
二、鐵道の合理化と中小企業の大體移駐問題  
こそ十五年度に持込まれる懸案であると言へるだらう。

**石油も亦困憊** 歐洲動亂を契機として世界地圖の大改變を餘なくされつゝある今日、近代戰爭の花形と云はれる石油の確保の如何は全く致命的なものであることは常識であらう、然るに遺憾なことに我國の天然石油資源の貧弱さ愈々もなくなり、昭和十二年の實際にても石油全需要高三百七十三萬噸に對して國內供給量は三十七萬六千噸に過ぎない、ために燃料國策としての石油對策は早くより重要國策の一つとして拍車づけられ、  
一、内外資源の獲得 人造石油工業の發達助成等による供給の確保

一、アルコール混用率の強化、代用燃料の普及獎勵等もまた、上記約の履行三、製油工業技術の刷新に發願したことは周知の通り、に全力を集中せしめ、禁止品目は三十六種目に達し、日本ゴム工業を中心とする生ゴム供給統制はこの線に沿つて強化され、自然この現れとして生ゴム供給品が縮進を示した、而して禁止品工場に對しては技術、設備、資本關係から可及的轉換不可能から該工場に對する暫生ゴムは他の設備工場に轉換、これに對し徹したる手数を削減禁止工場に交付一種の轉換救済資金とする等凡ゆる方策が講ぜられた。

**再生ゴム** 輸入生ゴムの高度制限により必然的に再生ゴム需要は増加、各社生産は著しく増加した、然し生ゴムは尙ほ海外依存にある現状に於て國內再生ゴムには限度があり昨夏の調査では回収可能五五萬トンと稱されてゐるが、現在尙ほ相當量米爾より輸入を圖りつゝある、アルカリ處理による大日本再生ゴム工場(月産千五百トン)とオイル處理の日本油性再生ゴム工場(同)を合して約月産三千トン能力であるが、前者は輸入権を掌握、輸入スタラップを主體に一部を國內再生ゴムに仰ぎ、後者は國內再生ゴムを主體に不足を再生ゴム協会の輸入権に依存、前者が大規模、大資本に反し後者は小設備、家内工業であらゆる點に利害相反し兩組の相剋は更に販賣競争に激化して展開された。  
**規格統一案實施** 今一つは再生ゴム規格統一に對し、西工省案を巡り激戦が展開、アルカリ、オイルの分別規格案と兩者合體の統一規格案が交錯したが結局十月統一規格案が省令となつて實現した。  
**合成ゴム** 一九三六年獨逸・ゲイ社のブタジエン系の合成ゴム「ブナ」の特許が發表されてから本邦に於ける合成ゴム研究熱は澎湃

概況—化學工業の重大性倍加

として起つたが、先づ一昨十三年度夏來の研究が軌道に乗つたものと謂ひ得やう、ブナで最も進歩してゐると云はれてゐるのが西工省大阪工業試験所で既に良質のタイヤ試作に成功したのは尙記憶に新しい、その他日本化成、日本窒素、日産化學等々多數有力社があるが、米國デニソン社のクロロブレン系合成ゴム、ネオブレンに匹敵するものは先づ日本ゴムを筆頭に日本合成、東洋紡、横濱ゴム等が挙げられ、特に本年に入りての如上各社の研究進歩の足跡は顯著なるものがある、これは十三年十一月合成ゴム工業獨立の要諦を批判、指導乃至建議すべき共同研究を目標に學術振興會三十一委員會内に設置された合成ゴム小委員會の活躍なる論争展開が預つて大いに力を爲したものと云ひ得る、之等を補助育成體では合成ゴム國策會社を具現せんとする合成化學工業事業法案も愈々上乗議案に提出されんとし益々多端を思はしめるものがある。

**原料難に身動きならぬ合成樹脂**  
石炭酸系樹脂 代用資源に因る新興工業製品の増産助成に拍車され需要は逐日増加の一途を辿り、各社の増産、新規計畫も昨年度末迄に一應整備されたが、然し生産は激増に進行せず各社注文發到を眺めて一方原料取得に奔走すると云つた具合に表面増産進展を見せぬに華やかなる反面、原料難で身動きならぬ全く相反したコントラストを示現した、遂にタレゾールの争奪は當局の該品に對する配給統制を強め、臨時平準化されたのである、新業界に當る販賣競争のトツプは状態が温平化されてゐたのである、結局この間に於ても如上の如き變異成製品生産で、これは比較的技術的に又資本、設備に容易であつた爲め中小業者に取りつき易かつた爲めである、然し中業者層の出頭には既に大手筋では積層板生産へ轉舵する方針をとつた爲め、こゝに二つの主流が出来上り各々分難、こゝに二つの工種が生れた、即ち一つは



前者の成型業者の合成樹脂製品工種であり、他は日本合成樹脂工種である、その頃産工種ではタレゾールの需給調整部は将来の國産タレゾールの生産確保を企圖し、配給統制要綱の作成を急いだが、結局業者の反對で一時保留されることとなつた、次に製品で注目すべきは従来の雑貨類の域を脱し機械分野へ本格的に進出、サイレントギヤ等々金屬製品領域に浸透、愈々本業の軌道に乗り出したことである

透明樹脂 尿素、アクリル酸、ダイニール、スチロール各樹脂を便宜一括してこゝでは透明樹脂とする、尿素系は何は現在に到るも大きな消費を見出し得ず昨年來何等の顯著な發展は見られない、唯従来の砲装飾的卓上器具より建築、自動車、船舶の各内装用として一歩或を脱し技術的に前進歩を見せた、最大缺點たる樹脂のクラック防止にチオ尿素利用研究が初められ相替効果を得たことは注目すべきで、且つこれに關聯して東洋高壓、住友化學二社外に同夏より電化が進出輸入依存を完全に打破したことは本年度特筆に値する、アクリル系、スチロール系は就中最高を行くものだけに前者は航空機に強靱性ガラス等々軍需に、後者は特異の弾性を賣はれ無線電信機は電氣機器方面に盛んに利用され技術的にも亦完成の域に到達した、ダイニール系は例の「合成一號」によりその優秀性の一端が公表され、その用途は廣範囲に亘るが、目下の所懸つた需要は見出されてゐない、現在はダイニールアセテート樹脂のみで應じて出現すべきダイニール・クロライド樹脂の出現に大いに期待が寄せられる

セルロイドの時代來る 世界第一位の生産額を有する我がセルロイド界は今や全世界への供給國としての使命を果しつつあり、更に又事變下にあつては國防物資補填の重大役割を持つ新興工業製品として飛躍しつつある、この見地から産工種では昭和十四年三月三十日省內會議に代用品に關する官民打合せを開催採算關係、用途、價格等

であるが本年度に入りては更に深刻化の一途を辿り三月に入るや價格暴落は全く繰上りに上昇し始め遂に産工種では生産遂行上一大支障を來すのみならず時局下物價政策を遂すものなりとして三月卅一日付を以て本品を物品販賣價格取捨指定品目（産工種告示第二〇八號）に追加、直ちに物價局化學專門委員會内にカーバイド委員會を設け公價調査に乗り出さしめ、遂に專門委員會審中に基き四月廿七日中央物價委員會に於て正式現行公價が決定公表を見るに至つた

日本カーバイド工組生る 配給統制の第一段階了了へた産工種では愈々これを轉機として時局下明日へのアセチレン誘導工業の大綱策立案の見地より本品の生産より配給、販賣、消費に至る縦横の統制機構を整備強化すべく乗り出した、その第一に擧げられたのが生産者團體たるカーバイド組合の工組への改組であり、第二が三井物産を總發賣元とし東部、中部、西部の各カーバイド會（カーバイド組合指定發賣店團體）を通じて行ひつゝあつた従来の配給機構の根本的是正であつた、第一のカーバイド工組設立に關してはアウト業者、日察、北越水力二社を纏つて一時暗礁に乗り上げたが、結局日察とは交渉成り北越を除く廿五社によつて全國製造業者を一九とする日本カーバイド工組が八月十一日東京帝國ホテルに於て離産ではあつたが遂に離れの結成を完了するに至つた、第二の配給機構に對しては従来の三井の總

概況—化學工業の重大性倍加

凡ゆる點から檢討將來性を有する代用品としてセル、プラスチック、硝子等々合計一〇二種を公定代用品と指定、セルに對しては十九種目が公定され、右に關しては生産に對し極力資材の配給、第三國向輸出促進に當局が側面的協力を爲すこととなつたのである、然し全生産額の七割を振向けつゝあつた海外輸出方面は前年度に引續き依然たる低價振りに終始した、歐洲動亂を契機として歐洲競争品の後退から一段の進出が期待されたのであるが、實際には生地、原料の入手不調清並に價格の暴騰等の爲め内地市價の値上りとなり第三國向に關する限り業者は輸出をすれば損をすると云ふ状態となり事實は全然期待を裏切り昨年三年度セル全製品の總輸出額千八百三十萬圓に比し本年度一月—五月迄の統計は僅かに五百八十九萬圓、恐らく年間集計に於て本年は一千五百萬圓を閉るのではないかと想像される、これを一時の三千萬圓輸出時に較ぶれば全く寂寥の念を禁じ得ないものがある、かくの如く第三國向輸出は減退を示したが一方國プロック（滿支）並に内地需要は一に經濟開發の進展に伴ひ一は優秀金屬代用品としての需要喚起によつて増加し需給の均衡が保たれたことは福禍一轉したるものと云へやう

### カーバイド難航

本年度のカーバイド界は文字通り刑の途を歩んだ、配給統制が漸く軌道に乗りかけた位で肝腎の増産對策、公價改訂問題は尙ほ未解決に殘され時局需要が個人的に或は統制機構を通じて再三再四聲を大きくして行つたカーバイド確保運動も側面的効果はあつたとしても直接何等効果を得る所なく單なる布石に終つたに過ぎなかつた、カーバイドの需給難行は前年度來の問題

代理店制が廢され、三井は則ち各カーバイド會會員と同資格となり、三井を加へ夫々カーバイド會の新配給方針に基き編成整備が行はれ、これと機軸して東京、愛知、大阪、兵庫等主要都市小賣商間に於ては相前後してカーバイド小賣商組の結成に着手、夫々年内に創立を了する所ありかくして配給機構は當局指示により或は自主的に整備されここに縱横の統制機構が備立されるに至つたのである

### 配給方針の一大轉回

配給機構の整備に先行して産工種では配給方針に百八十度の急旋回を敢行した、右實施に當りて所屬工組提示案と産工種案とに多大の間隔乃至乖離はあつたが結局本省側の既定方針に決定、時局關係緊急需要分野たる軍需、鑛山、炭坑は別途配給として優先順位に置かれ、一般民需即ち塔接塔斷、製鹽、農、漁村向けに對しては各府縣別割當制が採用され、各地方面に於て該割當に對するクーポンを發給、切符引換へに小賣商より入手すると云ふ一運たりとも抜け賣り出來ざる嚴然たる配給統制法が布かれた、これによりて斷を絶たざりし闇取引を著しく抑制し得たことは事實であり、一時のS級一層廿五圓の間の超レコードを想へば確かに効果的であつた

かくして統制の強化移行に伴ひ民需向カーバイド割當量は文字通りの抑制を受けた、例を大阪府塔接工組（組合員七百餘名）の現在の配給率（一ヶ月）にとれば最近三ヶ年平均一ヶ月消費量の二十六分の一と云ふ慘憺たるもので八、九月以降工運休止は兩便の荷の如く擴大、カーバイド飢饉は全國的に擴大、これが陣情運轉は四面楚歌の如く燎原の火の如く津々浦々に揚り業者は生産遂行上の支障のみならず國民生活に不安を與へる社會問題とし當局に於ても對岸の火災視し得ざる事態となるに至つたのである、然しかる拂底に要するに前記公價が著



しく生産者に不利なる條件に決定されたこと、生産資材の六、七割を占むる電力、石炭の不足と併せて本年未曾有の渇水に起因するものであるだけにこれが早急対策は當局としても施す術無く結局消極的強硬策に終始、業者が懸望した現公債改訂問題、生産確保問題も時局下産業界全般に亘る問題だけに物價局、燃料局、電氣局等關係官廳の行政機構に逼られて實現を見ずに終つたこと行順の遺憾とされる

熔接業界

本年度の熔接業界の悩みは何と云つてもカーバイド入手難といふよりも飢饉と云ふ方がより適切な詞であつた、それだけ業界の打撃は他の平和産業に比し更に大なるものがあつたと云へよう、工業組合の結成もカーバイド入手の爲めに創立された云つても過言ではなかつた、これは別項カーバイド切符制度で從來無關心であつた業者が續々加盟を申込み各地區工組とも結成當初の合員の二割—二割五分の増加を示したに就ても明らかであり如何に業者がカーバイド入手に汲々としたか、暇はれる、この結果前年度下期來勃然と起つたあつた全國各地方の任意組合の工組改組工作は、凡ゆる資材—熔接棒、酸液、計量器、鐵鋼、カーバイド等々の統制強化移行に伴ひ急ピツチに進捗、更にこれは五月廿一、廿二日の兩日に亘り廣島で開催された第三回全國熔接組合聯合總會を契機として全般的に拍車された、大阪に於てはこれより先きに府内十地區組合を一九とす大坂府熔接工業組合を四月二十一日創立、東京も前後して山手、相生、南葛、城北、城南、中央、向島、江東、南部の地區別の九工組を一九とする東京熔接工組を結成、新潟熔接工組は六月廿五日、廣島熔接工組は同廿六日、兵庫縣熔接工組は七月十一日、名古屋熔接工組は八月十五日、阪神熔接工組は同十九日と全國各地區の工組改組工作は順調に進捗十月迄には凡んど全部創立を遂げるに至つた

更にこれらを一丸とする全國的日本熔接工業聯合總會が東京、大阪神戸の三組委員が中心となり八月廿六日東京日比谷「松本樓」に於い

て正式設立されるに至り、こゝに傳統を誇つた全國各地區の任意組合なるものは本省の統制方針に準據したが新機構に基く法的確固たる工業組合への改組を全面的に完了するに至つた

資材統制完壁 然し資材の統制はこれとは無關係に關係業者を中心として着々として進められた、酸液は酸業同業會の範疇に屬し既に強力なる自治統制下に置かれてゐるが、揮着權は日鐵指定特約店を中心とし、線材配給統制を自指して九月下旬日本熔接協同會が製造、配給、消費、監督官廳を一丸として誕生、配給機構に就ては指定問屋と特約店の二階層とし配給團體としては東京(杉田、小澤、高島屋飯田)大阪(公文商事、高島屋、飯田、井上光)の各六店が指定配給方法は軍需小口、大口及び工組の四系統制別に右配給協同會に於て三ヶ月毎に朝會てを行ふと決定、十一月一日を期して實施されるに至つた、カーバイドは別項の如き本省獨自案に依り劃期的統制が布かれ、熔接業界にとつての重要資材は全く完壁なる統制の鐵壁に手も足も出ぬととなつた、この結果は期せずして電氣熔接への主力轉向さへ示現するに至つたが、結局これも大工場の綜合作業設備の完備に伴ふ外注品の減少等より大した効果は得られなかつた模様で、全般的中小熔接業者は先づ經濟的に苦吟し始めた、十月中旬の調査で既に半休業情勢に置かれてゐる工組は七、八割に達してをり、如何にその打撃が深刻であるか、容易に窺ひ得られる、結局中小熔接業者としては今何ぞ等か工組機能を活用して共同施設工場を建設、機械設備を完備、軍需工場乃至は時局關係工場の下請受注を行ひ以て共存共榮、打開の途を見出す以外現状の窮狀克服はなし得いであらう、この點本年度に於いて逸早く全國に率先具現した東京南葛熔接工組の株式組織による共同作業場完成は正に先見の名策と推賞に價するものであつた

塗料の業別統制成る

西工省の總意に依つて昨年十月來漸やく業種別に統制機關設立の機運が熱しつゝあつた鐵船船底塗料、酒精ニス、その他の塗料を包含するもの各單一工組、更には鉛丹、亞鉛雜合體を分離化する鉛丹、亞鉛雜の兩單一工組は何れも相前後し圖を接して誕生した、これは各種の原料資材、包装材料と全般に亘る配給統制の強化が急ピツチなる創立工作進展に與つて力が大きかつた、即ち日本鐵船船底塗料工組は四月八日に次で廿五日東部塗料工組が創立を遂げ、五月六日には西日本酒精ニス工組が、更に前後して日本鉛丹工組、日本亞鉛雜工組とが同時に結成を見、株式引受額、議決權問題で一流八社と中小業者の猛烈なる相剋を惹起久しく葛藤難産を重ねて生れた西部塗料工組(七月十五日)を最後として、西工省が企画せる塗料全般に亘る業種別統制機構は全部確立を見たわけに既に各組とも正式設立認可に接し、工組として着々事業開始に邁進しつつあり愈々本年度に入りて各組とも本格的活動に入ると思はれる、而して輸入原料特に松脂、ラック等の輸入制限に伴ふ代用資源に就ては各社とも頗る備まし日へ、關へ、東亞、大日本塗料と各社買つてラックニス代用品、合成樹脂ワニス或は漆代用品と新製品を發表、新生産を開拓する等原料獲得に技術員を動員打開に當つたことは頗る注目される、且つこれが容器たる氣力罐の入手難に際しては硝子瓶、陶器、包材材としてはバックヤング等々對策に腐心したが結局代用容器

に就ては尚ほ成功を収め得なかつた

染料界

事業三周年を迎へて平和産業全般に亘る各種抑壓策は愈々本格的軌道に乗り、擧げて加へ密接不能なる鐵壁下に置かれてゐる織造工業界の不振を眺めては自ら斯業界の本十四年度の苦惱は察知し得られる、染料中間物の輸入制限強化はこれを自給し得る三井、日染、帝染等一流大會社と自給し得ない中小染料メーカーとの隔壁を大とし、更にこれと隣接して一流社の軍需注力、中間物自家消費等染料市價の暴騰に拍車を加へ遂に今春東西染料同業會が中心となり期せずして自給施設の制定機運となり漸やく夏頃に至り先づ百廿品種に亘る價格の制定に成功した、如何に販賣市場が需給跛行から混亂化してゐるが容易に推測し得るが、この頃より既に中、小染料メーカーの苦惱は加速度的に深刻化しつゝあつた、即ち原料供給を三井、日染等の大メーカーに依存するか或は工組結成による共同作業乃至は共購、企業合同等の九死一生の打開策樹立機運が明顯に濃床化されてゐた、この活潑なる現れが西部染料同業會が西工省の諒解の下に行はんとした染料中間物特許國防色原料とし激需を見てゐるトルオール系バルトルイデンの共購計畫具體化案であつたと云へる、これは結局從來の特許輸入業者との對立抗爭よりも突如として勃發した販賣の鐵壁により實際問題として不可能化して有耶無耶の形ちになつてしまつた、然しこれを轉機として國產中間物製造業者の動きは當局の輸入材統制に



處する國產物獎勵と俟つて一部特殊高級品を除き俄然活潑化、中間物輸入業者の國產物への関手も必然的に振興を加へるに至り茲に文字通りの國產品爭奪戦が華々しく展開されるに至つたのも亦宜なる哉である

石鹼

年初來の魚油高に伴ふ硬化油の生産コスト高は一路上昇し硬化油販賣社連値一號卅九間は全く各目程に當局の物價政策に抑制釘付けとされ、遂に六、七月頃には五〇—六〇圓の硬化油が市場で取引され關係者を愕然とせしめた、さらでだに入手難を唱へつゝあつた中小業者の苦難は深刻化の一路を辿るに至つた、これは三月末の朝鮮魚油會議の決定に基く純油自由取引制の還元が更に中小業者の苦境に拍車をかけた結果となつてゐる、これ等打撃業者を包括する大阪石鹼工組ではこれが打開を期し、販賣會社に對し増配方の折衝を行ふと共に併行的に昨年設立(共同出資)のまゝとなつてゐる硬化油自給を旨とする浪花油脂株式會社(資本金卅萬圓)の可及的實現に乗り出すこととなつたのも自然の成行ではあつた、硬化油各社は一方に義務輸出を擯し即座に輸入業者の増配要望に應じ得べくもなく、且つ不利なる建値の下にこれが交渉は遂に不調のままに推移したが、この間關工省では業界の窮狀を瞭解、遂に浪花油脂に對し資金認可(五月三日附)を下し、目下同社は尼ヶ崎市(神崎川畔)に月産五百担目標に工場建設を急ぎつゝあり、本春には操業開始と見られてゐる、問題は曹達灰、石炭であるが、目下關係組で夫々曹達を調査本省知事行つてをりこれに對し當局がどの程度の配給率を査定するかが疑問とされ、これは今後業界に相當幅収を投ずるものと見られる、次に輸出については商品が一齊輸出減退趨勢にある中、獨り石鹼が好調を示したと見られる

の努力もさるゝ乍ら顧る注目すべきものがある

**魚油購賣會社業務停止** 硬化油、石鹼、グリセリン等の原料として魚油の重要性は高まるばかりだが、昭和十三年度に於ては原料の總漁獲は船舶、漁天、魚具、燃料等努力、物資の不足に加へて朝鮮では日ソ關係の不良による出漁範圍の縮小があつたために昭和十一年度に比し三割減といわれたが、右の如き悪條件は十四年に持越しのため、本年の漁獲状況は相當憂慮すべきものがあつたが、朝鮮清津沖合の總漁獲區域において、漁獲最盛期たる十一月月上旬に至り草島、卯島方面に魚形良好なる總獲集群が通過し來つたので、漁獲は勇躍して魚獲に努めたから同方面の總獲漁獲高は遂に六百萬樽を突破するに至り關係業者に喜色蘇つた、然し魚油の取引は前年設立された魚油購賣會社が十三年度總不漁のため油肥(朝鮮)は遂に入札制の改正を行ひ自由契約を認めたため、存在理由を失つて機能を停止してしまつた

**硬化油** 魚油は前記の如き状況により存儲を演じたので、硬化油業者は極度の入手難に陥つたのみならず、硬化油販賣價格の擡高によつて、採算は悪化し、遂に硬化油價の値上を認めざるか、然らずんば魚油に公價を設定すべしといふ要求が勃然として起るに至つた

**漸騰を示す植物油** 北支に於ける舊法幣の流通禁止(三月十日)と共に鐵券の強化策は關係に於て豫知されたことであつたが、落花生油、落花生、棉實等に對する翌十一日の輸出貨物通關に關する海關布告は内地榨油業者に相當の影響を與へ、更にまた引續き發表された關稅調查委員會を通過したる「油脂關稅の減免法案」は一見する時、日本の油脂工業に極めて有利に見えるが、實際は在朝廠

油の如き輸出品の場合には輸出免稅の作用により内地と輸出品の間に自ら二重價格を作成相當促進に効果的であるが、然しこれが反面を考へ時産地業者を應らし以て内地榨油業者を壓迫、本邦油脂工業の發展を阻害且つ採算を益々不利ならしめるものなりと全國製油聯合會の猛烈たる反對に遭つたが、結局一部修正措法で成立、三月卅一日付を以て遂に公布されたのである、然し事變に因る落花生油、亞麻仁、大豆油、桐油等の入津は依然として著しく不調滑化植物油市況は一齊急騰を重ね五月中旬に於ける市場價は事變前發賣時對比平均各品三〇%の暴騰を告げた、茲に於て當局では總動員法に基く物價統制大綱に順應、該品に對しても適宜の意圖が傳へられ一時頭打つたが、結局需給の極端なる跛行に伴ふ必然的のものであつた丈に停止すべくもなく再び漸騰を始めた、これは支那榨油輸出量が前年度の四一%に激減せるに徴して容易に首肯される、原料取得難に併せて勞働力の不足、勞銀指數の上昇と全く内地製油界は苦難の途を歩みつづけた、頃來の騰勢は八月中旬に於て低率のもので三九%、高いもので實に八〇%の急騰を示現し漸やく九・一八物價停止令で抑止されるに至つた

肥料 公價改訂必至の硫酸

本年度の生産豫定は生産擴充計畫によつて樹立され、政府當局に於ては軍需品と殆ど同様に生産數量の確保を期するといふ意圖が充分に伺はれたにも拘はらず、七月以後俄に重大化した濁水と石炭不足による電力の低

概況—化學工業の重大性倍加

下のために生産能力に著しき變調を來し硫酸原料製造業組合は八月以降再三に亘り、電力石炭の増配を陳情したが、その後十一月の電力調整委員會に於て配電順位では軍需に次ぐ優位を占めたといへば實際の配電量が俄に増加することは考へられず、更に電力料金に於ても從來の如く一キロ六厘といふ如き低廉な電力が買へるとは豫想出來ないために、公定價格の壓力はメーカーに大きな負擔となり、その改訂が強く要望されるに至つてゐる、一方政府の増産方針に沿つてかかつて工場建設中であつた日本水素小名濱工場(福島縣)大日本特許肥料精製工場、日東化學八戸工場(岩手縣)等は相繼いで運轉開始の運びとなり一廠の生氣を濃はしてゐるが、一方工場の新設が許可された東洋高麗は遼々北海道磯川に年産能力二十五萬といふ巨大な計畫の實現に一步を踏出し、また宇部油化工業も年間十萬担の計畫を立て一廠具備化に邁進してゐる

**石灰窒素** 石灰窒素は含有窒素量の豊富と價格の低廉さによつて、近年飛躍的な増産が行はれたものだが、政府の公價維持方針による採算の悪化は免れなかつた、しかも電力、石灰の配給不調は減産への方向を更に明らかにしたに過ぎない、この間にあつて、東北振興の岩手利仙人工場(年産能力八千噸)朝鮮化學工業順川工場(年産能力三千噸)等が下期より操業開始の運びとなつた

過磷酸石灰苦難深刻 原料採掘石の八十九%を海外に仰ぐ我



が國としては、歐洲戦争によつて紅海、地中海方面の物が入らないといふ事態を生じたため、政府は配給計畫再編成によつて、太平洋及びフロリダ物の積取を決定したが、六月二十四日に誕生した大日本備産は思はぬ事故によつて、十月一日から營業は開始したものの、輸入備産の爲替差損、船賃値上等による價格高のため、政府の瞭解なくして決済を行ふとは出来ず、一方備産調整協会の開會が遅れたために、過備産のメーカーは勿論、備産輸入三社も大きな不安を生じ、當局の決断の餘りに鈍きを嘆かした。増産計畫としては日産化學が朝鮮瀛南に年産九萬噸の計畫を立てたのをはじめ日東化學の八月工場が近く營業を開始する外、帝國人造肥料は一種倍額七百萬圓に増資して岡山工場の大規模建設を發表した、また備産輸入の不味を説いて、備産の品位低下による打開策が考へられ、これに應ずる物の如く南洋興産で「ロタ、テニアン、ベリリウ、トコペ」等の特殊及び低度備産の積出増加を計畫するに至り國內備産石増産に一步を踏出し、又三井が經營の海州備産開發や朝日化學肥料の波照間特殊備産の採掘等も大いに有望視される譯である。

**備産肥料配給會社生る** 一方十三年度末に設立された備産肥料配給會社は二月十三日の農林省令によつて同月二十三日から過備産石灰の一手買取及び販賣の業務を開始されたが、之と同時に思惑に上る過備産先物(三月以降)契約の履行に對し、農林、西丁兩省は地方に對し、先物買取の差控方を通牒した。

**加里鹽** 爲替抑制のために既にストックは全部を使ひ果して、昭和十四年度肥料年度の持越分は僅か二千噸といふ心細い状態に於て歐洲大戦が起つたのであるから、大日本加里は勿論政府當局も新しい心配を生じてしまつた、しかし米麥の増産計畫遂行にはどうしても加里

備産は不可缺といふ外はないので、大日本加里では政府の意向に従つて輸入方策の確立に努めた結果、フランス産加里月額三千噸の輸入に對しフランス當局の同意が得られたことに兎も尙幸とせねばなるまい然し加里の配給に就いては未だ解決せず停頓したまゝとなつてゐる、なほ加里補給策として國內資源(海産、洋灰牧肥、吾汁鹽その他)の研究の進められてゐる。

**有機質肥料統制會 設立決る** 無機質肥料が上述の如く一步一步完全なる統制へと歩んで来たために、價格上は全く自由の立場に置かれた有機質肥料、すなはち糠粕、大豆粕は九・一八物價停止に至るまで備産を續けたため有機質肥料の統制は又必至の勢ひとなつたが、瀛洲國でだけかねて特産物統制を考慮九月に至つて專營公社の設立を決定し、大豆、大豆粕の一手配給を同社の手で行ふ事となつたが、一方農林省でも有機質肥料統制會社の設立を決定し、十一月八日官民懇談會に於いて政府原案を披露した、この會社は資本金一千五百萬圓を以て、大豆粕、魚粕の一手配給を行はうとするものである。

**配合肥料** 三千種以上もあるといふ銘柄が各府縣十五種以内に限定され、更に加里輸入の村總によつて設計變更を餘儀なくされた配合肥料は、遂に全國共通のもの十二種、地方的のもの十九種に限定され、十一月十五日付を以つて農林省臨時對策部長西田省化學局長の連名通牒で、以上三十一種の公定價格が設定されたが、配給機構に於ても東部配合肥料統制組合がメーカー二十二社により結成され、理事長に日産の豊田喜重郎氏が就任し、まづ配給機構整備への第一歩を踏出した。

**滿支の肥料界** 瀛洲化學の確安生産は矢張り石灰不足に悩ま

されて豫定通りには行かず、従つて内地への輸出も四割減といはれる一方瀛洲國糧政策の完遂を目指して二月四日新京やまホテルに資本金五千萬圓を以て創立された瀛洲確安はこれまで歐戰のため獨逸に配給する爲の機械設備は之が駄目となつて、増資による局面打開が傳へられてゐる、また電化は三井物産の強力なバックを得て山東方面に進出し、カーバイド石灰窒素の製造を企圖してをり、その實現の時機は未だ明らかでないが、三井の海州備産開發と相俟つて注目されてゐる、この外瀛洲にも朝鮮化學工業直系の新興窒素工業(資本金五百萬圓)が尿素石膏及び石灰窒素製造を目的に創立された。

**工業藥品にも統制強化**

**硫酸** 需要の過半数を占むる硫酸工業が周知の公價訂付に終始されたことは昭和十二年度來のことであり差して當面問題とはならなかつたが、例の未曾有の旱天に伴ふ製造各社の工業用水不足、電力、石灰の高度制限は寧ろ各社に甚大なる打撃を與へ、特に九州、中國就中山口縣一帶の工場は深刻なる豫期以上の減産を告げ、年初來瀛洲の一路を辿つた各社の販賣成績は八月に至り俄然悪化した、これは肥料のみではなく繊維工業方面に於けるバルブの制限、輸出の不調等による需要減少傾向も大いに關係してゐるが、兎も尙八月頃は相當の生産過剩となつたことは事實で、販賣會社未加盟の宇部窒素の如き硫酸

安の一時製造過剰化による硫酸の大量ストック處分難等の現象さへ現はれるに至つた、然し圓ブロッツク需要増加に船腹の都合つき大露輸出に注力、一方九月を契機として歐による備産關係の引合増加、電力石灰の積貯和傾向に各社確安生産が複雑化するに連れて歐に是正され十一月頃には健全に立ち戻つた。

**鹽酸共販生れん** 今春來の容器(硝子)の入手難は遂に中

味より容器高の現現象すら示現するに至り容器對策は各社唯一の悩みであつたが、關係者奔走の結果打開の途を講じ得られたが、これが解決と共に今度は例の歐戰の深刻なる影響を蒙り原料輸入は著しく不調滑化、この結果各社は鹽酸より寧ろ採算的に有利なる鹽化物製造に注力傾向となりために鹽酸の市場需給は文字通り悪化、一方製法は船腹掃底を理由として内地出荷を停止する等、に於て鹽酸界は一大悲劇を示現、硝酸販賣會社では遂に原料、石灰、電力不足を理由として鹽酸、硝粉、液體鹽素の各三割出荷制限を出すので對策に大苦となりこれが需給建て直しは緊急問題化當局の指示に基づき關係各社設立工作が開始されるに至つた、目下立案中でこれが具體案は決定を見てゐないが通くと本十五年度新春中に具體化するものと見られる。



「概況」が誕生、自治的統制機関として働きかけたが、結局周知の八月  
来の日整、宇都の關西市場獲得戦の展開、工組結成工作の頓挫等々曲  
折を辿り右懸談會も有名無實化、自治的需給計畫を他所に拂底を賣け  
た結果、これを承継した本年度市場は年初來跛行状態を持續、四百八  
十萬圓の増産資金認可に接した住友化学新居濱工場の前年九八、四  
〇度物共に凡んど特製筋に振向けられ、僅かに四〇度物一部市場出廻  
り程度、唯宇都製業前年九八物が八月、九月にかけて電力、石炭問題  
で可成り減産が餘儀なくさへてゐたのが、十月來回復漸やく生産能力  
の九〇%前後となり稍々持直したが、然し全般的過度、薄物通じての  
跛行は尙ほ解消されず當分持續するものと見られる

### 醋酸自治統制なる

昨年年度日整、日本合成、大日本セル三  
社で結成の醋酸組合は八月に至り新たに昭和合成を含めて醋酸四社協  
定が確立され生産、配給の各社比率が決定され、自治的需給統制が固  
立した、一方之等四社代理店を以て配給部門を擔當する「酸金會」が  
九月に生れた、然し年初來の原料カーバイド生産減に伴ふ、カー各  
社の原料難に伴ひ、供給は漸次減減、一方需要は無水醋酸、醋酸エー  
テル更に食酢方面と急激に増加、文字通り深刻化を示現、醋酸四社協  
定満期たる八月末に於ては直ちに運し、これを契機として四社間並に  
配給業者間に於ても當時と情勢を異にせるを理由に比率改訂を要望、  
現行協定を踏襲することに意見一致、單に三井の口頭率を〇・五%引  
下げを決定したるのみで新協定が再締結されたのであつた、然し需給

不均等は是正されるべくもなく遂に九月の中央物價委員会で公價が決定  
されて當局では根本的配給機構の整備を企圖、十月上旬これが配給統  
制規程を省令を以て公布、こゝに從來の機構を極力尊重したる新機構  
が整備された

### 耐火煉瓦

耐火煉瓦が製煉業の活況により僅々數年間に於て飛  
躍的な増産歩調を示し、十四年度に於ては遂に百二十萬圓(推定)に  
達したといふことは正に目撃すべき事實である、而してこの躍進をなすべ  
き原動力は消費率七十二%に達するといふ製煉資本において見出され  
るのであつて、製煉資本との提携が愈々濃厚になつたとは見えない、  
その上、高温高壓工業の發達は、耐火煉瓦の品質向上を要求するに至  
つたため、メーカーはこの點でも大いに努力を要するとなつたが、  
十四年下期に至り深刻化した燃料の不足は、この要求に副ひ得ない結  
果をも生むこととなつた、すなはちシヤモット、燧石煉瓦に於ては二  
十八番乃至三十四番の普通品は寧ろ生産過剰であるが三十四番以上は  
不足状態を脱しないし、珪石煉瓦は原料難から矢張り不足の有様だ、更  
にクローム、マグネシア等特殊煉瓦は甚しい不足である、一方新設會  
社は前年來全然認められないが、日鐵の製造設備擴張を始め昭和製煉  
日曹、大阪製業、淺野、旭硝子、日本板硝子等の諸會社の進出は煉  
瓦自給化の觀點からすれば意味深いものがある、會社の動きを見ると  
黒崎、川崎、鶴見の三會社資本系統の近頃化によつて業界の一大勢力  
となり、川崎はその傘下に廣瀬大阪耐火、岩手製業の二社を吸収、鶴

見は明智耐火を買収して各々増産趨勢を整へた

## 鐵鋼の生販管治強靱

### 鋼材界は低迷裡に終始

昭和十四年の鋼材市況は概して  
低迷裡に始終し極端な品不足と手持切符の過重に悩まされたが、それ  
にもかゝらず市場關係は勇退から賑々しく活況を呈し殊に日本鋼材  
販賣會社創立を中心とする配給業者間の動きには眞に矚目すべきもの  
があつた

### 配給機構改革試案提出

當時の共販指定問題を打つて一丸とし  
た全國鋼材商業組合では——共販組合を盟主とする配給機構の統一的  
一元統制を目標とした所謂鐵鋼商團案なるものを提唱し將來の配給  
機構は斯くあるべしと極め付ければ、恰もこれを反駁するかの如く全  
國鋼材特約店組織は鐵鋼配給會社案を提唱して徐ろに配給機構改革  
の方向を示唆する、稍々おくれれて日本鋼材を除く指定販賣人七社から  
も連名にて當々所信を述べた機構改革試案が發表され文字通り三ツ巴  
となつて活潑なる論戦が展開された、要するに問屋と特約店との實需  
賣りを離る多年懸案の紛糾に加へて永年指定商の名に於て權勢を恣に  
してゐた指定販賣人が一朝にして問屋に格下げされたことがこれに一  
層の拍車をかけ、事態は益々複雑化する許りであつた

### 概況—鐵鋼の生販管治強靱

### 販賣會社直賣説

そこへいづれからともなく傳つた販賣會  
社直賣説は配給業者にとつて正に青天の霹靂である、今まで販賣の難  
を支へてゐた全鋼團も遂に和戦兩様の構へにある特約店と連繫を保つ  
て販賣會社の直賣を難詰せざるを得なくなつた、一月十三日中井創立  
委員長から發せられた會社直賣否定の聲明は却つて現存配給業者の機  
能専重と協力要望を強調し會社創立事務局としては當然のことなが  
ら只當事態の圓滿解決を希求したのみ聊か出鼻を挫かれた感があつた  
然しながら會社側のこの言質はどこまでも單なる言質として轉視する  
もの多く依然として直賣を危惧する社には底固きものがあつた、言ふ  
までもなくこの問題の背後には低物價政策の強行を底邊とする配給機  
構の合理化があり、中間商人の廢除が控へてゐて共に配給數量の可及  
的漸減に備へて益々その必要が強調されたところに消し難い時代史的  
な意義があると云へやう、一時は牢固として抜くべからざる存在と思  
はれた指定商制度は一片の反古と化し弊履の如く全く顧みられなくな  
つてから時を移さず新指定問屋の資格基準の再詮議が行はれ、一運托  
生の朝も僅かに一朝にして決をわかつたなど、更に特約店組合員に就て  
も大巾の整理がなされたと等は蓋し配給機構整備の核心をなすものに  
して同時にそれらが何れも臨工省の綿密なる指示によつて進退が決め  
られた點で正に官許商業の名に價する強力な配給管理の階段に移つた  
とみるべきであらう

### 市場支配權

例の市場支配の圍繞に就いてもメーカーと配給業者  
間に相當穿つた言論戦が交換されたにも拘わらず結果は地區制の實施



によつて何れとも軍配は擧げられず、完全に商工省の牛耳るところとなつた、これは假令て創立された薄板、鋼力板、帶鋼を主力品種とする第二鋼材販賣會社—瓦斯管販賣會社を改組擴充した鋼管販賣會社—亞鉛鐵板工業組合の共販部を法人組織化した亞鉛鐵板販賣會社に就いても僅かに商品の持つ極めて微々たる機構上の相違を指摘しうるのみで全品種、全共販會社に共通したイデオロギーとも稱すべく實に昭和十四年度の最も顯著なる特徴として特筆すべき事情である、然しながら官治統制の巨歩は以上列擧した配給機構の整備にあるよりも寧ろメーカー側の生産管理に於いて眞に熾烈を極め見逃し得ない足跡を残したとも併せて考慮さるべき重大事實である、それは逆に生産管理の強化に連れて配給管理の進展を促したとみるのが至當であらう

小規模メーカー許可制

一般的にみて今日まで鐵鋼統制を強化且つ廣範圍に促進せしめたものは動機に於いて多分に對内的なものを藏してゐたが、今や歐洲動亂を契機とする國際情勢の變化は單に國內の趨勢に即應してその要求を充足せしめる以外に好むと好まざるにかゝらず全面的に對外關係を考慮に入れる必要に迫られ統制策も從つて自らその方向に吸収され統制の範圍は著しく擴張され同時に強化された、消極的には消費統制の強化、民需抑制の徹底化を企圖すると共に百尺重頭一步を進めて製鐵事業法の規定趣意未滿に達しない小規模メーカーを含めた全製鐵業者に對し全面的許可制を實施し材料の逸散を防止して有効適切な集中生産の方針を闡明した

一方生産統制は廢除依存の製鋼法を根底的に修正せんとして既に十四年度十一月の生産割當に於て一部を具體化したことでも動もすれば原料部門に於て破綻し勝ちであつた我國製鐵業もこれによつて漸やく對外的の動向から逸脱しうる可能性が窺見されたわけである、所謂酸性煉鋼への前進開始は一見して平凡のやうであるが諸原料を海外資源に負ふところ絶大な製鐵業對下の生産條件に於て單に廢除に限らず鐵石もまた近主運從主義に即して第三國より國内へと漸次自給化への堅實なる地歩を固めつゝあることは今後の發展動向を示唆するものとして期して俟つべきものがあらう

當局の對策と日鋼聯

商工省中央物價委員會特別部會は昨秋鐵鋼對策要綱を作成直ちにこれを政府に咨申した、その生産對策、價格對策、統制機構の一元化等は何れも本年度に於て解決さるべき緊急不可缺の難問擧ひたるを失はない、斯の如き情勢にあつて銳意陣容の整備に専念し鐵鋼統制新段階に處して舊態未事務局の刷新を斷行した、日鋼聯の本年度に於ける活躍こそは眞に期待して然るべきものがあらう

鉄鐵は依然需給不均衡

鉄鐵は日鋼聯製鐵會社の設立以來名實ともに日滿兩國の鉄鐵一元統制機構としての威力を發揮し始めたので配給秩序は頗る整然たるものがあるが、需給關係はそれとは別個に依然均衡を失し相當の痛手を蒙つた向きも可成りあつたやうだ、

事實需給の蒙つた痛手は決して想像に難くなくその體左には長年の品不足が影響して皆無のため耐久力がなくなつて冬眠状態を現出したことも再三でなかつた、それだけに僅かな配給量も燒石の水となつて市況は益々惡化する許りであつた

然し生産關係を一瞥すると必ずしも惡材料の集積ともみられず十三年末には釜石製鐵所の七〇〇噸爐の火入れを嚆矢として中山製鐵五〇〇噸、小倉製鐵三五〇噸、廣畑製鐵所一、〇〇〇噸、輪西製鐵所五〇〇噸の各熔鑪爐の出鉄が見込めたのであるから殊に火入れの多かつた下期に於ては差して懸念することもなかつたやうであるが、それにもかゝらず積出は四半期間通れて實需點を過ぎたことは事實である尤もこのうち小倉、中山の兩社は純然たる自家消費用のものであるから實需點とは直接關係のないやうなもの、それだけ日鐵の供給を差引くから結局間接的に影響するものと云わなければならぬ、然しながら需給均衡の破綻は製鐵所よりも寧ろ需用者に於て顯著なものがあつた、それは内地鉄が概ね製鋼用に充てられ需用者は滿洲鉄及び印鉄に割當てられてゐたところが、滿洲鉄が現地の出鉄低下によつて物動計畫による豫定數量の半分も見込み得なかつたこと、併せて印鉄が爲替資金の關係から涉々しく輸入し得なかつた二つの理由に基づくもので兩々相俟つて需用鉄の不足を拍車づけるに至つた

配給機構整備—需給關係は以上の如く亂雑持續の慘狀を呈し

たが、他方、配給關係も會社が強固な國家的地歩を占めてゐるだけに態度も亦極めて強硬なものがあつて配給業者をして安易な譲渡境に彷徨せしめてはおかなかつた、配給機構の整備は單に普通鋼材に限らず鉄鐵にも波及した、共販會社時代からの纏綿たる歴史を有する指定五社も時勢の動向に抗し切れず指定問題としての地位を甘受し舊問題との間に販賣分野を取極めて泣涙入りとなつた、而して新販賣機構は四月以降賣約の分より直ちに實施された

日本鉄協協成

日鐵、昭和製鐵の共販鉄が以上の如く整備された新販賣機構の下に嚴重なる配給統制が實施されてゐたのと反し鶴見、淺野鉄を筆頭とする盟外鉄は甚に跳梁跋扈々當局の統制秩序を紊す憂ひがあつた、事實小規模メーカーの如きは開放しと稱して浴鉄を機補用の器型に流して立派な産鐵製品となし高値販賣する向きもあつたので商工省は急遽これら盟外鉄メーカーを招致して自家消費メーカーと社外販賣メーカーの二種に分類し前者に對しては製品並に用途を當局へ報告せしめると同時に後者に就ては別に日本鉄協協成を結成せしめこれを日滿鐵鋼販賣會社の傘下に收めて盟外鉄統制の總元桶とした、爾來盟外鉄の配給證明書は鶴見製鐵を除いて全部同協成會社で發行するとなつたが、品質、數量ともに千差萬別の盟外鉄にとつて事實上嚴重な價格統制は實施さるべくもなかつた、然しこれとては丁をみるよりも明らかなところでおそらく今年度に於いて實現するものと期待されてゐる



回轉鐵鋼 このほか洋炭業者の休轉を活用して一石二鳥の利を狙つた回轉鐵鋼は最初企畫院で年間四十萬噸と計算して世人を瞞目せしめたが、期待に反して振付なかつたとも十四年度の教訓的收穫の一つであつた、これには下期に入つて重工業界全般を風靡した石炭飢饉に左右されること多大なものがあつたとも理由の一端ではあるが何んといつても洋炭製造との競争が却つて製鐵業本來の發展を阻止する結果となつて不振の要因をなしたと見做す可い事實であつた

ルツペ 最後に十四年度の新製品とも稱すべきルツペに就て概略を述べてみる、ルツペは昭和十二年昭和製鋼と三製鐵業との共同出資によつて獨逸タルツペ會社から購入したタルツペ式直接製鋼法の東洋特許權に基いて三菱製鐵が北鮮茂山の鐵礦處理によつて得た本邦最初のものでスタラツプの代用に供される、昨夏試作品を滿載した第一船が内地の某製鐵メーカーへ入荷するや、商工省は早速これが市販を豫期して配給統制の必要を痛感し直ちにルツペ配給統制案なるものを作成したが、その件子はルツペを鉄鋼と看做して日清鐵鋼會社をして買取事務を代行せしめ鐵鋼統制會社が販賣の面に當ることになつてゐるが、その具體的實施は本年に入つて行はれる方針である

特殊鋼 特殊鋼協同會を組織とする本邦特殊鋼統制は事實上昭和十四年から實質的段階に入つた、先づ特殊鋼全般に亘つて標準規格設定の必要が叫ばれ炭素工具鋼、特殊工具鋼、高速度鋼、構造用鋼の

順を追つて夫々含有成分が規定され、引續き協同會協定の協定値段が全品種に制定された、從來何んら價格上の基準を持たなかつた特殊鋼にとつて假令自治的なものにもせよ一定の基礎を確立したとは取引の明朗化を期するうへに大なる効果があつた、然し商工省の許可を得て發表された建値は二、三流メーカーの採算を無視した一流メーカーの獨断なりとして非難の聲が放たれた、スタラツプの不足對策について協同會は商工省の諒解のもとに陸、海軍省を訪問し窮狀具陳に及んだのもその直後のことであり、惡流メーカーにとつては材料難と利潤の制限に板挟みとなつて苦窮を呈した一時期である、然しながら統制は全般的にメーカー側の生産條件の不備も手傳ひ運々として拂らず、嚴に決定した協定値段の如きもその儘率直に販賣業者によつて遵守されてゐる様子もみられなかつた、茲に於て商工省は配給統制の趣旨徹底を期するため官民協同懇談會を全國各地に開催し商工省、協同會、鐵鋼製品工場が文字通り三位一體となつて遊説を試みたとは注目に値する、商工省の決意は更に固固として搖ぎなきまで徹底化し遂に同年四月一杯を既契約物の整理期間に充て五月一日より本格的に配給統制に移るとなつた、その間協同會は幹事會社の増員を行つて機構を強化する傍ら配給關係も指定販賣人、特約店とも全部決定した、だかこの配給統制の本格的實施も所詮日淺くして重大難關に逢着せざるを得なくなつた、所謂統制品と統制外品との摩擦が統制の運行を阻害するに及んで殊に在庫保有を認められない特約店に至つては賣力、在庫とも豊富に指定販賣人の好策に陥る危険性ありとみて疑心暗鬼の狀態

にあり極端にいへば配給統制に重大なる頓挫を來した

八割販賣 これに對して商工省はハガネ組合聯盟の強硬な反對を押し切つて二割引の八割販賣を主張し結局統制品建値で販賣するに一時妥協が成立した、以上の如く配給並に消費の統制に専念した商工省はその反面協同會を贊助して生産統制の實質的強化に乘出した、ガに盟外物に屢々見受けられる粗悪品の徹底的拂拭を期して製造技術の進取向上を企圖し最後に特殊鋼製造作業標準を大成したとは特殊鋼史上劃期的な躍進振りである、これら既存特殊鋼メーカーの技術的發展と對比して小規模の新設特殊鋼會社の播置問題も時而稱一考に價する事柄でこれは特殊鋼統成全體の確保を期するうえには是非とも速急解決を要すべき一個の社會問題となつた、何故ならばその自由放任は粗悪品の横行を誘致し剩へ不足せる原料を糶食するうえにコスト高によつて生産原價が不當に釣上げられる可能性があるからである、これらのうちには時局に便乗して漁夫の利を狙ふ惡質のものもあつて商工省は嚴に抑制する方針をとつてゐるが、このため協同會は専務理事を中心として協同會メンバー五社を以て入會資格調査委員會を組織し更に二部制を採用して原料供給上に萬全を期した、斯くして特殊鋼統制も年度末となるに及び益々強化の一途を辿り來つたが、歐洲事態を直接動機とする諸情勢の逼迫は遂に自治統制を一擲して官治に就かしめこゝに特殊鋼統制は一大轉換期に直面するに至つた、配給統制も亦法的措置に基つて嚴重規定されることになつてゐる、特殊鋼は斯くて軍需優先配給の嚴則を確保すべく更に一段強化された新段階へと移るわけである

ニツケル 政府は第七十四號會において純國產ニツケル増産奨励の見地から國產メーカーに對し助成金を交付すべく豫算二十三萬圓を計上通過したが、從來國產物としては僅かに製鋼副産物の硫酸ニツケルを少量生産してゐたニツケル界にとつて政府自ら乘出した助成策は全く千天の慈雨にも等しく國產振興の氣は瀾漫した、貧鋼處理法によつて粒狀メダリツク・ニツケルの精練に成功した日本ニツケルは餘勢を驅つて特殊鋼への一貫作業を確立した、同じく千葉縣下の蛇紋岩を製煉する鶴川ニツケルは資本金一千萬圓の別會社鶴川ニツケル工業を創立しフェロ・ニツケルの東京工場、純ニツケルの鶴川工場の建設に乘出した、日本鋼業は引續き佐賀製鐵所でフェロニツケル月産五〇噸を出してゐるが、これはニューカレドニアの鐵石を用ひてゐる、元來稀有金屬資源に乏しい我國としては殊にニツケルなどその大半をカナダ及び南阿に依存してゐる様だ、日曹、住友金屬工業、昭和鋼業三製鐵業等の一流諸會社は何れもニツケル製煉計畫を有し現に着手してゐる向きもあるが、鐵石對策はすべて前期の範圍に屬するもの許りである、尤も昭和鋼業は例の大江山ニツケル鐵石を使用し七尾セメントの休轉廠でフェロ、ニツケルを製造すべく既にタルツプ輸入組合とも瞭解成り、又その試作品も極めて良質のニツケル含有(四一五%)ルツペを得るに至つたので目下大規模な工業化を計畫してゐるやうだその他本年度において實現を期待されてゐるものに日本高岡波重工業のフェロ・ニツケルがある、從來朝鮮及びブラジルの鐵石を使用してゐるが、本計畫では九州大分縣下の石山ニツケル鐵石を用ひるとになつ



てゐる

金屬及び合金ニツケル、メーカーの現状は以上の通り極めて多彩で而もその将来性は未知數に近いが、國産メーカーと輸入メーカーを比較してみると前者は運々たる歩みではあるが頗る堅實な發展振りをみせてゐるのに對し輸入メーカーの苦惱は日を追つて深刻化してゆくやうだ、設備、技術よりも原料の手當を第一とするこの種の企業にあつてその原料を海外に仰ぐ輸入メーカーには歐洲動亂勃發の響きは想像以上のものがある、本年度のニツケル界は斯の如く悪化せる生産條件に立脚して國產擁護の徹底的方策のもとに生産力擴充の線を邁進するものとみられるが、政府の繼續助成と相俟つて各メーカーの増産計畫がどの程度まで進展するかは資材、動力等の關係からみて蓋し興味を中心とならう

線材は大勢不變

線材界は依然根本的の變調を來さず製品方面も原料の不足から需給に至つて不調清を極め市場の關心は日本鋼材販賣會社の設立を繞る諸情勢に集注され將來の地歩確立に重點が置かれてゐるやに窺はれ所謂嵐の前の静けさに非ずとも木枯を忘れた小春日和の觀を呈し、兎にも角にも年初三ヶ月程は概して凡調に推移したが匯工省告示を以て公定價格を設定し値段の引上げを禁止してから漸く需給状態は幾分緩和され更に匯工省臨時物資調整局第一部長より日線工場理事長宛て、針金、鐵線の生産減少とその需要増大とに鑑みこれらの製造業者より離れたる地における配給の潤滑を缺く實情を見て軍需並びに一般需要に對する國內配給の適正を圖る必要から遂に配給

統制の實施に乘出すこととなり左の如き配給統制要綱（抜萃）の通牒を設し配給統制の第一歩を踏み出した

一、統制組織及び統制方法

中央釘針金鐵線配給協議會を設置し同協議會において匯工省の監督の下に各品種の生産比率及び配給數量の決定等を行ひ右決定に基き製造業者の統制團體（日線工場）及び販賣業者の統制團體（商業組合）をして生産前に配給の統制を實施せしむ、なほ地方販賣業者に配給された數量の消費者別（金物小賣商及び小口需要者）配給數量については地方長官の監督下に地方釘針金鐵線配給協議會を組織せしめこれが決定をなさしむ

（イ）製造業者の統制團體

釘、針金、鐵線の製造業者は日線工場（東京鐵線工場、大阪鐵線鋼材製品工場、兵庫縣線材加工工場、愛知縣鐵線鋼材製品工場、福岡縣線材製品工場）を組織するを以て右工場を以て製造業者の生産數量の割當、販賣業者間の販賣數量の割當、配給の調整その他配給協議會の決定に基き統制の實施に當らしむ

（ロ）販賣業者の統制團體

釘、針金、鐵線の販賣業者は日線工場の選定したる指定問屋及び地方問屋に夫々分ち統制團體を組織せしむ斯くして漸く統制は本格化するに及んで需要も比較的スムーズに行はれ特に製品界は漸次状態を改善し日本鋼材會社の創立の完了と同時に品薄の市場はホツと一息を入れた形となつたがその業務の開始遅延のため運營

方針に對して價調が下され積極的な動きは見られず商内は整理に傾き需要家にも前形勢觀望の感を生ぜしめるに至つた、値段は規定通りをカツチリしてゐるのみならず兎もすれば不心得にも高値が現はれ勝ちといふ情勢であり品物はあれば引つ張り風に拘へ込まれる始末である、要するに問屋は肩を透かさねばならぬ現品は持つてをらぬし賣出しが極減してゐた結果高値先物を抱へてもをらず且手持切符の消化に苦勞してゐる始末で自ら進んで賣抜ける必要がなく一方買需筋は材料難から古い仕事が付かず納期に迫はれる仕事に賣められてをり且また手當可能のものは無條件に買約を敢行して置かねばいつの日再びその物に纏り合ふか知れないので材料漁りに精の目盛の目ならざるを得ないからである尤も昨今は切符制度にも價れない油は損れぬとも十二分に沈思される様になり買需兩面共徒らに慌てふためかぬやうになつてゐるがこれは決して過去においていふ閑散ではない、畢竟するにすべてが品不足に制御されて所謂大勢不變に推移してゐるといふべきで昭和十四年の線材界はこの大勢不變の四字で概略は盡きると思はれる

帶鋼界意氣消沈

帶鋼界は依然活潑なる荷動きを見せず五月上旬に至つて薄板、氣力、帶鋼を以て別個に共販賣會社を設立すると大體の決定を見、鋼材配給擴充整備を圖るため薄板、氣力板共販賣と共に特別委員を選任して今後の方針を研究するとなり更に帶鋼共販では北支、中支、南支の所謂アロック向輸出帶鋼取扱に關し問屋は

概況—鐵鋼の生産管理強固

興亞院の發行せる適當證明書を以つて帶鋼を賣入れこれを内地において加工の上輸出するものとし帶鋼そのまゝの輸出は取扱はないと決定し輸出に對する取扱方針を嚴にした

第二鋼販具現

斯くて準備中の第二鋼販會社は急上具體化し匯工省より指定問屋を設し指定問屋と特約店の二段階制となすべく配給機構整備案を決定しその資格基準の設定が鋼材聯合會より發表された、即ち

一、指定問屋は指圖配給をなす機關にして在庫を持たざるを原則とし各品種毎にこれを定む

二、資格基準

（イ）舊指定販賣人

（ロ）舊指定問屋にして各品種別につき昭和十三年七月より十四年六月迄の一ヶ年において共同販賣組合と買約せる數量左記題數以上のもの帶鋼二、五〇〇噸（薄板七、〇〇〇噸、氣力三、五〇〇噸）

（ハ）問屋口錢に關する指示

指定問屋	
卸 賣 口 錢	一 分
實 需 先 口 錢	一 分
特 約 店	五 分

と決定されたが右口錢比率に關連し指定問屋に推薦されたもの、中多數のものは口錢率良好なる特約店を望み自發的に一時辭退し指定問屋



と特約店を結んで一波瀾があつたが漸くにして次第に十一月十日には第二鋼管販賣社の創立總會が開催され社長に日鐵から古井保太郎氏が就任してこゝに會社設立問題も終符を捺し十二月一日より營業が開始されるに至つて鋼管共販も會社内に包含されこゝに同共販は文字通り消滅するに至つた

**鋼管** 生産力擴充の基本的資材として不可欠の鋼管の需要は年々激増を見せてゐるが、その需給は益々不調となり問屋の手持切符は依然量を増すのみで荷捌きは甚だしく困難を極め鋼管界は昨年引つゞき苦境に喘ぎ共販では十月以來年末迄の賣出しを中止して専ら切符の整理に意を注いだ

**日本鋼管販賣會社創設** こゝに於て鋼管共販では日本鋼管、住友金屬工業、尼崎製鋼、日本特殊鋼管、東洋鋼材の五社提携裡にその陣容を強化し販賣機構の整備確立に呼應して一路鐵鋼統制に邁進し新たに日本瓦斯販賣會社を改組して資本金を五百萬圓に増資の上、日本鋼管販賣會社の設立を意圖し十月二日には第一回拂込を徴收して鋼管共販關係各品種に亘り全國的の一元販賣統制機關として誕生するとなつたのは鋼管界における一つの大きな動きであるが今一つ特筆すべきは組合設立後一年有餘の久しきにわたつて沈黙を破つてゐた日本引拔鋼管工業組合が材料管問題に端を發し鋼管共販と意見の相違を來たし飽くまで對立状態をつゞけ遂に所期の目的を貫徹し組合としての雄叫びをあげたとである

即ち統制から脱出せんとする共販側がその地位を利用して丁組斷崖の聲に出で紛糾は何時果つべしとも思はれなかつたが漸くにして當局の言を容認しさしめ強腰の共販側の諒解する所となりこゝに材料管問題も大團圓を告げるに至つた、昭和十四年度における鋼管界は右事實に示す如く相當の波瀾曲折を描きこゝに種々の難題を突破しすべてのものは鋼管販賣會社の中へ吸収され全國的の販賣統制機關の出現を見るに至り而して第二販賣會社との合流が意圖されるに至つた

**波瀾萬丈の鐵屑** 鐵の加速度的需要増加、生産力擴充に伴つて重要性を増して來るのは鐵屑である、製鋼原料として鐵屑を使用するとは生産費を低下し易い鐵鋼材を供給するのみでなく設備によつては不可欠の條件となる、而して我國における鐵屑の推定需要量は〇〇〇〇と算せられてゐるがこゝのうち國內で供給し得るのは僅かに半分であり残りは海外に依存せねばならない、従つて今日の我國の狀態に於てはその使用を極度に制限し以て有効なる供給と使用を行ふことが下の急務であり統制の波がこの鐵屑にも及ぼしたのも亦宜なるかなである、この鐵屑の統制は適切な輸入と國內品の蒐集、配給に主力を注ぎこれと併行して公定價格の實施に依る價格の低下策となつて現れるに至つた

**協調會生る** 斯くして十四年の初頭には全國鋼鐵業者の橫斷的連結をなすべく指定面を打つて一九とする協調會が結成され集荷價格の協定、指定面と非指定面との共存共榮等の重要な使命の遂行に

起ち上つたがその後指定面合同の一つの現れとして大阪と北海道に蒐荷會社設立機運が漂ひ設立の噂は暗夜の一燈として行詰りつゝある指定面の現状打開に突進すべきものとして期待された、斯くする中歐洲の一角には戰火の渦が捲き起され砲火煙臭は國境を問はず擴大しそれと同時に我國鐵管界に響いて來たものは價格騰貴の聲である、今日鋼管を公定價格の軌道に乗せる迄にはどれだけの業者の犠牲が供されて來たか、今次歐洲戰爭には我國は不介入方針であり専ら支那事變の處理に邁進するとしたならば或ひはまた歐洲戰に因る價格變化で軌道に乗つた鋼管が再び患感性のものになつたならば次に來るものは何であるか、延いては今日迄繰返された開取引の誘致とならざるは誰が保證し得るか愕然たるものがある、一方古鉄にも指定面制度を見るに至つたがそれら業者の献身的回収があつたにも拘らずその集荷は不振を極めたがその原因を探求するに價格の點に可成り事實的原因が存在してゐると思はれる、即ち昔より鋼管と古鉄は三割乃至五割の値相があつたが現在では殆んど同一に近いものがあり鋼管より古鉄を撰別するに際し成算的に不合理な點が伏在し益々古鉄回収の能率を下げ一因となつたと見てもよい、何れにしても昭和十四年度の鐵管界は波瀾萬丈を極め今後恐らく同様の状態が續くとは必然といはねばならない

地金界、統制軌道を一路兼進

國內銅順調に進展 戰時物資の確保充實のために凡ゆる重要物資は戰時目的遂行に移行して戰時統制の整備を見てゐるが、銅に

概況—鋼管の生産管治強制

おいては一段とその重要性測り知れないものがあるため、鐵鋼同様速早く戰時統制の完備が終り、従つて昭和十四年度の國內銅界は昭和十三年度に比べて餘りにも波瀾に乏しい一年であつた、即ち銅の戰時統制は商工省内に商工省關係官、企業院、大藏省、陸軍省、海軍省、逓信省、拓務省の各關係官、日本鋼統制組合、電線原料配給統制協會及び伸銅用銅強配給統制協會の各代表者を委員として昭和十三年三月設置を見た銅配統制協議會によつて需給計畫を決定してをり、これを中核的機關として、その傘下に事務的機關、即ち實行機關として元の産銅カルテルメンバの日本鐵業、古河合名、藤田組、三菱鐵業及び住友鐵業に、新加入の昭和鐵業の六社により昭和十三年三月結成を見た日本鋼統制組合によつて國內銅は勿論、輸入銅をも統制し單一價格を以つて需要者に配給してをるが、昭和十三年十二月一日より銅給銅等配給規則に基づき、同組合の統制事業に法的基礎が與へられるに至つた、一方消費統制は昭和十二年十一月、昭和十三年四月、同八月の三回に亘り使用制限の強化が實施され使用制限の強化と一元的配給統制の實施によつて銅の戰時統制は一應完備し、専ら軍需集中主義に押し進められこれのために民間入手は全く窮屈化してゐる、斯くて使用制限の徹底と共に昨年上半年期においてはこれがため完全に沈靜を觀けたが、下半年期に至つて歐洲動亂の勃發及びアメリカの對日通商協定廢棄等の鳴物が入り、多分に神經を鋭がらせるに至り、爲替高、船隻難等に伴ひ今後の入荷薄が見込まれ、多分に海外、特に米國よりの輸入に仰ぐ關係上、これが對策を考究勞々採算惡化(大體輸入採算百



三十日より産鋼會社側においては積極的に鋼統制組合建値引上げ(大體百底三十日見當)を要望するに至つたが、政府は低物價政策上勞々九月十八日發令の物價引上げ禁止令を待出し十一月までには遂に百底百七圓の据置強行となるに至つた、尤も當局では情勢考究の上業者の要望に副ひ一舉に百底當り廿八圓方の大巾引上げ、即ち百三十五圓と改訂するに至つた、何れにしても昨年度は下半年特に十月以降において多少小波瀾を呈したのみで、統制全軌道に乗つた感があり順調な進展振りを見せた、なほ政府は生産力擴充計畫を積極的に強行實施するととなり七十四圓會における青木企業總裁の聲明によれば、十三年度を一〇〇基準として鋼は一八〇の増産目標が立てられてをり、これが完成は大體十六年度とされてをり、日瀆支一九とする鋼増産計畫が著々進められてゐるが、これが軌道乗りは種々の情勢により多少遲延してゐる模様である

増産へ邁進の白金物

鋼と共に戦時上缺くべからざる鉛、亜鉛、アンチ等の白金物は亦同様に昭和十三年度に於いてその戦時統制が確立されてをり、従つて全面的に白金物界に昭和十四年度に於いては統制軌道をたゞ一途に歩んだのみで、比較的活氣を缺いた、即ち白金物の戦時統制は昭和十三年度に於いて輸入、消費、配給の三段階に分れて統制全軌道に乗り、需給調整及價格統制を目標として設立された鋼統制組合及び鉛、亜鉛、アンチ統制組合もその事業を開始した、頭初は配給事務の進捗に於かず支障を來したものの、その後には全く軌道に乗つた感があり、一方組合常務理事の事務的練達と工業組合、統制會その他の創設による需要者側組織の進展に、更に合金用、各種金屬購入の総合的申込交付により白金物配給は一層開通となつた、使用制限の強化とその應旨の徹底による一般の購買申込みが嚴禁されて來たことも組合事業の發行上に少なからぬ便宜を齎した、下半年に至つて歐洲動亂の勃發を見海外の儘盤を見たるも、我が國は高度統制下に

徹底により一年間を通じて集荷低價を極め、各關係筋への配給も連れて減少、製鋼界へ與へた打撃も可成り深刻なものが覆はれた、その一面としてリンク制を採用、極力配給増加に乗り出したものと、前記集荷不足に依り期待した程の成果も上げ得られず、依つて會社ではリンク制廢止も考究されてゐる

伸鋼統制一步前進

電鋼、故鋼の統制進展と共に伸鋼製品界に於いてもその統制強化は各方面に於いて進められて來たが、七月に至つて電鋼を原料とするメーカーに依つて結成してゐる伸鋼統制協會に於いては新配給機構を整備するとともに、配給品に對する新價格を決定、一齊に引下げを行ひ、統制を一步漸進した、而してその傘下に販賣業者を第一次問屋東京廿一、大阪十八、京都、名古屋各三合計四十五店及第二次問屋制を設け、第一次問屋は従来の伸鋼製品販賣會社加盟問屋を整備し、統制の圓滑化を圖る目的より東西伸鋼製品販賣會社の設立を見、茲に伸鋼品の統制は強化された、一方再生品も七月自廉價格が發表され、當局の方針に則り極力統制に順應氣分が見られたが、何分依然として電鋼製品より高値によるため、當局では加工買引下げを繼續してをり、新年度に於いて何んか具體化する筈で全面的に統制は強化される譯である、なほ統制備立過渡期及び軍需向け激増により一般問屋向けに配給された品物は著しく減少し、昨年度に比べて各關係筋共入手に一段と厳けすり廻つたものである

恥づべき土建界の一年

資金調整法、輸出入品臨時措置法、その他商工省物資調整局の目覺ましい活動は物資使用制限に關する統制法規の類を見、加ふるに歐洲

概況—恥づべき土建界の一年

あつたため、表面冷靜を保つたものの、採算悪化及び今後の入手仕難人氣より多分に反響を示すに至り、その第一として採算高に伴ふ組合建値引上げ運動が展開されたが、政府は低物價政策上乃至は物價釘付令の發令等に依り容認するに至らず値上げ問題は積極に持ち込されることになつた、なほ政府では専ら増産達成に注力し、十三年度を基準として約九割、亞鉛約七割、鋼約二倍の増産豫想を立て昭和十六年度末完成に向つて邁進してをり、支那事變第四週年を迎へて大陸資源開發は愈上助長されて行くことにならう、何れにして白金物増産達成に政府は本腰を入れてをり、その成果は期待されてゐる

故鋼集荷難深刻

伸鋼界の集荷を調整すべく昭和十三年末に創立を見た日本故鋼統制會社はその創立目的にもある如く各工場電鐵、電燈會社、各家庭は勿論官廳方面よりの故鋼を總て一括して集荷その配給の衝に當る仕組みとなつてをる、而して本品の統制は昭和十二年十一月の使用制限令に關して十三年十二月より配給及び價格の統制段階に進入し、前記統制會社が一括してその衝に當つてゐるが、何分にも統制應旨の不徹底と複雑多岐に亘る品種等により開取引價出、統制會社傘下の代理店層に於いても二、三不正業者を出した程で、當局では十四年六月一日統制規則を改訂集荷に積極的に乗り出した、然し依然たる集荷難により毎月東西合して二千五百餘噸の集荷を見るもので、頭初豫想に比し實に僅少となつてゐる、加ふるに歐洲動亂勃發による鋼價の引上げ人氣の出現に依り九月以降は一段と思惑遊蕩人氣も手傳つて一千餘噸の大減價を示すに至つてをり、各方面に於いてその再考が叫ばれるに至つた程である、何分鋼は戦時上尤も重要視される物資であり、これが需要の大半を輸入に仰がねばならない情勢にある所より、鋼屑の再生は尤も重要視されてをり、この際斯る故鋼の集荷不足を來たすとは甚だ遺憾とされ當局では強制集荷の吐ききめてゐるとか傳へられる、兎もあれ故鋼界は暗取引の價出及び統制應旨の不

統制の勃發によつて統制經濟は愈々強化されるに至つたが十四年度に於ける我が土木建築業界を顧る時、その餘りにも混亂せる状態は大いに恥づべきことではなかつたか、その歩み來つた足跡が歴々のであり歐洲動亂の勃發は可速度的に資材逼迫を告げ下半年に至つては全く瀕瀕に陥り、資材の乏乏と苦難の過去であつたと云へ、明らかに業主側面に購買業者、殊に資材界の狼狽が觀取された、支那事變勃發後の統制經濟は強化の一途を辿り本年度に至りて本格的體勢を整へ、不慮の大工事、美術建築物等は完全に封鎖されるに至り、一方民間官廳共に直接間接軍需關係工事は緊急且つ重要性を増し、極度の壓迫的繁忙であつた、斯かる非常時再認識のもとに現行建築物法の新味が期待されたのであつたが、何等得る所なく木造或は煉瓦造等に逆戻の結果を示したことは甚だ遺憾と云はざるを得ない

防空建築規則實施

この結果、防空建築、設備の再認識が叫ばれ十四年一月市街地建築物法令の改正をみ、價いて四月一日より防空建築規則が實施され、内務省では防空研究所を新設しその他木造建築物取締規則(商工省、十一月十三日より實施)全國市街地既存家屋の防火改修或は市街地空地々區指定案專本建築抑制と木造建築に對し、防空、防火對策が講ぜられた

人的拂底の悩み

而して土建界の最も苦痛の種は技術者、勞務者の人的拂底であつた、事變勃發と共に出征勇士相次ぎ、且つ股







路の舗装を議決、その他國門海峽改良計畫に關門トンネル修整計畫は總額一億圓、内十五年度一千萬圓を以つて着手することに決定、國鐵の東海道新幹線計畫に先行して東京—下關間自動車國道の新設計畫を樹立、或は直轄河川、港灣、砂防計畫等土木關係新規要求費一億五千萬圓(年度豫算は別)を計上してゐる、鐵道省に於ても十四年九月、鐵道新幹線調査會に於て東京—下關間の新幹線敷設を決定、前に具體事項の議決をみた、而して愈々十五年度より着手することゝなつたが新幹線は軌幅四呎八吋半、複線とし東京—下關間を九時間で走破させ、十ヶ年繼續事業として總額五億五千六百萬圓、内十五年度は八百萬圓を以つて用地買収等に着手十六年度より着手することゝなつた、次に文部省では十四年度より着手の新設七高上繼續事業第二期工事と共に高等農林、水産學校の新設を企圖、東京市に於ては朝母市長就任と共に都市計畫による人口一千萬人帝都に對して行政、文化、防空、教育、軍事援護、社會、保健、産業振興、水道、工業地帶造成等各種事業の綜合計畫を樹立、總事業費五億五千六百七十七萬圓の巨額を以て財政十ヶ年計畫のもとに逐次具體化を圖り着手することゝなつた、之は將にユートピア東京の感があるが市の十五年度事業としては、年度繼續事業たる小學校建設、共同作業所、工業指導所、防空公園その他施設、既存木造家屋の防火改修、或は第三次水道擴張計畫、皇紀二千六百年記念事業等時局色濃厚なる工事が山積して

ある、その他國門の急を告げてゐる電力對策に日本發達電の九億五千七百萬圓の巨費を投じて十ヶ年繼續、東振の十七年度迄に十七ヶ所、合計電力十八萬二千四百九十キロワット時發力の兩社發電所建設計畫は前年度に於て漸く計畫化を脱して本格的施工期に入り努力、資材、勞務等に備つても鐵道工事の進捗を期してゐる

滿洲國及新支那 設意開發事業に邁進する滿洲國は庚申七年を迎へて益々飛躍を期してゐる、而して滿鐵を中心にして庚申七年度に於ける土木建築事業計畫は前年度繼續事業を加へると實に六億圓の巨額に達し稀有の數字を示してゐる、技術者携底もさるゝながら、滿洲國に於ける資材難は豫想以上である、政府當局では事業遂行の萬全を期するため積極的支援に乗り出し、滿洲國土木建築協會を改組強化して滿洲國法人となし、鐵材、セメント、木材、煉瓦等主要材の國産配給と内地購買、建築業者の進出に至便を圖る等副現狀な進展をみ、あるとは購買に堪へない、なほ治安回復なつた北、中南各地新支那に眼を轉ずれば東亞建設百年の大業は新らしく大きな表となつて現れて来る、その興亞大業の基礎は先づ以て土木建築事業である、既に興亞院と維新政府との連絡の下に各地重要都市の都市計畫を初めとし全般に亘つて事業計畫を樹立着手と進捗しつつある、而して内地有力業者は陸續として大陸各地に進出し、業界各種機關も支部設置を計畫し漸次組織化されつつある、然しながら大陸の視野は餘りにも廣く抱擁力は大きい、従つて需要力は甚だ旺盛である、技術者供給はもとより根本問題たる資材供給に就て内地建築メーカーの積極的進出と、現地に於いて生産供給の急務なるを一言附記して置く

工業日誌

昭和十四年(一月)

十日 貿易官民懇談會開催△輸出中製品統制會公布、△鋼山用中空鋼の配給統制實施の爲配給統制協議會設立△東洋機械株式會社創立總會大阪商工會議所に開催、資本金一千五百萬圓四分一拂込、社長小野耕一氏△大阪鋼造品供給調整協議會の發會式三休橋ビルに開催、加盟工場は約五十組合

十一日 企業院總裁に青木一男氏親任、全鋼商組、鐵鋼配給二元化要求案を示△内地中小鐵工廠の洲滿移轉計畫具體化、商工省關係府縣に實情調査を要請△西工省工業指導所大阪事務所、府工業獎勵館に開設△西農組合中央會大阪支部主催大阪自動車商會組合協議會商工會議所に開催ガソリン車にゴムタイヤ配給に關し當局に陳情決る

十二日 日滿鐵鋼對策原案は内地は鋼材製品本位に、滿洲は原料中心主義に意見一致、東北六縣下十三縣を統合する東北ゴム工業組合設立計畫具體化し發起人會、仙臺商工會議所に開催

十三日 鋼材配給會社設立△日糖、南支糖業調査團派遣に決定△轉失業對策協議會設立、會長に松井春生氏就任△興亞院初會開催△滿蒙鐵道會社本年度一千七百萬圓△内務省、全國道府縣經濟警察事務所長會議を本省會議室に開催、經濟統制の新事態に對處すべき經濟警察方針を指示△東京市主催、大々都市建築技術官會議九ノ内會館に開催△日本鋼材販賣會社創立委員會議、新會社の聲明書發表さる△東京商工會議所、轉失業對策協議會設置に決る△日本農務鐵工業組合聯合會、日本農務鐵工業組合に改組さる

十四日 鐵鋼配給協議會創立内定

△移民政策檢討研究會開かる △外國發達基金利用品目に生ゴムを追加△西工省高橋事務官を中心中小鐵工廠洲滿移轉懇談會、大阪府廳に開催△日本石綿製品工業組合聯合會創立委員會議△二月七日創立總會開催に決る

十五日 中京機械製作所創立總會名古屋商工會議所に開催△日本ベニヤ板工業組合聯合會創立總會、名古屋木材組合事務所に開催

十六日 對滿セメント出荷本年度五十萬噸と契約設立△國民職業能力申告に基づく指定職業百三十四發表△日鋼聯、輸出用線材薄板の増産を決定△鐵輸入税免除期間更に二ヶ年延長決定△内地盤據の洲滿移轉は防衛の統制下に置くことに決定△土木會議、内務省會議室に開催、利根、淀兩河川修補案可決さる△洲滿鐵安工業會社設立委員會、新京ヤマホテルに開催、二月四日創

立總會開催に決る△關門トンネル工事土木會議で正式決定、總工費一千七百萬圓

十七日 日滿支生産力擴充三ヶ年計畫案閣議で決定△中央物價委員會改組に決定△尾野滿洲國總務長官、豫算問題で日本政府と折衝△代用品工業協會大阪支部創立總會府工業獎勵館に開催△大阪ストーカー工業組合基礎會社設立協議會を組合事務所で開催△新潟、名古屋、羽田港修築案、土木會議港灣部會で可決

十八日 第二回液體燃料委員會、北海道人造石油の石油合成事業の許可を答申△船舶改善協議會標準船型を決定△改正度量衡法公布△滿洲國鐵債券發行限度を十億圓に擴張することを決定△滿洲國經濟部大臣を迎へ、滿洲國大阪各業領事館、日滿實業協會大阪支外部關係團體共催歡迎午餐會、大阪俱樂部に開催△大阪府では中小工業者救済の爲給、亞鉛、銅、アンチモン等



の小组社を行ふとし、工業獎勵に關係業者を集めて懇談會開催△國民職業能力申告運用に關する近畿プロック會館大阪府立實業會館に開催△日滿實業協會理事會に於て滿洲經濟資料蒐集の専門機關の設置決定△西工省第二回液體燃料委員會日本工業俱樂部に開催、液體燃料聯合會認可さる

十九日 硬化石炭質燃料理事會、一ヶ年間の販賣値を硬化油三十六圓、脂肪油三十二圓、グリセリン措置と決定△自動車輸出振興に關する官民協議會東京に開催△全國肥料商大會、東京會館に開催△農林省の創立勸告制實施に反對を決議△帝國自動車協會、國產自動車工業獨立に關する建議書を企畫院外關係當局に提出

二十日 滿洲國政府、五ヶ年計畫に對する方針を決定△全國カイバイド特約店聯合懇談會東京帝國ホテルに開催

二十一日 羊毛工業會、原毛對策講す、滿洲生活必需品社、全滿百貨に協力を求む△日本鑛山用機械工業組合、第一回鑛山用機械技術委員會を開催、當局の研究方針を決定

二十二日 日本機械航海運業組合聯合會創立總會、大阪西工會館に開催

二十三日 亞鉛板供給協議會明治四ビルに開催、新協定販賣價值に決る

二十四日 石灰鑛業聯合會廣野路區規定決定△磯村登太郎氏工業俱樂部理事長に就任

二十五日 日本經濟聯盟、産業委員會設置△大連港擴張計畫、總算百四十萬圓で着手に決定△日本鑛山協會西支部創立

二十六日 大連機械三千萬圓に増資△關西アルミニウム再製工業組合創立さる

二十七日 貿易組合中央公、海外一ヶ所に貿易發展所増設に決る△關東州食料品工業會社創立

發起人會開催△日本小型貨物自動車工業組合創立總會、東京飛行會館に開催

二十八日 輸出用原材料供給會社要綱決る

二十九日 撫順炭礦、機械工場を擴充、三保保新設に内定

三十日 鋼板會社設立要綱決る、日本工業俱樂部會員總會開催、理事長に磯村登太郎氏就任

【三月】

一日 毛糸輸出に統制令發動△昭和製鋼所本年度増額一億に内定、滿洲製鋼聯合會創立總會東京に開催△亞鉛、板板、釘針金の供給統制實施さる△自動車用タイヤ、チェーンの供給統制實施さる△衆議院豫算委員會に於て八田嘉明、西工省組合創設の意向を表明△日本自動車工業組合聯合會創立總會、東京軍人會館に開催

二日 訪聯、在華訪問に日滿支協業統制機關創設案決定△日銀

爲外國に替基金を利率二分、期間半年に設け決定△滿洲國十三年度鐵道收入三億一千萬圓の増資

三日 中央物價委員會強化案決定△轉業對策恒久化決定△西工省工業指導所大阪事務所、府工業獎勵館に輸出難貨品質改善懇談會開催の適正を期する爲地方亞鉛板供給協議會を組織するに決定この旨地方廳宛通牒を發す△中小鐵工場滿洲移種に關する東京府の調査終了、西工省に書類を提出

四日 日本貿易振興協議會、大阪俱樂部に理事會を開催、關プロック貿易問題を検討△特殊鋼協議會、構造用特殊鋼標準規格十種決定

六日 第一回大阪府經濟發展會開催さる△鐵輸入移免除に關する委員會に於て小金西工省鑛山局長、日滿支鐵鋼計畫に關係當局協議會設置の意を社表明△土木學會會長に八田嘉明氏就任

△大連機械製作所三倍増員案重役會で正式決定

七日 アルミ工組、既設業者に優先權附與を當局に陳情と決る△西工省令輸出石鹼検査問題に關する東西關係業者懇談會東京丸ノ内工業俱樂部に開催△大阪地金同業組合、大阪中央公會堂に於て六大都市聯合伸縮製品販賣業者總會開催、商標權保護の陳情書を決議△日本セロファン工業組合創立總會、東京帝國ホテルに開催

八日 日産、帝燃共同で「日産液體燃料」設立に決定△奉天鐵西工業地區の拂下げ地下決定△大阪府立産業能率研究所軍需工場職工交替制に關する懇談會を開催△西自動車車體協會、日産大阪營業所にボデー協議會開催、工組結成案決定

九日 落部、配給統制實施に決定△瀧電、日本發達電の遊休設備の一部を賣收に決定△滿洲鐵安工業會社創立總會東京に開催

十日 日滿支石灰協會要綱決定△西工省西藥、工業、貿易組合の中金加入を勧奨、日本自動車タイヤ工業組合聯合會主催の煉ゴム需給調整懇談會東京、鐵道協會に開催△日本鋼材販賣會社設立發起人總會東京會館に開催、二十八日創立總會開催に決定△農林省礦安増産計畫に關する官民合同懇談會を農相官邸に開催

十一日 西工省、軍需工場に交替制を勧奨す△瀧鐵、全滿交通運輸懇談會を開催

十二日 大阪黃銅鑄造工業組合創立

十三日 大阪市農産品回收商業組合誕生

十四日 轉業對策部、昨年末現在

△政治經濟研究會、貿易省設置を當局に建議△大阪西工會館所中支、新運貨流通強化策を日産へ提示△帶鋼共販、理事會開催第一四半期生産量一二、五%減産を承認

十五日 大藏省顧問會議、餘額六千萬圓繰上、三千萬圓の保證限度擴張を決定△貿易振興協議會關プロック貿易改善に關し建議△滿洲國經濟部貿易統制法に基く組合設立規程を發表△船舶改協會管理委員會、東京丸ノ内日本工業俱樂部に開催、貨物船標準圖決定△日本聯合自動車協會東京丸ノ内帝國鐵道協會に役員會を開催、自動車統一に關し陳情決る△第一回回轉製鋼法協議會東京會館に開催△陸軍軍需動員會議△陸軍省第一會議室に開催△企畫院に關特別回收委員會開催、ベンチ鐵機等十五品目に亘る鐵の特別回收を十六日より實施の決定

十六日 増稅案成る△昭和製鋼所

第十八日 滿鐵、用支糖業開發方針決定△瀧洲國輸出統制十品目追加改正法公布△西工省鐵業法改正法案を議會に提出△昭和製鋼所第五次、第六次増産計畫に關する懇談會滿鐵本社に開催正式決定

十九日 滿鐵本年度の沿線産業對



東は東北二重点を置くことに決  
定△瀋陽の大豆輸出制限問題  
議会で論議する  
二十日 鐵道省電氣局、國鐵發電  
所の防空施設懇談會開催△瀋陽  
協賛會、瀋陽品の需給統制に關  
する審案を瀋陽省に提出△燃  
燒研究所創立に關する懇談會、  
大阪府立産業能率研究所に開催  
二十一日 鋼材中丸鋼割當決定  
△瀋陽省電機再生アルミ配給  
統制實施に方針を決定、三月一  
日より實施  
二十一日 大同電力資産金二億百  
餘萬圓と評價さる△瀋陽國生活  
必需品社設立に關し日瀋實業  
協賛會に陳情△瀋陽調查部調  
査案成る△代用品工業協會東京  
支部創立發起人會、府商工業協  
會に開催、支部規約成る△大阪  
水栓器具工業組合創立△日本機  
械製造工業組合技術委員  
會授會式、東京丸ノ内帝國鐵道  
協會に舉行、朝鮮寸工業組合  
創立

二十三日 十三機械器具工業會創  
立△昭和肥料と日本電氣工業と  
の合併による新會社設立問題  
兩社重役會で承認△瀋陽國內日  
用品の配給統制機關たる瀋陽國  
生活必需品株式會社新設に關し  
さる△瀋陽協會は機械學會が提  
携、自動車用鋼材研究會が結  
成され、第一回研究會、東京丸  
ノ内鐵道協會に開催  
二十四日 再生ゴム配給統制聯合  
會設立に決定△瀋陽國生活必需  
品會社創立總會開催△大都會市  
聯合伸縮製袋大會、東京丸ノ内  
日本工業俱樂部に開催△大阪市  
工作機械改良功勞者を表彰する  
こととなり、技術委員會を中央公  
堂に開催△瀋陽、北支事務局に  
鐵道總局連絡會開催、北支交  
通會社設立に關し協賛△東京府  
鐵道協賛會創立さる  
二十五日 瀋陽省、價格抑制懇談  
會を開催△物價委員會改正要綱  
閣議で決定△日本技術協會、東  
京軍人會館に全國技術大會を開

催△日産液體燃料株式會社(資  
本金一千萬圓四分一拂込)創立  
總會、東京丸ノ内日本工業俱樂  
部に開催△瀋陽電氣協會、電線  
節約問題に關し日瀋軍人會館に  
電氣委員會に開催  
二十六日 瀋陽北支調査所を設立  
二十七 物價委員會で總會組織  
品、農機具引下げ決定△東亞大  
都市協賛會打合せ會、東京丸ノ  
内會館に開催△大阪府、大體産  
業開發の青年戰士養成の爲興亞  
會設立△近畿西工會議所法案の  
一部修正要領に決る西部電線開  
通組合設立  
二十八日 東京轉失業懇談會、授  
す△全瀋陽、鐵道配給機構改善  
試案の作成、瀋陽省に提示△東  
京揮發油特約店商業組合、人造  
石油販賣問題に關し官民懇談  
會開催△全國肥料商聯合會外編  
係八團體、肥料供給對策の確立  
に關し當局に陳情△日本鐵道製  
品工業組合聯合會總會に於て鐵  
鋼小鋼取扱工業組合に對する事  
務發補助交付規程成る△大阪府  
經濟保安課、鐵道配給統制規則

鐵道配給統制規則、公定價格等  
の違反檢舉實績を發表  
三十日 總動員法第十一條發動に  
關する會社利益配當及資金融通  
令閣議で決定△中央物價委員會  
亞鉛鐵板等の公定價格決定  
三十一日 十一工場に工場共同施  
設補助十六萬圓公布さる△自動  
車用タイヤチェーン配給切符制  
要綱發表さる△大連理立會社第  
一回準備協賛會開催

三月

一日 瀋陽電第一次計畫成る、  
池田成彬氏、物價委員會會長に  
就任中間調整產品最高價段、  
共販より發表△實施機構配給株  
式會社指定箇二十一社内定△産  
金法中改正法律案議會に提出△  
瀋陽省內會館室に鐵道配給機構  
改善に關する打合せ開催、鋼材  
販賣會社創立後に於ける配給機  
構再編成問題に付協賛  
二日 綿布輸出振興組合創立  
京阪神三都トラック組合合同協  
議會△大阪市貨物自動車運輸商  
業組合に開催△タイヤ購買券の  
取扱△タイヤ共購問題に付て打

合△鐵道統制會社大阪營業所管  
内指定商協賛會、緊急役員會開  
催△指定商の統制違反に臨み  
自肅自戒を申合す  
三日 經濟保險會同、暗取引  
嚴罰方針を決定△本溪湖煤鐵在  
司一億圓増資△在京華僑大會、  
東京軍人會館に開催  
四日 機械製造工場組成的△大  
阪興亞會第一回理事會新大阪ホ  
テルに開催、役員決定△大阪府  
輸出原材料配給會社設立打合せ  
開催  
六日 四アルミ會社増産承認可  
さる△日本金屬連工業組合創  
立總會、東京丸ノ内會館に開催  
△大阪第一線材製品小賣販賣組  
合創立總會、府立實業會館に開  
催△在阪華僑大會、大手前國民  
會館に開催△大阪皮革卸賣業組  
合、自肅自戒決定のため、六、  
七兩日全加盟業者の休業を斷行  
△瀋陽省、國產工具にも配給統  
制を實施するとし日本工具工  
業組合聯合會に諮問を發す△東

京府下ダイヤチェーン配給指定  
團體として東京ダクシー商業組  
合外九組合決定  
七日 興亞院連絡部關係會決  
定△大阪府犧牲產業部門工業組  
合代表者を招集、工業獎勵館に  
轉業懇談會を開催△大阪工具工  
業組合創立總會、大同ビルに開  
催  
八日 中央物價委員十八名増員  
任命さる△日本輸出工業聯合會  
有力指導者を囑託として陣容強  
化を圖るとなり第一回打合せ  
會開催  
九日 東京輸出用原材料配給會  
社創立決定△薄板共販理事會に  
於て支那向薄板販賣統制要綱を  
決定△特殊鋼聯合會難波事務所  
專、瀋陽省、企業院等を訪問、  
鐵道配給機構改善に付て陳情  
△線材共販理事會に於て、線材  
製品の輸出振興に付て協賛の結  
果線材製品輸出協賛會設置に決  
定△東京工作機械器具工業組合  
工作機械の價格昂貴を抑制する

爲自肅自戒を申し合す△鐵道製  
手販賣會社、對瀋陽手輸入組合  
改組問題に付て協賛  
十日 興亞院連絡部長官發令  
△鐵道、日瀋支線鋼管計畫  
最後案作成△撫順オイルセル  
第二次増産懇談會開催△中華民  
國臨時政府、中國聯合準備銀行  
による第三國向爲管理を實施  
△瀋陽省、原皮並に羶皮の販賣  
指定價格を改正施行△大阪興亞  
時習社規程完成、府當局、財界  
有力者を府立實業會館に招請し  
て協力を求む  
十一日 物價委員會常任委員二十  
二名任命△瀋陽明年度事業費三  
億五千八百圓と發表△工政會、  
丸ノ内日本工業俱樂部に於て工  
業教育批判會開催△石灰機械に  
依る中小工業界の打撃を緩和す  
る爲、大阪府では配給、需要兩  
者代表の集集を求め府廳に懇談  
會を開催、需給調整に乗り出す  
△大阪輸出用原材料配給株式會  
社創立要領決る、資本金五百萬

圓、四分の一拂込△大阪府主催  
新興化學工業品展覽會府立産業  
會館に開催△新情勢に對應する  
瀋陽製鋼改革の方針案成り、大  
村副總裁に提出さる  
十三日 輸出動貨損失補償額廣  
大△瀋陽支特産物八品目の關稅撤  
廢決る△日本能率聯合會、東京  
市京橋區中央亭に機械工場經營  
合理化に關する懇談會開催△大  
阪府經濟部、アラビヤゴム特別  
配給協賛會を開催、實施要綱成  
る△京阪神關係協會を組織し  
建築衛生研究會結成せられ、第  
一回研究會大阪、朝日ビルに開  
催△瀋陽向機械用鐵鋼配給事務  
日本鐵道製品工業組合聯合會等  
を行ふことになり、聯合會より所  
屬組合に對し此の旨通牒を發す  
十四日 東西物價對價委員會新設  
△瀋陽國低物價政策の強行方針  
なる△瀋陽支上りの觀察團警旋  
事務を統一化する爲中防大阪府  
市に依て大阪觀察團警旋協賛會  
が設立されるとなり、中央公



會堂に創立總會開催△對支肥料輸出振興を圖る爲有力業者により對支肥料、輸出協會等結成せらるゝとなり、新大阪ホテルに創立總會開催△東亞大都市懇談會開催要綱東京市より發表さる

十五日 貿易振興協議會、貿易省設置を建議△瀧鐵オイルシエール増産計畫重役會で決定△興亞金屬精錬工業會社奉天に設立△東京、大阪、京都三都神鋼工業組合、仲板前に鋼線の自産値段を決定△ニッサン新車發表會全國直營營業所に於て一齊に開幕△第十八回大阪市西工業家模範従業員表彰式、中央公會堂に開催、坂間市長より七十九名に表彰状を授與△瀧鐵鋼線特別委員會、瀧鐵増産計畫の承認

十六日 貿易組合中央會大阪支部設立さる△大阪工作機械工業組合、西工省の建議により、工作機械調査委員會設立

十七日 生産力擴充委員會第一回總會首相官邸に開催△大阪工作

機械工業組合、臨時物資調整局山田第三部長、佐藤第一課長を以て、府立實業會館に價格統制懇談會を開催△前田謙相、衆議院算分科聯合會席上交通審議會設置の意向を表明す

十八日 内地中小工場の瀧洲移植に關する瀧洲國側の方針決定瀧洲國物動計畫成る△大阪船用品商業組合設立△充足軍需用品及故鋼の割當取扱要綱決定、日本鐵鋼製品工業組合聯合會より所屬組合に通達

二十日 日本機械製造工組協認可△日米通商懇談會開催△内地中小工場の瀧洲移植懇談會奉天に開催△西工省、高速度鋼、ニッケル鋼等の自産値段決定に關し關係業者と懇談△大阪電氣同業組合創立十年記念式實業に舉行

二十一日 大阪ゴム製品同業組合設立さる△愛知縣自動車タイヤ商業組合創立△産業報國聯盟會長に水野練太郎氏に決定

二十二日 事務次官會談、軍需品

官廳用品價格引下を申合す△中央物價委員會第二十二回總會日本船丹、日本亞鉛南工業組合創立總會、大阪船丹亞鉛華聯會に開催△大阪機械商組合工員部會、會員業者に自産自戒を要望

二十四日 青島訪日視察團との通商懇談會東京に開催△瀧鐵鋼線更迭、總裁大村卓一氏、副總裁佐藤次郎氏に決定△在阪瀧支繼貨輸出貨業者と川口華商が提携東西貿易協會を設立する事となり、中央公會堂に創立總會開催△大阪市工作機械改良功勞者三名を表彰△神戸再生ゴム卸商業組創立△經濟警察運用の大阪プロッタ會談大阪府分館に開催

二十五日 鐵道配給協同會四月分配給計畫を決定△肥料配給統制規則公布△瀧洲國製鋼法公布即日實施△瀧洲自動車製造會社設立案國務院會議通過△日本鐵道製品工業組合聯合會創立總會、東京丸ノ内東日會館に開催

二十六日 瀧業、飛行機製造事業に着手

二十七日 氣力生産計畫に對する日露、昭和製鋼の廉價は鐵鋼聯盟特別委員會で處理する事に決定△瀧洲生活必需品配給會社一行を以て大阪市經濟部、大阪市産業部主催の懇談會、瀧業會館に開催△日瀧實業協會大阪支部瀧業會館に富田瀧洲興銀總裁歡迎午餐會を開催

二十八日 特殊鋼協同會民需向工具鋼の新産値を決定△廢品回收方針なる△瀧洲國聯合會設置に關する通達發せらる、企業院改組案閣議で決定△大阪市瀧業部主催興亞貿易事情展覽會中央公會堂に開催△全國自動車業者大會、帝國教育會講堂に開催さる△大阪機械工具卸商業組合設立協同會、平和クラブに開催、設立要綱決定

二十九日 北支開發會社十四年度事業資金計畫四億二千萬圓と發表さる△瀧洲鐵道、十ヶ年計畫

樹立△社団法人日本ゴム利用工業會創立△航空技術研究會、海軍省館に開催、九分科會を設置して研究調査を進める事に決定

三十日 大阪瀧鋼材料販賣組合設立△大阪府ダイヤ共販價格を決定、七分引下げと決る△日本輕金屬會社創立總會赤坂三會堂に開催△政河經濟研究會、管理制度改善に關し當局に建議

三十一日 鋼使用制限規則強化さる△發送電業務規程公布さる從業員雇入れ制限令要綱、工場事業協技術者養成令要綱公布、夫來る二十日又五日より實施に決る△賃金統制令、就業時間制限令公布來る十日より實施△日瀧鐵鋼販賣、指定商廢除△朝鮮に金増産協同會設立さる△中小産業調整委員會設立に決定新設し商工決る△中南支輸出制限緩和に關する大蔵、西工兩當局の方針決る

さる瀧洲配給價格一段四十餘上り七十餘に引上△特産品控製に關する瀧洲國經濟部議決を發表開採炭の對日供給量二百萬噸に擴大さる△會社利益配當、増資金融通令及同施行細則公布△改正市街地建築物法による防火建築規則實施△日本發送電株式會社創立總會、日本工業俱樂部に開催△大阪瀧鋼再生工業組合創立△石綿海交會、海軍軍需品下請業者に依て大阪に創立さる

二日 東亞十六市長懇談會開かる△電氣學會、電氣通信學會、照明學會第十四回聯合大會廣島に開催

四日 カーバイド、物品販賣價取締規則に追加規定さる△關東州瀧鋼規則公布さる△訪日北支經濟視察團を迎へ經濟團體共同主催の日支經濟懇談會、東京日本工業俱樂部に開催△企業院機構改正に伴ふ人事獎勵令△大

阪訂計金屬指定商團商業組合創立△土木學會、工事購買規則發表

五日 日瀧協同會、貿易團體協同會を決定△瀧洲水運會、鐵道運賃表廢止を決定△揮發油軍純價決定△十一日より實施△瀧洲國工技術員養成期間内地に設立と決る△中央物價委員會と政府との物價打合せ會開かる△自動車用ダイヤ、チューブ配給統制規則公布、三十日より施行△工作機械價格抑制を促進する爲瀧工省、日本工作機械製造工業組合代表者を招き東日會館で懇談△日瀧資源會社設立に關する評價特別委員會、首相官邸に開催、設立要綱案決る△政治經濟研究會、貿易省設定促進、物價引下に關し當局に建議

六日 瀧業社債の保證限度一億八千萬圓に擴大さる△瀧洲鐵山の金増産計畫なる△西工省機械計畫案閣議決定△女子機械工補導所開所式舉行さる△信託協同會

總會大阪に開催△日本ゴム輸入組合、原料ゴム輸入一元統制の爲貿易組合法の獎勵を陳情す、瀧洲國、物動計畫強化を企業院に要望、自動車用ダイヤ、チューブ配給統制に關する大阪プロッタ會開催△瀧鐵配給機構改革に關し、西工省、民間團體部と懇談會、西工省案指示さる

七日 鐵道運賃審議會開催、關西財界、最高勞金制設定を鐵道に要望△瀧洲國營口鹽業試驗所設置

八日 西工省生産擴充委員會開催△神戸貿易業者、對支輸出海產物共販會社設立に反對す△瀧洲産業開發五ヶ年計畫第二年度實踐報告及本年度實踐對策對談さる△電線材料入手確保の爲東亞總協、可携電線工業組合合同協同會東京に開催△北海道開發株式會社創立要綱決る△日本鐵道船底塗料工業組合創立△大阪府、府立實業會館に轉業融資懇談會開催

一日 朝鮮石炭組合聯合會設立

【四月】

八七

八七



十日 船主協青、船舶用燃料炭配給順位引上を陳情△日本鋼材販賣社創立總會開かる△利益配當審査委員官制、商會法中改正法律公布△興亞院連絡部長官會議開儀△海軍の軍需品價格引下に關する業者との懇談會東京芝水交社に開儀△農機具公定價格是正に關する全國農機具工業組合代表者協議會東京に開儀、當局に陳情決る△賃銀統制令發動△日本工業俱樂部、八田藤相招待午餐會を開儀、貿易省設置を要望

十一日 日本機械製造工業、鐵鋼配給切符を發行に決定告示さる△鋼材聯の鋼材用製品共販機構改革案成る△地方稅務監督局長會議開かる△安東大築港八ヶ年計畫成る△瀋陽十四年度追加豫算五千萬圓決定△大豆、豆油の對支輸出禁止緩和に關し大連特產品三團體陳情△日本鐵材製品廢棄利用販賣組合大阪に創立△大阪輸出振興會社設立要綱正

式決定、發起人總代安宅電氣吉氏△工場防空研究會設立打合せ内務省に開儀  
十二日 鋼材聯、中間鋼建値貶當り平均二十圓方引下決定△大阪輸出振興會社發起人會議開儀△鐵機部分品、全國輸入許可となる△關東州鐵鋼統制に關する懇談會開儀△大阪市産業部、工作機械協議會を中央公會堂に開儀  
十三日 大阪ゴム靴卸商會組合創立  
十四日 日商の支那關稅改正意見決定△大阪府、業種別鐵工機械關係工業組合代表者を招き、工業獎勵前に瀋陽移駐懇談會開儀  
十五日 軍需品價格對策委員會開儀△中國鐵鋼發起總會開儀△瀋洲合成ゴム會社創立、資本金五百萬圓四分一拂込  
十七日 代用品獎勵補助金二十萬圓公布決定△船隻ホル輸出に統制命令下る△華北交通會社創立△訪日北支經濟考察團、新大阪

日より施行△日鐵總制五日より實施△電力國家管理の北海道への適用は明後日より實施と決定  
五日 食糧協會、總會開かる△物價統制大綱閣議で決定△瀋洲自動車會社公布即日實施△日本能率聯合會第十二回大會大連に開儀△第十二回全國商工會議所理事會金澤で開儀  
六日 大商機構改革、調査機關擴充さる△地方長官會議で商工省物價統制大綱説明△華興商業銀行、邦人銀行を通じて輸出前貸金貸付を行ふとに決定△瀋洲國、生活必需品會社取扱品に關し大商當局に陳情、西日本酒精ニス工業合大阪に創立△名古屋工業組合協會創立  
七日 大連港埋立會社設立大綱決管販賣組合創立△大阪再生鋼  
八日 △日商の支那關稅改正に關する意見なる、工業品輸出振興法則に關する試驗研究機關の答申なる、鐵鋼工作物許可證擴大告示、十五日より實施△鐵鋼計議會結成△瀋洲國

ホテルで在阪財界有力者と懇談  
十八日 船工聯系配給基準を改正す△工作機械價格調査に關する大阪側答申案成る△日商生産力擴充計畫を審議すべき對策事務局長會議開儀  
十九日 工場就業時間制限令による施行規則公布五月一日より實施△肥料商組、肥料配給是正を陳情す△内地遊休發電設備の瀋洲移駐計畫具體化、瀋洲電業と日本發送電との折衝なる  
二十日 陸軍の軍需品調辦會議始まる  
二十一日 津田鐵材社長買取會長に再選さる△第一回利益配當審査委員會開儀△全國主要府縣物價調制官會議大阪に開儀△商工省、東京外主要都市に軍需品共同受注營業事務所を開設するとに決定△日商物價計畫に關する日商當局間の具體的折衝成る、日本鐵鋼統制會社東京指定商協同會、自衛自戒を申合す  
二十二日 資金總整法施行令改正

の北邊振興計畫所用資金十億と決定△關東州物價大綱決定△中央實業委員會開儀決る△訪聯電力料金引上反對△中央物價委員會小委員會、七分科會案を可決△輸出品製造資金前貸損失補正要綱閣議で決定△帝國總領事館天津の物價抑制に乗り出す佛領印度支那政府對日、鐵鋼一萬噸輸出を許可す△大阪海陸協會法制定を當局に陳情△商工省、瀋洲向機械器具用鐵鋼配給是正に關し民間代表と懇談  
大日本航空會社法施行古價償價格整で、中間販賣指定さる△鋼材配給機構整備案成る△商工中金總代會、二百萬圓増資案可決△大阪ゴムベルト商會組合創立△産業報國聯盟第一回參事會議開儀△大藏省、明年度豫算方針細目各名に示連△全國工業組合大會開儀に始まる△瀋洲自動車株式會社(資本金一億圓四分一拂込)創立委員會新設に開儀△大阪府接工業組合創立

公布△東京輸出振興會社第一回設立委員會開儀△北支開發會社シ開結成さる  
二十三日 青島邦人紡績全部操業  
二十四日 日本工業協會大會大阪に開かる△鐵鋼價格計畫決定△ゴムロール配給統制改正要綱決定△關東特種鐵鋼特約店懇談會清水ビルに開儀△日本鐵鋼統制株式會社指定商協同會聯合會創立  
二十五日 東部燃料工業組合東京に創立  
二十六日 海軍、十四年度契約價格引下懇談會開儀、昭和製鋼所法要綱決定△瀋陽統制協議會設置さる△貿易獎勵事項改正に關し道府縣主任者會議開儀△大阪商會組合協會創立  
二十七日 物價統制大綱決定△樺太人造石油會社第一回發起人會議開かる△關東州造船實業組合創立  
三十日 大阪財界人に依る瀋支觀察團出發△華中鐵道會社、中支四鐵道を包括、創立さる

十二日 鋼の實績補助成案閣議で決定△商工省石炭價格新方針を決定△興亞食料工業會社創立△日本ヒマシ油加工工業組合大阪に創立  
十三日 日本合金鐵道工業組合聯合會創立  
十四日 日鐵軍納入の鋼材價格二割引下  
十五日 第一回買金委員會開儀、未經竣工の初買金基準を審議す  
商工省工場災害防止に關し各府縣に通牒△瀋洲國政府、北邊振興に關し聲明可す、鐵鋼工作物製造許可規則で實施  
十六日 中小産業調査會設置要綱閣議で決定△全國商工公會、内地中小工場の移殖促進を要望  
黃海經濟聯盟第一回總會開儀さる△帝國鐵鋼業開發會社設立委員會開儀官邸に開儀設立要綱決る△日本鐵鋼製品工業組合聯合會事務主任協議會、東京九ノ内帝國鐵道協會に開儀  
十七日 東亞經濟懇談會設置具體

【五月】

一 日 大商の支那關稅改正意見成る△華興商業銀行創立さる△華中鐵道會社創立さる△工具輸入組合設立に關する官民懇談會東京九ノ内帝國鐵道協會に開儀設立要綱決る△農機、商工第四次會議に於て中小産業調整委員會(假稱)の設立案決る  
二 日 學松卒業者使用制限協會開儀△資金融通審査委員會官制公布即日施行△商工中金、二百萬圓増資決定△中小工業者の軍需轉換促進の爲、大阪府機械器具検査規則制定に決る  
三 日 中央物價委員會改組、戰時海上保險料地中海方面引下げ決定△第三十四回全國産業組合開儀△日本包装荷造協會を改組社団法人大阪包装荷造協會創立  
四 日 日商支石炭統制最高協議會設置方針決定△鐵鋼配給統制規則改正令五日公布、六月一

日より施行△日鐵總制五日より實施△電力國家管理の北海道への適用は明後日より實施と決定  
五日 食糧協會、總會開かる△物價統制大綱閣議で決定△瀋洲自動車會社公布即日實施△日本能率聯合會第十二回大會大連に開儀△第十二回全國商工會議所理事會金澤で開儀  
六日 大商機構改革、調査機關擴充さる△地方長官會議で商工省物價統制大綱説明△華興商業銀行、邦人銀行を通じて輸出前貸金貸付を行ふとに決定△瀋洲國、生活必需品會社取扱品に關し大商當局に陳情、西日本酒精ニス工業合大阪に創立△名古屋工業組合協會創立  
七日 大連港埋立會社設立大綱決管販賣組合創立△大阪再生鋼  
八日 △日商の支那關稅改正に關する意見なる、工業品輸出振興法則に關する試驗研究機關の答申なる、鐵鋼工作物許可證擴大告示、十五日より實施△鐵鋼計議會結成△瀋洲國

の北邊振興計畫所用資金十億と決定△關東州物價大綱決定△中央實業委員會開儀決る△訪聯電力料金引上反對△中央物價委員會小委員會、七分科會案を可決△輸出品製造資金前貸損失補正要綱閣議で決定△帝國總領事館天津の物價抑制に乗り出す佛領印度支那政府對日、鐵鋼一萬噸輸出を許可す△大阪海陸協會法制定を當局に陳情△商工省、瀋洲向機械器具用鐵鋼配給是正に關し民間代表と懇談  
大日本航空會社法施行古價償價格整で、中間販賣指定さる△鋼材配給機構整備案成る△商工中金總代會、二百萬圓増資案可決△大阪ゴムベルト商會組合創立△産業報國聯盟第一回參事會議開儀△大藏省、明年度豫算方針細目各名に示連△全國工業組合大會開儀に始まる△瀋洲自動車株式會社(資本金一億圓四分一拂込)創立委員會新設に開儀△大阪府接工業組合創立

公布△東京輸出振興會社第一回設立委員會開儀△北支開發會社シ開結成さる  
二十三日 青島邦人紡績全部操業  
二十四日 日本工業協會大會大阪に開かる△鐵鋼價格計畫決定△ゴムロール配給統制改正要綱決定△關東特種鐵鋼特約店懇談會清水ビルに開儀△日本鐵鋼統制株式會社指定商協同會聯合會創立  
二十五日 東部燃料工業組合東京に創立  
二十六日 海軍、十四年度契約價格引下懇談會開儀、昭和製鋼所法要綱決定△瀋陽統制協議會設置さる△貿易獎勵事項改正に關し道府縣主任者會議開儀△大阪商會組合協會創立  
二十七日 物價統制大綱決定△樺太人造石油會社第一回發起人會議開かる△關東州造船實業組合創立  
三十日 大阪財界人に依る瀋支觀察團出發△華中鐵道會社、中支四鐵道を包括、創立さる



案成る△滿洲國毛皮革統制品目  
 布告△滿洲國毛皮革統制品目  
 十八日 日滿實業協會總會、東亞  
 貿易振興統制期間設置を要望  
 二十二日 日滿支運輸統一原案成  
 る△農林、商工兩省所管事項調  
 整の爲の商工省完成改正閉議諸  
 閣△産業右閣會指導要綱に關し  
 厚生省通牒を發せらる△貿易振  
 興協議會、貿易省設置協議△厚  
 生省産業振興會指導方策要綱を  
 地方長官宛通牒△大阪石綿工業  
 組合、地區を擴大、西日本石綿  
 組合と改稱  
 三十一日 商工省小賣業調査委員  
 會、小賣業制限に關する審議要  
 綱協議するに決定、ゴム配給  
 統制規則改正令前に府ゴム、粉  
 末ゴム配給統制規則公布六月一  
 日より實施△滿洲國輸入金更改調  
 印さる△滿洲國豆粕の對反輸出  
 を全面的に禁止するに決定△  
 陸軍軍需動員大阪地方協議會、  
 軍需品價格引下に關し京阪神地  
 方軍需工場懇談會を開催△全國

電線定値決定東西一齊に發  
 表、六月一日より實施  
 【六月】  
 一日 經濟調查會統制委員會、  
 産業統制改善に關する建議案を  
 編制△石油試掘補助金、百二井  
 公布と決定△故銅販賣統制強化  
 關する改正令公布再生ゴム、粉  
 末ゴム、閉ゴムの配給機關指定  
 さる△滿洲國、北邊振興に備へ  
 地方行政機構を改革△滿洲土地  
 開發會社創立△關東洲資金調整  
 令の許可限度五萬圓に改正さる  
 △滿洲國駐大阪各領事館に滿  
 洲を語る座談會を開催  
 二日 厚生省、道府縣職業課長會  
 議を開催、勞務供給調整△職業  
 紹介所の技能の充實等を協議△  
 大阪府、農機具（八種類百十三  
 品目）の最高價格發表△昭和十  
 四年度物動計畫決定に伴ふ第二  
 四半期の鐵鋼開常協議會商工省  
 に開催  
 三日 生産力擴充用機器の配給統  
 制機構整備のため工組業種別改

組に決る△興亞院通貨對策會  
 議開催△中井日鐵社長退任、後  
 任は中松眞一氏に決定  
 五日 東京實業聯合會北、中  
 支産業振興東京出發△西工省  
 主催新國品輸出振興に關するフ  
 ロック懇談會開催に始まる  
 六日 日本貿易振興協議會理事會  
 貿易省規程促進に關する建議案  
 を可決△セルロイド生地輸出組  
 合創立△銅製品輸出振興會社創  
 設△日本建築士會、東京建築會  
 館に創立二十五週年記念會開催  
 日滿産業經濟連絡機關の大阪設  
 置促進に關し、日滿支經濟大阪  
 懇談會、滿洲當局に要請書提出  
 特殊鋼協同會、日本鐵鋼製品工  
 業組合聯合會共同主催の特殊鋼  
 懇談會大阪に開催△西工省、工  
 作機械許可會社自願値引下に關  
 し官民協議會開催△日本工具輸  
 入組合創立協會、東京丸ノ内東  
 日會館に開催  
 七日 滿洲農機具協同會奉天に發會  
 式舉行△西工省機構改革案を編

府可決△西工省、石油消費修正  
 強化に關する官民協議會を燃料  
 局に開催△大阪商工會議所、交  
 運行政統一に關し當局に建議△  
 昭和十五年度日鮮鋼鐵安海給推  
 察協議會、東京丸ノ内日本工業  
 俱樂部に開催  
 十五日 西工省機構改革に關する  
 關係取締令十六日公布と決る  
 經濟大阪委員會、中小工業部門  
 の産業統制案を作成△礫形礫、  
 鋼板四共販賣合理會開催、鋼  
 材一手販賣案を可決△西都礫料  
 工業組合創立  
 十六日 八日西相全省高專官に機  
 構改革について訓示△西工省鋼  
 鉄附にも七月より配給統制實施  
 を告示△滿洲國經濟部、津島  
 日銀副總裁を迎へて懇談會を  
 開催△時局機器關係工業組合再  
 編成に關する大阪府主催の官民  
 協議會、府工業獎勵館に開催  
 十七日 化學反應用鋼、銑屑の配  
 給統制に關する西工省令公布、  
 六月一日より施行△北支開發會

社現地重點主義に關する打合會  
 東京本社に開催△西工省、高速  
 度鋼パイロ配給法制限令を公布  
 十月十六日より實施  
 十八日 八田西相、首相に貿易方  
 設府進言△貿易振興協議會常任  
 理事會開催貿易問題協議  
 十九日 軍需工業大阪地方協議會  
 軍用資源秘密保護法の主旨徹底  
 に關する懇談會大阪工廠に開催  
 二十二日 滿洲電氣委員會、用材  
 不足對策案を當局に咨申△外國  
 爲替官利に關する大藏省令改正  
 七月一日より實施△全產聯常任  
 委員會、初給費金の標準設定を  
 厚生相に建議△日商、日滿支産  
 業分析確立に關し當局に建議△  
 都市保健協同會創立大會東京に開  
 催△内閣情報部、大阪府共同主  
 催各省聯合時局問題研究會、大  
 阪府立實業會館に開催△朝鮮蚕  
 石販賣組合創立△奉天鐵西工業  
 地區内全工場を網羅し奉天鐵西  
 工業協同會結成さる  
 二十二日 滿洲國內原料ゴム配給

打合せ會新設に開催△滿洲國政  
 府、二元的配給機關として石炭  
 販賣會社を四年に設立に決定△  
 日本產金振興株式會社法中改正  
 法施行△六大都市、西工省務協  
 議會、大阪中央公會堂に開催△  
 橡膠工業設備制限に關する改正  
 省令公布に伴ふ設備抑制機運味  
 示  
 【七月】  
 一日 總動員法第十六條に基づく  
 總動員業務設備令公布十日より  
 施行、滿洲國製鋼廠に決定△關  
 西電機開關組合創立△大阪輸出  
 振興株式會社（資本金五百萬圓  
 四分一拂込）創立△伸銅共販、  
 伸銅品配給機構案發表  
 七日 石炭振興、總工聯首腦會を  
 招待し輸出係布需對策を協  
 議△中部産業調整調查會完成開  
 議決定△東商物價委員會開催、  
 物價對策建議案可決△日本農産  
 糧食共販會社今月末創立と決定  
 八日 國民信用令公布十五日施行  
 △水産化學工業株式會社（資本

金五百萬圓）創立△日本鐵鋼統  
 制會社大阪營業所管内古託協同  
 會創立、全國地下足袋配給統制  
 協同會大阪創立  
 十日 東亞經濟懇談會設立さる△  
 労働者の住宅建設和のため大藏  
 省預金部低利子金約一千萬圓の  
 支出決定△西工省生産力擴充委  
 員會は鐵鋼、石炭、輕金屬、自  
 動車、石油、工作機械、バルブ  
 專賣、礦山、金、非鐵金屬の十  
 品目に付生産計畫並に資材配給  
 計畫決定△内地中小鐵工機械工  
 場滿洲移轉に關する日滿係官協  
 議會西工省に開催  
 十一日 全國經濟部長會議始まる  
 △輸出總務組合聯合會創立△日  
 商、商工組合制度審議委員會設  
 立、組合制度改革の研究を開始  
 す△東京實業、小賣業免許に關  
 する意見書西工省に提出△中華  
 民國維新政府、華興發流通促進  
 に關し聲明を發表△滿洲國第一  
 次物價委員會開催△鐵鋼協同會、  
 滿洲實業調查會、石炭係員懇  
 談會を開催  
 十二日 關東洲工業土地會社設立  
 準備委員會開催△全國肥料商業

組合聯合會、府縣相當比率是正  
 に關し關係當局に陳情  
 十三日 藤原總次郎氏、訪英使節  
 に決る△中小鐵工業獎勵資金  
 通損失補償制七月末より實施に  
 決定△全肥協、産組の關係是  
 正を西工省に陳情△關東洲第一  
 回綜合物價委員會開催△西本日  
 工場監督官會議大阪府に開催  
 二十二日 中小産業調査會官制公  
 布さる△滿鐵、石炭液化的企業  
 化完成を發表△滿洲珪砂協同工  
 業組合結成さる△蒙蒙業關係  
 の中心機關として興亞業株式  
 會社（資本金五百萬圓四分一拂  
 込）創立△西工省、時局關係機  
 器製造承製制度實施に關する一限  
 協議會を開催、實施要綱決定  
 二十二日 西工省、砂礫元賣商組  
 合結成を決定  
 二十四日 關東洲外國爲替制限規  
 則及施行細目改正△滿洲國鐵鋼  
 法令改正案、國務院府議で可決  
 八月一日公布、即日實施  
 二十五日 皮革統制強化、改正規  
 則來月より實施△大村滿鐵鐵  
 鋼實業株式會社發表△滿洲國鐵  
 鋼法改正△東京輸出振興株式會  
 社創立















ヲ含ムノ開備ノ用ニ供スル  
家屋

第十八條ノ三 建築税ハ家屋(附  
屬工作物ヲ含ム以下同ジ)一構  
毎ニ其ノ建築價額ヲ標準トシテ  
之ヲ賦課ス

前項ノ建築價額ノ算定ニ關シテ  
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

一構ノ家屋ノ一部分ノ前條ノ定額  
ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ部  
分ヲ以テ一構ノ家屋ト看做ス

第十八條ノ四 第十八條ノ二ニ揭  
グル家屋ヲ新築シタル者新築竣  
成後一年內ニ其ノ家屋ト一構ト  
爲ルベキ建築ヲ爲シタル場合ニ  
於テハ前條ノ建築ヲ通ジテ一建  
築ト看做シ本法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依リ建築税ヲ課ス  
ベキ場合ニ於テ既ニ建築税ヲ課  
シタル部分アルトキハ其ノ建築  
税ニ相當スル金額ヲ建築税額ヨ  
リ控除ス

第十八條ノ五 建築税ハ建築價格  
ヨリ五千圓ヲ控除シタル金額ノ  
百分ノ十二相當スル金額ヲ以テ

其ノ税額トス  
第十八條ノ六 左ニ掲グル家屋ヲ  
建築シタル場合ニ於テハ建築税  
ヲ課セス

一 建築價額一萬圓未満ノ家屋  
二 公用又ハ公共ノ用ニ供スル  
爲北海道、府縣、市町村其ノ  
他命令ヲ以テ指定スル公共關  
連ノ建築シタル家屋

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル家  
屋

第十八條ノ七 左ニ掲グル家屋ヲ  
建築シタル場合ニ於テハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ建築税ヲ免除ス

一 災害ニ因リ滅失又ハ損壞シ  
タル家屋ニ代ヘテ建築シタル家  
屋

二 法令ニ依リ收用又ハ使用セ  
ラレタル家屋ニ代ヘテ建築シ  
タル家屋及法令ニ依リ敷地ノ  
收用又ハ使用ニ因リ取毀シタ  
ル家屋ニ代ヘテ建築シタル家  
屋

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル家  
屋

第十八條ノ八 建築税ニ付納稅義  
務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依  
リ建築價額ヲ政府ニ申告スベシ

第十八條ノ九 建築價額ハ前條ノ  
申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ  
申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政  
府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ  
決定ス

建築價額ヲ決定シタルトキハ政  
府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベ  
シ

第十八條ノ十 建築税ハ建築竣成  
ノ際之ヲ徵收ス

第十八條ノ十一 建築税ハ家屋ノ  
所在地ヲ以テ納稅地トス

納稅義務者納稅地ニ現住セザル  
トキハ建築價額ノ申告、納稅其  
他建築税ニ關スル事項ヲ處理セ  
シムル爲納稅管理人ヲ定メ政府  
ニ申告スベシ

第十八條ノ十二 本法ノ適用ニ付  
テハ被相續人ノ爲シタル家屋ノ  
建築ハ相續人ノ爲シタルモノト  
看做シ合併ニ因リテ消滅シタル  
法人ノ爲シタル家屋ノ建築ハ合  
併後存續スル法人又ハ合併ニ因

リテ設立シタル法人ノ爲シタル  
モノト看做ス

第三十八條第一項ヲ左ノ如ク改ム  
物品税ハ左ニ掲グル物品ニシテ  
命令ヲ以テ定ムルモノニ之ヲ課  
ス

第一種  
一 貴石若ハ半貴石又ハ之  
ヲ用ヒタル製品

二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタ  
ル製品

三 貴金屬製又ハ金若ハ  
白金ヲ用ヒタル製品

四 電甲製品

五 珊瑚製品

六 毛皮又ハ毛皮製品

七 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用  
ヒタル製品

乙類  
八 時計

九 文房具

十 身邊用細貨類

十一 化粧品

十二 喫煙用具

甲類  
一 寫眞機、寫眞引伸機、  
映寫機、同部分品及  
附屬品

二 寫眞用ノ乾板、フイル  
ム及感光紙

三 蓄音器及同部分品

四 蓄音器用レコード

五 樂器、同部分品及附屬  
品

六 雙眼鏡及雙眼鏡  
七 銃及同部分品

八 藥莢及彈丸

九 ゴルフ用具、同部分品  
及附屬品

十 娛樂用ノモーターボ  
ート、スケール及ヨット

十一 捕球用具

十二 ネオン管及同變壓器

十三 喫煙用ライター

十四 乗用自動車

十五 化粧品  
十六 ラヂオ機取機及部分  
品

第二種

法律—支那事變特別稅法中改正

二十 電氣器具及瓦斯器  
具

二十一 圍蓆及將棋用具

二十二 家具

二十三 漆器、陶磁器及硝  
子製器具ニシテ別號  
ニ掲ゲザルモノ

二十四 貴金屬ヲ鍍シ又ハ  
張りタル製品ニシテ  
別號ニ掲ゲザルモノ

甲類

一 寫眞機、寫眞引伸機、  
映寫機、同部分品及  
附屬品

二 寫眞用ノ乾板、フイル  
ム及感光紙

三 蓄音器及同部分品

四 蓄音器用レコード

五 樂器、同部分品及附屬  
品

六 雙眼鏡及雙眼鏡  
七 銃及同部分品

乙類

一 擲子

二 酒類但シ酒酒ヲ除ク

三 糖、薄荷糖及麥芽糖

三十九條中「五圓」ヲ「十圓」  
ニ、「十圓」ヲ「十五圓」ニ、「七  
圓」ヲ「十四圓」ニ改メ「薄荷酒  
(酒精及酒精含有飲料稅法第三條  
ノ三ニ規定スルモノ以下同ジ)ノ  
下ニ「及果實酒(酒精及酒精含有  
飲料稅法第三條ノ三ニ規定スルモ  
ノ以下同ジ)」ヲ加ヘ同條第三種  
ニ左ノ一號ヲ加フ

三 糖、薄荷糖及麥芽糖  
イ 麥芽糖化ノ方法ニ依リ  
製造シタル糖  
百斤ニ付 一圓五十錢  
ロ 其ノ他ノ糖ニ薄荷糖  
及麥芽糖  
百斤ニ付 二圓

第四十二條第一項中「第一種第十  
四號」ヲ「第一種第十六號」ニ改  
ム

甲類

一 擲子

二 酒類但シ酒酒ヲ除ク

三 糖、薄荷糖及麥芽糖

三十九條中「五圓」ヲ「十圓」  
ニ、「十圓」ヲ「十五圓」ニ、「七  
圓」ヲ「十四圓」ニ改メ「薄荷酒  
(酒精及酒精含有飲料稅法第三條  
ノ三ニ規定スルモノ以下同ジ)ノ  
下ニ「及果實酒(酒精及酒精含有  
飲料稅法第三條ノ三ニ規定スルモ  
ノ以下同ジ)」ヲ加ヘ同條第三種  
ニ左ノ一號ヲ加フ

三 糖、薄荷糖及麥芽糖  
イ 麥芽糖化ノ方法ニ依リ  
製造シタル糖  
百斤ニ付 一圓五十錢  
ロ 其ノ他ノ糖ニ薄荷糖  
及麥芽糖  
百斤ニ付 二圓

第四十二條第一項中「第一種第十  
四號」ヲ「第一種第十六號」ニ改  
ム

乙類

一 擲子

二 酒類但シ酒酒ヲ除ク

三 糖、薄荷糖及麥芽糖

三十九條中「五圓」ヲ「十圓」  
ニ、「十圓」ヲ「十五圓」ニ、「七  
圓」ヲ「十四圓」ニ改メ「薄荷酒  
(酒精及酒精含有飲料稅法第三條  
ノ三ニ規定スルモノ以下同ジ)ノ  
下ニ「及果實酒(酒精及酒精含有  
飲料稅法第三條ノ三ニ規定スルモ  
ノ以下同ジ)」ヲ加ヘ同條第三種  
ニ左ノ一號ヲ加フ

三 糖、薄荷糖及麥芽糖  
イ 麥芽糖化ノ方法ニ依リ  
製造シタル糖  
百斤ニ付 一圓五十錢  
ロ 其ノ他ノ糖ニ薄荷糖  
及麥芽糖  
百斤ニ付 二圓

第四十二條第一項中「第一種第十  
四號」ヲ「第一種第十六號」ニ改  
ム



「稅率ヨリ其ノ物品ニ課セラレタ  
ル物品ニ相當スル金額ヲ控除  
ス」ニ改メ同條第二項ニ左ノ但書  
ヲ加フ  
但シ第四十八條第一項ニ規定ス  
ル政府ノ承認ヲ受ケテ移出先又  
ハ引取先ニ移入セラレタル酒類  
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
第四十八條第一項中「第二種ノ物  
品又ハ樽寸」ヲ「第一種又ハ第三  
種ノ物品」ニ改ム  
第四十九條第一項第二號中「葡萄  
酒」ノ下ニ「及果實酒」ヲ加フ  
第五十一條中「第二種ノ物品若ク  
ハ樽寸」ヲ「第一種若ハ第三種ノ  
物品（酒類ヲ除ク）」ニ改ム  
第五十二條ノ二 遊興飲食稅ハ料  
理店、賃席、旅館其ノ他命令ヲ  
以テ定ムル類似ノ場所ニ於ケル  
遊興及飲食ニ之ヲ課ス  
第五十二條ノ三 遊興飲食稅ノ稅  
率ハ遊興飲食ノ料金ノ百分ノ十  
トス但シ藝妓ノ花代ニ付テハ料  
金ノ百分ノ二十トス  
前項ノ遊興飲食ノ料金（以下料  
金ト稱ス）ハ前條ニ規定スル場  
所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲  
シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食  
ニ付領收スベキ金額ヲ謂フ  
料金ノ算定ニ關シテハ命令ヲ以  
テ之ヲ定ム  
第五十二條ノ四 料金ガ一人一回  
五圓ニ滿タザル場合ニハ遊興飲  
食稅ヲ課セズ但シ藝妓ノ花代其  
ノ他命令ヲ以テ定ムルモノニ付  
テハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ一人一回ノ料金ノ計算ニ  
關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム  
第五十二條ノ五 遊興飲食稅ハ第  
五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ  
經營者ヨリ之ヲ徵收ス  
第五十二條ノ六 第五十二條ノ二  
ニ規定スル場所ノ經營者ハ命令  
ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ料金ヲ  
記載シタル申告書ヲ翌月十日迄  
ニ政府ニ提出スベシ但シ經營者  
廢止シタル場合ニ於テハ直ニ之  
ヲ提出スベシ  
申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府  
ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタル  
トキハ政府ハソノ課稅標準額ヲ  
決定ス  
第五十二條ノ七 遊興飲食稅ハ每  
月分ヲ翌月末日近ニ納付スベシ  
但シ經營者廢止シタル場合ニ於  
テハ直ニ之ヲ納付スベシ  
第五十二條ノ八 第五十二條ノ二  
ニ規定スル場所ノ經營者ハ命令  
ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ料金  
中其ノ月ニ於テ領收セザルモノ  
ニ對スル稅金ヲ其ノ料金ヲ領收  
シタル月ノ翌月末日迄ニ納付ス  
ルコトヲ得但シ其ノ經營者廢止  
シタル場合ニ於テ未ダ納付セザ  
ル稅金アルトキハ直ニ之ヲ納付  
スベシ  
前項ノ規定ニ依リ未ダ稅金ヲ納  
付セザル料金ニシテ領收スルコ  
ト能ハザルニ至リタルモノニ付  
テハ命令ノ定ムル所ニ依リ遊興  
稅ヲ免除ス  
第五十二條ノ九 第五十二條ノ二  
ニ規定スル場所ノ經營者セントス  
ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ旨ヲ豫メ政府ニ申告スベシ之  
ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ  
第五十二條ノ十 第五十二條ノ二  
ニ規定スル場所ノ經營者及經營  
者ト經營上取引關係アル者ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事務ニ  
關スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ  
前項ニ規定スル者ハ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ其ノ業務ニ關シ必要  
ナル事項ヲ政府ヲ申告スベシ  
第五十四條第一項トシテ左ノ一  
項ヲ加フ  
收稅官吏ハ建築稅ニ付家屋ヲ建  
築シタル者、建築工事請負人、  
建築工事管理若ハ建築材料供  
給者ニ對シ價額ヲ爲シ又ハ家屋  
建築ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ  
物件ヲ検査スルコトヲ得  
同條ニ左ノ一項ヲ加フ  
收稅官吏ハ遊興飲食稅ニ付第五  
十二條ノ十第一項ニ規定スル者  
ニ對シ價額ヲ爲シ又ハ其ノ業務  
ニ關スル帳簿書類ヲ検査スルコ  
トヲ得  
第五十五條中「又ハ公債及社債利

子稅」ヲ「公債及社債利子稅又ハ  
建築稅」ニ改ム  
第五十六條中「物品稅」ノ下ニ「又  
ハ遊興飲食稅」ヲ加フ  
第五十七條第二號中「第四十五條」  
ノ下ニ「又ハ第五十二條ノ六」ヲ  
加ヘ同條第三號中「第二種ノ物品  
若ハ樽寸」ヲ「第一種若ハ第三種  
ノ物品（酒類ヲ除ク）」ニ改メ同  
條ニ左ノ一號ヲ加フ  
四 政府ニ申告セズシテ第五十  
二號ノ二ニ規定スル場所ヲ經  
營シタル者  
同條ニ左ノ二項ヲ加フ  
前項第三號ニ規定スル者ニ付テ  
ハ直ニ其ノ小賣シタル第一種ノ  
物品又ハ製造シタル第二種若ハ  
第三種ノ物品（酒類ヲ除ク）ニ  
對スル物品稅ヲ徵收ス  
前項ノ規定ハ製造免許ヲ受ケズ  
シテ酒類ヲ製造シタル場合ニ付  
之ヲ準用ス  
第五十八條第一號中「又ハ第五十  
二條第一項」ヲ「第五十二條第  
一項又ハ第五十二條ノ十第一項」  
ニ改ム  
ニ、同條第二號中「又ハ第五十二  
條第二項」ヲ「第五十二條第二  
項又ハ第五十二條ノ十第二項」ニ  
同條第三號中「又ハ第四項」ヲ、  
第三項、第五項又ハ第六項」ニ改  
ム  
第六十條ニ左ノ一項ヲ加フ  
第五十二條ノ二ニ規定スル場所  
ノ經營者又ハ經營者ト經營上取  
引關係アル者ノ代理人、戶主、  
家族、同居者、雇人其ノ他ノ從  
業者ガ其ノ業務ニ關シ本法中遊  
興飲食稅ニ關スル規定ニ違反シ  
タルトキハ其ノ經營者又ハ經營  
者ト經營上取引關係アル者ヲ處  
罰ス  
第六十一條第一項中「公債及社債  
利子稅、」ノ下ニ「建築稅、」ヲ  
加ヘ「及物品稅」ヲ、物品及遊  
興飲食稅」ニ改メ同條ニ左ノ一項  
ヲ加フ  
北海道、府縣、市町村其ノ他ノ  
公共團體ハ遊興飲食稅ノ課稅標  
準タル料金ニ對シ地方稅ヲ課ス  
ルコトヲ得ズ  
第六十二條ノ二 政府ハ當分ノ内  
第五十二條ノ二ニ規定スル場所  
ノ經營者ノ組織スル團體ニ對シ  
遊興飲食稅ニ付徵收上必要ナル  
設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助  
ヲナスベキコトヲ命ズルコトヲ  
得  
前項ノ場合ニ於テハ前項ノ團體  
ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ交  
付金ヲ交付スルコトヲ得  
第六十三條ノ二 自己又ハ其ノ家  
族ノ用ニノミ供スル第二種ノ物  
品又ハ船舶ヲ製造スル者ニハ當該  
物品ニ付本法中物品稅ニ關スル  
規定ヲ適用セズ  
附 則  
第一條 本法ハ昭和十四年四月一  
日ヨリ之ヲ施行ス  
第二條 第二條第三項ノ改正規定  
ハ法人ノ昭和十四年四月一日以  
後ニ終了スル事業年度分ノ第一  
種所得稅ヨリ之ヲ適用ス  
第三條 建築稅ニ關スル規定ハ昭  
和十四年四月一日以後ニ施行ス  
ル家屋ノ建築ニ付之ヲ適用ス但  
シ第十八條ノ四ノ規定ハ新築ガ  
昭和十四年三月三十一日以前ニ  
竣工シタル場合ニハ之ヲ適用セ  
ズ  
第四條 本法施行ノ際製造場以外  
ノ場所ニ於テ同一人ガ十石ヲ超  
スル數量ノ第二種ノ清涼飲料ヲ  
所持スル場合ニ於テハ其ノ場所  
ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以  
テ製造者ト看做シ清涼飲料稅ヲ  
課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行  
ノ日ニ之ヲ製造場外ニ移出シタ  
ルモノト看做シ十石ヲ超スル數  
量ニ付第八條ノ二ニ規定スル稅  
率ニ依リ算出シタル稅額ト清涼  
飲料稅法第二條ニ規定スル稅率  
ニ依リ算出シタル稅額トノ差額  
ヲ以テ其ノ稅額トシ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ之ヲ徵收ス  
前項ノ清涼飲料ノ所持者ハ其ノ  
所持スル清涼飲料ノ數量及貯藏  
ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ  
政府ニ申告スベシ  
第五條 本法施行ノ際製造場又ハ  
保税地域以外ノ場所ニ於テ同一  
人ガ二萬斤ヲ超スル數量ノ砂糖



糖質又ハ糖水ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場ヨリ引取リタルモノト看做シ砂糖消費稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ二萬斤ヲ超ユル數量ニ付第九條ノ改正稅率ニ依リ算出シタル稅額ト從前ノ稅率ニ依リ算出シタル稅額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス

本法施行前ヨリ引取キ第五十二條ノ二規定スル場所ヲ經營スル者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ第五十二條ノ九ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第六條 本法施行前ヨリ引取キ第八條ノ改正規定ニ依リ物品稅ヲ課スルコト爲リタル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同第二種若ハ第三種ノ物品(酒類ヲ除ク)ノ製造ヲ爲ス者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ第五十二條ノ改正規定ニ依リタルモノト看做ス

第七條 改正第三十八條ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ第一號ノ物品ニ付テハ改正第三十八條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓、酒類ニ付テハ三十石、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ付テハ一萬斤ヲ超ユル部分ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品稅ヲ徵收ス但シ從前ノ物品規定ニ依リ

物品稅ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其ノ課セラレタル稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

一 改正第三十八條ニ掲グル第一種第十四號、第十五號、第十七號(擴充用増幅器ニ限ル)、第二十三號又ハ第二十號ノ物品ニシテ同條各條ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓ヲ超ユルモノ

二 酒類ニシテ合計石數三十石ヲ超ユルモノ又ハ小葡萄酒若ハ麥芽糖ニシテ合計斤數一萬斤ヲ超ユルモノ

本法施行ノ際製造場内ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ第四十六條第二項ノ改正規定ニ拘ラズ物品稅ヲ徵收ス

第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ付テハ準用ス

第二項ノ製造者又ハ販賣者ハ第二種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量價格及貯藏ノ場所、第三

種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第八條 輸出貨物原料砂糖稅法第一條中「消費稅ヲ課セラレタル砂糖」ノ下ニ「又ハ物品稅ヲ課セラレタル餡、葡萄酒若ハ麥芽糖」ヲ、「其ノ使用シタル砂糖」ノ下ニ、「餡、葡萄酒又ハ麥芽糖」ヲ加ヘ「消費稅ニ相當スル金額」ヲ「消費稅又ハ物品稅ニ相當スル金額」ニ改ム

昭和十四年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子及糖果ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第九條 明治四十年法律第二十一號第一條第一項ニ左ノ二號ヲ加フ

十八 建築稅

十九 遊興飲食稅

第十條 大正九年法律第五十一號中「樽寸、」ノ下ニ「餡、葡萄酒、麥芽糖、」ヲ加フ

【參照】  
昭和十三年三月三十一日公布

法律第五十一號支那事變特別稅法抄錄

第一條 當分ノ内本法ニ依リ所得稅、法人資本稅、砂糖消費稅及取引所得稅増徴シ利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及物品稅ヲ課ス

第二條 所得稅中法人ノ普通所得及清算所得ニ對スル所得稅ニ付テハ臨時租稅増徴法第二條ノ規定ニ拘ラズ所得稅法第二十一條ノ規定スル稅率百分ノ五ヲ百分ノ二十二・二五、百分ノ十ヲ百分ノ二十二・五トシタル場合ノ差増額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

第三條 所得稅中法人ノ超過所得ニ對スル所得稅ニ付テハ同法第二十一條ノ規定スル稅率ヲ以テ算出シタル稅額ノ百分ノ十二ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

法律一支部事變特別稅法中改正

稅法第二十二條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ對スル所得稅ニ加算スル稅額ヲ(含マズ)ト臨時利得稅額トノ合計金額ヲ控除シタル稅額ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十二條以上ノ砂糖  
百斤ニ付 八圓六十錢

第四種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ  
百斤ニ付 十一圓

第九條 砂糖消費稅ハ砂糖消費稅法第三條及臨時租稅増徴法第九條ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ依ル

一 砂糖

第一種 砂糖色相和關標本第一號未滿ノ砂糖  
甲 輸入黑糖及輸入白下糖但シ分賣シタルモノノ黑糖及白下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノノ重ニ全部又ハ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク  
乙 其ノ他ノモノ  
百斤ニ付 一圓二十錢

第二種 砂糖色相和關標本第二號未滿ノ砂糖  
百斤ニ付 七圓十錢

第三種 砂糖色相和關標本第三號未滿ノ砂糖  
百斤ニ付 三圓三十錢

人ヨリ支拂ヲ受クル利益ノ配當ニ付テハ賦課シ配當金中配當率年七分ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第十六條 公債及社債利子稅ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債又ハ社債(外貨債特別稅法第一條第二項ニ規定スル外貨債ヲ除ク)ノ利子ニ付テハ利率年四分、國債以外ノ公債及社債ニ在リテハ利率年四分五厘ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第一種 甲類  
一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品

第三十八條第一項  
物品稅ハ左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ之ヲ課ス

1011



- 二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
- 三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品
- 四 鑲甲製品
- 五 珊瑚製品
- 乙類
- 六 時計
- 七 萬年筆、金ペン及シヤ
- 八 身邊用細貨類
- 九 化粧用具
- 十 喫煙用具
- 十一 帽子、杖、鞭及傘
- 十二 皮革製又ハ金屬製ノ鞆及トランク
- 十三 靴及履物
- 十四 書畫及骨董
- 十五 室内裝飾用品
- 十六 照明器具
- 十七 圍碁及將棋用具
- 十八 家具
- 十九 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
- 二十 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
- 二十一 毛皮又ハ毛皮製品
- 二十二 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
- 二十三 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ
- 二十四 メリヤス、レース、フェルト及同製品
- 第二種
- 甲種
- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- 二 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙
- 三 蓄音器及同部分品
- 四 蓄音器用レコード
- 五 樂器、同部分品及附屬品
- 六 變眼鏡及變眼鏡
- 七 鏡及同部分品
- 八 藥莖及彈丸
- 九 ゴルフ用具、同部分品
- 及附屬品
- 十 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 十一 捕球用具
- 十二 ネオン管及同變壓器
- 十三 喫煙用ライター
- 乙類
- 十四 ラヂオ受取機及同部分品
- 十五 受信用真空管及擴音器
- 十六 扇風機及同部分品
- 十七 暖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 十八 冷蔵庫及同部分品
- 十九 金庫及鋼鐵製家具
- 二十 乘用自動車
- 二十一 化粧品
- 第三種
- 一 樽寸
- 二 酒類、但シ酒類及果實酒(酒類及酒類含有飲料稅法第三條ノ三ニ規定スルモノ)ヲ除ク
- 第三十九條 物品稅ノ稅率左ノ如シ
- 第三種
- 一 樽寸 千本ニ付 五錢
- 二 酒類 清酒、白酒、味淋、燒酎及麥酒 一石ニ付 五圓
- ロ 葡萄酒(酒類及酒類含有飲料稅法第三條ノ二ニ規定スルモノ以下同ジ)
- ハ 其ノ他ノ酒類ニシテ酒精及酒類含有飲料稅法ノ適用ヲ受クルモノ 一石ニ付 十圓
- 一石ニ付 七圓
- 第四十二條第一項 物品稅ハ第一種第十四號ニ掲ゲル物品ニ付テハ其ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣買セララルル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限リ之ヲ課ス
- 第四十三條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ爲ニ化粧品ノ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品ノ製造ト看做ス

第四十四條 酒類ヲ製造場内ニ於テ飲用シタルトキハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

第四十六條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ課稅標準額ヨリ其ノ物品ノ價格ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シ又ハ酒類ヲ製造場外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品稅ノ徵收ヲ爲サズ

第四十八條第一項 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ賣場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル第二種ノ物品又ハ樽寸ニ付テハ第四十一條ノ規定ヲ適用セリ

第四十九條第一項 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ物品稅ヲ免除ス

第五十一條 第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者又ハ第二種ノ物品若ハ樽寸ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第五十五條 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ利益配當稅又ハ公債及社債利子稅ヲ逃脫シタル者ハ其ノ逃脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第五十六條 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ物品稅ヲ逃脫シ又ハ通

第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第二十五條第一項、第三十二條第一項又ハ第五十二條第一項ノ規定ニ依リ帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者

二 第二十五條第二項、第三十二條第二項又ハ第五十一條第

第六十一條第一項 北海道、府縣

市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ増徴スル稅額(第七條ノ規定ニ依リ増額ト爲ル部分ヲ含マズ)又ハ本法ニ依リ課スル利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及物品稅ニ付附加稅ヲ課スルコトヲ得ス

但シ特別ノ事情アル市町村ニ限リ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第六條ノ規定ニ依リ課スル所得稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

大正十五年三月二十七日公布 法律第十六號清涼飲料稅法抄

第二條 清涼飲料ニハ左ノ區分ニ



法律—支那事變特別稅法施行規則中改正

依り清涼飲料稅ヲ課ス  
第一種 玉ラム木糖類ノモノ  
一石ニ付 七圓  
第二種 其ノ他ノ糖類ノモノ  
一石ニ付 十圓  
第三種 糖類以外ノモノ  
炭酸瓦斯使用量一庇ニ付三圓  
明治四十二年三月三十日公布  
法律第十八號輸出菓子糖果原  
料砂糖稅法抄錄

第一條第一項  
消費稅ヲ課セラレタル砂糖ヲ用  
ヒ製造シタル菓子又ハ糖菓ヲ外  
國へ輸出シタル者ハ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ其ノ使用シタル砂糖  
ニ對シ消費稅ニ相當スル金額以  
下ノ金額ノ下付ヲ政府ニ請求ス  
ルコトヲ得

明治四十年三月二十七日公布  
法律第二十一號權太ニ於ケル  
租稅ニ附スル件抄錄  
第一條第一項  
權太ニ於テハ左ニ掲グル租稅  
ヲ賦課徵收ス  
(左記略ス)

大正九年八月七日公布法律第  
五十一號抄錄

左ニ掲グル物品ニシテ内地、臺  
灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル  
モノニ關シテハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ內國稅ヲ免除若ハ携民シ  
又ハ交付金ヲ交付スルコトヲ得  
酒類、麥酒、酒精、酒精含有  
飲料、清涼飲料、砂糖、糖漿  
糖水、糖物、糖物製品、揮發  
油、骨牌、構寸、支那事變特  
別稅法第三十八條ニ掲グル第  
二種ノ物品

支那事變特別稅法  
施行規則中改正

(昭和十四年三月三十一日)  
(勅令第四百七十號)

第三條ノ二 支那事變特別稅法第  
十八條ノ二第二號ノ規定ニ依リ  
建築稅ヲ課スベキ家屋ヲ定ムル  
コト左ノ如シ  
一 料理店  
二 貨座

一〇六

コト左ノ如シ  
一 長屋、共同住宅及寄宿舎  
二 一時ノ使用ニ供スル家屋  
第三條ノ六 支那事變特別稅第十  
八條ノ七第三號ノ規定ニ依リ建  
築稅ヲ免除スル家屋ヲ定ムルコ  
ト左ノ如シ  
一 土地區劃整理ノ施行ニ因リ  
取毀シタル家屋ニ代ヘテ建築  
シタル家屋  
二 行政執行法第四條ノ處分ニ  
因リ取毀シタル家屋ニ代ヘテ  
建築シタル家屋

第三條ノ七 支那事變特別稅法第  
十八條ノ七及前條ニ掲グル家屋  
ヲ建築シタル場合ニ於テハ建築  
稅ヲ免除ス但シ其ノ家屋ノ床面  
積方從前ノ家屋ノ床面積ヲ超過  
スル場合ニ於ケル超過部分ニ付  
テハ此ノ限ニ在ラズ  
前項但書ノ場合ニ於ケル超過部  
分ノ建築價額ハ新ニ建築シタル  
家屋ノ床面積ニ對スル該超過部  
分ノ床面積ノ割合ヲ其ノ家屋ノ  
建築價額ニ乘ジテ之ヲ計算ス

第三條ノ四 支那事變特別稅法第  
十八條ノ六第二號ノ規定ニ依リ  
左ノ公共團體ヲ指定ス  
一 府縣組合、市町村組合、町  
村組合及市町村內ノ區  
二 市町村學校組合、町村學校  
組合及學區  
三 水利組合、水利組合聯合及  
北海道土功組合  
第三條ノ五 支那事變特別稅法第  
十八條ノ六第三號ノ規定ニ依リ  
建築稅ヲ課セザル家屋ヲ定ムル

六 支那事變特別稅法第十八條  
ノ四ニ該當スル建築ニ在リテ  
ハ其ノ旨及既ニ建築稅ヲ課セ  
ラレタル部分アルトキハ其ノ  
稅額

第三條ノ八 支那事變特別稅法第  
十八條ノ七及前條ノ規定ニ依  
リ建築稅ノ免除ヲ受ケントスル  
者ハ同法第十八條ノ九第一項ノ  
規定ニ依リ建築價額決定前事由  
ヲ具シ所轄稅務署ニ申請スベシ  
前項ノ申請書ニハ從前ノ家屋ノ  
所在地、用途、構造及床面積ヲ  
記載スベシ  
第三條ノ九 建築稅ニ付納稅義務  
アル者ハ建築竣成後二十日內ニ  
左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ  
所轄稅務署ニ提出スベシ  
一 家屋ノ所在地  
二 家屋ノ用途、構造及床面積  
三 建築價額  
四 建築竣成ノ年月日  
五 建築工事請負人又ハ建築工  
事管理者アルトキハ其ノ住所  
及氏名又ハ名稱

第三條ノ九 建築稅ニ付納稅義務  
アル者ハ建築竣成後二十日內ニ  
左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ  
所轄稅務署ニ提出スベシ  
一 家屋ノ所在地  
二 家屋ノ用途、構造及床面積  
三 建築價額  
四 建築竣成ノ年月日  
五 建築工事請負人又ハ建築工  
事管理者アルトキハ其ノ住所  
及氏名又ハ名稱

法律—支那事變特別稅法施行規則中改正

第六十六條ノ三 遊興飲食ノ料金  
(以下料金ト稱ス)ハ花代、搦  
代、飲食料、席料其ノ他名稱ノ  
何タルヲ問ハズ支那事變特別稅  
法第五十二條ノ二ニ規定スル場  
所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲  
シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食  
ニ付納收スベキ金額ノ合計額ニ  
依ル  
第六十六條ノ四 娼妓ノ搦代、藝  
妓ニ類スル者ノ花代其ノ他之ニ  
類スルモノ(以下其ノ他ノ花代  
ト稱ス)ニ付テハ料金ガ一人一  
回五圓ニ滿タザル場合ト雖モ遊  
興飲食稅ヲ課ス

一〇七

第六十六條ノ三 遊興飲食ノ料金  
(以下料金ト稱ス)ハ花代、搦  
代、飲食料、席料其ノ他名稱ノ  
何タルヲ問ハズ支那事變特別稅  
法第五十二條ノ二ニ規定スル場  
所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲  
シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食  
ニ付納收スベキ金額ノ合計額ニ  
依ル  
第六十六條ノ四 娼妓ノ搦代、藝  
妓ニ類スル者ノ花代其ノ他之ニ  
類スルモノ(以下其ノ他ノ花代  
ト稱ス)ニ付テハ料金ガ一人一  
回五圓ニ滿タザル場合ト雖モ遊  
興飲食稅ヲ課ス

第六十六條ノ三 遊興飲食ノ料金  
(以下料金ト稱ス)ハ花代、搦  
代、飲食料、席料其ノ他名稱ノ  
何タルヲ問ハズ支那事變特別稅  
法第五十二條ノ二ニ規定スル場  
所ノ經營者ガ遊興又ハ飲食ヲ爲  
シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食  
ニ付納收スベキ金額ノ合計額ニ  
依ル  
第六十六條ノ四 娼妓ノ搦代、藝  
妓ニ類スル者ノ花代其ノ他之ニ  
類スルモノ(以下其ノ他ノ花代  
ト稱ス)ニ付テハ料金ガ一人一  
回五圓ニ滿タザル場合ト雖モ遊  
興飲食稅ヲ課ス



法律一 支那事變特別税法施行規則中改正

第六十六條ノ五 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一人一回ノ料金ハ各其ノ定ムル所ニ依リテ計算ス

一 二人以上共同シテ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル場合ニ於テハ料金ヲ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル人員ニテ除シテ得タル金額ニ依ル

二 同一ノ遊興又ハ飲食ニ付藝妓ノ花代ヲ領收スベキ者ト異ナル場合ニ於テハ藝妓ノ花代ト其ノ他ノ料金トヲ合算シタル金額ニ依ル

第六十六條ノ六 支那事變特別税法第五十二條ノ六ノ規定ニ依リ申告書ハ毎月分ノ料金ヲ藝妓ノ花代、其ノ他ノ花代及花代以外ノ料金ニ區分シテ之ニ記載シ所轄稅務署ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定スベシ

第六十六條ノ七 支那事變特別税法第五十二條ノ八第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ毎月分ノ料金中其ノ月ニ於イテ領收セザルモノヲ藝妓ノ花代、其ノ他ノ花代及花代以外ノ料金ニ區分シテ記載シタル申告書ヲ前條ノ申告書同時ニ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受クベシ

前項ノ料金ヲ領收シタル場合ニ於テハ其ノ領收シタル料金ヲ藝妓ノ花代、其ノ他ノ花代及花代以外ノ料金ニ區分シテ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

第六十六條ノ八 支那事變特別税法第五十二條ノ八第二項ノ規定ニ依リ遊興飲食稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ領收スルコト能ハザル事由ヲ具シ所轄稅務署ニ申請スベシ

第六十六條ノ九 支那事變特別税法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者其ノ場所ヲ移轉セントスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第六十六條ノ九及前條ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲スベシ

第六十六條ノ十 支那事變特別税法第五十四條第一項「第五十四條第二項」ヲ「第五十四條第二項」ヲ「第五十四條第三項」ニ改メ同條第一項トシテ左ノ一項ヲ加フ

收稅官吏支那事變特別税法第五十四條第一項ノ規定ニ依リ家屋、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルトキハ検査章ヲ携帯スベシ

第六十九條ノ二 支那事變特別税法第六十二條ノ二第一項ノ規定ニ依リ稅務署長ハ同法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者ノ組織スル團體ニ對シ遊興飲食稅ニ付徵收上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ團體ニ對シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ所屬團體員ガ

一 經營者ノ住所及氏名又ハ名稱

二 經營スル場所ノ種類及名稱

三 從業者ノ種類及員數

四 經營スル場所ノ構造其ノ他設備ノ概要

五 開業ノ年月日

第六十六條ノ十 支那事變特別税法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者ハ一回ノ遊興飲食稅ニ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ノ數

二 料金ノ種類及金額

三 二人以上共同シテ爲シタル遊興又ハ飲食ニ付テハ一人一回ノ料金

四 料金領收ノ年月日

稅務署長ハ必要アリト認ムルトキハ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者ノ住所氏名ノ記載ヲ命ズルコトヲ得

第六十六條ノ十一 藝妓、藝妓ニ類スル者若ハ娼妓ノ雇主、抱主若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ營業ニ關シ仲介ヲ爲ス者ハ藝妓、娼妓ニ類スル者又ハ娼妓ノ出先ノ場所毎ニ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 藝妓、娼妓ニ類スル者又ハ娼妓ノ名稱

二 藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ノ金額

第六十六條ノ十二 藝妓、娼妓ニ類スル者若ハ娼妓ノ雇主、抱主若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ營業ニ關シ仲介ヲ爲ス者ハ毎月分ノ藝妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ヲ藝妓、娼妓ニ類スル者又ハ娼妓ノ出先ノ場所毎ニ區分シテ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

第六十六條ノ十三 支那事變特別税法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者其ノ經營ヲ一月以上休止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ

一〇八

第六十六條ノ十四 第六十六條ノ九及前條ノ規定ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ

第六十六條ノ十五 支那事變特別税法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者相續シタル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

支那事變特別税法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スベシ

合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ支那事變特別税法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者承繼シタル時ハ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第六十六條ノ十六 支那事變特別税法第五十二條ノ二ニ規定スル場所ノ經營者其ノ經營ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

納期内ニ納付シタル遊興飲食稅額ノ百分ノ三ニ相當スル金額以內ノ交付金ヲ交付ス

第六十九條ノ三 前條ノ團體同條別表ヲ左ノ如ク如ム

(別表)

課稅物品表

品名	課稅最低限	
	單位	價格
第一種 (甲類)		
一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品但シ理化學ノモノヲ除ク		
イ 貴石、半貴石		
ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト		
クリソベリール、トパース、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ベリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール		
翡翠、水晶、瑪瑙、貓眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、		

法律一 支那事變特別税法施行規則中改正



月長石、青金石、クンツアイト、ブラッドストーン及ヘマタイト	一個又ハ二組	三	三	圓
貴石又ハ半貴石ヲ用ヒタル製石	一個又ハ二組	三	三	圓
眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品	一個	三	三	圓
天然眞珠及養殖眞珠	一個	三	三	圓
眞珠ヲ用ヒタル製品	一個又ハ二組	三	三	圓
貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ理化學用ノモノ又ハ醫藥用ノモノヲ除ク	一個又ハ二組	三	三	圓
貴金屬製品但シ金ペンヲ除ク	一個	三	三	圓
金側又ハ白金側ノ時計但シ金ヲ鍍シ又ハ張リタルモノヲ除ク	一個	三	三	圓
金屏風及金衝立	一個	三	三	圓
其ノ他金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ金箔、金糸、金粉又ハ金液ヲ用ヒタルモノ及金ヲ鍍シ又ハ張リタルモノヲ除ク	一個又ハ二組	三	三	圓
犀甲製品	一個又ハ二組	三	三	圓
珊瑚製品	一個又ハ二組	三	三	圓
毛皮又ハ毛皮製品	一個	三	三	圓

イ 毛皮	一個	五	五	圓
ロ 毛皮製品	一個又ハ二組	五	五	圓
敷物、膝掛、手袋類、襟巻、被服類、被服用ノ裏、襟、袖及縁	一個又ハ二組	五	五	圓
七 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品	一個	五	五	圓
イ 羽毛製品	一個	五	五	圓
襟巻	一個	五	五	圓
ロ 羽毛ヲ用ヒタル製品	一個又ハ二組	四	四	圓
蒲團、座蒲團及クツシヨソ	一個	十五	十五	圓
八、時計	一個	十五	十五	圓
懷中時計、腕時計、置時計、掛時計及電氣時計	一個	十五	十五	圓
九 文房具	一個又ハ二組	四	四	圓
イ 万年筆、硯箱、文箱、料紙箱、色紙箱、短冊箱、スケツチ箱及書架	一個又ハ二組	四	四	圓
ロ 金ペン(軸ヲ附シタルモノヲ含ム) シャープペンシル、インク入(インクスタンドヲ含ム) 硯、筆、墨、繪具、ペーパーナイフ、筆立、ペン立、ペン皿、文鏡、色紙、短冊、アル	一個又ハ二組	四	四	圓

バム、鉛筆削器及本立(フツクエンドヲ含ム)	一個又ハ二組	二	二	圓
十 身邊用細貨類	一個	三	三	圓
イ 指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、簪、髻、頭髻用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟、帶止、バツクル、釧、カフス釧、根付及メダル	一個又ハ二組	三	三	圓
ロ ハンドバツク、手提袋、財布、懷中書狀入、名刺入、笥及シース	一個	五	五	圓
十一 化粧用具	一個	三	三	圓
イ 化粧用刷子(圓髻用ノモノヲ含ム)、コンバクト、香水噴及白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器	一個	三	三	圓
ロ 化粧具匣(折疊式ノモノヲ含ム) 及其ノ他ノ化粧用具セツト	一個又ハ二組	五	五	圓
十二 喫煙用具	一個又ハ二組	三	三	圓
イ 煙管、パイプ類及同ケース	一個又ハ二組	三	三	圓
ロ 煙草入、灰皿セツト及煙草盆	一個又ハ二組	五	五	圓
十三 帽子、杖、鞭及傘	一個又ハ二組	五	五	圓

イ 帽子	一個	五	五	圓
ロ 杖及鞭	一個	三	三	圓
ハ 傘(ビーチパラソルヲ含ム)	一個	六	六	圓
十四 靴及トランク	一個	十	十	圓
イ 皮革製又ハ金屬製ノモノ	一個	三十	三十	圓
ロ 其ノ他	一個	十	十	圓
十五 靴及履物	一足	二十	二十	圓
イ 靴(較靴製又ハ皮革製ノモノヲ除ク)	一足	十二	十二	圓
(一) 長靴	一足	四	四	圓
(二) 其ノ他	一足	十二	十二	圓
ロ 履物	一足	四	四	圓
十六 書齋及骨董	一個又ハ二組	十	十	圓
十七 室内裝飾用品	一個又ハ二組	三	三	圓
置物、花瓶、香器、額縁、柱掛、其ノ他ノ壁面裝飾用品、人形、節句飾物及羽子板	一個又ハ二組	三	三	圓
十八 玩具	一個	五十	五十	圓
十九 運動具	一個	五	五	圓
イ ボール	一個	五十	五十	圓
(一) 陸球、野球及ホッケー用ノモノ	一個	五十	五十	圓
(二) 其ノ他	一個	五	五	圓
ロ ネット	一個	十	十	圓
ハ グローブ、ミット、面盤、	一個	十	十	圓



砲丸、槍、鐵槌、フエンシ ン グ用劍及バーベル	一個又ハ一組	五圓
ニ バット、ラケット、ガット 及ホツケ1用スチツク	一個	二圓
(一) バット及ホツケ1用スチ ツク	一個	二圓
(二) ラケット	一個	二圓
(三) ガット	一張分	二圓
ホ スケート、スキー、同部分 品及附屬品	一對	五圓
(一) スケート	一對	五圓
(二) スキー	一對	五圓
(三) シール	一對	五圓
(四) 縮具、金具及スキートツ ク	一對	二圓
ヘ リユツクサツク、ピツケル 及コツヘル	一個又ハ一組	五圓
二十 照明器具、スタンド、シヤン デリヤ、ペンダツト、プラケツ ト、バルベツト、シーリングラ イト、ポ1ダーライト、グロ1 ブ、シエード及之ニ類スルモノ	一個又ハ一組	五圓
二十一 電氣器具及瓦斯器具 イ 湯沸器(珈琲沸器及牛乳沸 器ヲ含ム) タオル蒸器、調理	一個又ハ一組	五圓

用器具(七輪、竈及炊飯器ヲ 除ク) アイロン、鏡(半田鏡 ヲ除ク) 鏡燒器、毛髮乾燥器 炬燵、行火、火鉢(電氣炭ヲ 含ム) 足湯器及蒲團類	一個又ハ一組	五圓
ロ バーマネットウエ1ブ機及 同附屬ドライヤー、洗濯機、 掃除機、暖房用ラヂエ1ター ル1ムクーラー、温水槽、調 理臺	一個又ハ一組	三十圓
二十二 圍碁及將棋用具 イ 圍碁用具	一個	十圓
(一) 碁盤	一個	十圓
(二) 碁石	一組	三圓
(三) 碁筒	一組	五圓
ロ 將棋用具	一個	五圓
(一) 將棋盤	一個	五圓
(二) 將棋駒	一組	二圓
二十三 家具 イ 幅八十五釐以上ノ箆筒	一個又ハ一組	五十圓
ロ イ號以外ノ箆筒、棚類、箱 類、寢臺、鏡及鏡臺類、机及 卓子類、椅子及腰掛類、火鉢 臺類、屏風、衝立、几帳、衣 桁、帽子掛、傘立	一個又ハ一組	三十圓

二十四 漆器、陶磁器及硝子製器 具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ但 シ理化學用ノモノ、醫藥用ノモ ノ、電氣絶緣用ノモノ及土木建 築用ノモノヲ除ク	一個又ハ一組	十圓
二十五 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張リタ ル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモ ノ	一個又ハ一組	三圓
二十六 皮革製品ニシテ別號ニ掲 ゲザルモノ	一個	五圓
イ 被服類	一個	五圓
ロ 座蒲團及クツシヨソ	一對	二圓
ハ 手袋	一對	五圓
ニ 織物、メリヤス、レース フェルト及同製品並ニ組物	一個	十八圓
イ 織物但シ帶地及敷物地ヲ除 ク	一個	十八圓
(一) 着尺地、羽尺地、裏地、 襦袢地、袴地及夜具地類	一反	十八圓
白生地	一反	十八圓
其ノ他	一反	十八圓
(二) 座蒲團地	五張分	十五圓
(三) 羽裏地、和服用コート裏 地及襦袢地	一枚	十圓
(四) 其ノ他	一枚	十圓

幅四十六釐未満ノモノ	一米	二圓
幅四十六釐以上百二十釐未満 ノモノ	一米	五圓
幅百二十釐以上ノモノ	一米	十二圓
ロ メリヤス、レース及フェル トニシテ布帛狀ノモノ但シ敷 物地ヲ除ク	一平方米	三圓
ハ 織物、メリヤス、レース及 フェルトノ製品並ニ組物	一個	廿五圓
(一) 着物、羽織、襦袢及之ニ 類スルモノ	一個	廿三圓
單衣	一個	廿三圓
其ノ他	一個	廿三圓
(二) 袴	一個	三十圓
(三) 帶(帶地ヲ含ム)	一個	十八圓
女子用ノ丸帶及袋帶	一個	三十圓
單帶、名古屋帶、兵兒帶、男 帶其ノ他ノ帶	一個	十八圓
(四) 洋服	一組	七十圓
男子用ノモノ	一組	七十圓
一組ノモノ(三ツ揃ノモノ)	一組	七十圓
上衣	一個	卅五圓
チヨツキ	一個	卅五圓
ズボン	一個	卅五圓
女子用ノモノ	一個	卅三圓



一組又ハ上下連讀シタルモノ	一組又ハ一個	四十圓
ノ	一個	廿五圓
上衣	一個	二十圓
スカート	一個	二十圓
(五) 外套、和服用コート、ト ンビ、ケープ及之ニ類スルモノ	一個	六十圓
男子用ノモノ	一個	四十圓
女子用ノモノ	一個	六十圓
(六) 其ノ他ノ被服類 シャツ、ズボン下、スウェー ター、パジャマ、ロープ、ガ ウン、下着、肌着及之ニ類ス ルモノ	一個	五圓
(七) 服飾附屬品 襟巻 帶揚、投帶及帶締 半襟 ネクタイ	一個 一個 一個 一個	七圓 十圓 四圓 四圓
手巾、靴下及之ニ類スルモノ	一個又ハ一足	一圓
(八) 毛布、膝掛、蚊帳及蒲團 類	一枚	十五圓
毛布及膝掛 蚊帳	一枚	廿五圓

蒲團	一個	二十圓
敷蒲團	一個	廿五圓
其ノ他	一個	二十圓
座蒲團、クツジョン(クツシ ヨシ側ヲ含ム)及フットスツ ル	一個	五圓
(九) 窓掛、卓子掛(センター ピースヲ含ム)、ピアノ掛、 鏡臺掛、椅子掛、腰臺掛、杖 掛及風呂敷類	一個	五圓
(十) 敷物類(敷物地ヲ含ム)	一平方米	六圓
(十一) 織帳及化粧類	一個	百圓
二十八 果物	一個	五圓
イ メロン	一個	一圓
ロ パパイヤ、鳳梨、林檎、梨 及柑橘類	一個	五十圓
ハ 葡萄	百分	一圓

第二種  
(甲類)  
一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫  
機、同部分品及附屬品  
イ 寫眞機但シ航空機用ノモ  
ノ及顯微鏡用ノモノヲ除ク  
ロ 寫眞引伸機

(乙類)  
ニ 映寫機  
寫眞機部分品及附屬品  
レンズ(シャツター附ノモ  
ノヲ含ム)、暗箱(蛇腹ノ  
有無ヲ別タズ)、シャツタ  
ー、フィルムバックホルダ  
ー、取替、フアインダー、

三脚臺、カラーフィルムター、  
セルフタイマー、露出計、  
距離計及寫眞機用又ハ三脚  
臺用ケース  
ホ 寫眞引伸機部分品  
暗箱、コンデンサーレンズ  
及支持臺  
ヘ 映寫機部分品及附屬品  
コンデンサー、レンズ、フイ  
ルムリール、ランプハウス、  
映寫機用ランプ、ヘッドマ  
シン、映寫機用モーター、  
發聲裝置、フィルム巻取機  
カラースクリーン及映寫機  
用ケース  
二 寫眞用ノ乾板、フィルム及  
感光紙  
イ 寫眞用乾板但シ航空機用  
ノモノ及エックス線用ノモ  
ノヲ除ク  
ロ 寫眞用フィルム但シ航空  
機用ノモノヲ除ク  
ハ 寫眞用感光紙但シエック  
ス線用ノモノヲ除ク  
三 蓄音器及同部分品

イ 蓄音器(ラヂオ聴取裝置  
ヲ附シタルモノヲ含ム)  
ロ 蓄音器部分品  
蓄音器匣、サウンドボックス  
ス、移動腕金、ピツクアツ  
プ、蓄音器用モーター、回  
轉盤、動力用ゼンマイ及蓄  
音器用針  
四 蓄音器用レコード但シ六時  
以下ノ紙製ノモノヲ除ク  
五 樂器、同部分品及附屬品  
イ 樂器  
ピアノ、オルガン、アコー  
デオオン、バンドデオオン、  
ハーモニカ、ヴァイオリン  
ヴァイオラ、セロ、コントラ  
バス、マンドリン、マンド  
ラ、マンドリラ、マンドセ  
ロ、マンドローネ、ギター  
ギタローネ、バラライカ、  
ウクレレ、パンジョー、フリ  
ユート、ピツコロ、クラリ  
ネット、オーボ、バズーン、  
ホルネット、トランベツト  
トロンボーン、アルト、バ

リトン、チユーバ、サクソ  
フォオン、スザフォオン、  
ホルン、バイブラフォオン  
喇叭(管號喇叭ヲ除ク)、  
木琴、鐵琴、ハープ、リラ  
琴、三絃、琵琶、明笛、尺  
八、鼓、ドラム類、タンボ  
リ及シンバル  
ロ 樂器部分品及附屬品  
絃樂器用ノ絃、弓又ハ撥及  
樂器用ケース  
七 樂器用ケース  
八 樂器用ケース  
九 樂器用ケース  
十 樂器用ケース  
十一 樂器用ケース  
十二 樂器用ケース  
十三 樂器用ケース  
十四 樂器用ケース  
十五 樂器用ケース  
十六 樂器用ケース







ニ依リ帳簿書類ヲ検査スルトキハ検査章ヲ携帶スベシ  
收稅官吏支那事變特別稅法第五十四條第二項ノ規定ニ依リ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルトキハ検査章ヲ携帶スベシ  
昭和十四年三月三十一日公布法律第四十八號ハ支那事變特別稅法中改正ノ件ナリ

臨時利得稅法中改正

(昭和十四年三月三十日)  
法律第二十號

第三條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ  
三 船舶(製造中ノ船舶ヲ含ム)又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ讓渡ニ因ル個人ノ利得(讓渡利得ト稱ス以下同ジ)  
第四條ノ二第三號ヲ左ノ如ク改ム  
三 現事業年度ノ資本金額ガ甲既往事業年度又ハ乙既往年度ノ平均資本金額ニ比較シ増減

アルトキハ比較セラレタル既往事業年度ノ平均利益ノ平均資本金額ニ對スル割合ヲ現事業年度ノ平均利益ニ對シテ算出シタル金額ヲ以テ其ノ既往事業年度ノ平均利益トス但シ法人ノ現事業年度ノ資本金額ガ甲既往事業年度又ハ乙既往事業年度ノ平均資本金額ニ比較シ増減シタル場合ニ於テ現事業年度ノ平均利益ノ平均資本金額ヲ超過スルトキハ其ノ資本金額中甲既往事業年度ノ平均資本金額又ハ昭和十一年十二月三十一日ニ於ケル資本金額ノ何レカ多額ナル一方ノ金額ヲ超過スル部分ニ對シテ年百分ノ七ノ割合ヲ算出シタル金額ト其ノ他ノ部分ニ對シテ甲既往事業年度ノ平均利益ノ平均資本金額ニ對シテ割合ヲ算出シタル金額トノ合計額ヲ以テ甲既往事業年度ノ平均利益トシ現事業年度ノ平均利益トス  
第六條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第三項中「各事業年度ノ」ヲ削リ法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月平均ヲ以テ之ヲ計算シ昭和十一年十二月三十一日ニ於ケル資本金額ハ同日ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立

金額ニ依リ之ヲ計算ス  
第七條中「平均利益」ノ下ニ「並ニ昭和十一年十二月三十日ニ於ケル資本金額」ヲ加フ  
第十一條ノ二 讓渡利得ハ船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ讓渡ニ因ル收入金額ヨリ取得價額、設備費、改良費及讓渡ニ關スル必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル  
船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ニシテ昭和十一年十二月三十一日以前ニ取得シタルモノニ付テハ同日ニ於ケル價額ヲ以テ前項ノ取得價額トシ同日後ニ爲シタル設備又ハ改良ニ要シタル費用ノミヲ以テ前項ノ設備又ハ改良費トス  
前二項ノ計算ニ關シテハ相續、附與又ハ遺贈ニ因リ取得シタルモノハ相續人、受贈者又ハ受遺者ガ引續キ之ヲ有シタルモノト看做シ讓渡後相續ノ開始アリタル場合ニ於テハ被相續人ノ爲シタル讓渡ハ之ヲ相續人ノ爲シタル讓渡トノ看做ス

第三項ニ定ムルモノノ外讓渡利得ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十一條ノ三 讓渡利得ニ付テハ其ノ利得ノ金額ヨリ二千圓ヲ控除ス  
第十三條ノ二 船舶ノ讓渡ニ因ル利益ニシテ第九條ノ利益ニ關スルモノ及昭和十四年一月一日以後ニ於テ設定セラレタル鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル權利ニシテ命令ノ定ムルモノノ讓渡ニ付テハ本法中讓渡利得ニ關スル規定ヲ適用セズ  
第十四條中「百分ノ十七・二五」ヲ「百分ノ二十」ニ「百分ノ三十」ヲ「百分ノ四十」ニ、「百分ノ二十五」ヲ「百分ノ三十」ニ改ム  
第十四條ノ二第一項ヲ左ノ如ク改ム  
個人ノ臨時利得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス  
甲種利得 利得金額ノ百分ノ十二  
乙種利得 利得金額ノ百分ノ二十五  
讓渡利得 利得金額ノ百分ノ二十五  
第十六條中「納稅義務」ノ上ニ「甲種利得又ハ乙種利得ニ付」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ  
讓渡利得ニ付納稅義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ利得金額ヲ政府ニ申告スベシ  
第十七條中「個人ノ利得金額」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得ノ金額」ニ「個人ノ利得ニ付」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得ニ付」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ  
讓渡利得金額ハ前條第二項ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス  
第十八條中「個人ノ利得」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得」ニ改ム

第二十三條第一項中「利得ニ付」ヲ「甲種利得又ハ乙種利得ニ付」ニ、「利得金額」ヲ「甲種利得又ハ乙種利得ノ金額」ニ改ム  
第二十四條ノ二中「個人ノ利得」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得」ニ改ム  
第二十六條第二項中「個人ノ利得」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ  
讓渡利得ニ付テハ船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ讓渡ノ際臨時利得稅ヲ徵收ス  
第二十七條第二項中「個人ノ利得」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得」ニ改ム  
第三十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム  
朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ利得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ臨時利得稅ヲ課セズ但

シ朝鮮ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ甲種利得ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
附則第二項ヲ左ノ如ク改ム  
本法ニ依ル臨時利得稅ノ賦課ハ法人ニ付テハ支那事變終了ノ年ノ翌年十二月三十一日迄ニ終了スル事業年度分限リ、個人ノ甲種利得又ハ乙種利得ニ付テハ支那事變終了ノ年ノ翌年分限リ、讓渡利得ニ付テハ支那事變終了ノ年ノ翌年十二月三十一日迄ノ讓渡ニ因ル利得ニ對スル分限リトス  
附則  
本法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
法人ノ臨時利得稅ニ付テハ昭和十四年一月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、個人ノ甲種利得又ハ乙種利得ニ對スル臨時利得稅ニ付テハ昭和十四年分ヨリ本法ヲ適用ス  
讓渡利得ニ對スル臨時利得稅ニ付テハ昭和十四年一月一日以後ノ讓



渡ニ因ル利得ニ得シ本法ヲ適用ス

【參照】

昭和十年三月三十日公布法律第  
二十號臨時利得稅法抄錄

第三條第一項

臨時利得稅ハ左ノ利得ニ付之ヲ  
賦課ス(左記略ス)

第四條

法人ノ現事業年度ノ利益  
ガ昭和六年十二月三十一日以前  
三年内ニ終了シタル事業年度ノ  
全部(甲既往事業年度ト稱ス以  
下同ジ)ノ平均利益ヲ超過スル  
場合ニ於テ其ノ超過額ヲ法人ノ  
甲種利得トシ昭和十一年十二月三  
十一日以前三年内ニ終了シタル事  
業年度ノ全部(乙既往事業年度ト  
稱ス以下同ジ)ノ平均利益ヲ超過  
スル場合ニ於テ其ノ超過額ヲ法人  
ノ乙種利得トス

第四條ノ二

則條ノ規定ニ依リ利  
得ヲ計算スルニ當リ左ノ各號ノ  
一ニ該當スル場合ニ於テハ各其  
ノ定ムル所ニ依リ平均利益ヲ計  
算ス

三 現事業年度ノ資本金額ガ甲

既往事業年度又ハ乙既往事業  
年度ノ平均資本金額ニ對シ増減  
アルトキハ比較セラレタル既  
往事業年度ノ平均利益ノ平均  
資本金額ニ對スル割合ヲ現事  
業年度ノ資本金額ニ乘ジテ算  
出シタル金額ヲ以テ其ノ既往  
事業年度ノ平均利益トス此ノ  
場合ニ於テ第一號ノ規定ヲ適  
用スルニ當リテハ現事業年度  
ノ資本金額ヲ以テ其ノ既往事  
業年度ノ平均資本金額ト看做  
ス

第六條第一項及第三項  
法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ  
各月末ニ於ケル拂込株式金額、  
出資金額又ハ基金及積立金額ノ  
月間平均ヲ以テ之ヲ計算ス  
本法施行地ニ本店又ハ主たる事  
務所ヲ有セザル法人ノ各事業年  
度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ之ヲ計算ス

第十四條第一項及第二項  
法人ノ臨時利得稅ハ左ノ稅率ニ  
依リ之ヲ賦課ス  
甲種利得 利得金額ノ百分ノ  
十一・五  
乙種利得 利得金額ノ百分ノ  
二十

第十六條 納稅義務アル個人ハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十  
五日起至利得金額ヲ政府ニ申告  
スベシ

第十七條 法人ノ利得金額ハ第十  
五條、申告ニ依リ申告ナキトキ  
又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキ  
ハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ  
之ヲ決定シ個人ノ利得金額ハ所  
得稅法ノ所得調査委員會ノ調査  
ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス  
所得調査委員會閉會後個人ノ利  
得金額ノ決定ニ付脱漏アルコト  
ヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ  
爲スベカリシ年ノ翌年ヨリ三年  
間ハ仍所得調査委員會ノ調査ニ  
依リ政府ニ於テ其ノ利得金額ヲ  
決定スルコトヲ得

第十八條第一項  
稅務署長ハ毎年個人ノ利得ニ付  
納稅義務アリト認ムル者ノ利得  
金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得

調査委員會ニ送付スベシ

第二十三條第一項

利得ニ付稅務義務アル個人ハ利  
得金額ニ減損アルトキハ命令ノ  
定ル所ニ依リ政府ニ利得金額ノ  
更訂ヲ請求スルコトヲ得但シ利  
益二分ノ一以上減損セザルトキ  
ハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條ノ二第一項

個人ノ利得ニ付利得金額決定後  
翌年利得金額決定前ニ於テ營業  
ヲ法人ニ繼續セシメタル者ノ當  
該營業ノ實際利得ガ決定利得額  
ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ  
之ヲ利得金額ノ決定ニ付脱漏ア  
リタルモノト看做シ翌年ニ於ケ  
ル所得調査委員會ノ調査ニ依リ  
政府ニ於テ其ノ利得金額ヲ決定  
スルコトヲ得

第二十六條第二項

個人ノ利得ニ付テハ臨時利得稅  
ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ  
之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅  
管理入ノ申告ヲ爲サズシテ本法  
施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ス

法律—臨時利得稅法施行規則中改正

トキハ直ニ其ノ臨時利得稅ヲ徵  
收スルコトヲ得

第一期 其ノ年七月一日ヨリ三  
十一日限

第二期 其ノ年十月一日ヨリ三十  
一日限

第三期 翌年一月一日ヨリ三十  
一日限

第四期 翌年三月一日ヨリ三十  
一日限

第二十七條 詐偽其ノ他不正ノ行  
爲ニ依リ臨時利得稅ヲ脱税シタ  
ルモノハ其ノ脱税シタル税金ノ  
三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ  
處ス但シ自首シタル者又ハ稅務  
署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ  
問ハズ

前項ノ場合ニ於テ個人ノ利得ニ  
付臨時利得稅ヲ脱税シタル者ノ  
利得金額ハ第十七條第二項ノ規  
定ニ拘ラズ政府ニ於テ之ヲ決定  
シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

第三十一條第二項

臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有シ又ハ  
一年以上居所ヲ有スル個人ノ利

得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依  
リ臨時利得稅ヲ課セズ

附則第二項

本法ニ依リ臨時利得稅ノ賦課ハ  
法人ニ付テハ支那事變終了ノ年  
ノ翌年十二月三十一日迄ニ終了  
スル事業年度分限リ、個人ニ付  
テハ支那事變終了ノ年ノ翌年分  
限リトス

臨時利得稅法施行  
規則中改正

(昭和十四年三月三十一日)  
勅令第四百七十一號

第三條第三項中「第四條ノ二第二  
號」ノ下ニ「及第三號」ヲ加フ

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ乙種利得ノ計算ニ  
關シテハ之ヲ適用セズ

第八條中「平均利益」及「利益」  
ノ下ニ各「並ニ昭和十一年十二月  
三十一日ニ於ケル資本金額」ヲ加  
フ

第九條中「個人ノ利得金額計算ノ

場合」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙  
種利得ノ金額ヲ計算スル場合」ニ  
改ム

第十二條ノ二 讓渡利得ノ金額ハ  
臨時利得稅法第十一條ノ二ノ規  
定ニ依リノ外左ノ各號ノ規定ニ  
依リ之ヲ計算ス

一 船舶又ハ礦業若ハ砂礦業ニ  
關スル權利若ハ設備ニシテ昭  
和十一年十二月三十一日迄ニ  
於テ取得シタルモノノ取得價  
額ハ製造又ハ創設ニ因リ取得  
シタルモノニ付テハ其ノ製造  
費又ハ創設費(礦業又ハ砂礦  
業ニ關スル權利ニ在リテハ探  
礦ノ費用ヲ含ム)ニ依リ他人  
ヨリ讓渡ヲ受ケタルモノニ付  
テハ其ノ對價(取得ニ關スル  
必要ノ經費ヲ含ム)ニ依ル

二 相續、贈與又ハ遺贈アリタ  
ル船舶又ハ礦業若ハ砂礦業ニ  
關スル權利若ハ設備ハ之ヲ被  
相續人、贈與者又ハ遺言者ガ  
取得シタル時ニ於テ相續人、  
受贈者又ハ受遺者ガ取得シタ



法律一臨時利得税法施行規則中改正

ルモノト看做シ被相続人、贈與者又ハ遺言者ノ支出シタル設備費、改良費又ハ譲渡ニ關スル必要ノ経費ハ之ヲ相償人、受贈者又ハ受遺者ノ支出シタルモノト看做ス

三 被相続人ノ爲シタル譲渡ヲ相償人ノ爲シタル譲渡ト看做ス場合ニ於ケル譲渡利得ノ金額ハ被相続人ノ爲シタル譲渡ニ付計算シタル譲渡利得ノ金額ニ依ル

第十二條ノ三 昭和十四年一月一日以後ニ於テ左ニ掲グル原因ニ因ラズシテ自己ノ開始ニ取得シタル事業又ハ砂礦業ニ關スル權利ノ譲渡ニ付テハ臨時利得税法第十三條ノ二ノ規定ニ依リ譲渡利得ニ關スル規定ヲ適用セズ

一 礦區又ハ砂礦區ノ合併、分割又ハ分合  
二 試掘權ノ設定アル礦區ニ付テノ採掘權ノ取得  
三 試掘權ノ存続期間満了ニ因ル更新

法律一臨時利得税法施行規則中改正

第十四條及第十六條中「個人ノ利得」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得」ニ改ム  
第十六條ノ二 譲渡利得ニ付納税義務アル者ハ譲渡ノ日ヨリ二十日以内ニ利得金額及利得算出ノ基礎ヲ明記シ所轄稅務署ニ申告スベシ

第十七條中「第十六條」ノ下ニ「第一項」ヲ加ヘ「個人ノ利得」ヲ「個人ノ甲種利得又ハ乙種利得」ニ、「利得金額」ヲ「甲種利得又ハ乙種利得ノ金額」ニ改ム  
第二十五條中「臺灣」ノ上ニ「朝鮮」ヲ加フ

附則  
本令ハ昭和十四年法律第四十九號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
法人ノ臨時利得税ニ付テハ昭和十四年一月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、個人ノ甲種利得又ハ乙種利得ニ對スル臨時利得税ニ付テハ昭和十四年三月三十一日以後同年三月三十一日迄ノ譲渡ニ因ル譲渡利得ニ對スル臨時利得税ニ付テハ第十六條ノ二ノ規定ニ拘ラズ利得金額ノ申告期限ヲ昭和十四年四月二十日トス

【參照】  
昭和十年三月三十日公布勅令第三十七號臨時利得税法施行規則抄錄  
第三條 臨時利得税法第四條ノ二  
第八條 法人合併ヲ爲シタル場合

第一號ノ年百分ノ七又八年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ現事業年度ノ月數ヲ甲種往來事業年度又ハ乙種往來事業年度ノ平均資本金金額ニ乘ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ七又八百分ノ十ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス  
前二項ノ規定ハ臨時利得税法第四條ノ二第二號ノ年百分ノ七又八年百分ノ十ノ割合ノ金額ノ計算ニ付之ヲ適用ス

第七條 昭和七年一月一日以後臨時利得税法施行ニ至ル迄ノ期間ニ於テ拂込株式金額又ハ出資金額ヲ減少シタル法人ノ現事業年度ノ資本金額ハ其ノ減少ナカリシモノト看做シテ之ヲ計算ス

但シ拂込株式金額又ハ出資金額ノ減少額中損失ノ填補ニ充テラレザル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

於テ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ甲種往來事業年度又ハ乙種往來事業年度ノ平均資本金額及平均利益ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ甲種往來事業年度又ハ乙種往來事業年度ノ資本金額及利益ヲ合算シテ之ヲ計算ス

第九條第一項  
個人ノ利得金額計算ノ場合ニ於テ營業ヲ繼續シ又ハ營業繼續ト認ムベキ事實アルトキハ納稅義務者ノ申告ニ依リ前營業者ノ昭和六年以前三年又ハ昭和十一年以前三年ノ平均利益ヲ其ノ昭和六年以前三年又ハ昭和十一年以前三年ノ平均利益ト看做ス

第十四條 個人ノ利得ノ申告、調査又ハ決定ハ各其ノ當時ノ現況ニ依リテ利得ヲ算出シ之ヲ爲スベシ但シ昭和六年以前三年又ハ昭和十一年以前三年ノ平均利益ハ各所得税法ニ依リ所得ノ決定當時ノ現況ニ依リ利益ヲ計算シ

法律一臨時利得税法改正

テ之ヲ算出スベシ  
第十六條 個人ノ利得ニ付納稅義務アル者ハ營業ノ種類、營業場所在地、利得金額及利得算出ノ基礎ヲ明記シ所轄稅務署ニ申告スベシ此ノ場合ニ於テハ前條但書ノ規定ヲ適用ス

第十七條 第九條ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ前營業者ノ營業ノ種類、營業場所在地、氏名又ハ名稱及住所又ハ居所並ニ昭和六年以前三年又ハ昭和十一年以前三年ノ平均利益ヲ臨時利得税法第十六條ノ申告ト同時ニ所轄稅務署ニ申告スベシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ個人ノ利得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ利得金額ノ決定前其ノ所得金額ノ申告ト同時ニ之ヲ申告スベシ

第二十五條 臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有スル個人又ハ臨時利得税法施行地ニ住所若ハ二年以上居所ヲ有セズシテ臺灣又ハ樺太ニ一年以上居所ヲ有スル個人ノ利得

ニ付テハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外臨時利得税法課セズ  
一 臨時利得税法施行地ニ住所ヲ有スル者利得金額決定標準臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ移轉シタルトキ  
二 臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有スル者臺灣又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依リ利得金額決定前臨時利得税法施行地ニ住所ヲ移轉シタルトキ  
三 臨時利得税法施行地、臺灣又ハ樺太ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ノ住所又ハ居所ニ付前二號ニ準ズベキ事由ノ生ジタルトキ

臨時利得税法改正

昭和十四年三月三十日  
法律第五十號  
第一條中「田畑地租」ノ上ニ「所得税、」ヲ加ヘ「及雜物消費税」ヲ、「雜物消費税、登録税及臨時利得税」ニ改ム  
第一條ノ二 法人ノ各事業年度ノ普通所得中留保シタル金額ガ其ノ事業年度ニ於ケル普通所得ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過部分ノ全部又ハ一部ニ相當スル金額ヲ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ其ノ運用金額ニ百分ノ二・四五ヲ乘ジテ算出シタル金額ニ相當スル所得税ヲ輕減ス

第一條ノ三 所得税法第十九條及營業收益税法第八條ノ規定ニ依リ指定シタル物産ノ製造業ニ付其ノ設備ヲ増設シタル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ増設シタル設備ニ依リ物産ノ製造業務ヨリ生ズル所得及利益ニ付所得税及營業收益税ヲ免除ス



ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造開始又ハ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ製造方法ニ依ル物産ノ製造業務又ハ其ノ増設シタル設備ニ依ル物産ノ製造業務ヨリ生ズル所得及利益ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

ニ規定スル額又ハ額額ト看做スルヲ用ヒタル額ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ之ヲ織物消費稅法第一條ニ規定スル額ト看做ス

本法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

テ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

遺贈額トテ以テ組成シタル織物ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ織物消費稅法第一條ノ二ノ規定ニ拘ラス之ヲ織物ト看做ス

(官廳ノ管理ニ屬スルモノニ保ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)ハ左ニ掲グルモノ

キ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ種類別數並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

藏命令ニ係ル貯藏計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件

軍用資源秘密保護法

(昭和十四年三月二十四日) 法律第二十五號

第一條 本法ハ國防目的達成ノ爲軍用ニ供スル(軍用ニ供スベキ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)人及物的資源ニ關シ外國ニ秘匿スルコトヲ要スル事項ノ漏洩ヲ防止スルヲ以テ目的トス

一 全國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ生産額、生産能力

一 全國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額、貯藏能力

一 全國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ輸送額、輸送能力

法律一軍用資源秘密保護法



シタル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏れシ又ハ公ニシタルトキ亦則項ニ同ジ  
則二項ニ規定スル理由以外ノ理由ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏れシ又ハ公ニシタルトキハ二十年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十三條 業務ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國人ニ漏れシタルトキハ二十年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十四條 第二條第二號又ハ第十條第二號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏れシタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

法律一軍用資源秘密保護法施行規則

第十五條 軍用資源秘密ヲ外國又ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏れシタル者之ヲ探知シ、收集シ又ハ漏れシタルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス  
第十六條 第六條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十七條 第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十八條 第七條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル者及第九條ノ規定ニ依ル立入若ハ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ隠避シ又ハ質問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ偏頗ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十九條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ偏頗ノ報告ヲ爲シタル者

亦則項ニ同ジ  
第十九條 第十一條及第十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第二十條 第十一條、第十五條又ハ前條ノ罰ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス  
第二十一條 第五條ノ規定ニ依リ秘密ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第七條又ハ十八條第二項ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス  
第二十二條 第十七條及第十八條第二項ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ業治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第二十三條 本法ノ罰則ハ何人ヲ

問ハズ本法施行地外ニ於テ罰ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス  
第二十四條 軍用資源秘密ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ他人ニ開示シ若ハ交付シ又ハ公ニスルコトヲ妨ケズ  
第二十五條 軍用資源秘密ニシテ官廳ノ管理ニ屬スルモノニ係ル標記及秘密ノ措置ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル  
第二十六條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テハ本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ハ勅令ノ定ムル官廳之ヲ行フ  
附 則  
本法ハ昭和十四年六月二十六日ヨリ之ヲ施行ス  
軍用資源秘密保護法施行規則  
（昭和十四年六月二十六日）  
陸軍海軍省令第三號  
第一條 本令ハ陸軍大臣又ハ海軍



法律 軍用資源秘密保護法施行規則

大臣ノ指定ニ係ル軍用資源秘密ノ保護ニ關スル事項及官廳以外ニ於ケル軍用資源秘密ノ標記ニ關スル事項ヲ規定スルモノトス

ル圖書物件ニ左ノ各號ニ依リ運シテ付テハ表紙其ノ他見易キ箇所ニ令附圖第一種ノ標記ヲ捺捺又ハ手書スルモノトス

ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル者ナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指定スル官廳(以下單ニ指定官廳ト稱ス)ノ指示ニ從フベシ

ニ關スル規程ヲ作り之ヲ指定官廳ヲ經テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出シ其ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 前條ニ規定スル行爲ノ許可ヲ受ケントスル者(陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ別ニ許可シタル者ヲ除ク)ハ別記第一様式ノ許可願書(三通)ヲ當該設備ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ差出スベシ

又ハ交付スベシ 前項ノ軍用資源秘密ニ付當該設備ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者法令ニ基テ立入、検査、質問等ヲ受ケル場合ニ於テハ附圖第二ニ定ムル令第十五條第二項ノ規定ニ依リ該設備ヲ獲得スル官吏、吏員其ノ他ノ者ノミニ對シ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指示スル範圍程度ニ於テ之ヲ開示シ又ハ交付スベシ

第十八條 前條ニ規定スル證票ハ官吏又ハ吏員ニ對シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ト關係大臣(朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ヲ含ム以下之ニ同ジ)ト協議シ當該關係大臣ヲ經テ之ヲ交付ス

第十九條 第九條ニ規定スル命令ヲ受ケタル者其ノ命セラレタル秘密ノ指圖ヲ爲シ終リタルトキハ運送ナク書面ヲ以テ其ノ旨ヲ指定官廳ヲ經テ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ報告スベシ

法律 軍用資源秘密保護法施行規則

第十六條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指示スル法第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ニ付當該設備者又ハ之ニ準ズベキ者法令ニ基テ出願、申請、報告、届出等ヲナス場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指示スル範圍程度ニ於テ之ヲ開示シ

第十七條 令第十五條第二項ニ規定スル證票ハ軍用資源秘密ノ開示又ハ交付ノ範圍程度ニ應ジ左ノ各號ノ區分ニ依ル

第一種、法第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ノ秘密程度高キモノノ開示又ハ交付ニ應ズルモノ

第二種、法第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ノ秘密程度低キモノノ開示又ハ交付ニ應ズルモノ



密ヲ開示シ、交付又ハ公ニスル  
コトノ許可ヲ受ケントスル當該  
管理官又ハ之ニ準ズベキ者ハ別  
記第二様式ノ許可願書(三通)  
ヲ指定官憲ヲ經テ陸軍大臣又ハ  
海軍大臣ニ提出スベシ

第二十五條 前條ニ規定スル軍用  
資源秘密ニ付管理官又ハ之  
ニ準ズベキ者ハ陸軍以外ノ官  
廳ノ求メアルトキ又ハ陸軍大臣  
若クハ海軍大臣ノ特ニ指定スル  
者ニ對シテハ前條ノ規定ニ拘ラ  
ズ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指示  
スル所ニ依リ之ヲ開示シ又ハ交  
付スルコトヲ得

第二十六條 第二十四條ニ規定ス  
ル場合ヲ除クノ外軍用資源秘密  
ノ開示、交付又ハ公ニスルコト  
ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記  
第二様式ノ許可願書(三通)ヲ  
其ノ最寄憲兵隊長(憲兵分隊長  
及憲兵分遣隊長ヲ含ム以下之ニ  
同ジ)又ハ警察署長(臺灣ニ在  
リテハ郡守又ハ支隊長ヲ含ム以  
下同ジ)ヲ經テ陸軍大臣又ハ海  
軍大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第十八條第一項ノ  
規定ニ依リ陸軍以外ノ官廳ニ  
於テ軍用資源秘密ノ開示、交付  
又ハ公ニスルコトノ承認ヲ受ケ  
ントスル時ハ別記第二様式ノ許  
可願書ニ準ズル承認申請書(二  
通)ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ  
提出スベシ

第二十八條 指定官憲第十四條又  
ハ第二十四條ノ規定ニ依リ許可  
願書ヲ受理シタルトキハ第三十  
條第二項ニ規定スル場合ヲ除ク  
ノ外之ニ意見ヲ附シ陸軍大臣若  
ハ海軍大臣又ハ指定官憲ニ提出  
スベシ

第二十九條 憲兵隊長又ハ警察署  
長ノ意見ヲ求ムルコトヲ得  
第三十條 陸軍大臣又ハ海軍大臣  
ニ提出スベシ

第三十一條 陸軍大臣又ハ海軍大  
臣第十五條又ハ第二十七條ノ規  
定ニ依リ承認ヲ爲シ又ハ條件ヲ  
附シテ承認ヲ爲シタルトキハ承  
認書ヲ交付ス

第三十二條 許可證又ハ承認證ハ  
第十三條ニ規定スル行爲ヲ爲ス  
者必ズ之ヲ携帯シ何時ニテモ指  
定官憲、憲兵、警察官吏又ハ當  
該設備ノ看守者ノ要求ニ應ジ閱  
覽ニ供スベシ

第三十三條 許可證又ハ承認證ヲ  
失ヒタル者ハ其ノ事由ヲ具シ陸  
軍大臣若クハ海軍大臣又ハ指定官  
憲ニ通知シテ提出スベシ此ノ場合ニ  
於テ未ダ再下付ヲ受ケザルトキ  
ト雖モ指定官憲又ハ最寄憲兵隊  
長若ハ警察署長ノ承認ヲ受ケタ  
ルトキハ當該行爲ヲ繼續スルコ  
トヲ得

第三十四條 本令ニ規定スル指定  
官憲ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍  
大臣當該軍用資源秘密ノ管理官  
又ハ之ニ準ズベキ者ニ之ヲ通知  
ス

第三十五條 許可證ヲ所持スベキ  
者第三十二條ノ規定ニ依リ閱覽  
ヲ拒ミタルトキハ十圓以下ノ科  
料ニ處ス

第三十六條 第十三條ニ規定スル  
標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法  
ヲ以テ之ヲ無効ナラシメタル者  
ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ  
處ス

附 則  
本令ハ昭和十四年六月二十六日ヨ  
リ之ヲ施行ス

別 表  
一 法第二條第一號ニ關スルモノ  
イ 全國又ハ一地方(内地ニ於  
ケル道府縣、朝鮮ニ於ケル道  
臺、樺太、關東州及此等以

上ノ區域、税關管轄區域並ニ  
東京市、横浜市、名古屋市、  
大阪市、神戸市及此等ノ二以  
上ノ區域ヲ謂フ、以上之ニ同  
ジ)ニ於ケル左ニ掲グル物資  
ノ昭和十三年一月以降ニ於ケ  
ル生産額及生産能力並ニ昭和  
十三年一月以降ニ於テ開闢又  
ハ主務大臣決定ノ物資動員ノ  
計畫又ハ生産力擴充ノ計畫中  
ノ生産額及生産能力並ニ此等  
ヲ表示スル圖書物件  
アルミニウム  
マグネシウム  
ニツケル、フエロニツケル  
水銀  
タンクステン、フエロタン  
グステン  
モリブデン、フエロモリブ  
デン  
マンガン、フエロマンガン  
フエロクロム  
コバルト  
フエロワナヂウム  
アルミニウム合金

航空揮發油、航空潤滑油  
ベンゾール、石炭酸、トルオ  
ール  
貨物自動車  
航空機又ハ其ノ機體、發動機  
若ハプロペラ  
全國又ハ内地、朝鮮若ハ關  
東州ニ於ケル蒸氣機車ノ昭和  
十三年一月以降ニ於ケル生  
産額及生産能力並ニ昭和十三  
年一月以降ニ於テ開闢又ハ主  
務大臣決定ノ生産力擴充ノ計  
畫中ノ生産額及生産能力並ニ  
此等ヲ表示スル圖書物件  
ハ 全國又ハ一地方ニ於ケル左  
ニ掲グル各種ノ設備ノ昭和十  
三年一月以降ニ於ケル種類別  
數及之ヲ表示スル圖書物件  
アルミニウム又ハマグネシウ  
ム用電解槽、整流器  
アルミニウム合金用壓延機、  
押出機  
ベンゾール及トルオールノ分  
溜装置  
彈丸押出器

二 法第二條第二號ニ關スルモノ  
兵器ノ生産スル工場(關東州ニ  
在ルモノヲ含ム)ニ於ケル昭和  
十三年一月以降ニ於ケル左ニ掲  
グル陸軍用又ハ陸軍用若クハ海  
軍用ノ兵器ノ生産額及生産能力  
並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
銃、砲、砲架、砲塔  
藥莖、火管  
戰車、裝甲車、裝軌牽引車  
艦船、機關(總管、復水器ヲ含  
ム)  
航空機又ハ其ノ機體、發動機若  
ハプロペラ  
魚雷、魚雷發射機、機雷、機雷  
敷設装置  
掃海具、爆雷、爆雷發射機、防  
潛網  
測深機(測距儀)、照準眼鏡  
航空用寫眞機  
無線電信機、無線電話機  
探照燈、聲音機  
鐵帽、防毒面、防毒被服

三 法第二條第三號ニ關スルモノ  
左ニ掲グル物資ノ生産スル工場  
(關東州ニ在ルモノヲ含ム)ニ  
於ケル當該物資ノ昭和十三年一  
月以降ニ於ケル生産額及生産能  
力並ニ昭和十三年一月以降ニ於  
テ開闢又ハ主務大臣決定ノ生産  
力擴充ノ計畫ニ基ク生産額及生  
産能力並ニ此等ヲ表示スル圖書  
物件  
アルミニウム(屑ヨリ生産スル  
モノヲ除ク)  
マグネシウム  
ニツケル、フエロニツケル  
水銀  
フエロタンクステン  
フエロモリブデン  
フエロマンガン  
フエロクロム  
コバルト  
フエロワナヂウム  
アルミニウム合金(鑄造品ヲ除  
ク)  
航空揮發油、航空潤滑油

射出機、落下傘

法律一軍用資源秘密保護法施行規則

1111



法律一軍用資源秘密保護法施行規則

- トルオール、鋼ベンゾール、ヂニトロクロールベンゾール
- 貨物自動車
- 航空機又ハ其ノ機體、發動機若ハプロペラ
- 一米〇六七以上ノ軌間ニ使用スル蒸氣機關車
- 四 法第二條第四號ニ關スルモノ  
全國又ハ一地方ニ於ケル航空揮發油、軍油又ハ原油ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル貯藏能力及之ヲ貯藏スルタンクノ貯藏能力並ニ此等ヲ表示スル圖書物件
- 五 法第二條第六號ニ關スルモノ  
イ 全國又ハ内地、朝鮮、臺灣若ハ關東州ニ於ケル左ニ掲グル物資ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル輸入額及昭和十三年一月以降ニ於ケル開闢又ハ主務大臣決定ノ物資動員ノ計畫中ノ輸入計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件  
ボトキサイト、アルミニウム、マグネシウム、ニツケル機
- 水銀
- タンクスアン礦
- マンガン礦
- 酸化コバルト
- ワナヂウム礦、酸化ワナヂウム
- 五 左ニ掲グル港灣ニ於ケル前號ノ物資ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル輸入額及之ヲ表示スル圖書物件  
室蘭港 横濱港 名古屋港 伏木港 大阪港 神戸港 今治港 門司港 若松港 仁川港 基隆港 高雄港 大連港
- 六 法第二條第七號ニ關スルモノ  
全國又ハ一地方ニ於ケル左ニ掲グル各種特殊技能者ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル總額又ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件  
蒸氣機關車乘務員  
機關士、機關助士  
航空機乘員  
航空士、操縦士、機關士

- 無線通信有技者
- 七 法第二條第八號ニ關スルモノ  
イ 全國又ハ一地方ニ於ケル左ニ掲グル各種モノノ昭和十三年一月以降ニ於ケル總額及之ヲ表示スル圖書物件  
航空機  
貨物自動車  
乗合自動車  
八 全國又ハ一地方(内地ニ於ケル道府縣、朝鮮ニ於ケル道
- 臺灣、樺太及此等以上ノ區域ヲ謂フ)ニ於ケル左ニ掲グル各種馬ノ昭和十三年一月以降ニ於ケル總額及之ヲ表示スル圖書物件  
壯健馬(明ケ四歳以上明ケ十七歳迄ノ馬ヲ謂フ)  
軍用保護馬
- 八 法第二條第九號ニ關スルモノ  
樺太鐵道株式會社ニ關スル鐵道ノ輸送能力

別記 第一様式

立入(測量、撮影、模寫、複製)許可願	昭和 年 月 日
本籍(外國人ニ在リテハ國籍)	陸軍(海軍)大臣(指定官憲)
住所	左記ノ通立入(測量、撮影、模寫、複製)致度ニ付許可相成度候也
職業	
氏名	
年齢	

- 左記
- 一 目的
  - 二 工場、事業場其ノ他ノ設備ノ所在地及名稱
  - 三 區域(圖書物件)
  - 四 日時(期 間)
  - 五 方法
  - 六 使用器具類ノ名稱
  - 七 作業者ノ住所、氏名及年齢
  - 八 作業ノ場所
  - 九 成果物ノ員數及其ノ用途
  - 十 其ノ他參考トナルベキ事項

- 注 意
- 一 用紙 日本標準規格 B列
  - 二 目的 工場建築シノ爲等ト記載スルモノトス
  - 三 工場、事業場其ノ他ノ設備ノ所在地及名稱 何縣何郡何村何番地何工場等ト記載スルモノトス
  - 四 區域(圖書物件) 區域ハ工場内ノ設備ノ名稱等ヲ、圖書物件ハ撮影、模寫、複製等ヲ爲スベキ圖書物件ノ名稱ヲ
  - 記載スルモノトス
  - 五 日時(期間) 何年何月何日午前何時又ハ何年何月何日ヨリ同月何日迄等ト記載スルモノトス
  - 六 方法 平面測量、油輪等ト記載スルモノトス
  - 七 使用器具類ノ名稱 何測量器、何寫眞機等ト記載スルモノトス
  - 八 作業者ノ住所、氏名及年齢 現ニ作業ニ従事セシムル者ノ住所、氏名及年齢ヲ記載スル

法律一軍用資源秘密保護法施行規則

軍用資源秘密ノ開示(交付、公ニスルコト)許可願

昭和 年 月 日	陸軍(海軍)大臣
左記ノ通軍用資源秘密ヲ開示(交付、公ニ)致度ニ付許可相成度候也	
本籍	
住所	
職業	
氏名	
年齢	

一 目的

二 事項(圖書物件)

三 圖書物件ノ員數

四 日時

五 方法

六 相手方ノ住所、職業及氏名

七 其ノ他參考トナルベキ事項



法律一 軍用資源秘密保護法施行規則

- 注 意
- 一 用紙 日本標準規格B列四番
  - 二 目的 函取引、同業者ノ會合ニ於ケル講演等ト記載スルモノトス
  - 三 方法 何某ノ閱覽ニ供ス、何某ニ對シ郵便ニテ送付等ト記載スルモノトス
  - 四 相手方ノ住所、職業及氏名 相手方ノ住所(外國人ニ在リテハ國籍共)職業及氏名(法人其ノ他ノ團體ニアリテハ代表者ノ住所、氏名及其ノ員數團體中ニ外國人アルトキハ其ノ國籍、住所、職業及氏名)ヲ記載スルモノトス

附圖第二(表面) (日本標準規格B列八番)

第 號 昭和 年 月 日交付

陸 軍 省 團  
(海 軍 省 團)

官職(職業)氏 名

軍用資源秘密保護法施行令第十五條ノ證票

第一種地色 赤色 第二種地色 薄紫色 第三種地色 青色



附圖第三(裏面) (日本標準規格B列八番)

軍用資源秘密保護法施行令摘要

第十五條第二項 當該官吏又ハ吏員前項ノ制限ニ係ル軍用資源秘密ニ付法令ニ基ク立入、検査、質問等ヲ爲サントスルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ證票ヲ携帯スベシ

附圖第三(表面)

(日本標準規格B列八番)

第 號 昭和 年 月 日交付

陸 軍 省 團  
(海 軍 省 團)

官職 氏 名

軍用資源秘密保護法施行規則第二十條ノ證票

(裏面)

軍用資源秘密保護法施行規則摘要

第二十條 法第九條ノ規定ニ依リ當該官吏立入、検査又ハ質問ヲ爲ス場合ニ於テハ附圖第三ニ定ムル證票ヲ携帯スベシ

軍用資源秘密保護法摘要

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ係ル事項ニ關シ當該設備ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ若ハ關係者ニ對シ質問ヲ爲サシムルコトヲ得

第十八條 第七條ノ規定ニ依リ制限ニ違反シタル者及第九條ノ規定ニ依リ立入若ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ隠避シ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者亦罰項ニ同ジ

國有鐵道軍用資源秘密保護規則

(昭和十四年九月二十八日)  
(鐵道省令第十七號)

第一條 本令ハ軍用資源秘密保護法(以下法ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル鐵道大臣ノ指定ニ係ル

軍用資源秘密ノ保護ニ關スル事項ヲ規定スルモノトス

第二條 法第二條本文ノ規定ニ依リ軍用資源秘密ヲ別表ノ如ク指定ス

第三條 鐵道大臣法第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ニ關スル設備ヲ秘密スル爲必要アルトキハ當該設備ノ運載其ノ他之ヲ秘密スルニ必要ナル措置ヲ爲シ又ハ當該設備ヲ所管スル鐵道局長ヲシテ之ヲ爲サシム

第四條 前條ノ規定ニ依リ秘密ノ措置ヲ爲ス當該設備ノ場所ニハ附圖第一又ハ第二ニ定ムル標識ヲ設置ス

第五條 附圖第一ニ定ムル標識ヲ設置シタル設備ノ場所ニ付テハ法第六條ノ規定ニ依リ之ニ付立入又ハ測量、撮影、模寫、模造若ハ奪取又ハ其ノ複製若ハ複製ヲ、附圖第二ニ定ムル標識ヲ設置シタル設備ノ場所ニ付テハ法第六條ノ規定ニ依リ之ニ付測量



所得稅法施行規則中改正

(昭和十四年八月十八日 勅令第五百九十六號)

ノ要求ニ應ジ閱覽ニ供スベシ  
第十三條 第五條ニ規定スル行為ノ許可證又ハ承認證ヲ失ヒタル者ハ其ノ事由ヲ具シ該設備ヲ所管スル鐵道局長ヲ經テ鐵道大臣ニ運請ナク届出デ必要ニ應ジ再下付ヲ申請スベシ此ノ場合ニ於テ未ダ再下付ヲ受ケザルトキト雖モ該設備ヲ所管スル鐵道局長ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該行為ヲ繼續スルコトヲ得

第十四條 許可證ヲ所持スベキ者第十二條ノ規定ニ依ル閱覽ヲ拒ミタルトキハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十五條 第五條ニ規定スル標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効ナラシメタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則  
本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
別表ニ省略

第十三條 左ニ掲グル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス

一 金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫、ニッケル、クロム、コバルト、鐵、アルミニウム及マグネシウムノ地金並水銀

二 鐵ノ條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管(鐵管ヲ除ク)

三 銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四 アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金

五 球軸受、コロ軸受及同部分品

六 汽機、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

七 アルミナ、クリオリット、

撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複製若ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限リニ在ラズ

第六條 前條ニ規定スル行為ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第一様式ノ許可願書(三通)ヲ當該設備ヲ所管スル鐵道局長ヲ經テ鐵道大臣ニ提出スベシ

第七條 軍用資源秘密保護法施行令(以下令ト稱ス)第十二條ノ規定ニ依リ鐵道大臣所管ノ官廳以外ノ官廳ニ於テ第五條ニ規定スル行為ノ承認ヲ受ケントスルトキハ別記第二様式ノ許可願書ニ準ズル承認申請書(二通)ヲ鐵道大臣ニ提出スベシ

第八條 法第二條第九號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ外國、外國ノ爲ニ行動スル者若ハ外國人ニ開示シ、交付シ若ハ公ニシ又ハ法第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ヲ他人ニ開示シ、交付シ若ハ公ニスルコトノ許可ヲ受ケントスル者ハ別記第二様式ノ許可願書(二通)ヲ鐵道大臣ニ提出スベシ

第九條 令第十八條第二項ノ規定ニ依リ鐵道大臣所管ノ官廳以外ノ官廳ニ於テ軍用資源秘密ヲ開示シ、交付シ又ハ公ニスルコトノ承認ヲ受ケントスルトキハ別記第二様式ノ許可願書ニ準ズル承認申請書(二通)ヲ鐵道大臣ニ提出スベシ

第十條 鐵道大臣第六條又ハ第七條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ヲ爲シ又ハ條件ヲ附シテ許可若ハ承認ヲ爲シタルトキハ附屬第三ノ許可證又ハ之ニ準ズル承認證ヲ交付ス

第十一條 鐵道大臣第八條又ハ第九條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ヲ爲シ又ハ條件ヲ附シテ許可若ハ承認ヲ爲シタルトキハ許可證又ハ承認證ヲ交付ス

第十二條 許可證又ハ承認證ハ第五條ニ規定スル行為ヲ爲ス者必ズ之ヲ携帶シ何時ニテモ當該設備ノ看守者、憲兵又ハ警察官吏ノ要求ニ應ジ閱覽ニ供スベシ

第十三條 第五條ニ規定スル行為ノ許可證又ハ承認證ヲ失ヒタル者ハ其ノ事由ヲ具シ該設備ヲ所管スル鐵道局長ヲ經テ鐵道大臣ニ運請ナク届出デ必要ニ應ジ再下付ヲ申請スベシ此ノ場合ニ於テ未ダ再下付ヲ受ケザルトキト雖モ該設備ヲ所管スル鐵道局長ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該行為ヲ繼續スルコトヲ得

第十四條 許可證ヲ所持スベキ者第十二條ノ規定ニ依ル閱覽ヲ拒ミタルトキハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十五條 第五條ニ規定スル標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ無効ナラシメタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則  
本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
別表ニ省略

ノモン、硫酸アンモン、硝酸(アンモニア變化ニ依ルモノ)、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タニンエキス

七 纖維素バルブ

八 光學用ガラス

九 コンデンスドミルク及カゼイン

一 鐵ノ條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管(鐵管ヲ除ク)

二 銅ノ合金ノ條、竿、板及管

三 アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金

四 球軸受、コロ軸受及同部分品

五 汽機、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

六 アルミナ、クリオリット、チタン白、カーボンブラツク、石灰窒素、硫酸カリ、磷酸アンモン、硝酸(アンモニア酸化ニ依ルモノ)、石炭酸、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム、人造レジン(フェノールレジンヲ除ク)、人造タンニン、タンニンエキス及タンニン代用エキス(バル

營業收益稅法施行規則中改正

(昭和十四年八月十八日 勅令第五百九十七號)

第一種ノ所得稅ニ付テハ本令施行後ニ終了スル法人ノ事業年度分ヨリ、第三種ノ所得稅ニ付テハ昭和十五年分ヨリ本令ヲ適用ス

【參照】  
大正九年七月三十一日公布勅令第二百二十六號所得稅法施行規則抄録

第十三條 左ニ掲グル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ所得稅法第十九條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス

一 金、銀、銅、鉛、亜鉛、錫、ニッケル、クロム、コバルト、鐵及アルミニウムノ地金

二 鐵ノ條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管(鐵管ヲ除ム)

三 銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四 アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金

五 汽機、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

六 アルミナ、クリオリット、チタン白、カーボンブラツク、石灰窒素、硫酸カリ、磷酸ア

ノモン、硫酸アンモン、硝酸(アンモニア變化ニ依ルモノ)、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タニンエキス

七 纖維素バルブ

八 光學用ガラス

九 コンデンスドミルク及カゼイン

一 鐵ノ條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管(鐵管ヲ除ク)

二 銅ノ合金ノ條、竿、板及管

三 アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金

四 球軸受、コロ軸受及同部分品

五 汽機、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械

六 アルミナ、クリオリット、チタン白、カーボンブラツク、石灰窒素、硫酸カリ、磷酸ア



法律一 會社利益配當及資金融通令

- 八 糖液ヨリ製造スルモノ
- 九 纖維素バルブ、蛋白人造纖維、ガラス纖維、岩石纖維及石棉
- 十 光學用ガラス
- 十一 コンデンストミルク、カゼイン及大豆カゼイン
- 十二 感光性乳劑用セラチン
- 十三 鯨革及鯨革

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
法人ノ營業收益稅ニ付テハ本令施行後ニ終了スル事業年度分ヨリ、個人ノ營業收益稅ニ付テハ昭和十五年分ヨリ本令ヲ適用ス

【參照】

- 大正十五年九月九日公布勅令第三十三號營業收益稅法施行規則抄録
- 第十條 左ニ掲グル物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ營業收益稅法第八條ノ規定ニ依リ營業收益稅ヲ免除ス
- 一 金、銀、鉛、亞鉛、錫、ニッケル、クロム、コバルト、

- 鐵及アルミニウムノ地金
- 二 鐵ノ條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管(鑄鐵管ヲ除ク)
- 三 鋼ノ合金ノ條、竿、板及管
- 四 アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金
- 五 汽機、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械
- 六 アルミナ、クリオリット、チタン白、カーボンブラック
- 七 石灰質、硫酸カリ、磷酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸(アンモニア酸化ニ依ルモノ)、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タリニシテエキス
- 八 纖維素バルブ
- 九 光學用ガラス
- 十 コンデンストミルク及カゼイン

會社利益配當及資金融通令

(昭和十四年三月三十一日) 勅令第七十九號

- 第一條 國家總動員法第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分價却其ノ他經理ニ關スル命令及銀行ニ對スル資金ノ運用ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ基礎配當率ヲ超ユル率ニ依リ毎事業年度ノ利益配當(基金利息又ハ基金配當ヲ含ム以下同ジ)ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 基礎配當率ニ年百分ノ一(一年ヲ一事業年度トスルモ

- 一三八
- ノニ在リテハ年百分ノ二)以下ヲ加ヘタル率ニ依ルトキ但シ配當率ハ年百分ノ十ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 二 年百分ノ六以下ノ率ニ依ルトキ
- 第三條 本令ニ於テ基礎配當率トハ左ノ各號ニ規定スル率ヲ謂フ
- 一 昭和十三年十一月三十日以前一年以内ニ利益配當ヲ決定シタル會社ニ在リテハ第三號又ハ第四號ニ該當スル場合ヲ除キ同日以前ニ最終ニ決定シタル利益配當ノ年率但シ該當利益配當ニ際シ普通ノ配當ノ外記念配當、特別配當其ノ他名稱ノ有無ヲ問ハズ特別ノ配當ヲ爲シタル會社ニ在リテハ其ノ申請ニ依リ主務大臣ガ臨時ニ増加シタモノト認定シタル部分ヲ除ク
- 二 昭和十三年十一月三十日以前一年以内ニ利益配當ヲ決定シタルコトナキ會社ニ在リテハ第三號又ハ第四號ニ該當ス

ル場合ヲ除キ年百分ノ六

- 三 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存置スル會社ニシテ昭和十三年十一月三十日以前一年以内ニ合併後ノ利益配當ヲ決定シタルコトナキモノ(合併ガ昭和十二年十一月三十日以前ニ爲サレタル會社ヲ除ク)ニ在リテハ會社ノ申請ニ依リ主務大臣ガ合併前ノ各會社ノ利益配當ノ實情ニ基キ認定シタル率
- 四 資本金二十萬圓未満タリシ會社(資本金二十萬圓以上ノ會社本令施行後資本減少ニ因リ資本金二十萬圓未満ト爲リタルモノヲ含ム)ニシテ本令施行後ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルモノニ在リテハ會社ノ申請ニ依リ主務大臣ガ合併前ノ利益配當ノ實情ニ基キ認定シタル率
- 會社ガ則條ノ規定ニ基キ基礎配當率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當ヲ爲シタルトキハ其ノ率ガ年百分ノ十以下ナル限リ其ノ率ヲ以テ爾後ノ基礎配當率トス但シ主務大臣ガ則條ノ規定ニ基キ許可ヲ爲スニ際シ基礎配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分ヲ除ク
- 會社ガ基礎配當率ニ滿タザル率ニ依リ利益配當ヲ爲シタルトキト雖モ其ノ會社ノ基礎配當率ハ之ヲ變更セズ
- 第四條 主務大臣ハ資本金二十萬圓以上ニシテ其ノ基礎配當率ガ年百分ノ十以上ナル會社ガ資本増加ニ因リ現在ノ資本金ノ倍額ヲ超ユル資本金ノ會社ト爲ル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ則條ノ規定ニ拘ラズ其ノ資本増加後ノ基礎配當率ヲ指定スルコトヲ得
- 第五條 第二條第一號ノ規定ハ基礎配當率第三條第一項第二號ノ規定ニ依リ定メラルル會社ノ本令施行後ニ於ケル最初ノ利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ
- 主務大臣ハ第三條第一項第三號若ハ第四號又ハ則條ノ規定ニ依

法律一 會社利益配當及資金融通令

- リ會社ノ基礎配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關シテ第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定ムルコトヲ得
- 第六條 第二條、第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可、認定又ハ指定ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ利益配當審査委員會ノ議ヲ經ベシ
- 利益配當審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 會社ハ其ノ經營ヲ堅實ナラシムル爲メ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ
- 一 經費支出ヲ適正ナラシムルコト
- 二 利益配當ニ關スル制限其ノ他ノ事由ニ因リ會社ノ經理上生ズベキ餘裕ハ之ヲ必要ナル資産ノ償却又ハ積立金ノ積立ニ充ツルコト
- 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ則條各號ノ事項



法、石油業法、人造石油製造  
事業法、大正十五年勅令第九  
號又ハ産金法第三條ノ適用ヲ  
受クル事業ノミヲ營ム會社ニ  
在リテハ商工大臣  
三 電氣事業法又ハ航空機製造  
事業法ノ適用ヲ受クル事業ノ  
ミヲ營ム會社ニ在リテハ通信  
大臣  
四 地方鐵道法、軌道法又ハ自  
動車交通事業法ノ適用ヲ受ク  
ル事業ノミヲ營ム會社ニ在リ  
テハ鐵道大臣  
五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付  
第二號、第三號又ハ第四號ニ  
掲グル法令ノ適用ヲ受クル會  
社ニ在リテハ當該所管大臣及  
大藏大臣  
大藏大臣ハ第二條、第三條、第  
四條又ハ第七條ノ規定ニ依リ許  
可、認定、指定、勸告又ハ命令  
ヲ爲サントストキハ關係各大臣  
ニ協議スベシ  
大藏大臣以外ノ主務大臣ハ第二  
條、第三條、第四條又ハ第七條

ノ規定ニ依リ許可、認定、指定  
勸告又ハ命令ヲ爲サントスト  
キハ大藏大臣及關係各大臣ニ協  
スベシ  
第十條 第二條乃至第五條、第八  
條及前條ノ規定ノ施行ニ關シ必  
要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定  
ム  
第十一條 第二條乃至第五條、第  
七條及第八條中主務大臣トアル  
ハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群  
島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣  
總督、樺太長官又ハ南洋總長官  
トス但シ日本勸業銀行、北海道  
拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行  
及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所  
ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ  
適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖  
株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラ  
ズ  
前條中閣令トアルハ朝鮮、臺灣  
樺太又ハ南洋群島ニアリテハ總  
督府令又ハ廳令トス  
朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島  
ニ在リテハ利益配當審査委員會

ニ關スル規定ヲ適用セス  
第十二條 大藏大臣生産力擴充資  
金其ノ他時局ニ緊要ナル産業資  
金ノ供給ヲ圖滑ナラシムル爲必  
要アリト認ムルトキハ日本興業  
銀行ニ對シ資金ノ融通又ハ有價  
證券ノ應募、引受若ハ買入ヲ命  
ズルコトヲ得  
大藏大臣前項ノ規定ニ依ル命令  
ヲ爲サントストキハ資金融通  
審査委員會ノ議ヲ經ベシ  
資金融通審査委員會ニ關スル規  
程ハ別ニ之ヲ定ム  
第十三條 政府ハ前條第一項ノ規  
定ニ依ル命令ニ因リ日本興業銀  
行ガ損失ヲ受ケタルトキハ同行  
ニ對シ通常生ズベキ損失ヲ補償  
ス  
前項ノ損失ヲ決定スル基準其ノ  
他損失補償ニ關シ必要ナル事項  
ハ大藏大臣之ヲ定ム  
第十四條 前條第一項ノ規定ニ依  
リ政府ガ日本興業銀行ニ對シテ  
支拂フベキ損失補償金ハ國債證  
券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債  
證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シ  
テ大藏大臣之ヲ定ム  
附 則  
本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之  
ヲ施行ス  
【參照】  
昭和十三年四月一日公布法律第  
五十五號國家總動員法抄錄  
第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家  
動員上必要アルトキハ勅令ノ定  
ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本  
ノ増加、合併、目的變更、社價  
ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ  
拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、  
會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ  
他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲  
シ又ハ銀行、信託會社、保險會  
社其ノ他勸令ヲ以テ指定スル者  
ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナ  
ル命令ヲ爲スコトヲ得  
第三十一條 政府ハ國家總動員上  
必要アルトキハ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏  
ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業

務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ  
物件ヲ検査セシムルコトヲ得  
昭和十二年八月十一日公布法律  
第五十九號産金法抄錄  
第三條 金製鍊ヲ營ムントスル者  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ  
免許ヲ受クベシ業トシテ含金鐵  
產物ノ買入ヲ爲サントスル者亦  
同ジ  
前項ノ免許ヲ受ケ金製鍊業ヲ營  
ム者ハ之ヲ金製鍊業者ト稱ス  
金製鍊業者又ハ第一項ノ規定ニ  
依リ含金鐵產物ノ買入ノ免許ヲ  
以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラ  
ズ  
大正十五年三月六日公布勅令第九  
號ハ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ  
掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目  
的トスル帝國株式會社ニ關スル件  
ナリ

災害被害者ニ對  
スル租税ノ减免  
徵收猶豫等ニ關  
スル法律

(昭和十四年三月二十八日)  
(法律第三十九號)

第一條 政府ハ北海道又ハ府縣ノ  
全部又ハ一部ニ亘リ震災其ノ他  
ノ被害甚大ナル災害アリタル場  
合ニ於テ特ニ必要アリト認ムル  
トキハ災害ニ因ル被害者ノ納付  
スベキ國稅及災害ニ因ル被害物  
件ニ對シ課セラルベキ國稅ニ付  
勸令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ輕減  
又ハ免除スルコトヲ得  
第二條 政府ハ前條ノ災害アリタ  
ル場合ニ於テ特ニ必要アリト認  
ムルトキハ災害ニ因ル被害者ノ  
納付スベキ國稅ニ付勸令ノ定ム  
ル所ニ依リ課稅標準ノ決定又ハ  
更訂ニ關スル特例ヲ設クルコト  
ヲ得  
第三條 政府ハ必要アリト認ムル

トキハ第一條ノ災害アリタル地  
方ニ於テ納付スベキ國稅ニ付勸  
令ノ定ムル所ニ依リ課稅ニ關ス  
ル申告及申請並ニ納期ニ關スル  
特例ヲ設クルコトヲ得  
第四條 政府ハ必要アリト認ムル  
トキハ第一條ノ災害アリタル地  
方ニ於テ納付スベキ國稅ニ付勸  
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ  
猶豫スルコトヲ得  
第五條 第一條ノ規定ニ依リ輕減  
又ハ免除セラルル國稅ハ法令上  
ノ納稅資格要件ニ關シテハ輕減  
又ハ免除セラレザルモノト看做  
ス  
前項ノ規定ハ第一條ノ規定ニ依  
リ國稅ノ輕減又ハ免除ヲ爲ス災  
害ニ因リ輕減又ハ免除セラルル  
地方稅ニ付之ヲ適用ス  
附 則  
本法ハ昭和十三年中ニ生ジタル災  
害ヨリ之ヲ適用ス

登録稅法中改正法

(昭和十四年三月二十九日)  
(法律第四十五號)

第六條第一項第四號ヲ左ノ如ク改  
ム  
四 株式會社資本増加  
増資拂込株金額 千分ノ五  
但シ社價ノ轉換ニ因リ資本増  
加ノ場合ニ於テハ其ノ社價ニ  
付第十一號ノ規定ニ依リ納メ  
タル登録稅額ヲ控除ス  
同項第七號ヲ左ノ如ク改ム  
七 株式合資會社資本増加  
増資拂込株金額及財產ヲ目的  
トスル株金以外ノ出資ノ價格  
千分ノ五  
但シ社價ノ轉換ニ因リ資本増  
加ノ場合ニ於テハ其ノ社價ニ  
付第十一號ノ規定ニ依リ納メ  
タル登録稅額ヲ控除ス  
同項第八號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ  
八ノ二 有限會社設立



法律一 登録税法中改正

出資ノ價格 千分ノ五
八ノ三 有限會社資本増加
増出資ノ價格 千分ノ五
同項第十一號中「商法第二百四條ノ拂込」ヲ「商法第三百三條又ハ其ノ准用規定ニ依ル拂込」ニ改ム
同項第十四號ノ次ニ左ノ四號ヲ加フ
十四ノ二 社員ノ業務執行權ノ喪失
每一件 金十圓
十四ノ三 取締役又ハ監査役ノ職務執行ノ停止
每一件 金十圓
十四ノ四 取締役又ハ監査役ノ職務代行者ノ選任
每一件 金十圓
十四ノ五 取締役又ハ無限責任社員ノ職務ヲ行フ監査役ノ選任
每一件 金十圓
同項第十五號但書中「商法施行法」ノ下ニ「又ハ商法中改正法律施行法」ヲ加フ
同項第十六號ノ二ヲ左ノ如ク改ム

十六ノ二 會社ノ繼續ノ登記
每一件 金十圓
十六ノ三 合併ヲ無効トスル判決ヲ確定シタル場合ニ於ケル合併ニ因リ消滅シタル會社ニ付テノ回復ノ登記
每一件 金十圓
十六ノ四 會社設立ノ無効又ハ取消
每一件 金七圓
同項第十八號ヲ左ノ如ク改ム
十八 商法第二百三條又ハ其ノ准用規定ニ依ル登記
每一件 金二圓
十八ノ二 清算人ノ職務執行ノ停止、其ノ取消又ハ變更
每一件 金二圓
十八ノ三 清算人ノ職務代行者ノ選任、解任又ハ變更
每一件 金二圓
十八ノ四 清算人ノ職務ヲ行フ監査役ノ選任、解任又ハ變更
每一件 金二圓
第六條ノ三第一項第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ二 商法第二十六條第二項ノ登記
每一件 金五圓
第十九條ノ三ヲ第十九條ノ四トシ以下第十九條ノ十二迄ヲ順次一條宛續下ケ
第十九條ノ三 會社ノ整理又ハ特別清算ニ關シ裁判所ノ囑託ニ因リテ爲ス登記又ハ登録ニ付テハ登録稅ヲ課セス
附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
商法中改正法律施行法第五十五條ニ規定スル社債ノ登記ニ付テハ登録稅法第六條第一項第十一號ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル
【參照】
明治二十九年三月二十八日公布法律第二十七號登録稅法抄錄
第六條第一項
西事會社其ノ他營利目的トスル法人ニシテ登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ但シ第一號第三號第六號第

九號ノ場合ニ於テ稅金額二十圓未満ナルトキハ二十圓トス
四 株式會社資本増加
増資拂込株金額 千分ノ五
七 株式合資會社資本増加
増資拂込株金額及財產ノ目的トスル株金以外ノ出資ノ價格 千分ノ五
十一 社債又ハ第二回以後ノ社債拂込
商法第二百四條ノ拂込アリタル日(賣出ノ方法ニ依リ發行シタル場合ニ於テハ賣出滿了ノ日)ヨリ最終ノ償還期限ニ至ル期間一年以下ノモノ
每回拂込金額 千分ノ一
同三年以下ノモノ
每回拂込金額 千分ノ二
同三年ヲ超ユルモノ
每回拂込金額 千分ノ三
但シ產業債券、商工債券、農工債券、北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券、臺灣拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開發債券、東北興業債券、疏安

債券、燃料興業債券又ハ産金振興債券ニ付テハ千分ノ二
十五 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止
每一件 金十圓
但シ商法施行法ニ依リ新ニ登記スベキ事項ノ登記ハ登記事項ノ變更ト看做ス
十六ノ二 合名會社、合資會社設立ノ取消
每一件 金七圓
十八 清算人ノ選任、解任又ハ變更
每一件 金二圓
第六條ノ三第一項
左ノ事項ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ
(左記略ス)

付テハ舊法ヲ適用ス
有價證券移轉稅法中改正
(昭和十四年三月三十一日)
法律第五十五號
第九條中「地方價證券」ノ上ニ「國債證券、」ヲ加フ
附則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
【參照】
昭和十二年三月三十日公布法律第七號有價證券移轉稅法抄錄
第九條 左ニ掲グル有價證券ニ付テハ有價證券移轉稅ヲ納ムルコトヲ要セス
二 地方價證券、勸業債券及命令ヲ以テ指定スル社債券ニシテ額面金額二十圓以下ノモノ
關稅定率法別表
輸入稅表中改正
(昭和十四年三月十日)
法律第五十六號
第十七號ノ二ヲ左ノ如ク改ム
法律一 有價證券移轉稅法中改正、關稅定率法別表輸入稅表中改正、昭和十二年法律

一七 粟、麥及種 每百斤 〇・五
二 其ノ他 每百斤 無稅
第二十一號第四項中「每百斤」ヲ削リ「〇・六五」ヲ「無稅」ニ改ム
第二十三號中「每百斤」ヲ削リ「〇・五〇」ヲ「無稅」ヲ改ム
第二十四號中「每百斤」ヲ削リ「〇・五〇」ヲ「無稅」ニ改ム
第二十七條ノ二中「從價」ヲ削リ「一割」ヲ「無稅」ニ改ム
第九十七號中「昆麻子油」ヲ「ヒマシ油」ニ改メ同號
第一項中「每百斤」ヲ削リ「二・二〇」ヲ「無稅」ニ改ム
第三號中「每百斤」ヲ削リ「二・二五」ヲ「無稅」ニ改ム
附則
本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十二年法律
第五十七號中改正
(昭和十四年三月十五日)
法律第七號
(昭和十二年法律第五十七號中左ノ通改正ス)
第一項中「昭和十四年六月三十日」ヲ「昭和十六年六月三十日」ニ改ム
【參照】
昭和十二年八月十一日公布法律第五十七號關稅定率法別表輸入稅表第四百六十二號ニ掲グル(別號ニ掲ゲタル特殊鋼又除ク)ノ輸入稅ハ本號施行ノ日ヨリ昭和十四年六月三十日迄之ヲ免除ス

價券、燃料興業債券又ハ産金振興債券ニ付テハ千分ノ二
十五 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止
每一件 金十圓
但シ商法施行法ニ依リ新ニ登記スベキ事項ノ登記ハ登記事項ノ變更ト看做ス
十六ノ二 合名會社、合資會社設立ノ取消
每一件 金七圓
十八 清算人ノ選任、解任又ハ變更
每一件 金二圓
第六條ノ三第一項
左ノ事項ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ
(左記略ス)

付テハ舊法ヲ適用ス
有價證券移轉稅法中改正
(昭和十四年三月十日)
法律第五十六號
第十七號ノ二ヲ左ノ如ク改ム
法律一 有價證券移轉稅法中改正、關稅定率法別表輸入稅表中改正、昭和十二年法律

一七 粟、麥及種 每百斤 〇・五
二 其ノ他 每百斤 無稅
第二十一號第四項中「每百斤」ヲ削リ「〇・六五」ヲ「無稅」ニ改ム
第二十三號中「每百斤」ヲ削リ「〇・五〇」ヲ「無稅」ヲ改ム
第二十四號中「每百斤」ヲ削リ「〇・五〇」ヲ「無稅」ニ改ム
第二十七條ノ二中「從價」ヲ削リ「一割」ヲ「無稅」ニ改ム
第九十七號中「昆麻子油」ヲ「ヒマシ油」ニ改メ同號
第一項中「每百斤」ヲ削リ「二・二〇」ヲ「無稅」ニ改ム
第三號中「每百斤」ヲ削リ「二・二五」ヲ「無稅」ニ改ム
附則
本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十二年法律
第五十七號中改正
(昭和十四年三月十五日)
法律第七號
(昭和十二年法律第五十七號中左ノ通改正ス)
第一項中「昭和十四年六月三十日」ヲ「昭和十六年六月三十日」ニ改ム
【參照】
昭和十二年八月十一日公布法律第五十七號關稅定率法別表輸入稅表第四百六十二號ニ掲グル(別號ニ掲ゲタル特殊鋼又除ク)ノ輸入稅ハ本號施行ノ日ヨリ昭和十四年六月三十日迄之ヲ免除ス



法律 大正十四年法律第五十一號中改正法律、昭和七年法律第四號中改正、昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律、同年一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律

大正十四年法律第五十一號中改正法律

正法律

（昭和十四年三月十五日）  
法律 第八號  
大正十四年法律第五十一號中左ノ通改正ス  
別表甲輸入税表番號第百六十九號ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
二〇八ノ内ニトロナフタリ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
（參照）  
昭和七年六月十六日公布法律第四號ハ輸入税ノ從價税率ニ關スル件ナリ  
蠶豆ト棉子油トヲ昭和七年法律第四號（輸入税ノ從價税率ニ關スル法律）別表ニ追加スルタメノモノデアル

昭和七年法律第四號中改正

（昭和十四年三月三十一日）  
法律 第五十七號  
別表輸入税表番號第十九號ノ項ノ

昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

（昭和十四年三月二十五日）  
法律 第二十二號  
第一條 政府ハ昭和十四年度一般

會計歳出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起價シ得ル金額ノ外七億九千五百八十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得  
第二條 政府ハ昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起價シ得ル金額ノ外昭和十五年度ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得但シ前條ノ規定ニ依リ公債又ハ借入金ト通ジテ前條ノ制限額ヲ超スルコトヲ得ズ  
第三條 第二條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律

（昭和十四年三月二十五日）  
法律 第二十九號

政府ハ昭和十四年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起價シ得ル金額ノ外三億六千三百三十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年法律第二號中改正

（昭和十四年三月二十九日）  
法律 第四十四號

第一條中「七億九千五百八十萬圓」ヲ「九億八千四百九十萬圓」ニ改ム  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年法律第八十四號中改正

（昭和十四年三月二十日）  
法律 第十七號

「六十四億七千六百二十萬圓」ヲ「百四億三十萬圓」ニ改ム  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年法律第一號中改正

（昭和十四年三月二十五日）  
法律 第三十號

「十三億八千五百萬圓」ヲ「十七億三千二百六十萬圓」ニ改ム  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

支那事變ニ關スル特別賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律

（昭和十四年三月二十五日）  
法律 第三十一號

政府ハ支那事變ニ關スル特別賜金トシテ交付スル爲之ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

作業會計法中改正

（昭和十四年三月十五日）  
法律 第三號

第二條第三項中「二百萬圓」ヲ「四百萬圓」ニ改ム  
附則  
本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

法律 昭和十四年法律第二號中改正、昭和十二年法律第八十四號中改正、昭和七年法律第一號中改正、支那事變ニ關スル特別賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律、作業會計法中改正



法律一國債整理基金特別會計法中改正、明治四十二年法律第九號中改正

【參照】  
明治二十三年三月十八日公布法律第十七號作差會計法抄錄  
第二條第三項  
海軍火藥廠附屬運轉資金ハ二百萬圓トシ漸次一會計ヨリ繰入ス

國債整理基金特別會計法中改正

(昭和十四年三月三十一日) 法律第五十三號  
第二條第三項中「前項」ヲ「前二項」ニ改メ同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
前項ノ國債總額ノ計算ニ際シ割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニ付テハ發行價格ヲ以テ額面金額ト看做ス  
第二條ノ三 國債ノ元金償還ニ充ツル爲メ第二條ノ繰入額ノ外割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ノ前年度首ニ於ケル未償還分ノ發行價格差減額ヲ發行ノ日ヨリ償還ト看做ス

還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル額ニ相當スル金額ヲ毎年度一會計又ハ特別會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入ルベシ  
第二條第四項ノ規定ハ前項ノ場合同ニ付之ヲ準用ス  
附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
明治三十九年三月二日公布法律第六號國債整理基金特別會計法抄錄  
第二條 國債整理基金ニ充ツベキ資金ハ毎年度一會計又ハ特別會計ヨリ之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルベシ  
前項繰入額ノ中國債ノ元金償還ニ充ツベキ金額ハ前年度首ニ於ケル國債總額ノ萬分ノ百十六以上トシ三千萬圓ヲ下ルコトヲ得ザルモノトス  
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ大藏省證券、借入金、臨時國庫證券、米穀證券及農林證券ハ之ヲ國債ト看做ス

昭和十四年三月三十一日 法律第六十號  
明治三十九年法律第三十四號中左ノ運改正ス  
第九條但書ヲ削ル  
附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
明治三十九年四月十一日公布法律第三十四號國債ニ關スル法律抄錄  
第九條 國債ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十年、利息ニ在リテハ五箇年ヲ以テ完成ス但シ割引ノ方法ヲ發行シタル國債ノ消滅時効ハ五箇年ヲ以テ完成ス

明治四十二年法律第九號中改正

(昭和十四年三月三十一日) 法律第六十一號  
左ノ但書ヲ加フ  
但シ割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニシテ買入ノ日ヨリ五年

一四六

以內ニ償還期限ノ到來セサルモノニ付テハ發行價格ニ命令ノ定ムル所ニ依リ發行價格ト額面金額ト差額ノ一部ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ國債ノ償還金額ト看做シ買入額却テ爲スコトヲ得  
附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
明治四十二年三月二十二日公布法律第九號政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入額却ニ關スル法律抄錄  
政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保トシテ提供シタル國債ヲ法令ノ規定ニ依リ公賣スヘキ場合ニ於テハ國債證券買入額却法ニ依リ其ノ國債ノ償還金額ヲ以テ之ヲ買入額却スルヲ得

金資金特別會計法中改正

(昭和十四年三月二十四日) 法律第二十四號  
第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム  
前項ノ規定ニ依リ本資金ヲ使用セントストキハ其ノ金額ヲ一會計計又ハ他ノ特別會計ノ繰入ニ繰入レ當該會計ノ繰出トシテ拂出スベシ  
第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム  
本資金ハ本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲メ必要ナル金額ヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金、國債、產金振興債券、日本產金振興株式會社株式(額面總額二千五百萬圓ヲ限ル)又ハ勅令ノ定ムルモノニ運用スルコトヲ得  
第五條中「一會計計」ノ下ニ「又ハ特別會計」ヲ加フ  
附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
昭和十二年八月十一日公布法律第六十一號金資金特別會計法抄錄  
第三條 本資金ハ總額五千萬圓ヲ限リ豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ產金ノ増加ヲ圖ル爲メ必要ナル用途ニ使用スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ本資金ヲ使用セントストキハ其ノ金額ヲ一會計計又ハ他ノ特別會計ノ繰入ニ繰入レ一會計計ノ繰出トシテ拂出スベシ  
第四條第一項  
本資金ハ本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲メ必要ナル金額ヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金、國債、產金振興債券又ハ總額二千五百萬圓ヲ限リ日本產金振興株式會社株式ニ運用スルコトヲ得  
第五條 本會計ニ於テハ資金運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ繰入トシ第三條ノ規定ニ依リ一會計計ヘノ繰入金、事務取扱費、資金運用手数料、附屬諸費及賣

金運用損失金ヲ以テ其ノ繰出トス  
昭和十四年三月三十日 勅令第三百三十七號  
金資金ハ金資金特別會計法第四條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ左ニ掲グルモノニ運用スルコトヲ得  
一 銀  
二 外貨  
三 日本產金振興株式會社ニ對スル貸付金  
四 大藏省預金部ヘノ預金  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
昭和十二年八月十一日公布法律第六十一號金資金特別會計法抄錄  
第四條第一項  
本資金ハ本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲メ必要ナル金額ヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金、國債、產金振興債券又ハ總額二千五百萬圓ヲ限リ日本產金振興株式會社株式ニ運用スルコトヲ得

臨時資金調整法中改正

(昭和十四年四月二十一日) 法律第八十六號  
第四條第二項第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トス  
第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
一 金融機關ヨリノ借入金  
二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金  
三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回株式發行又ハ出資金  
四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ

ルコトヲ得  
【參照】  
昭和十四年四月二十一日 法律第八十六號  
第四條第二項第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トス  
第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
一 金融機關ヨリノ借入金  
二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金  
三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回株式發行又ハ出資金  
四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ

【參照】  
昭和十四年四月二十一日 法律第八十六號  
第四條第二項第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トス  
第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
一 金融機關ヨリノ借入金  
二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金  
三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回株式發行又ハ出資金  
四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ

法律一金資金特別會計法中改正、臨時資金調整法中改正



付許可又ハ認可ヲ受ケタル場  
合ノ會社ノ拂込株金又ハ社債  
收入金

第五條中「第二條」ノ下ニ「第  
四條」ヲ加フ  
第六條第一項中「五億圓」ヲ「十  
億圓」ニ改メ同條第四項ヲ左ノ如  
ク改ム

政府ハ日本興業銀行ノ發行スル  
債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ  
額面金額十億圓ヲ限リ其ノ元本  
ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スル  
コトヲ得

第十二條中「第四條」ノ下ニ「  
第四條」ヲ加フ  
第十三條中「二億圓」ヲ「五億圓」  
ニ改ム

第十六條ニ左ノ一號ヲ加フ  
五 事業設備ノ新設、擴張又ハ  
改良ニ關スル事項

第十六條ノ二 政府ハ第四條ノ二  
ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシ  
テ又ハ第四條、第四條ノ二、第  
八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ認  
可若ハ許可ニ附シタル條件ニ違

反シテ事業設備ノ新設、擴張又  
ハ改良ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ  
中止ヲ命ズルコトヲ得

第十七條第二號中「設備ノ新設  
擴張若ハ改良」ヲ別リ同條ニ左  
ノ一號ヲ加フ  
三 第四條ノ二ノ規定ニ違反シ  
許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條  
第四條ノ二、第八條若ハ第九  
條ノ規定ニ依リ認可若ハ許可  
ニ附シタル條件ニ違反シテ事  
業設備ノ新設、擴張又ハ改良  
ヲ爲シタル者

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
【參照】  
昭和十二年九月十日公布法律第  
八十六號臨時資金調整法抄録

第二條 銀行、信託會社、保險會  
社、產業組合中央金庫、銀行、  
信託會社、保險會社、產業組合  
中央金庫、通工組合中央金庫及  
北海道府縣ノ區域トスル信用  
組合聯合會（以下金融機關ト總  
稱ス）ハ事業ニ關スル設備ノ新

設、擴張若ハ改良ニ關スル資金  
ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ購  
募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サ  
ントスルトキハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金  
融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引  
受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者  
（以下之ヲ證券引受業者ト稱ス）  
有價證券ノ購募、引受又ハ募集  
ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同  
ジ

ヲ増加スルコトヲ得

第九條第一項

命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事  
業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事  
業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル  
爲メ法律第二條ノ規定ニ依リ制  
限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコト  
ヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタ  
ル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ  
得ズ

第十二條第一項

第二條、第四條、第八條又ハ第  
九條第一項ノ規定ニ依リ許可又  
ハ認可ニ關スル處分ニシテ事案  
ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資  
金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第十三條第一項

政府ハ日本興業銀行ヲシテ收入  
金ニ億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ  
發行セシムルコトヲ得  
第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調  
査スル爲メ必要アリト認ムルトキ  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各  
號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨ

法律—臨時資金調整法施行令中改正

リ報告ヲ爲シ又ハ帳簿其ノ他ノ  
検査ヲ爲スコトヲ得  
（左記略ス）  
第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當ス  
ル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
二 第四條第二項ノ規定ニ違反  
シ許可ヲ受ケズシテ社債ヲ募集  
シテ設備ノ新設、擴張若  
ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シ  
タル者

臨時資金調整法  
施行令中改正法

（昭和十四年四月二十一日）  
（勅令第二百二十四號）

臨時資金調整法施行令中左ノ通改  
正ス  
第一條ニ左ノ一項ヲ加フ  
前項ニ五萬圓以上トアルハ左ニ  
掲グル事業設備ニシテ主務大臣  
ノ定ムルモノノ新設、擴張又ハ  
改良ノ爲メ使用セラルルト認ム  
ル資金ノ貸付ニ付テハ三萬圓以  
上トス

設、擴張若ハ改良ニ關スル資金  
ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ購  
募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サ  
ントスルトキハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金  
融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引  
受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者  
（以下之ヲ證券引受業者ト稱ス）  
有價證券ノ購募、引受又ハ募集  
ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同  
ジ  
第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立  
ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレ  
バ其ノ効力ヲ生ゼズ會社ノ資本  
増加合併又ハ目的變更ニシテ命  
令ノ定ムルモノニ付亦同ジ  
命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一  
ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ  
許可ヲ受クベシ  
一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ  
爲サシメントスルトキ  
二 株金ノ拂込、社債ノ募集又  
ハ金融機關ヨリノ借入ニ依リ  
ズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超  
ユル事業設備ノ新設擴張又ハ

改良ヲ爲サントスルトキ  
三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ  
取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ  
募集セントスルトキ  
第五條第一項  
政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第  
二條又ハ別條ノ許可又ハ認可ニ  
關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取  
扱ハシム  
第六條第一項及第四項  
日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日  
本興業銀行法第十二條ノ規定ニ  
依リ額面金額五億圓ヲ限リ其ノ  
元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證  
スルコトヲ得  
政府ハ第一項ノ規定ニ依リ發行  
スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ  
依リ額面金額十億圓ヲ限リ其ノ  
元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證  
スルコトヲ得  
第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要  
ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張  
ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ  
依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業  
ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲  
メ株金全額拂込以前ト雖モ其ノ資本

一 化粧品、化粧用具、喫煙用  
具、身邊用細貨類、毛皮製品  
羽毛製品若ハ羽毛ヲ用ヒタル  
製品、皮革製品、玩具、室内  
遊戯具、樂器、樂器部分品若  
ハ附屬品、室内裝飾用品、照  
明器具、家具、致辭飲料、清  
涼飲料、調味料、菓子又ハ餡  
ノ製造用ノ設備  
二 映畫製作用ノ設備  
三 物品販賣用ノ設備  
四 理容店用、浴場用、旅館用  
料理店用又ハ貸席用ノ設備  
五 興行用ノ設備  
六 社交用、娯樂用又ハ遊興用  
ノ設備  
第六條第一項中「相互會社以外ノ  
會社ニシテ資本金二十萬圓以上  
ノモノ及相互會社」ヲ「資本金  
二十萬圓以上ノ會社」ニ改メ同  
條第三項ヲ削ル  
第六條ノ二 臨時資金調整法第四  
條ノ二ノ規定ニ依リ主務大臣ノ  
許可ヲ受クベキ事業設備ノ新設  
擴張又ハ改良ノ限度ハ五萬圓ト

ス但シ第一條第二項ニ掲グル事  
業設備ニシテ主務大臣ノ定ムル  
モノニ付テハ其ノ限度ヲ三萬ト  
ス  
第六條ノ三 臨時資金調整法第四  
條ノ二但書ノ規定ニ依リ事業設  
備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス  
ニ付許可ヲ受クルコトヲ要セザ  
ル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス  
一 北海道、府縣、府縣組合、  
市町村、市町村組合、町村組  
合、市町村内ノ區、市町村學  
校組合、町村學校組合、町村  
學校組合及學區  
二 當該事業設備ノ新設、擴張  
又ハ改良ニ付行政官廳ノ認可  
許可若ハ免許ヲ受ケタル者又  
ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該  
事業設備ノ新設、擴張又ハ改  
良ヲ爲ス者  
三 第四條第一項各號ノ一ニ該  
當スル會社又ハ第五條第一項  
但書ニ該當スル資本増加ヲ爲  
シタル會社ニシテ第一回拂込  
株金又ハ出資金ニ依リ當該事



業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ  
 四 第六條第一項但書ニ該當スル會社ニシテ第二回以後ノ拂込株金又ハ社債収入金ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ  
 行政官廳前項第二號ノ認可、許可免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ大藏大臣及農工大臣ニ協議スベシ

同ジ  
 第六條第二項及第三項  
 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ  
 臨時資金調整法第二項第二號ノ限度ハ五萬圓トス

第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣農工大臣及農林大臣ニ協同シテ之ヲ定ム

中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及農工大臣トス  
 大藏大臣農行又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ農工大臣ニ、農工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ  
 第五條第三項中「前項ノ定款作爲ノ日」ヲ「會社設立ノ認可ノ日」ニ改ム

第七條中「又ハ第四條」ヲ、「第四條又ハ第四條ノ二」ニ改ム  
 第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ農工大臣、農工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及農工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 【參照】  
 昭和十二年九月二十五日公布勅令第五百二十七號臨時資金調整法施行令抄録  
 第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受ケタル金融機關事業ニ關スル設備ノ新設擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルル認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ農工大臣、農工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及農工大臣、產業組合

第六條第三項中「資本増加ノ決議ノ日」ヲ「資本増加ノ認可ノ日」ニ改ム  
 第十條ヲ削リ第十一條ヲ第十條トス  
 第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ二ノ規定ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可

申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ  
 一 申請者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱  
 二 會社ニ在リテハ其ノ資金額及拂込資本金額  
 三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法  
 四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ必要トスル事由  
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ  
 一 會社ニ在リテハ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書會社以外ノ法人ニ在リテハ定款、審附行爲又ハ之ニ準ズベキモノ並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類、個人ニ在リテハ現ニ營ム事業ノ概要ヲ知ルニ足ル書類（人格ナキ團體ノ爲ニスルモノナルトキハ其ノ團體ノ規約並ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類）

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書  
 相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓未満ノモノ、會社以外ノ法人若ハ個人ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ若ハ相互會社ノ臨時資金調整法施行令第一條第二項ニ掲グル五萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十四年勅令第二百二十四號施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ着手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月ニ當該新設擴張又ハ改良方完了スル見込ナキ場合ニ限り前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス  
 第十七條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ申請書之ニ添附スベキ書類又ハ報告書

ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得  
 第十七條ノ二 臨時資金調整法施行令第一條第二項又ハ第六條ノ二但書ノ規定ニ依リ三萬圓以上ノ資金ノ貸付又ハ三萬圓ヲ超ユル新設、擴張若ハ改良ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ事業設備ハ別表ニ定ムル所ニ依ル  
 第十八條 第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ農工大臣、農工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及農工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十條、第十二條及第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及農工大臣トシ第十一條ニ於テ主務大臣及農工大臣トス  
 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第十一條第三項ノ規定ニ依リ許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日以内ニ之ヲ提出スベシ  
 別表  
 一 左ニ掲グル物品ノ製造用ノ設備  
 イ 化粧品  
 香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧鹽、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髪用ノ香水、油若ハ煉油、整髮料、染毛料、養毛料、美爪料、脫毛料、脂取料、シャンプー又ハ洗粉  
 ロ 化粧用具  
 化粧用刷子（鬚用ノモノヲ含ム）コンバクト、香水噴、白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器、化粧具匣（折疊式ノモノヲ含ム）又ハ其ノ他ノ化粧用具セット  
 ハ 喫煙用具  
 煙草、パイプ類若ハ同ケケス、煙草入、灰皿、煙草セ







金二十萬圓以上五十萬圓未満ノ  
會社ノ株金ノ拂込金ニシテ其ノ  
拂込ノ催告ガ昭和十三年勅令第  
五百九十號ノ施行後ニ屬セザル  
モノナル場合亦同ジ

昭和十三年法律第  
六十四號中改正

(昭和十四年三月三十一日)  
法律第五十八號  
「十七億圓」ヲ「二十二億圓」ニ  
改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
昭和十三年四月一日公布法律第  
六十四號兌換銀行券ノ保證發行  
限度ノ臨時擴張ニ關スル抄錄

兌換銀行券整理  
法中改正

(昭和十四年三月十五日)  
法律第九號

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
昭和二年四月一日公布法律第四  
十六號兌換銀行券整理法抄錄

第二條 日本銀行ハ昭和十四年三  
月三十一日ニ於ケル前條ノ兌換  
銀行券ノ發行高ヲ同年四月一日  
ニ於ケル兌換銀行券發行高ヨリ  
除去シ且其ノ除去シタル發行高  
ニ相當スル金額ヲ即日國庫ニ納  
付スベシ

第三條 第一條ノ期限經過後政府  
ハ同條ノ兌換銀行券ノ引換義務  
ヲ承繼ス

前項ノ承繼後ニ於ケル引換ハ日  
本銀行本支店ニ於テ之ヲ取扱フ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ日本  
銀行ノ納付スル金額中減失ノ爲  
前條ノ引換ノ請求ナシト認ムル  
兌換銀行券ノ額ニ相當スル金額  
ハ國庫整理基金特別會計法第  
二條ノ規定ニ依リ繰入ノ外之ヲ  
國庫償還ニ充ツル爲漸次一覽會  
計ニ繰入レ其ノ殘餘ニ相當スル

北海道拓殖銀行  
法中改正

(昭和十四年三月二十四日)  
法律第二十六號

第八條ノ三 貸付金ノ年賦償還ニ  
付テハ五箇年以内ニ於テ償還年  
限ヲ定ムルコトヲ得

年賦償還期限前天然事變其ノ他  
避クベカラザル事故アリタルト  
キハ五箇年以内ニ於テ更ニ償還  
年限ヲ定ムルコトヲ得

第二十七條中第一號ヲ削リ第二號  
ヲ第一號トシ以下順次一號ヲ繰上  
ゲ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
明治三十二年三月二十二日公布  
法律第七十六號北海道拓殖銀行  
法抄錄

【參照】  
昭和十四年三月三十一日  
法律第五十八號  
「十七億圓」ヲ「二十二億圓」ニ  
改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
昭和十三年四月一日公布法律第  
六十四號兌換銀行券ノ保證發行  
限度ノ臨時擴張ニ關スル抄錄

兌換銀行券整理  
法中改正

(昭和十四年三月十五日)  
法律第九號

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
昭和十三年四月一日公布法律第  
六十四號兌換銀行券ノ保證發行  
限度ノ臨時擴張ニ關スル抄錄

兌換銀行券整理  
法中改正

(昭和十四年三月十五日)  
法律第九號

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
昭和十三年四月一日公布法律第  
六十四號兌換銀行券ノ保證發行  
限度ノ臨時擴張ニ關スル抄錄

兌換銀行券整理  
法中改正

(昭和十四年三月十五日)  
法律第九號

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
昭和十三年四月一日公布法律第  
六十四號兌換銀行券ノ保證發行  
限度ノ臨時擴張ニ關スル抄錄

第八條ノ二 北海道拓殖銀行ハ前  
四條ニ依リノ外預リ金ヲ以テ國  
價證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受  
ケタル有價證券ヲ擔保スル短期  
貸付ヲ爲スコトヲ得

貸金臨時措置令  
施行規則

(昭和十四年十月十九日)  
厚生省令第三十四號

第一條 貸金臨時措置令(以下令  
ト稱ス) 第二條第八號ノ事業ヲ

法律 貸金臨時措置令施行規則

定ムルコト左ノ如シ  
一 物品販賣業(料理店業、飲  
食店業ヲ除ク)  
二 銀行業  
三 信託業  
四 保險業  
五 無營業  
六 倉庫業

貸金臨時措置令  
施行規則

(昭和十四年十月十九日)  
厚生省令第三十四號

第一條 貸金臨時措置令(以下令  
ト稱ス) 第二條第八號ノ事業ヲ

法律 貸金臨時措置令施行規則

書ノ規定ニ依リ令第十五條若ハ  
第十六條第一項ノ規定ニ依リ定  
ニ依ラザルコトヲ得

貸金臨時措置令  
施行規則

(昭和十四年十月十九日)  
厚生省令第三十四號

第一條 貸金臨時措置令(以下令  
ト稱ス) 第二條第八號ノ事業ヲ

法律 貸金臨時措置令施行規則

【參照】  
昭和十三年四月一日公布法律第  
六十四號兌換銀行券ノ保證發行  
限度ノ臨時擴張ニ關スル抄錄

貸金臨時措置令  
施行規則

(昭和十四年十月十九日)  
厚生省令第三十四號

第一條 貸金臨時措置令(以下令  
ト稱ス) 第二條第八號ノ事業ヲ

法律 貸金臨時措置令施行規則



日迄ニ地方長官ニ報告スベシ但シ日雇入レラルル労働者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 令第八條第一項ノ規定ニ依リ報告スル労働者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地
- 二 所定就業時間ノ定アルトキハ其ノ定
- 三 未経験労働者又ハ既経験労働者ノ雇入ノ際ノ男女別ノ基本給
- 四 前號ノ基本給ニ付年齢別、職業別、學歷別又ハ経験年數別ニ定アルトキハ其ノ定

第八條 雇主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル労働者ガ五人以上ナルトキハ令第十條又ハ第十一條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ノ賃金基準又ハ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報

告スベシ

前項ノ規定ニ依リ報告ニシテ請負賃金、請負時間、歩合若ハ算定方法又ハ獎勵加給ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ事業ノ種類、従業場所ノ名稱、所在地及其ノ作業又ハ製品ノ種類毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 作業又ハ製品ノ種類
- 二 單價請負ノ定アルトキハ請負賃金及算定方法
- 三 時間請負ノ定アルトキハ請負時間及算定方法
- 四 歩合請負ノ定アルトキハ歩合及算定方法
- 五 獎勵加給ノ定アルトキハ獎勵加給ノ額若ハ率及算定方法

第九條 雇主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル労働者ガ五人ニ達スルニ至リタルトキハ第一項ノ規定ニ依リ報告ハ其ノ五人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第十條 雇主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル労働者ガ五人以上ナルトキハ令第十二條第一項上ナルトキハ令第十二條第一項

一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地

- 二 手當ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ額若ハ率及給與條件
- 三 賃物給與ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ數量及給與條件
- 四 賃與ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ額若ハ率及給與條件

第十一條 規定ニ依リ報告ハ令第十條ノ規定ニ依リモノニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内報告ニ在リテハ報告ヲ要スル事項ニ付其ノ定アルシタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第十二條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル労働者ガ五人ニ達スルニ至リタルトキハ第一項ノ規定ニ依リ報告ハ其ノ五人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第十三條 雇主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル労働者ガ五人以上ナルトキハ令第十三條第一項ノ規定ニ依リ報告ハ其ノ五人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

一五六

ノ規定ニ依リ額々ノ労働者ニ付基本給若ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シ又ハ變更シタル基本給若ハ賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルニ付地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ニハ事業ノ種類、従業場所ノ名稱、所在地及昇給セシメントスル労働者毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 氏名、男女ノ別及年齢
- 二 現在ノ基本給又ハ賃金基準及之ニ依リ賃金ヲ受ケタル期間
- 三 昇給セシムベキ年月日
- 四 昇給ノ程度
- 五 其ノ他考慮トナルベキ事項

第十四條 令第十三條第一項又ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告スル昇給内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地
- 二 昇給期ノ定アルモノニ付テハ其ノ定

三 昇給ニ必要ナル期間

四 昇給セシムベキ基本給又ハ賃金基準ニ付一回ノ昇給ノ最高及標準ノ額若ハ率

五 昇給ニ必要ナル條件ノ定アルトキハ其ノ條件

六 前號ノ事項ニ付男女別、年齢別、職業別又ハ賃金等級別ニ定アルトキハ其ノ定

七 其ノ他考慮トナルベキ事項

第十一條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ昇給内規ノ報告ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ

同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ労働者ヲ雇備スルニ至リタルトキハ令第十三條第一項ノ規定ニ依リ報告ハ其ノ五十人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第十二條 地方長官ハ令第十五條ノ規定ニ依リ定アルトキ他ノ雇主ヲシテ其ノ定ニ從ハシムル爲必要アル場合ニ於テハ令第十

六條第一項ノ規定ニ依リ労働者ノ賃金ニ關シテ定アルコトヲ得

第十三條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル労働者ガ五人以上ナルトキハ雇主ハ令第十八條第一項ノ規定ニ依リ第三條ノ賃與ノ支給ニ關シテ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 賃與ノ額ガ其ノ支給日ニ於ケル常時雇備スル労働者ニ對シ平均シテ一人ニ付二十圓ヲ超エザル場合
- 二 賃與ノ總額ガ常時雇備スル労働者ニシテ定額賃金制ニ依リ賃金ヲ受ケルモノノ賃與支給日ノ前月ノ賃金額切日ニ於ケル平均定額日給ノ十分ニ支給日ニ於ケル常時雇備スル労働者ノ數ヲ乘ジタル額ヲ超エザル場合

第十四條 前條ノ許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地

- 二 賃與ヲ支給スベキ労働者ノ數
- 三 支給セントスル賃與ノ總額及前年同期ニ支給シタル賃與ノ總額
- 四 支給セントスル賃與ノ率及前年同期ニ支給シタル賃與ノ率
- 五 支給セントスル賃與ノ總額ノ計算ノ基礎
- 六 増加セントスル理由

第十五條 令第十八條第二項ノ規定ニ依リ賃與率ハ賃與ノ支給日ノ前月ノ賃金額切日ヨリ遡リ前月ノ賃與ノ支給日ノ前月ノ賃金額切日ニ至ル期間ニ於ケル常時雇備スル労働者ノ賃金ノ一月平均總額ヲ以テ其ノ賃與總額ヲ除シテ之ヲ算定スルモノトス前項ノ賃金ニハ賃物給與、第三條ニ定ムル賃與及令第十八條第三項ニ規定スル給與ヲ含マザルモノトス

第十六條 雇主ハ臨時ノ給與ニシ其ノ常時雇備スル労働者ニ支給スル平均額ノ一年ヲ通ジテノ合計額ガ二十圓ヲ超ユル場合ニ於テハ令第十八條第三項ノ規定ニ依リ該メ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇備スル労働者ガ五人未滿ナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 前條ノ許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地
- 二 給與スベキ労働者ノ數
- 三 給與ノ總額又ハ給與物ノ種類、數量及價格
- 四 給與ヲ爲ス理由
- 五 其ノ他考慮トナルベキ事項

第十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ労働者ヲ雇備スル雇主ハ賃金帳簿ヲ作成シ各労働者ニ付左ノ事項ヲ記載スベシ但シ日雇入レラルル労働者ニ付



法律—工場事業場技能者養成令施行規則

テハ此ノ限ニ在ラズ  
一 賃金締切日ノ定アルトキハ其ノ賃金締切期間、賃金締切日ナキトキハ毎月ノ金銭給與タル賃金ノ總額及其ノ内課  
二 前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及數額  
三 工場又ハ鑛山ニ在リテハ前二號ニ掲グルモノノ外毎就業日ニ於ケル就業時間  
讀賣賃金制ニ依ル賃金支拂ヲ爲ス場合ニ於テハ毎月支拂ヒタル賃金ニ付様式第二號ノ計算表ヲ作成シ賃金集帳ニ添附スベシ  
第十九條 令第二十條ノ規定ニ依ル票票ハ様式第三號ニ依ル  
第二十條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭

契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ  
第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ付テハ鑛山監督局長トス  
附則  
本令ハ賃金臨時措置令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ハ賃金臨時措置令ノ效力ヲ有スル間其ノ效力ヲ有ス(別記様式省略)  
工場事業場技能者養成令施行規則  
(昭和十四年四月四日)  
(厚生省令第三號)  
第一條 工場事業場技能者養成令(以下令ト稱ス)ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ  
第二條 令第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場

ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ經由シテ之ヲ爲スベシ  
一 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地  
二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類  
三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數  
四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タル者ノ資格ヲ有スルモノノ職別員數  
五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職別員數  
六 技能者ノ養成ヲ爲スコト困難ナル理由  
第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生

ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ經由シテ之ヲ爲スベシ  
一 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地  
二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類  
三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數  
四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タル者ノ資格ヲ有スルモノノ職別員數  
五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職別員數  
六 技能者ノ養成ヲ爲スコト困難ナル理由  
第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生

一 實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合  
二 前號ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認めタル場合  
前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ  
一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項  
二 短縮セントスル期間  
三 短縮セントスル理由  
第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムルコト左ノ如シ  
一 徳性ノ培養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上  
二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上  
三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上  
(令第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合

法律—工場事業場技能者養成令施行規則

エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得  
一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スルモノ  
二 實習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ  
毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ職員スルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ職員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス  
第五條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ヲ開始スルコト困難ナルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其員數ノ全部又ハ一部ニ付養成ヲ開始セザルコトヲ得  
前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ  
一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項  
二 前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開

始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數  
三 養成ヲ開始スルコト困難ナル理由  
第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認めタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ヲ廢止スルコトヲ得  
前項認可ノ申請ハ養成ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認めタル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ  
第七條 養成開始後養成工ノ員數ニ職員ヲ生ジタルトキハ其ノ職員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内ノ場合ニ限り之ヲ補充スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ養成工ノ職員ヲ補充スルトキハ職員ヲ生ジタル後連續ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス  
第一項ノ規定ニ依リ補充シタル養成工ノ養成期間ハ前ノ養成工ノ殘存ノ期間トス

第八條 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ付養成ヲ繼續スルコト困難トナリタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得  
前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ  
一 第二條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項  
二 養成ヲ繼續スルコト困難ナル理由  
第九條 令第四條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ  
一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項  
二 許可申請ノ理由  
第十條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ヲ爲ナスコトヲ得

一 實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合  
二 前號ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認めタル場合  
前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ  
一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項  
二 短縮セントスル期間  
三 短縮セントスル理由  
第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムルコト左ノ如シ  
一 徳性ノ培養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上  
二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上  
三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上  
(令第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合



各種金屬打拔網



アヅマウチヌキ

鑛山・電機

諸化学工業用

カタログ進呈

ST

東打抜工業所

東京市板橋區志村本蓮沼町四〇〇

電話・赤羽・2236番

振替口座東京155345番

法律上工場事業場技能者養成令施行規則

- ハ三千五百時間以上)
- 事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ  
前項第二號ノ時數ヲ五百五十時  
間迄短縮スルコトヲ得
- 前項認可ノ申請ハ短縮セントス  
ル時數及短縮セントスル理由ヲ  
具シ之ヲ爲スベシ
- 第十二條 令第七條ノ養成計畫ハ  
養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベ  
シ
- 第十三條 令第七條第一項ノ養成  
計畫ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル  
事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ年  
ノ一月十日ヨリ二月廿日迄ノ間  
ニ於テ之ヲ爲スベシ但シ一月一  
日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ按  
能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生  
ジタル者ニ在リテハ三月二十日  
迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ
- 一 第二條第一號及第二號ニ掲  
グル事項
- 二 養成ヲ開始スベキ年ノ前年  
十二月三十一日現在當該工場  
又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ  
事業ニ使用セラルル者ニシテ
- 國民職業能力申告令第二條第  
一號ニ該當スル要申告者(技  
術者ヲ除ク)タルモノノ職種  
別員數
- 三 養成ヲ開始スベキ前年十二  
月三十一日現在當該工場又ハ  
事業場ニ於テ令第二條ノ事業  
ニ使用セラルル者ニシテ令第  
四條第一項ノ規定ニ依リ養成  
工タルノ資格ヲ有スルモノノ  
員數
- 四 養成ヲ開始スベキ年ノ前年  
十二月三十一日現在ノ養成工  
ノ職種別員數
- 五 養成ヲ開始セントスル養成  
工ノ職種別員數
- 六 養成工ノ設備方法
- 七 養成工ヲ擔任スル者(以下  
養成指導員ト稱ス)ノ擔任事  
項別員數
- 八 教室、實習工場、寄宿舎其  
ノ他養成ニ關スル設備ニ關ス  
ル事項
- 九 養成工ノ徳性涵養ニ充ツベ  
キ各年別時數
- 十 養成工ニ授クベキ學科ノ種  
目及其ノ各種目ノ各年別授業  
時數
- 十一 養成工ノ實習科目及其ノ  
各種目ノ各年別實習時數
- 十二 養成工ノ養成期間中ニ於  
ケル賃金其ノ他ノ給與
- 十三 一日ノ就業時數(養成時  
數ヲ含ム)
- 十四 休日及休憩時間
- 十五 養成ニ要スル經費ノ概算
- 十六 養成工ノ全部又ハ一部ヲ  
學校又ハ當該工場若ハ事業場  
以外ノ施設ニ於テ養成セント  
スル場合ニ於テハ前各號ニ掲  
グルモノノ外左ニ掲グル事項  
(一) 當該施設ノ名稱及所在地  
(二) 當該施設ニ於テ養成セン  
トスル養成工ノ職種別員數  
(三) 養成工ヲシテ當該施設ニ  
於テ修習セシムベキ事項  
(四) 當該施設ニ於テ養成セン  
トスル期間
- 十七 其ノ他養成ニ關スル事項
- 第三條但書ノ場合ニ於テハ前項  
ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地  
方長官ノ指定シタル期間ニ於テ  
令第七條第一項ノ養成計畫ノ認  
可ノ申請ヲ爲スベシ
- 第十四條 令第七條第一項ノ養成  
計畫變更ノ認可ノ申請ハ變更セ  
ントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ  
爲スベシ
- 第十五條 地方長官ハ令第九條ノ  
規定ニ依リ事業主ニ對シ養成指  
導員ヲ置クコトヲ、令第二條  
第一號ニ該當スル工場又ハ事業  
場ノ事業主ニ對シ教室又ハ其ノ  
附屬設備ノ設置ヲ、年齡十六年  
以上ノ男子労働者ヲ常時千人以  
上使用スル工場又ハ事業場ノ事  
業主ニ對シ實習工場ノ設置ヲ命  
ズルコトヲ得
- 第十六條 令第十一條但書ノ許可  
ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ  
之ヲ爲スベシ
- 一 第二條第一號及第二號ニ掲  
グル事項
- 二 養成工ヲシテ負擔セシメン  
トスル費用ノ種目



國産唯一 直曲管兼用  
ボイラーチューブクリーナー

SF-K式パテント

(專賣特許、登録實用新案既得権數五十餘件)

蒸氣壓、空氣壓使用機(直管専用別アリ)  
(曲、直管兼用品)



水壓使用機(直管専用別アリ)  
(曲、直管兼用品)



其他焔管用空氣壓使用機アリ、各種品共在庫豊富

見積御依頼又ハ御注文ノ際ニハ下記ノ諸項ヲ是非御明示下サイ。  
本機ヲ御使用ニナル汽罐又ハ「クラツキング」ノ型式  
水管カ焔管用品カ  
直管カ曲管カ(曲管ナレバ其最小曲リ半徑)  
使用壓力ハ蒸氣壓、空氣壓、水壓ノ内何レナルカ  
尙毎平方吋ニ對スル使用壓力封度ハ幾何

製造元

杉野クリーナー製作所

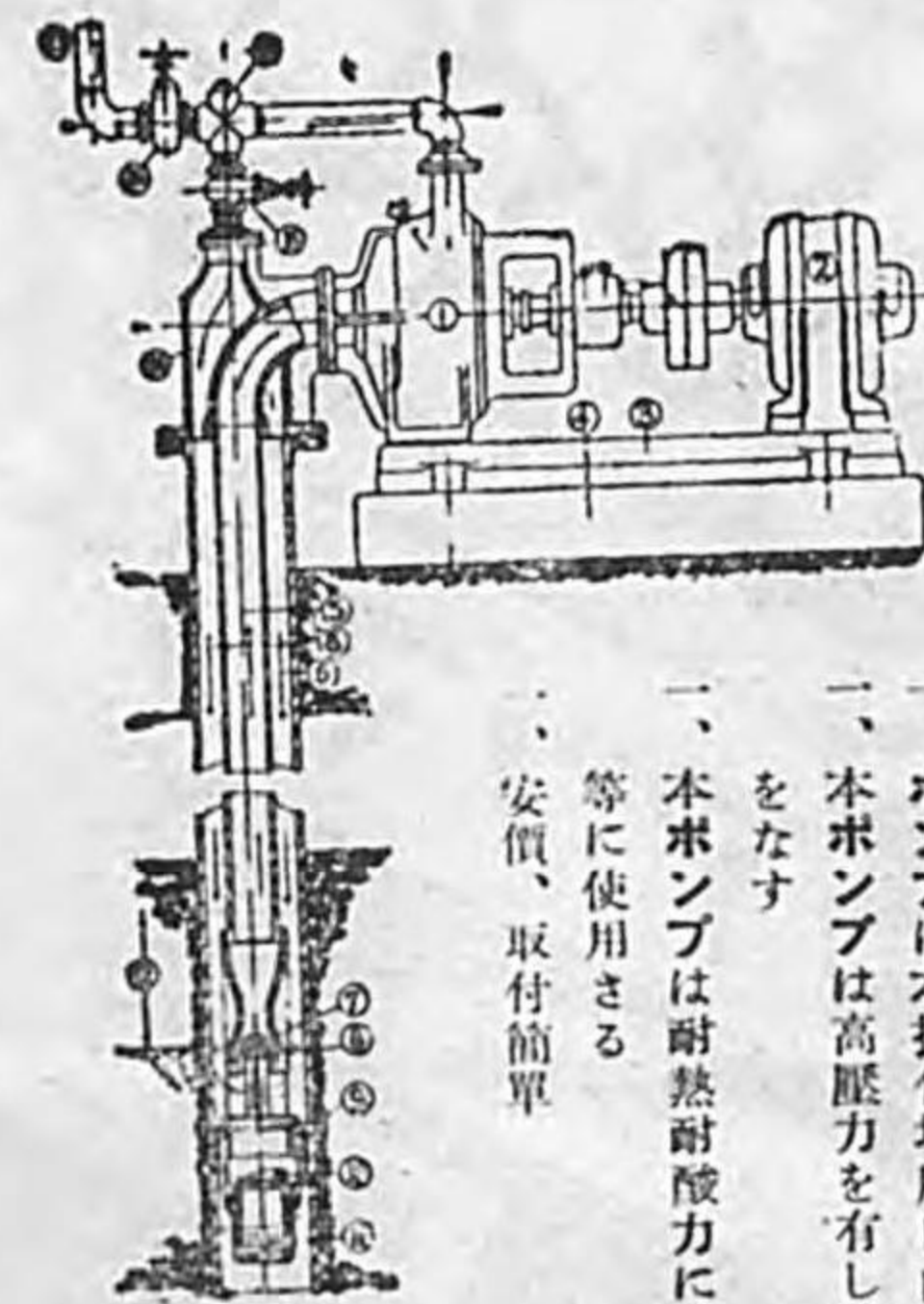
大阪市西淀川區加島町九六 電話北③3271 振替大阪76076

中  
三

平山工業所製  
ゼット式深井戸タービンポンプ

長特

- 一、横軸タービンポンプに電動機直結し運轉中音響皆無
- 一、圖の如く機械的機構なく故障の生ずる憂なし
- 一、油其他何等混入の憂なし



- 一、ポンプは本据付場所自由
- 一、本ポンプは高壓力を有し數十尺の吸水をなす
- 一、本ポンプは耐熱耐酸力に富み特に温泉等に使用さる
- 一、安價、取付簡單

深井戸ポンプ界に劃期的光明  
廣く御愛用を乞ふ

製造元

平山工業所

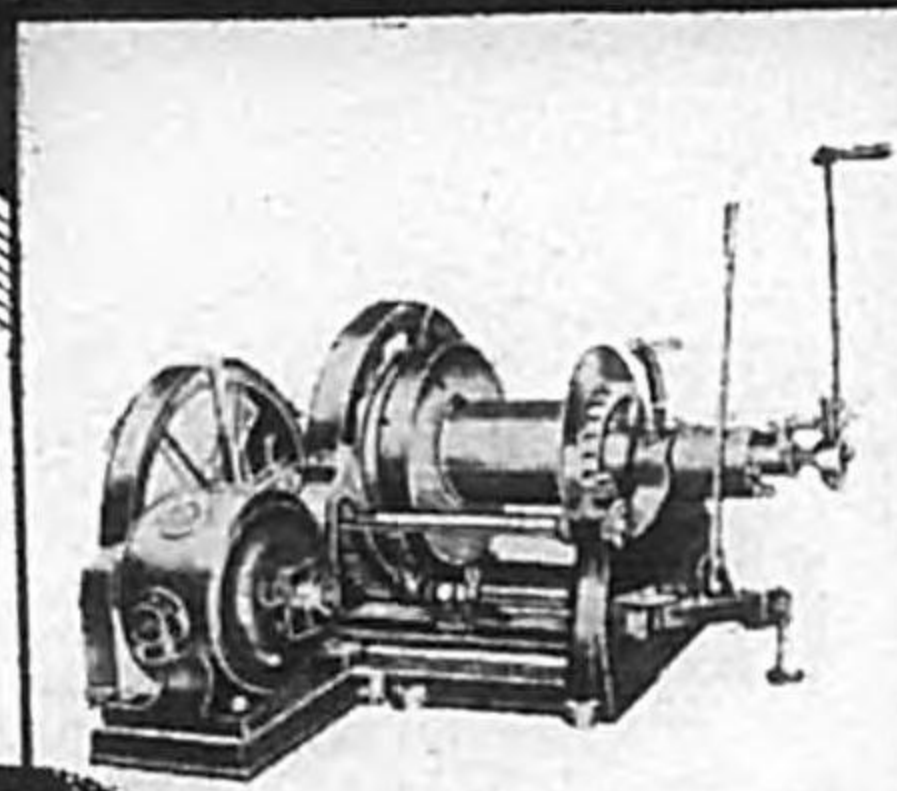
大阪市西區江戸堀南通二  
電話土佐堀一九九四・三八三九番

中  
二



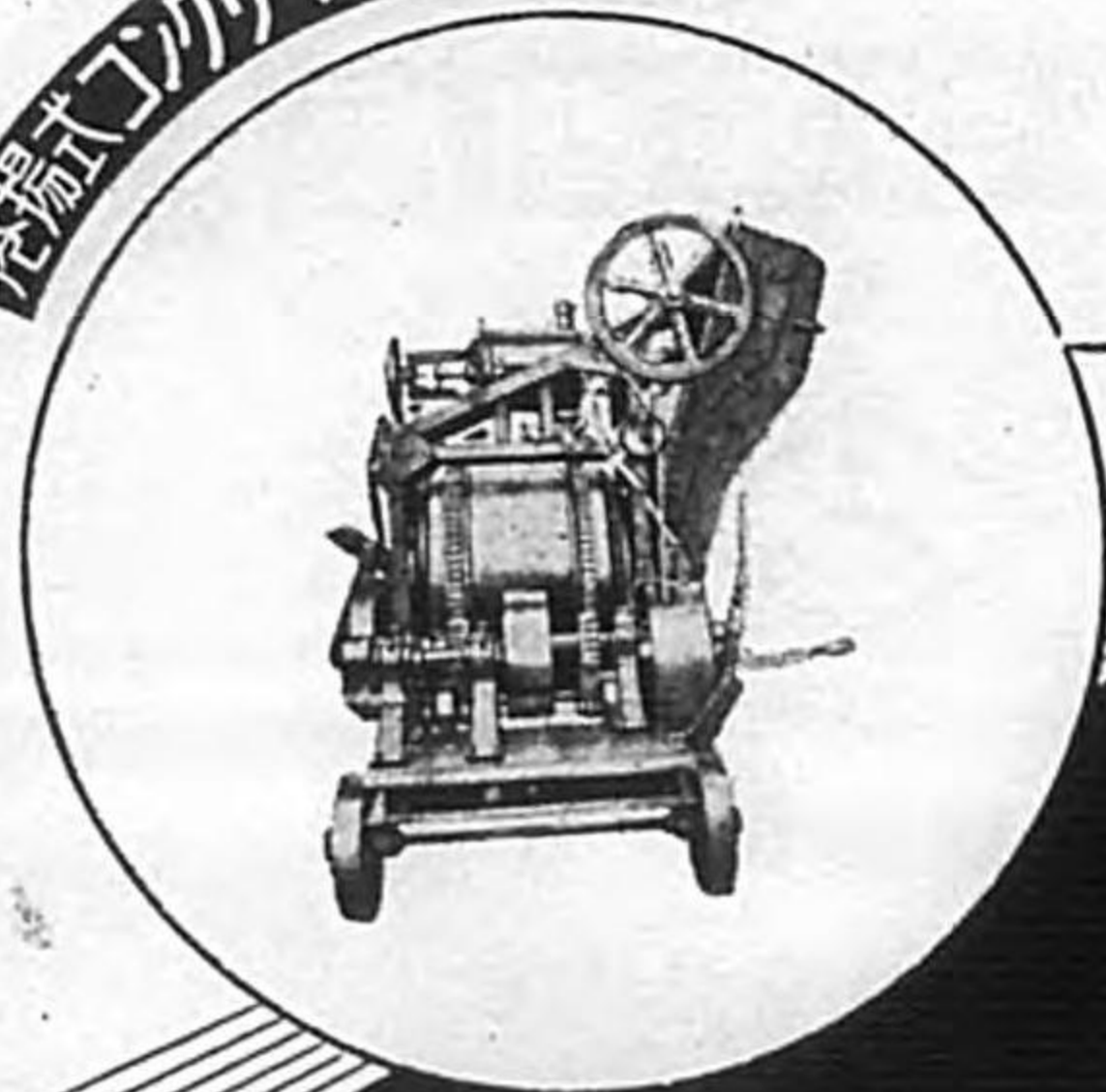
實用新案登録

第一二五七〇〇號  
第一二五九四六號  
第一七一三一〇號  
第一八七三六二號



テーパーラッチ式  
動力ウインチ

捲揚式コンクリートキサ-



合名 東鐵工所  
會社

大阪市浪速区反物町一三三七番地

電話 櫻川 二四七六番

中  
五

營業  
品目  
肥料・製粉・製油・飼料・製麥・製飴  
人造絹毛・同毛織物・工業藥品

資本金 貳千貳百萬圓

昭和産業株式會社

社長 伊藤英夫

東京市京橋區寶町一ノ七(味の素ビル)

電話京橋(56)

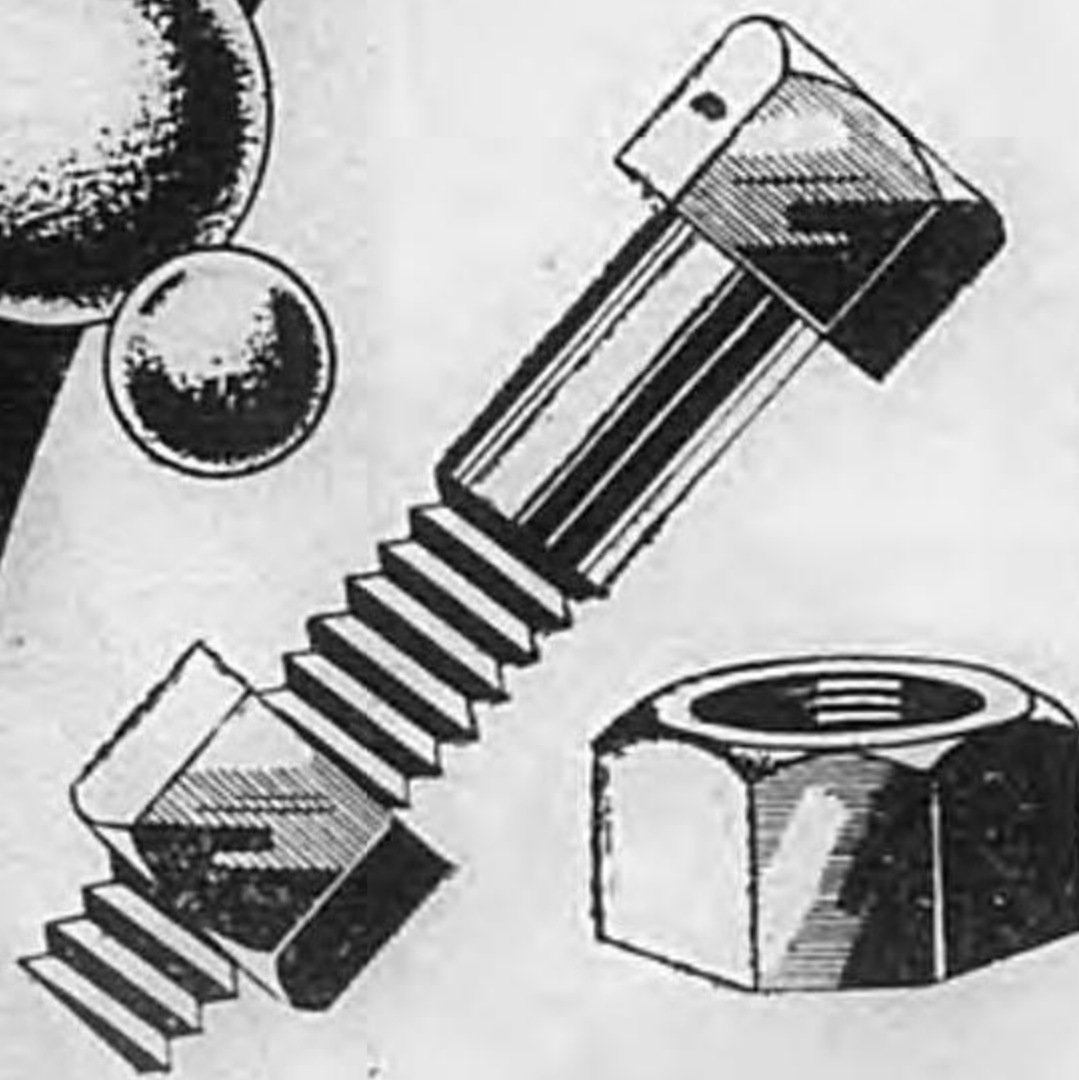
代表  
七七七七  
一一七七  
七七七五  
七八七五  
長  
六六一七  
四四七九  
五五七〇  
三二〇

中  
四



CYCLEED **スチールボール**  
 優良国産

1/8 3吋迄在庫豊富



最優秀ニシテ廉價

各寸法  
在庫豊富

中  
七

諸機械工具製作販賣  
**樽垣商店**  
 大阪市西區新町南通四ノ一九 電話新町3239番

黒及白磨  
 ナット、ボール  
 製販賣



各種販賣問屋

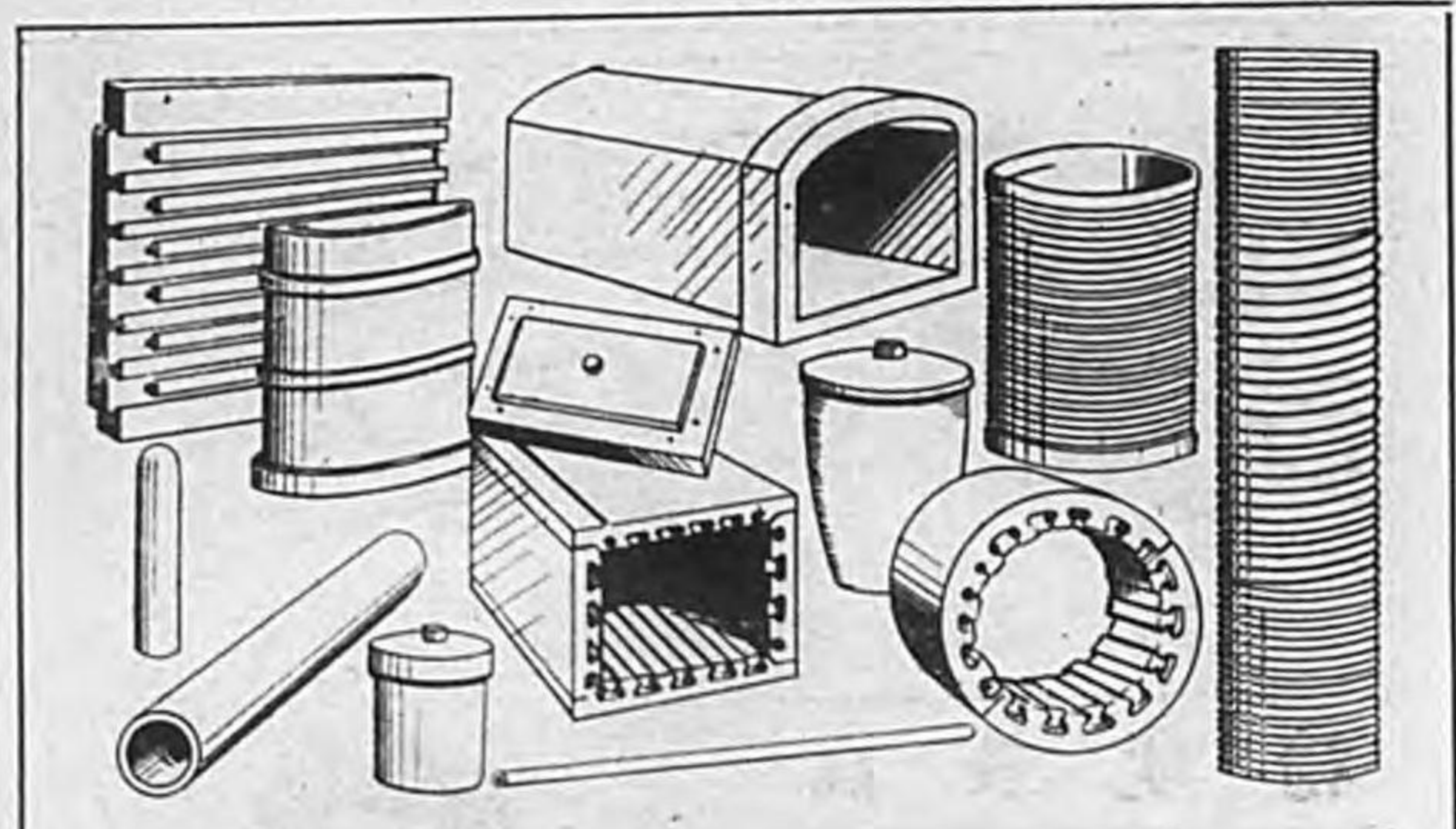
日鐵硅素鋼板指定問屋  
 高島屋飯田株式會社代理店

株式會社 **山本隆商店**

大阪市西區江戸堀北通四丁目  
 電話土佐堀④一二九七 四五〇三番

中  
六





電気炉 重油炉 瓦斯炉

**耐火煉瓦** **高級耐火物**

**HSB**

多孔性耐火保温煉瓦

- アルミナ アランダム
- カーボランダム シリカ
- カーボン・グラファイト
- アスベスト各製品

**大石爐材商會**

大阪市此花區北安治川通一丁目八一番地  
電話土佐堀五〇一二番 振替口座大阪二六八七五番

中  
九

**紡織用**  
**工業用**  
**諸皮革**

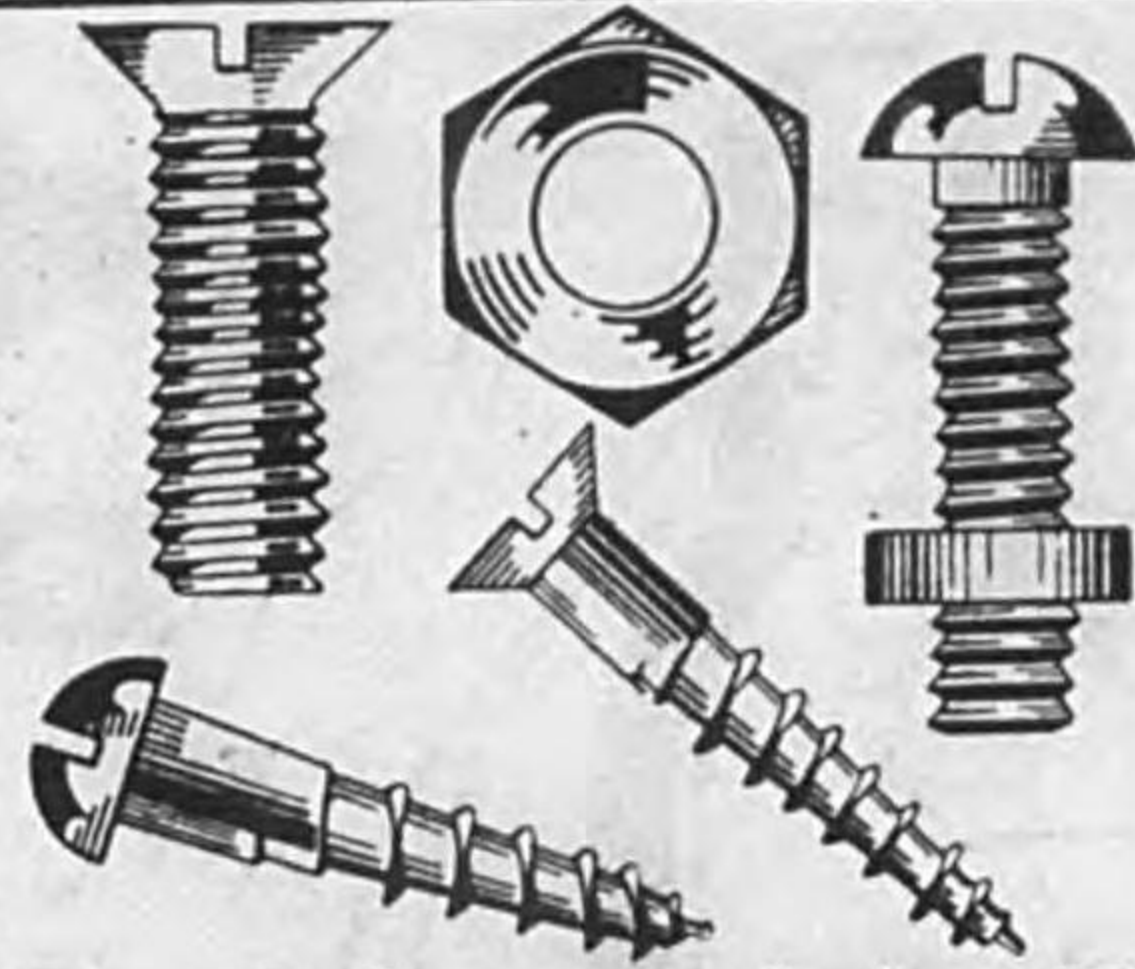
調帯  
一カツヒ

TRADE MARK  
**仙田製革所** 屋古居  
町江福區和昭市屋古名  
番五〇三〇 電話

中  
八



特ニ勉強  
軍需品  
輸出品



ナットビス捻子  
鐵鎮鋤木捻子バット



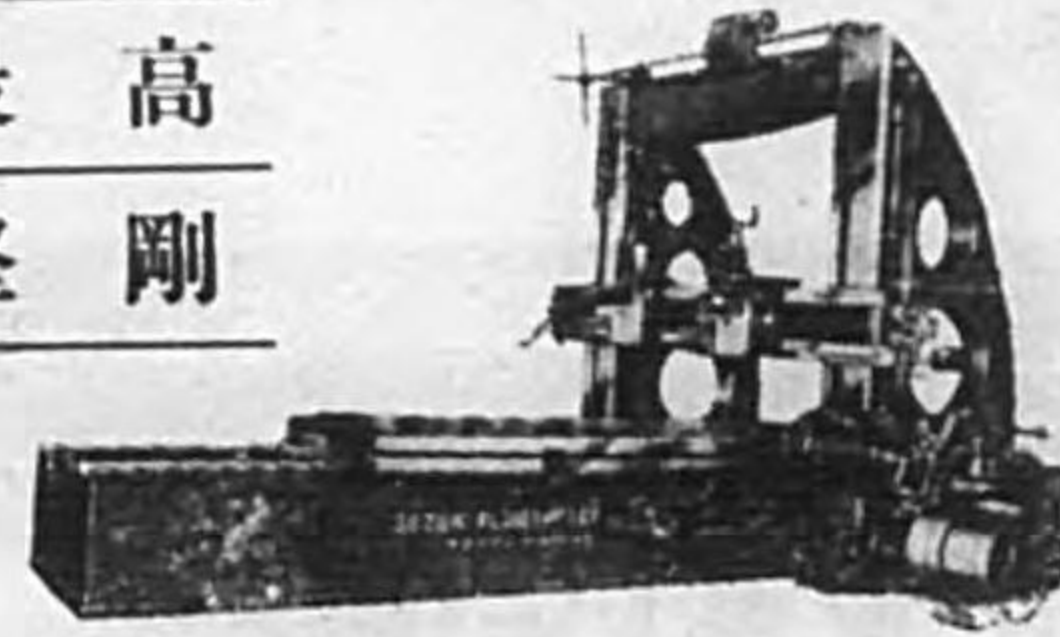
高橋製鉄工場

營業所 東京市荒川区三河島町七ノ六九四  
電話下谷◎5708番 振替東京82710番  
工場 東京市足立区本木町二ノ二一九一  
電話 足立 3 9 4 9 番

中  
一  
一

斷然時流を抜く  
鈴木のプレーナー

精度最高  
機構堅剛



プレーナー  専門製作

鈴木製作所

第一工場 東京市向島區寺島町一丁目二三一番地(白鬘橋大通り)  
電話 墨田 四三〇四・五三〇二番

中  
一  
〇





Sア-7  
SKア-7  
Tア-7

純谷  
國被  
産最  
最電  
高級  
棒

株式會社 谷口製作所

本社 神戸市外住吉唐松七九六・電話(長)御影2624.3901  
第一工場 神戸市外住吉塚/前一六〇・電話 御影 6452  
第二工場 東京市蒲田區南六郷三/二二・電話 蒲田 4052

(型録進呈)

中一三



營業品目

瓦斯

酸 素  
溶解アセチレーン  
其他稀有瓦斯

瓦斯熔接器具

熔接切断吹管  
自動切断機  
アセチレーン發生器  
銀着棒、熔接劑  
其他附屬品

電弧熔接器具

電弧熔接機  
電極  
作業用附屬品



帝酸  
設立 熔接切断實習學校  
瓦斯科  
電氣科

|| 規則書進呈 ||

帝國酸素株式會社

神戸市神戸區明石町三十八番地  
電話 三宮 2943 番(代表)

支社・出張所

東京・大阪・名古屋・小倉・函館・京城  
臺北・京都・新潟・富山・長崎・武生  
佐世保・水俣・大連・土崎・仙臺・廣島  
平壤・釜山・奉天・新居濱

中一三





和洋船舶用品 諸工具品 真中艤装用品  
製 作 卸 商

TRADE MARK

**泉 辰 商 店**

大阪市西區南堀江二番丁二十一  
電話櫻川3323・3392・6990番 振替大阪79629番  
工場 堺市松屋元町七ノ一 電話堺3306番




營業課目

諸玩樂船航車計自農紡  
機 空 量 動 織  
具 器 船 輪 具  
械 機 機車 機

用 用 用 用 用 用 用 用

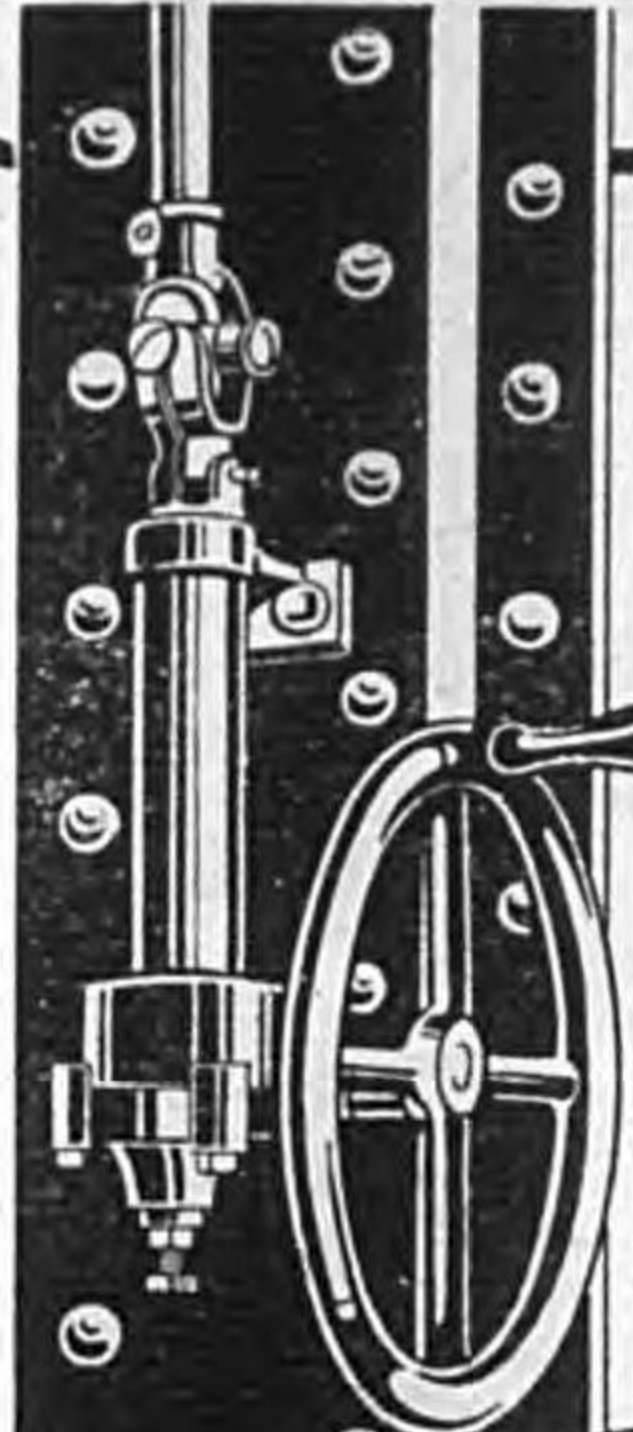
**内田スプリング製作所**

大阪市西區北堀江一番丁六番地  
電話新町②2236番 振替口座大阪84013番

中一五

# 特許 昭和式オペレーター


(特許窓開閉指示器)



營業課目

特許昭和式オペレーター一  
連續廻轉窓開閉裝置  
連續押上窓開閉裝置  
連續天窓開閉裝置  
連續閉指指示器  
以上の手働並に電働裝置

設計製作



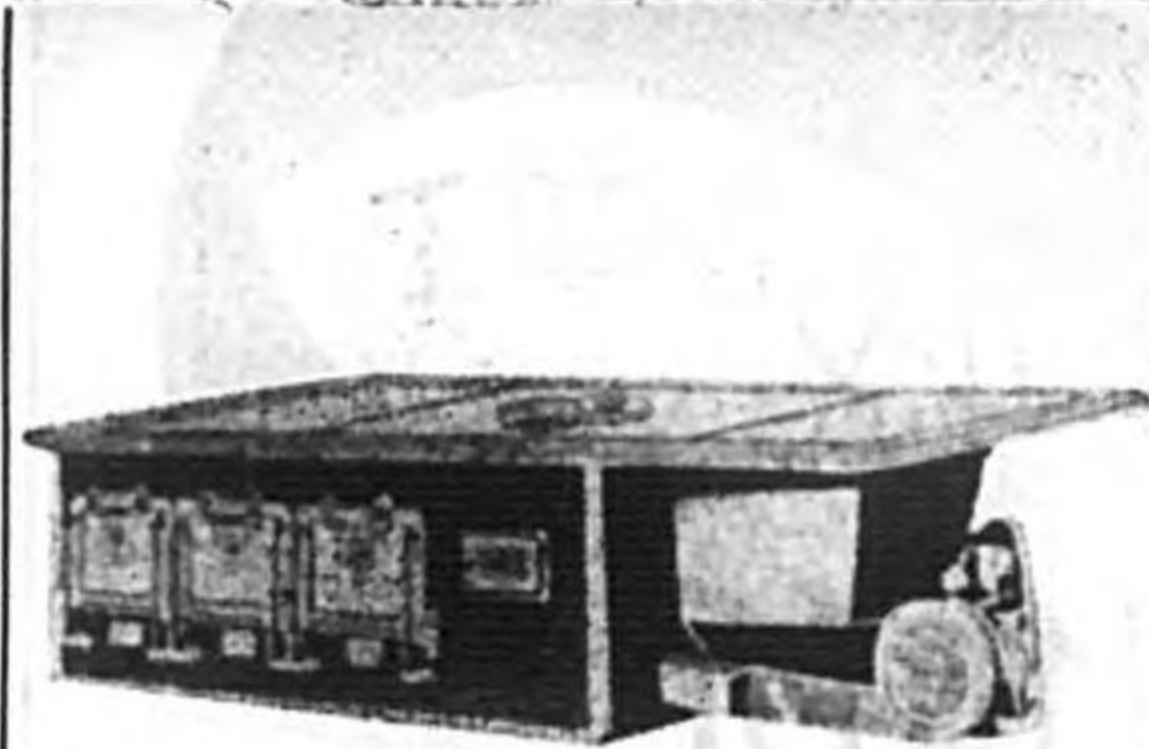
合資 昭和オペレーター製作所

大阪市西淀川區御祭島町二〇一番地 電話福島5201番・5202番

中一四



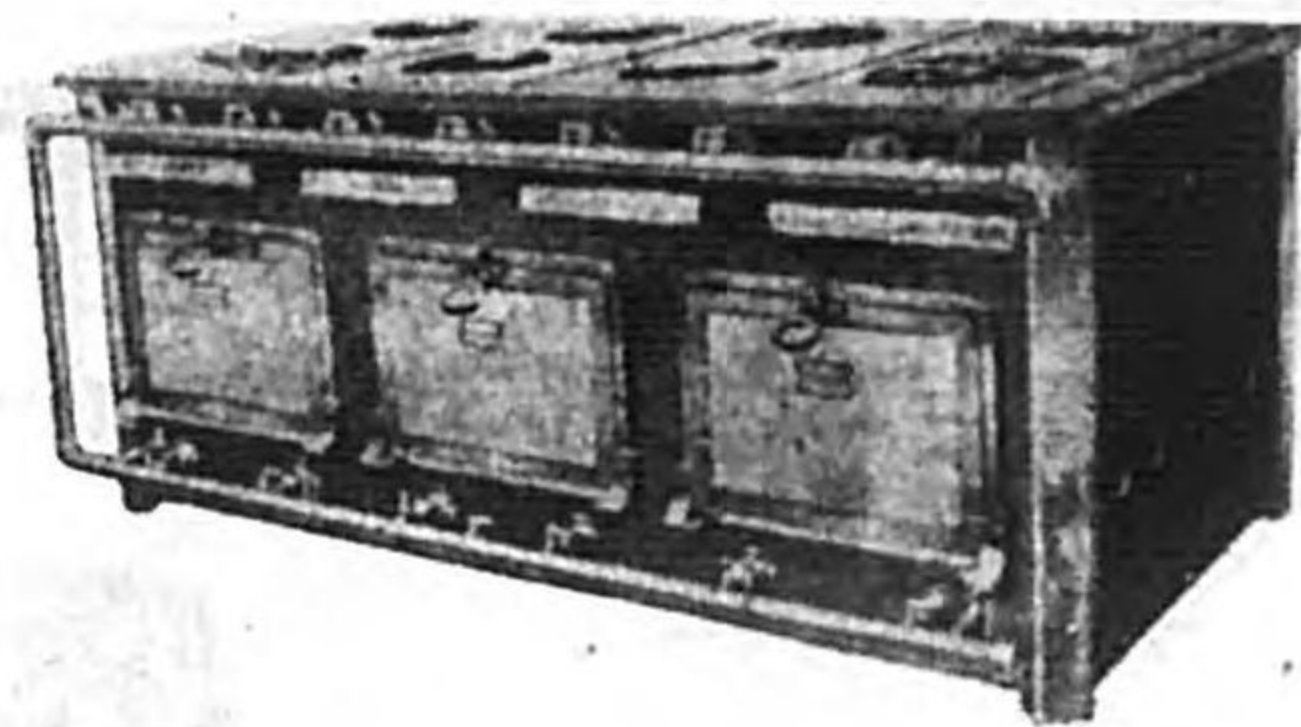
# 石炭・瓦斯・重油・粉炭 各種厨房用ストーブ



## 營業課目

重瓦石粉煙々厨ニス銅板酸  
 油斯炭炭ンクユテ鐵金素  
 各種パ房11製加溶  
 ス種イムム製加溶  
 ト料フ器板テ家加溶  
 ー理工加フ家加溶  
 プ用工加フ家加溶  
 突事具エル具工接

厨房用ストーブ設計製作



(カタログ進呈)

## 宮本製作所

東京市荒川区三河島町七丁目七三二番地

京城(町屋驛)下車

電話下谷(83)三四四八番

中一七

發 動 機  
 コンプレッサー  
 セミスチール  
 特殊高級鑄物

鑄造

# 古屋鑄工所

大阪市東淀川区長柄東通二丁目五七

電話 堀川 (35)

七一—  
 一三二四  
 二三〇五  
 七六二八  
 番番番番

中一六



# コルク

耐水・耐熱・耐油性  
パッキング用コルクシート

用途 壘栓、樽栓、王冠用ディスク  
罐蓋パッキング、内燃機関  
オイルプルーフパッキング

良質コルク粒状物を特種バインダーに依り結合構成  
せしめ天然コルクの缺點を完全除去せる超天然弾力  
性コルク

冷熱絶縁用炭化コルク板

東京市葛飾区本田澁江町五一五番地

旭コルク工業株式会社

電話本田㊟380・456 振替東京50140  
葛飾郵便局私書函第三號

中  
一  
九



西川製作所

大阪市港区九條南通三ノ六〇五 電話西4222

# 空気圧搾機

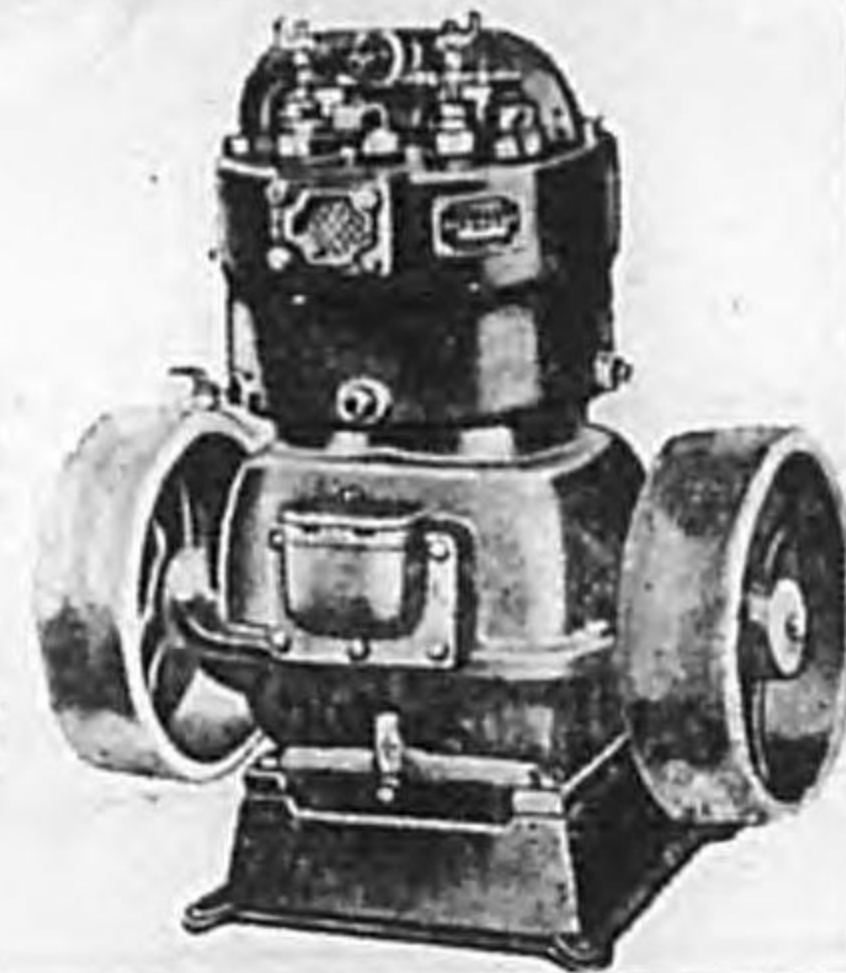
リベツチングハンマー  
各種寸法製作

日満スナツプ  
日本標準規格

大阪市港区九條中通三丁目二九五

日 満 商 會

電話 西二五〇六番  
振替口座大阪九七六四六番



中  
一  
八



高級  
**ヤスリ**

ITO

御照會を乞ふ!

**伊藤鑢製作所**

大阪市北區天満橋筋三丁目一七  
電話 堀川 6372番

CHINO

精密電気計器用

其他機械加工請負

**永久磁石鋼**

CHINO

千野マグネット製作所

東京目黒區碑文谷二丁目

アスベスト代用品

**ロックウール  
グラスファイバー**

長期建設下に  
國運を擔ふ

用途

耐火資料ナリ  
防火壁資材トシテ無二ノ  
防音・電気絶縁材  
保温・保冷・耐熱・耐火

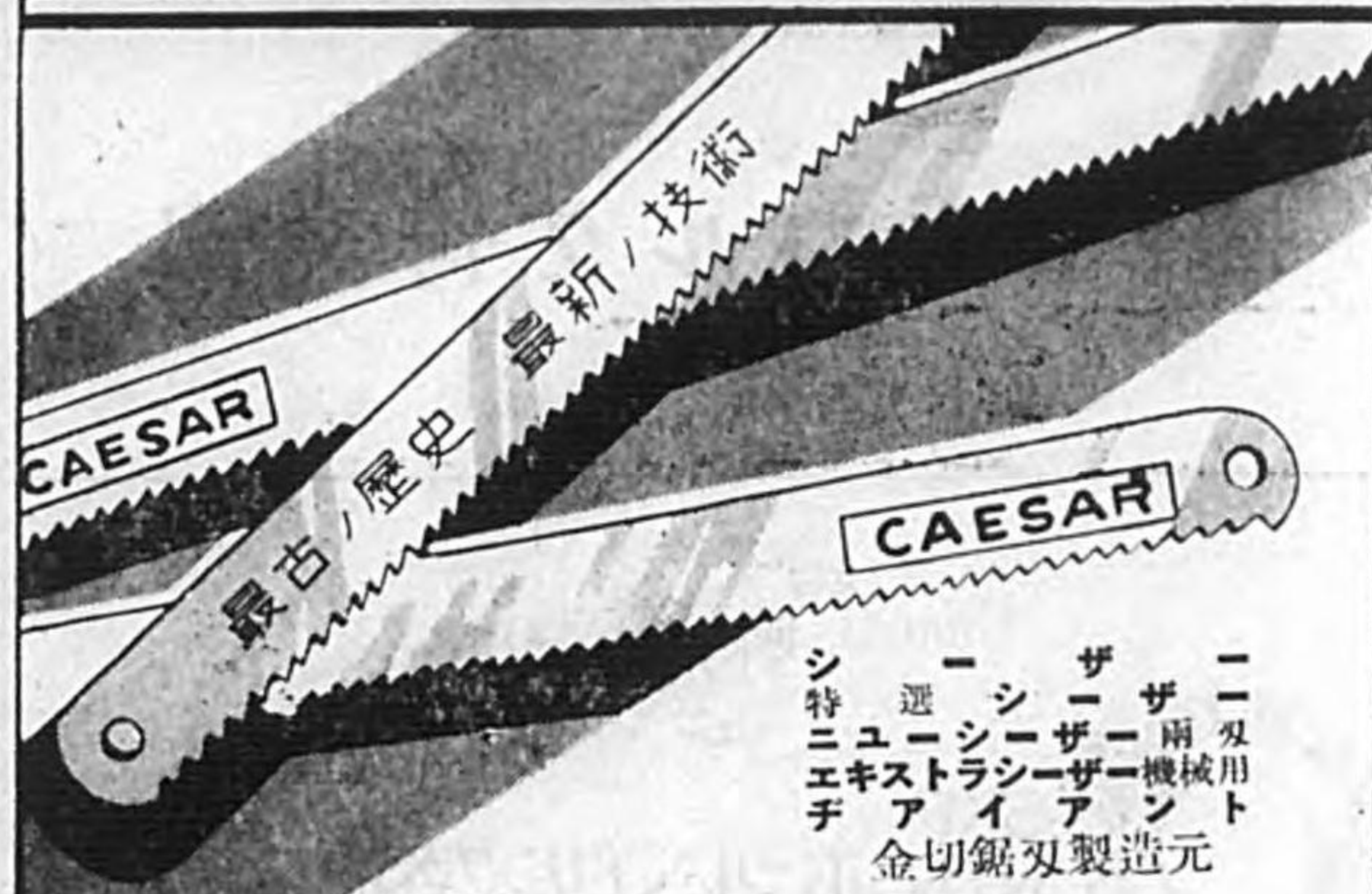
**日東紡績株式會社**

東京市京橋區京橋三 (片倉ビル内)



大日本金切鋸及ノ元租  
純國産カーボン鋼第一級品

# シーザー金切鋸及



シーザーニ  
特選ニュー  
エキストラ手  
ザニザニ  
両及機械用  
アイアント

國産金切鋸及界始祖

## 合協會社 八千代互作所

神戸市林田區本庄町八丁目一  
(但シ神戸バス長樂七丁目停留所前)

電話須磨⑦ { 三二〇三番  
                  { 三二七三番  
振替神戸一八〇五番

中二三



### 目課業營

其 他 金 屬 機 械 加 工 式	精 密 車 部 分 子	自 動 車 部 品	ベ ー ク ラ イ ト 各 種	ナ ゴ ヤ (7.5.8) 印 切 替 ス キ ツ チ
---	----------------------------	-----------------------	--------------------------------------	---

# トキワ製作所

名古屋市東區大杉町一ノ六  
電話 二九一九三番  
振替 名古屋四二六一〇番

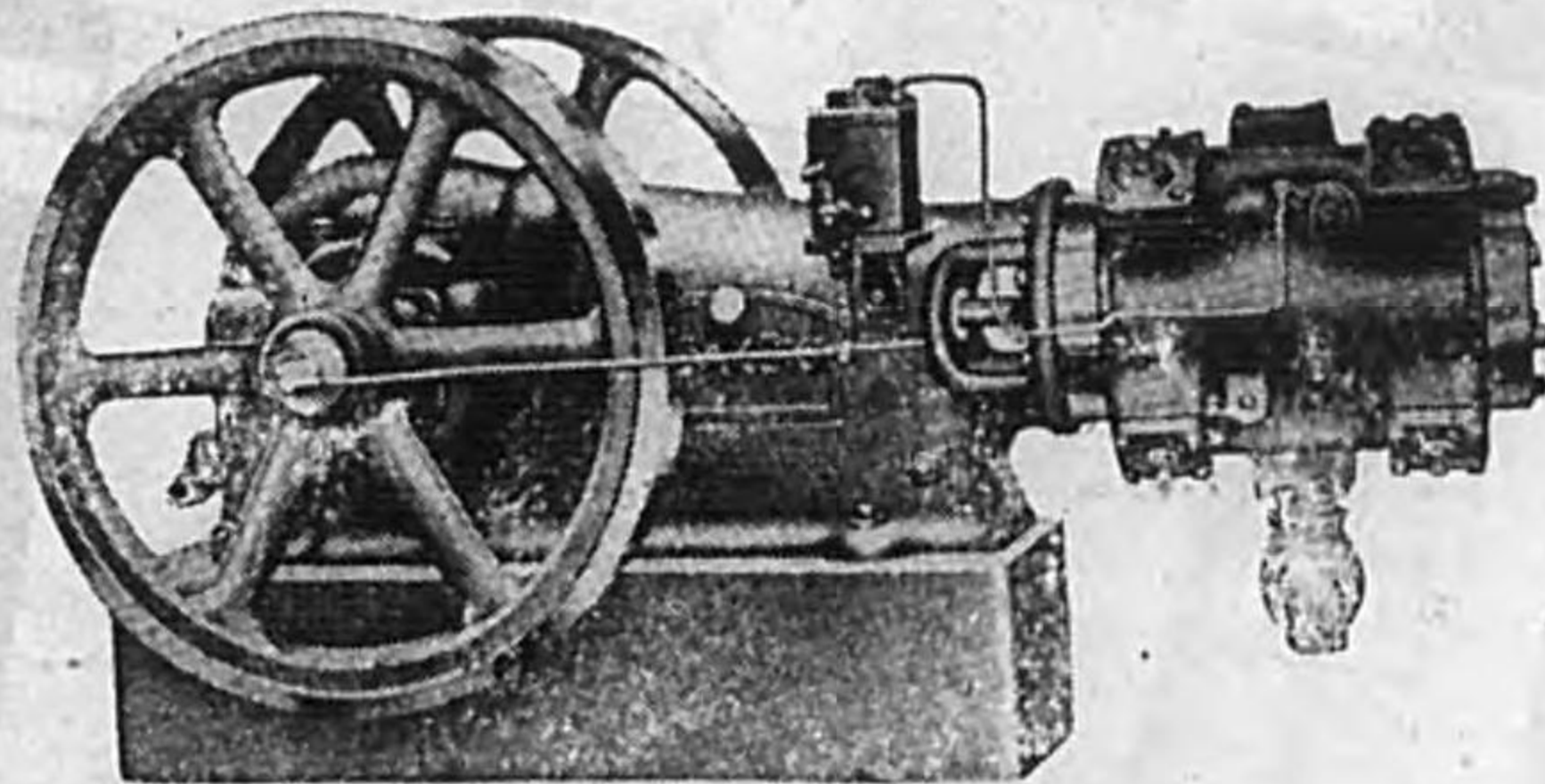
中二三



# 空氣壓縮機

營業課目

造船土木建築製鐵  
橋梁、諸工具類一式  
ニューマチツクツール一式  
諸空氣壓縮機  
ポンチング・アングルカッター類



【型錄進呈】

横型空氣壓縮機

大阪市西區本田町通一丁目五番地

## 山本製作所

電話西④五三一ニ番

神戸出張所 神戸市林田區菅原通七丁目御藏橋筋  
電話漢川三〇四三番

中二五

# 冷熱ノ絶縁=炭化コルク

航空計器用 } パツキング  
精密機械用 }  
コルクパイプ カヴァー  
上敷下敷用 壓搾コルク板

逓信省免許救命具製造

合資社 富本コルク営業部

東京市京橋區浜町二丁目十一  
電話京橋④三四八番



SKF  
NTN ボールベアリング各種

營業品目 精密螺子製作販賣  
ヴェラムオイルシートパツキング發賣元  
NK式ホースバンド並ニクリツプ製造元  
エクスバンドメタルラス卸並ニ小賣

## 高松工業所

東京市芝區濱松町一丁目十三番地三號  
電話芝④一四五番・一〇五三番  
振替口座東京一九〇九一番

中二四



# 化學工業用諸機械



離粉攪拌和  
 輸送裝置  
 電氣炉  
 發溜着出燥  
 煎煎吸抽乾



日生式製劑循環真空蒸發裝置

**日本生産工業株式會社**  
 大阪市東區南久太郎町二丁目  
 電話船場 1736.3219番

中二六

定評ある

## 鑄物用品

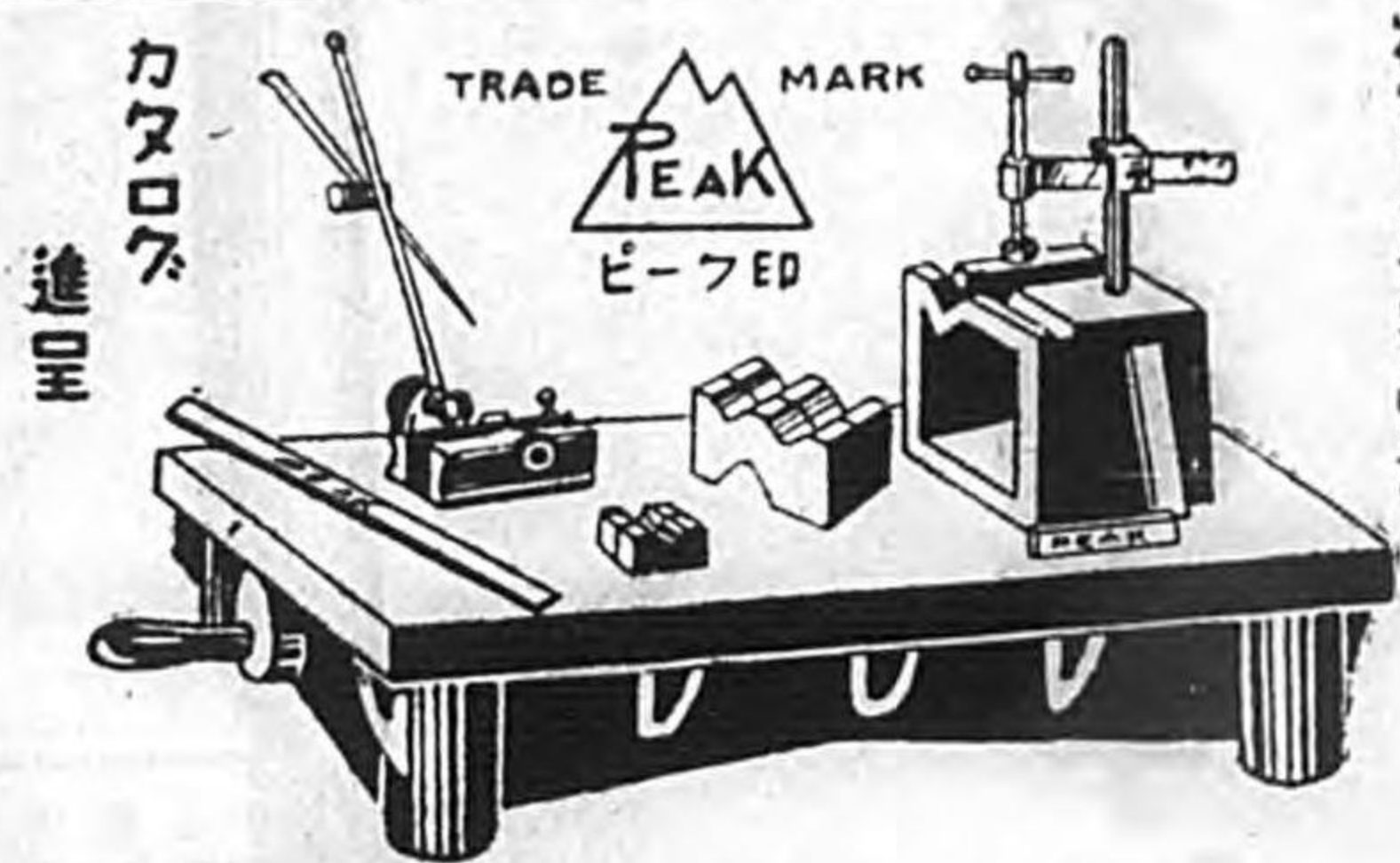
**營業課目**  
 黑鉛 黑味 雲母 粉石 炭粉  
 芝木 式鑄物 用大 正筆  
 芝木 式型持 ケレ  
 ン  
 ヘラ・鐵 物 用 品 一 式  
 其他 鑄物 用 品 一 式  
 機 械 用 油 筆 刷 毛  
 砂 落 シ 用 ワ イ ヤー プ ラ シ  
 ワ イ ヤー 刷 子 各 種  
 ホ イ ラー 煙 管 用 ワ イ ヤー プ ラ シ

陸軍省  
 海軍省  
 鐵道省  
 諸會社  
 御用達

## 芝本金治商店

大阪市此花區西九條下通一丁目一六番  
 電話土佐堀④五二二四番  
 振替口座大阪八一八六三番  
 工場 大阪市此花區西九條下通一丁目一七番  
 株式會社 三和銀行朝日橋支店  
 株式會社 三和銀行長堀支店  
 株式會社 三和銀行安治川支店  
 株式會社 三井銀行川口支店  
 銀行引 三井銀行川口支店

ピーク印  
 精密工具発売元



カタログ  
 進呈

## 三輪謹一商店工部

大阪市港區九條中通一丁目五八  
 電話西六二五番 振替大阪八九九六六番

中二七



# S&H

## 空氣壓縮機



ロータリーブロー



水冷式復氣筒空氣壓縮機



特別高圧小形ローツブロー



### 東田製作所商事部

支店 大阪市旭区赤川町九九二  
 電話 堀川②二三三三番・二三三四番 横管大阪④〇〇五一番  
 製鐵工場 大阪市此花區大開町

中二九

# 沼田動力商事社

大阪營業所  
 大阪市西區阿波橋通一丁目四九  
 阿波橋ビル三階(信濃橋南詰西側)  
 電話新町⑥ 專用ビル 五五四一三五番  
 一九五〇・二八一九番

岸和田營業所  
 岸和田市堺町九〇  
 電話岸和田二七二九番

可動線輪型電氣計器製造販賣  
 各種電機製作所代理  
 株式會社中央電機製作所代理  
 大阪電機株式會社代理  
 小西電機株式會社代理  
 高木式脚筒製作代理  
 つねき・ホイラー  
 エンヂイ・ストーカー  
 販賣 販賣 販賣 販賣

商事部

工事部



中二八







# 燃燒機ト築爐ハ期界ノ最高權威

「最古ノ歴史ト最新技術  
=依ル細山太七商店へ」

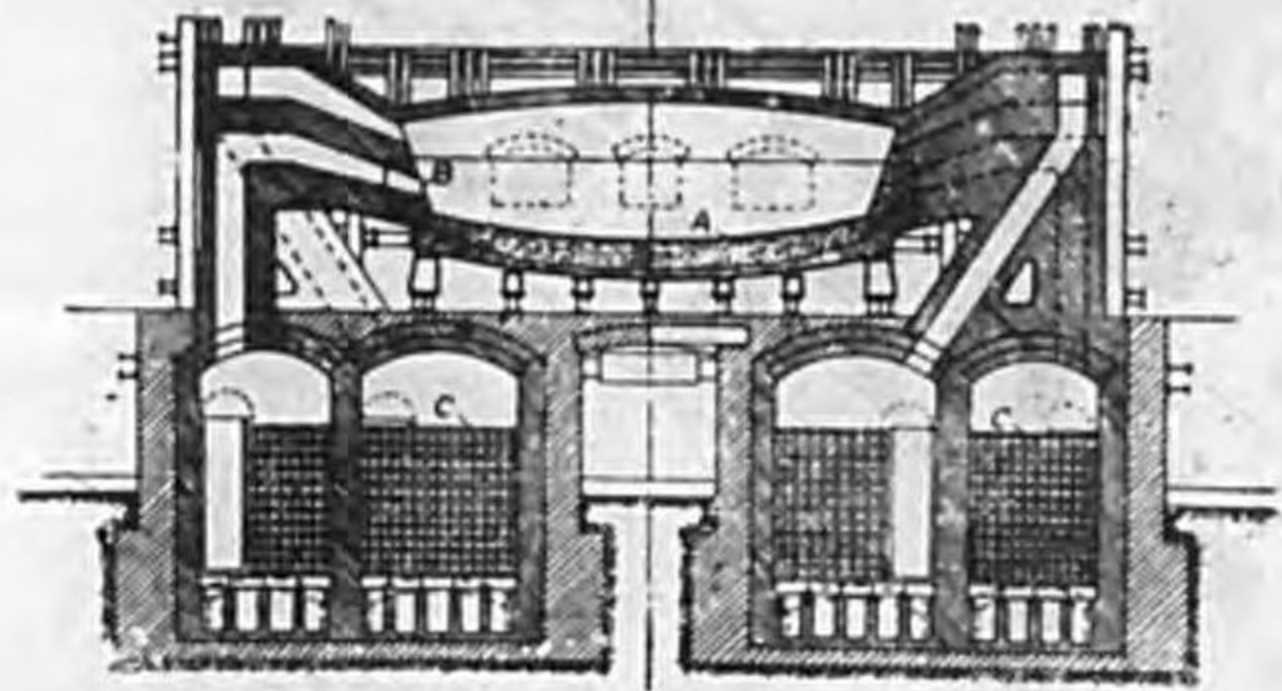


No.2 スムース・コール・ストーカー



特種熱處理爐

- 營業課目
- ◇スムース、オイル、バーナー
  - ◇スムース、コール、ストーカー
  - ◇重油爐、石炭爐、コークス爐
  - ◇各種耐火材料及附屬機械一式
  - ◇諸機械設計製作
  - ◇揮發油、重油、機械油



平 爐

陸海軍及大工場御指命

## 細山太七商店機工部

第一工場 東京市京橋區新川二丁目六番地  
電話京橋② 0991・2384・4275・9404・7652番  
第二工場 東京市蒲田區枇谷町四ノ一七一一

### 三 許可申請ノ理由

第十七條 事業主兼成指導員ヲ置キタルキハ運轉ナク其ノ氏名履歴及擔任事項ヲ様式第一號ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ變更アリタルキ亦同ジ

第十八條 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ様式第二號ニ依リ養成工名簿ヲ備付クベシ

養成工名簿ハ養成工ノ養成終了後五年間之ヲ保存スベシ

第十九條 事業主ニ養成ノ狀況ヲ様式第三號ニ依リ毎年六月三十日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第二十條 令第十四條ノ證書ハ様式第四號ニ依リモノトス

第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附 則

本令ハ工場事業場技能者養成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際技能者ノ養成ヲ爲ス法律一國民職業能力申告令

### 國民職業能力申告令

（昭和十四年一月六日）  
勅令第五號

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基テ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告（以下申告ト稱ス）ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未満ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ（以下要申告者ト稱ス）ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者

二 引續キ一年以上前號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者

三 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四 厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五 厚生大臣ノ指定スル検査若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 要申告者及前條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ使用スル者（以下使用者ト稱ス）ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者（以下申告義務者ト稱ス）トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 帝國臣民要申告者（第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）



法律一國民職業能力申告令

十一條ノ規定ニ該當スル要申告者同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ當該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ要申告者ガ第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ職業地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

八 其ノ職業名  
九 第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度  
十 第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項  
十一 第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項  
十二 給料又ハ賃金ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ額  
十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數  
十四 精神又ハ身體ノ障害ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者ニ在リテハ其ノ狀況  
十五 總動員業務從事ニ關スル

希望  
十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項  
申告義務者則項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號、第三號第五號乃至第八號、第十號又ハ第十一號ニ掲グル事項ニ、尙第二條第一號ノ職業ニ從事セザル要申告者ニ在リテハ前項第四號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ當該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ  
第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命スルコトヲ得  
第六條 要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ三十日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ申告スベシ  
一 要申告者タラザルニ至リタ

一六二  
ルトキ(第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ)  
二 第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ  
第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベシ  
第八條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得  
第九條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ中告又ハ檢査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得  
地方長官又ハ職業紹介所長ハ本令ノ中告又ハ檢査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシ

法律一總動員業務事業主計畫令

ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ  
第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ委託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ檢査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得  
第十一條 本令ハ第六條第二號ノニ依リ申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(圖休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備練習生ヲ含ム)、陸海軍軍醫、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ管中ノ者、醫藥關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免

許ヲ受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許證ヲ受ケタル獸醫、樺太ニ在リテ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム)並ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ檢査ニハ之ヲ適用セズ  
第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得  
一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)  
二 外國旅行中ノ者  
三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者  
第十三條 二以上ノ職業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主たる職業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス  
第十四條 要申告者ニシテ厚生大

臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ檢査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得  
第十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ、南洋廳支廳長トシ職業紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ市郡(澎湖廳ニ在リテハ廳)、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳トス

一六三  
第十六條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
附 則  
本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及檢査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ  
總動員業務事業  
主計畫令  
(昭和十四年七月二十五日)  
(勅令第四百九十三號)  
第一條 國家總動員法第二十四條ノ規定ニ基キ總動員業務タル事業ノ事業主(以下事業主ト稱ス)ヲシテ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ實施セシムベキ總動員業務タル事業ニ關スル計畫(以下計畫ト稱ス)ヲ設定セシメ又ハ當該計畫



ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第一條 主務大臣事業主ヲシテ計

畫ヲ設定セシメントスルトキハ

内閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條 主務大臣計畫ヲ設定セシ

メントスルトキハ當該事業主ニ

對シ其ノ範圍、程度其ノ他必要

ナル事項ヲ通知スベシ

第四條 事業主計畫設定ノ命令ヲ

受ケタルトキハ主務大臣ノ指定

スル時期迄ニ之ヲ設定シ其ノ承

認ヲ受クベシ

第五條 主務大臣ハ事業主ニ對シ

其ノ設定シタル計畫ノ補正ヲ命

ズルコトヲ得

則條ノ規定ハ則條ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第六條 主務大臣事業主ヲシテ其

ノ設定シタル計畫ニ基キ必要ナ

ル演練ヲ爲サシメントスルトキ

ハ其ノ要目ヲ事業主ニ通知スベ

シ

事業主演練ヲ終リタルトキハ國

家總動員法第三十一條ノ規定ニ

基キ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ

之ニ其ノ演練ニ關スル報告ヲ爲

スベシ

第七條 主務大臣ハ國家總動員法

第三十一條ノ規定ニ基キ計畫ノ

設定若ハ演練ニ關シ報告ヲ徵シ

又ハ當該官吏ヲシテ計畫ノ設定

若ハ演練ノ命令ニ係ル工場、事

業場若ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ

狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件

ヲ検査セシムルコトヲ得

則條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシ

テ臨檢検査セシムル場合ニ於テ

ハ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帯セ

シムベシ

第八條 主務大臣ハ本令ニ規定ス

ル職權ノ一部ヲ其ノ所轄スル官

廳ノ長又ハ地方長官ヲシテ行ハ

シムルコトヲ得

第九條 本令中主務大臣トアルハ

軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必

要ナル事項ニ付テハ陸軍大臣又

ハ海軍大臣トス

則條ノ場合ヲ除クノ外本令中主

務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺

太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝

鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官

又ハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之

ヲ施行ス

(參照)

昭和十三年四月一日公布法律第

五十五號國家總動員法抄錄

第二十四條 政府ハ國家總動員上

必要アルトキハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ總動員業務タル事業ノ事

業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務

ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時

ニ際シ實施セシムベキ總動員業

務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又

ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練

ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上

必要アルトキハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏

ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業

務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

工業組合法中改正

(昭和十四年四月一日)

法律第六十五號

第八條ノ四 第八條ノ規定ニ依リ

組合ノ定ムル制限ニ從フベキコ

トノ命令アリタル場合ニ於テ特

ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ

命令ノ效力ヲ有スル期間ヲ限リ

當該工業組合ノ地區内ニ於テ新

當該工業ヲ營マントスル者及

當該工業ニ關スル設備ノ擴張ヲ

爲サントスル者ヲシテ命令ノ定

ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ

受ケシムルコトヲ得

第二十條ノ三 行政官廳監督上特

ニ必要アリト認ムルトキハ第三

條第一項第一號ノ事業經營ニ對

スル制限ヲ行フ工業組合ノ理事

又ハ監事ノ選任又ハ解任ヲ爲ス

コトヲ得

則條ノ規定ニ依リ選任セラレタ

ル理事又ハ監事ノ解任ハ行政官

廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其

ノ效力ヲ生ゼズ

第二十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ行

政官廳ハ第三條第一項第一號ノ

事業經營ニ對スル制限ヲ行フ工

業組合ノ定數又ハ第六條ノ二ノ

規定ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第三十三條中「第三十八條ノ規定」

ヲ「第八條ノ四ノ規定及第三十

八條ノ規定」ニ改ム

第三十三條ノ二 工業小組合ハ小

工業者ヲ以テ之ヲ組織シ組合員

ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ目的

トシ組合員ノ工業ニ關スル共同

設備ノ設置、組合員ノ工業ニ必

要ナル物ノ供給、組合員ノ爲メ

駐文ノ引受及組合員ノ製品ノ販

賣ヲ爲スモノトス

則條ノ小工業者ノ範圍ニ關シ必

要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

法律—工業組合法中改正

ヲ得

工業小組合ハ其ノ名稱中ニ工業

小組ナル文字ヲ用フベシ

第三十三條ノ三 工業小組合ノ組

合員ノ總數ハ十人ヲ超エザルヲ

以テ例トス

第三十三條ノ四 工業小組合ヲ設

立セントスルトキハ組合員タラ

ントスル者全員設立者ト爲リ定

款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行

政官廳ノ認可ヲ受クベシ

工業小組合ニハ理事及監事ヲ置

クベシ

理事及監事ハ總會ニ於テ之ヲ選

任ス但シ組合設立當時ノ理事及

監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十三條ノ五 組合員タル資格

ヲ有スル者ハ組合員ノ四分ノ三

以上ノ同意ヲ得テ工業小組合ニ

加入スルコトヲ得

第三十三條ノ六 工業小組合ハ當

該工業ニ關スル工業組合ノ組合

員タルコトヲ得

小工業者工業小組合ノ組合員ト

爲リタルトキハ當該工業ニ關ス

ル工業組合ノ組合員タルコトヲ

得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ

於テ行政官廳ノ認可ヲ受ケタル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳必要ト認ムルトキハ工

業小組合ニ對シ當該工業ニ關ス

ル工業組合ニ加入スベキコトヲ

命ズルコトヲ得

則條ノ規定ニ依リ命令アリタル

トキハ當該工業小組合ハ當該工

業組合ノ組合員トス

第三十三條ノ七 工業小組合ノ定

款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 組合員タル資格ニ關スル規

定及組合員ノ總數

五 組合員ノ加入及脱退ニ關ス

ル規定

六 出資一口ノ金額及其ノ拂込

ノ方法

七 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ

關スル規定

八 準備金ノ額及其ノ積立ノ方

法

九 組合員ノ權利義務ニ關スル

規定

十 事業及其ノ執行ニ關スル規

定

十一 役員ニ關スル規定

十二 會議ニ關スル規定

十三 會計ニ關スル規定

十四 存立ノ時期又ハ解散ノ事

由ヲ定メタルトキハ其ノ時期

又ハ事由

第三十三條ノ八 工業小組合ハ出

資ノ第一回ノ拂込アリタル後二

週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ

於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 則條第一號乃至第三號、第

六號及第十四號ニ掲ゲタル事

項

二 出資ノ總口數及拂込ミタル

出資ノ總額

三 設立認可ノ年月日

四 理事及監事ノ氏名及住所

則條ニ掲ゲタル事項中ニ變更

ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ

一六五



爲スベシ但シ前項第二號ニ掲  
ゲタル事項ニ付テハ毎事業年  
度末日ノ現在ニ依リ事業年度  
終了後一月以内ニ登記ヲ爲ス  
コトヲ得

第三十九條ノ九 工業小組合ニハ  
營業收益稅ヲ課セズ

第三十三條ノ十 第四條第二項、  
第九條、第十五條ノ二、第十七  
條第一項、第十八條、第十九條  
第二十一條(但書ヲ除ク)、第二  
十四條、第二十八條第一項第二  
十八條ノ二、第三十四條乃至第  
三十七條及第三十九條乃至第四  
十一條、民法第四十五條第二項  
第三項、第四十八條、第五十條  
及第六十六條、非訟事件手續法  
第百三十八條、第百三十八條ノ  
三、第百四十一條乃至第百五十  
一條ノ六、第百五十四條乃至第  
百五十八條、第百六十五條、第  
百七十五條、第百七十六條及第  
百七十八條並ニ産業組合法第五  
條、第十一條第一項、第十二條  
第十八條乃至第二十一條、第二

十四條、第二十六條乃至第三十  
四條、第三十四條ノ二第一項、  
第三十五條、第三十六條、第三  
十九條乃至第四十一條、第四十  
三條乃至第四十六條、第四十八  
條、第四十八條ノ二、第五十一  
條乃至第五十七條、第六十條、  
第六十條ノ二、第六十二條(第  
一項第三號及第四號ヲ除ク)、第  
六十三條第一項、第六十五條、第  
六十九條乃至第七十三條ノ三、  
第七十四條第一項、第七十四條  
第二項、第七十五條、第九十  
六條、第九十七條及第百四條ノ  
規定ハ工業小組合ニ付テハ適用  
ス但シ産業組合法中地方長官又  
ハ監督官廳トアルハ之ヲ行政官  
廳トス

第三十八條但書中「民法第四十五  
條第三項及第四十八條第一項中一  
週間トアルハ之ヲ二週間トシ」  
及「主務大臣」ヲ削ル  
第四十條中「第四條第二項(第三  
十三條ノ規定ニ依リ準用スル場合  
ヲ含ム)ヲ」第四條第二項(第三十  
三條及第三十三條ノ十ノ規定ニ依  
リ準用スル場合ヲ含ム)ニ改ム  
第四十二條 左ノ各號ノ一ニ該當  
スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第八條ノ規定(第三十三條  
ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ  
含ム)ニ依ル行政官廳ノ命令  
ニ違反シタル者  
二 販賣ノ目的ヲ以テ前號ノ犯  
罪ニ係ル工業品ナルコトヲ知  
リテ其ノ交付ヲ受ケタル者  
三 第八條ノ四ノ規定ニ依ル行  
政官廳ノ命令ニ違反シ許可ヲ  
受ケズシテ當該工業ヲ營ミ又  
ハ設備ノ擴張ヲ爲シタル者  
前項第一號又ハ第二號ノ場合ニ  
於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持ス  
ル工業品ヲ沒收スルコトヲ得若  
シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スル  
コト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ  
追徴スルコトヲ得

本法ハ昭和十四年八月一日ヨリ之  
ヲ施行  
登録稅法第十九條第七號、印紙稅  
法第四條第一項第十一號並ニ商工  
組合中央金庫法第一條第一項、第  
七條第一項、第二十八條第一項第  
六號及第二十九條第一項第三號中  
「工業組合聯合會」ノ下ニ「工業  
小組合」ヲ加フ  
【參照】  
大正十四年三月三十日公布法律  
第二十八號工業組合法抄錄  
第三十三條 工業組合ニ關スル規  
定ハ第三十八條ノ規定ニ依リ準  
用シタル産業組合法第三十八條  
ノ二ノ規定ヲ除クノ外工業組合  
聯合會ニ付テハ準用ス但シ第三  
條中組合員トアルハ所屬ノ組合  
聯合會工業者及組合員トシ第二  
十條ノ二中全國トアルハ道府縣  
ノ區域ヲ超ユル區域トス  
第三十八條 民法第四十四條第一  
項、第四十五條第二項第三項、  
第四十八條、第五十條、第五十  
二條第二項、第五十三條乃至第  
五十五條、第五十九條、第六十條  
第六十一條第一項、第六十二條  
第六十四條、第六十六條、第七

十條、第七十三條、第七十四條  
及第七十八條乃至第八十一條、  
非訟事件手續法第百三十八條、  
第百三十八條ノ三、第百四十一  
條乃至第百五十一條ノ六、第百  
五十四條乃至第百五十八條、第  
百六十五條、第百七十五條、第  
百七十六條及第百七十八條並ニ産業  
組合法第五條第六條、第十條、第  
十一條第一項、第十二條、第十  
八條乃至第二十二條、第二十四  
條、第二十六條乃至第三十一條  
ノ二、第三十三條、第三十四條  
ノ二第一項第三十五條、第三十  
六條、第三十八條ノ二乃至第四  
十六條、第四十八條、第五十一  
條乃至第五十八條、第六十條、  
第六十條ノ二、第六十二條(第  
一項第四號ヲ除ク)、第六十三條  
第一項、第六十三條ノ二乃至第  
六十五條、第六十六條第一項、  
第六十七條、第六十八條、第七  
十條乃至第七十三條ノ三、第七  
十四條第一項、第七十四條ノ二  
第一項、第七十七條第三項、第

七十八條、第九十六條、第九十  
七條及第百四條ノ規定(第二十  
八條ノ三ノ規定ニ依リ工業組合  
ニ付テハ産業組合法第十條、第  
十一條第一項、第十二條、第十  
二條、第十八條乃至第二十二條  
第四十條乃至第四十三條、第四  
十四條第二項、第四十五條、第  
四十六條、第四十八條、第五十  
一條第三號乃至第五號、第五十  
二條乃至第五十八條、第六十二  
條第一項第一號第三號、第六十  
三條ノ二、第六十四條、第六十  
六條第一項、第六十七條、第六  
十八條及第七十七條第三項ノ規  
定ヲ除ク)工業組合ニ付テハ準  
用ス但シ民法第四十八條第一項  
中一週間トアルハ之ヲ二週間ト  
シ産業組合法中主務大臣、地方  
長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ  
行政官廳トス

第四十條 第四條第二項(第三十  
三條ノ規定ニ依リ準用スル場合  
ヲ含ム)又ハ第三項(第三十三  
條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ  
含ム)ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ  
第四十二條 第八條ノ規定(第三  
十三條ノ規定ニ依リ準用スル場  
合ヲ含ム)ニ依ル行政官廳ノ命  
令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ  
罰金ニ處ス  
販賣ノ目的ヲ以テ前項ノ犯罪ニ  
係ル工業品ナルコトヲ知リテ其  
ノ交付ヲ受ケタル者亦前項ニ同  
ジ  
前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所  
有シ又ハ所持スル工業品ヲ沒收  
スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ  
一部ヲ沒收スルコト能ハザルト  
キハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ  
得  
明治二十九年三月二十八日公布  
法律第二十七號登録稅法抄錄  
第十九條 左ニ掲グルモノニハ登  
録稅ヲ課セズ但シ第八號乃至第  
九號ノ四、第十一號、第十二號  
及第十四號乃至第十七號ニ付テ  
ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

七 恩給金庫、産業組合、産業  
組合聯合會、産業組合中央會  
庶民金庫、蠶絲共同施設組合  
漁業組合、漁業組合聯合會、  
商工組合中央金庫、工業組合  
工業組合聯合會、工業組合中  
央會、商業組合、商業組合聯  
合會、貿易聯合會、貿易組合  
中央會又ハ肥料製造業組合ニ  
付恩給金庫法、産業組合法、  
庶民金庫法、蠶絲業法、漁業  
法、商工組合中央金庫法、工  
業組合法、商業組合法、貿易  
組合法又ハ重要肥料業統制法  
ニ基キテ爲ス登記  
明治三十二年三月十日公布法  
律第五十四號印紙稅抄錄  
第四條第一項  
左ニ掲グル證書、帳簿ニ關シテ  
ハ證書ハ一通毎ニ帳簿ハ一冊一  
年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅  
ヲ納ムヘシ



- 七 約束手形
- 八 爲替手形
- 九 銀行預金證書
- 十 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書
- 十一 産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會
- 十二 農工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ發スル出資證券
- 十三 船荷證券
- 十四 運送貨物引換證券
- 十五 倉庫證券
- 十六 保險證券
- 十七 株券
- 十八 相互保險會社ノ發スル基金證券
- 十九 株式申込證券
- 二十 社債申込證券
- 二十一 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證券
- 二十二 使用貸借、質貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證券
- 二十三 信託行爲ニ關スル證券
- 二十四 無擔ニ關スル證券
- 二十五 定款又ハ組合契約書
- 二十六 權利ノ變更ニ關スル證券
- 二十七 追認又ハ承認ニ關スル證券
- 二十八 物品切手
- 二十九 受取書
- 三十 質權、抵當權ニ關スル證券
- 三十一 前各號以外ノ證券
- 三十二 預金通帳

三 錢

- 昭和十一年五月二十七日公布法律第十四號農工組合中央金庫法
- 第一條第一項 農工組合中央金庫ハ商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ外農工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ
- 第二十八條第一項 農工組合中央金庫ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ業務ヲ營ムモノトス
- 六 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、貿易組合、貿易組合聯合會、公共團體其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ヨリ預金ノ受入ヲ

工業組合法施行規則中改正

- 第二十九條第一項 農工組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ
- 三 商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、貿易組合又ハ貿易組合聯合會ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト
- 第五條ノ二第三項ヲ削ル
- 第七條ノ二中「理事」ヲ「理事又ハ監事」ニ改ム
- 第十九條ノ二 工業組合法第二十條第二項ノ規定ニ依ル處分アリタルキハ組合ハ運籌ナク變更アリタル定款又ハ規程及年月日ヲ各組員ニ通知スベシ
- 第二十二條ノ四「第五條ノ二」ヲ削リ同條ヲ第二十二條ノ六トス

第二十二條ノ四 工業組合法第八條ノ四ノ規定ニ依リ同法第八條ノ規定ニ依ル命令アリタル工業組合ノ地區内ニ於テ新ニ當該工業ヲ營マントスル者及當該工業ニ關スル設備ノ擴張ヲ爲サントスル者ヲシテ許可ヲ受ケシムル場合ニ於テハ農工大臣ハ豫メ工業ノ種類、組合ノ地區及期間ヲ指定シ之ヲ告示ス

- 一 法人ニ在リテハ定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、損益計算書及業務ヲ執行スル役員ノ履歴書、其ノ他ノ者ニ在リテハ履歴書及資産調査書
- 二 當該工業ヲ營マントスル事由又ハ當該工業ニ關スル設備ノ擴張ヲ爲サントスル事由ヲ記載シタル書面
- 三 工場ノ位置、設置、設備ノ

概要及生産能力ヲ記載シタル書面(設備ノ擴張ヲ爲サントスル場合ニ在リテハ既設ノモノト増設ノモノトヲ區別シテ記載スベシ)

- 四 操業開始ノ豫定時期ヲ記載シタル書面
- 五 當該工業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ在リテハ其ノ兼營事業ノ概要ヲ記載シタル書面
- 第二十五條中「第五條及第六條」ヲ「第五條、第六條、第二十二條ノ四及第二十二條ノ五」ニ改ム
- 第二十五條ノ二ヲ第二十五條ノ五トシ第二十五條ノ三ヲ第二十五條ノ六トス
- 第二十五條ノ二 工業小組合ヲ設立セントスルトキハ設立者全員ヨリ設立認可ヲ申請スベシ
- 一 事業計畫
- 二 組合ノ負擔ニ關スベキ創立費及其ノ償却方法

三 引受アリタル出資ノ總口數

- 四 理事及監事ノ氏名及住所
- 五 組合員ノ總數十人ヲ超ユル組合ニ在リテハ其ノ事由
- 第二十五條ノ三 工業小組合ニ於ケル剩餘金ノ配當ハ配當スベキ金額ノ三分ノ一以内ノ金額ニ付テハ拂込ミタル出資額ニ依リ剩餘ノ金額ニ付テハ取扱ヒタル物ノ數量、價額又ハ事業ノ分擔ニ依リ之ヲ爲スベシ
- 第二十五條ノ四 第五條ノ二第一項、第八條、第九條第一項第二項、第十一條、第十二條第二項、第十三條、第十四條、第十七條及第十九條(第二號ヲ除ク)ノ規定ハ工業小組合ニ付テハ適用ス
- 第二十六條第一項中「第十二條第二項」ヲ「第八條ノ四、第十二條第二項、」ニ改ム
- 同條第四項中「第七條、」ノ下ニ「第二十條ノ三、」ヲ加ヘ、「(解散ニ付テハ農工大臣)」ヲ「(第二十條ノ三第二項ノ認可ニ付テハ同條第一項ノ規定ニ依リ當該理事

又ハ地方長官、解散ニ付テハ農工大臣」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

- 工業組合法第三十三條ノ四及第三十三條ノ六ニ於テ行政官廳トアルハ地方長官トス
- 第一項、第三項及第四項ノ規定ニ拘ラズ工業組合法第三十三條ノ十ノ規定ニ依リ適用シタル規定ニ於テ行政官廳ト稱スルハ地方長官トス
- 附 則
- 本令ハ昭和十四年法律第六十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 【參照】
- 大正十四年八月二十八日農工省令第七號工業組合法施行規則抄
- 第五條ノ二 組合ガ借入金ヲ爲サントスルトキハ事業年度毎ニ總會又ハ總代會ニ於テ一事業年度ニ於ケル借入額ノ最高限度ヲ議決スベシ
- 前項ノ規定ハ組合ガ一事業年度ニ於ケル一組員ニ對シテ爲ス



附 則

本令ハ昭和十四年法律第六十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參照】  
大正十四年三月三十日法律第二十八號工業組合法抄錄

第三十三條ノ二 工業小組合ハ小工業者ヲ以テ之ヲ組織シ組員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トシ組員ノ工業ニ關スル共同設備ノ設置、組員ノ工業ニ必要ナル物ノ供給、組員ノ爲メ注文ノ引受及組員ノ製品ノ販賣ヲ爲スモノトス

前項ノ小工業者ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工業小組合ハ法人トス

工業小組合ハ第一項ノ事業ノ外組員ノ營業ニ關スル指導、研究、調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

工業小組合ハ其ノ名稱中ニ工業小組合ナル文字ヲ用フベシ

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件

貨付額及一組員ノ爲ニスル保  
證額ノ最高限度ニ付之ヲ準用ス  
組合ハ前二項ノ規定ニ依リ議決  
シタル事項ヲ運轉ナク地方長官  
ニ提出スベシ  
第七條ノ二 理事ノ解任認可申請  
書ニハ總會又ハ總代會ノ決議  
ノ原本及其ノ解任ノ事由ヲ記載  
シタル書面ヲ添付スベシ  
第二十二條ノ四 第一條、第五條  
ノ二、第十條、第十一條、第十  
六條、第十九條及第二十二條中  
地方長官トアルハ全國ヲ地區ト  
スル組合又ハ工業組合法第二十  
八條ノ三ノ規定ニ依リ組合ニ在  
リテハ商工大臣トス  
第二十五條 組合ニ關スル規定ハ  
第一條乃至第三條、第三條ノ二  
第三項第三項、第三條ノ三、第五  
條及第六條ノ規定ヲ除ク外  
組合ニ付之ヲ準用ス但シ地方長  
官トアルハ地區ガ道府縣ノ區域  
ヲ超ユル聯合會又ハ工業組合法  
第三十三條ノ規定ニ依リ準用シ  
タル同法第二十八條ノ三ノ規定

ニ依リ聯合會ニ關スル場合ニ在  
リテハ商工大臣トス  
第二十六條第一項及第四項  
工業組合法第十二條第二項、第  
二十八條ノ三、第二十八條ノ五  
第三十六條第四項及第四十九條  
第一項ニ於テ行政官廳トアルハ  
商工大臣トス  
工業組合法第六條ノ三第二項、  
第七條、第二十七條乃至第二十  
八條ノ二並ニ第三十八條ノ規定  
ニ依リ準用シタル産業組合法第  
六十條、第六十條ノ二、第七十三  
條ノ二及第七十三條ノ三ニ於テ  
行政官廳ト稱スルハ商工大臣及  
地方長官(解散ニ付テハ商工大  
臣)トス但シ地區ガ道府縣ノ區  
域ヲ超ユル組合若ハ聯合會、工  
業組合法第二十八條ノ三ノ規定  
ニ依リ組合若ハ同法第三十條ノ  
規定ニ依リ準用シタル同法第二  
十八條ノ三ノ規定ニ依リ聯合會  
又ハ工業組合中央會ニ關スル場  
合ニ在リテハ商工大臣トス  
工業組合法第三十三條ノ二ノ小工  
業者トス  
一 資本金額二萬圓ヲ超エザル  
工業者  
二 商工大臣ノ指定スル種類ノ  
工業者ニシテ其ノ資本金額商  
工大臣ノ指定スル金額ヲ超エ  
ザルモノ  
前項ノ規定ニ依リ工業小組合ノ組  
員タル者ト營業上特ニ密接ナル  
關係アル同種ノ工業者ニシテ商工  
大臣ノ指定スルモノハ前項ノ規定  
ニ拘ラス當該工業小組合ニ付之ヲ  
工業組合法第三十三條ノ二ノ小工  
業者トス

貿易組合、工業組  
合及商業組合登記  
取扱手續中改正

(昭和十四年七月二十六日)  
(司法省令第三十七號)  
第一條中「工業組合及工業組合聯  
合會」ヲ「工業組合、工業組合  
聯合會及工業小組合」ニ改ム  
第三條中「工業組合」ヲ「工業組  
合、工業小組合」ニ改ム  
第四條中「工業組合聯合會」ヲ、  
「工業組合聯合會、工業小組  
合」ニ改ム  
第六條中「工業組合法第十六條第  
二項(同法第三十三條ノ規定ニ  
依リ準用スル場合ヲ含ム)若ハ  
同法第五十二條第二項」ヲ「工  
業組合法第十六條第二項(同法  
第三十三條ノ規定ニ依リ準用ス  
ル場合ヲ含ム)、同法第三十三  
條ノ八第二項若ハ第五十二條第  
二項」ニ改ム  
第八條中「工業組合聯合會」ヲ  
法律—貿易組合、工業組合及商業組合登記取扱手續中改正

「工業組合聯合會、工業小組  
合」ニ改ム  
附錄第一號中「工業組合若ハ工業  
組合聯合會」ヲ「工業組合、工  
業組合聯合會若ハ工業小組合」  
ニ改ム  
附錄第四號中「工業組合」ヲ「工  
業組合、工業小組合」ニ改ム  
附錄第五號中「工業組合、工業組  
合聯合會、工業組合中央會」ヲ  
「工業組合、工業組合聯合會、  
工業小組合、工業組合中央會」  
ニ改ム  
附 則  
本令ハ昭和十四年法律第六十五號  
施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
【參照】  
昭和十二年九月二十四日司法省  
令第二十四號貿易組合、工業組  
合及商業組合登記取扱手續抄錄  
第一條 貿易組合(輸出組合及輸  
入組合)及貿易組合聯合會(輸  
出組合聯合會、輸入組合聯合會  
及輸出入組合聯合會)、工業組  
合及工業組合聯合會並ニ商業組  
合及商業組合聯合會ノ登記簿ハ  
合及商業組合聯合會ノ登記簿ハ  
附錄第一號様式ニ依リ地方裁判  
所長ニ於テ各之ヲ調製スベシ  
第三條 貿易組合、工業組合及商  
業組合ノ登記見出帳ハ附錄第四  
號様式ニ依リ各之ヲ調製スベシ  
第四條 貿易組合、貿易組合聯合  
會及貿易組合中央會ノ登記受附  
帳、工業組合、工業組合聯合會  
及工業組合中央會ノ登記受附帳  
並ニ商業組合、商業組合聯合會  
及商業組合中央會ノ登記受附帳  
ハ附錄第五號様式ニ依リ毎年之  
ヲ調製スベシ  
第六條 合併又ハ事務所ノ移轉若  
ハ新設ニ依リ貿易組合法第三十  
一條第二項(同法第六十二條又  
ハ第七十一條ノ規定ニ依リ準用  
スル場合ヲ含ム)若ハ同法第七  
十八條第二項、工業組合法第十  
六條第二項(同法第三十三條ノ  
規定ニ依リ準用スル場合ヲ含  
ム)若ハ同法第五十二條第二項  
又ハ商業組合法第十六條第二項  
(同法第三十二條ノ規定ニ依リ  
準用スル場合ヲ含ム)若ハ同法  
第五十二條第二項ニ定ムル登記  
簿爲シタルトキハ登記用紙中豫  
備欄ニ其ノ事由ヲ記載スベシ  
第八條 商業登記取扱手續第六條  
乃至第二十條、第二十一條第五  
項、第二十三條乃至第二十八條  
第二十九條乃至第三十三條、第  
四十四條乃至第四十四條ノ三、  
第四十四條ノ六、第四十四條ノ  
八乃至第四十六條、第四十九條  
ノ三及第五十條(不動産登記法  
施行規則第三十八條ノ規定ヲ除  
ク)ノ規定ハ貿易組合、貿易組  
合聯合會及貿易組合中央會、  
工業組合、工業組合聯合會及工  
業組合中央會並ニ商業組合、商  
業組合聯合會及商業組合中央會  
ノ登記ニ之ヲ準用ス  
司法省令第三十八號  
大正十四年司法省令第二十一  
號中左ノ通改正  
「貿易組合及工業組合」ヲ「貿易  
組合、工業組合及工業小組合」ニ  
改ム



法律—工業調査規則

附 則

本令ハ昭和十四年法律第六十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年七月二十六日

司法大臣 磯野秀彦

【參照】

大正十四年九月十七日司法省令第二十一號ハ貿易組合及工業組合ニ關スル登記事務取扱所ノ件ナリ

工業調査規則

(昭和十四年九月八日 逓工省令第四十九號)

第一條 常時五人未満ノ職工(工業主又ハ之ト雇關係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム以下同シ)ヲ使用スル工場(作業場ヲ含ム以下同シ)ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記様式第一號ニ依ル調査票甲三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第二條 常時五人以上ノ職工ヲ使

用スル工場ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記様式第二號ニ依ル調査票乙三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ヲ添附ヲ省略スルコトヲ得

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラス工場毎ニ毎年別記様式第三號ニ依ル調査票丙第一號乃至第三號各四通及調査票丙第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ調査票丙第一號乃至第三號ハ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ、調査票丙第四號乃至第七號ハ之ニ別記様式第四號ニ準ジテ作成シタル

一七二

造

- ニ 「レンズ」、「プリズム」、顯微鏡、望遠鏡ノ類ノ製造
- ホ 兵器若ハ航空機ノ附屬品若ハ部分品又ハ氣球ノ製造
- ヘ 醫藥品ノ製造
- ト 塗料又ハ顔料ノ製造
- チ 酒精又ハ蒸餾酒ノ製造
- リ 瓦斯ノ製造
- 三 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ常時三十人以上其ノ事業ニ従事スル職工ヲ使用スルモノ
  - イ 「フェルト」又ハ「フェルト」製品ノ製造
  - ロ 機械裁縫
  - ハ 金屬ノ塊、錠、條、竿、線、板、筒、管、其ノ他ノ金屬素材ノ製造
  - ニ 梁材又ハ鐵道軌道用、船舶用、建築用若ハ支柱支架用ノ金屬材料ノ製造
  - ホ 合金ノ製造
  - ヘ 「ボルト」、「ナット」、釘、針ノ類ノ製造

- ト 鋳、鑄又ハ摺條ノ製造
- チ 金屬製ノ繩、槽、筒ノ製造
- リ 金屬製又ハ纖維製ノ綱索ノ製造
- ヌ 鍍金又ハ金屬ノ被覆
- ル 汽機、原動機、瓦斯用機械、唧筒、送風機類又ハ其ノ附屬機械器具ノ製造
- ヲ 電氣機械器具ノ製造
- ワ 通信用、電信用又ハ照管用ノ機械器具ノ製造
- カ 起重機、「コンベヤー」其ノ他ノ運搬用機械器具ノ製造
- ヨ 試驗用、検査用、計測用又ハ學術用ノ機械器具ノ製造
- タ 印刷用又ハ製圖用ノ機械器具ノ製造
- レ 寫真用ノ機械器具又ハ材料ノ製造
- ソ 兵器ノ製造
- ツ 自動車、自動自転車又ハ自轉車ノ製造又ハ修理
- ネ 船舶ノ製造又ハ修理

法律—工業調査規則

- ナ 機械、車輛又ハ船舶ノ附屬品又ハ部分品ノ製造
- ヲ 動力傳導用ノ車輪、車輛車軸接手、金屬製軸承又ハ鋼球ノ製造
- ム 船舶用、建築用若ハ家具用ノ金具、「バルブ」又ハ「コック」ノ製造
- ウ 耐蝕用又ハ耐火用ノ煉瓦ノ製造
- キ 炭化石灰ノ製造
- ノ 炭素製品ノ製造
- オ 坩堝ノ製造
- ク 研磨材料又ハ研磨用品ノ製造
- ヤ 「コークス」、「コールタール」又ハ「ピッチ」ノ製造
- マ 工業藥品ノ製造
- ケ 合成染料ノ製造
- フ 石鹼ノ製造
- コ 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造
- エ 礦物油、動植物油脂、脂肪鹼、蠟又ハ加工油ノ製造

- テ 製材又ハ木製品ノ製造
- ア 「コルク」製品又ハ其ノ類似品ノ製造
- サ 皮革又ハ皮革製品ノ製造
- キ 雲母製品又ハ石棉製品ノ製造
- ユ 亞鉛版、石版、銅版又ハ寫真版ヲ以テスル印刷
- メ 精製
- ミ 鹽類、「ビスケット」又ハ水飴ノ製造
- シ 鹽詰、糖詰又ハ糖詰ノ食料品ノ製造
- エ 乾製、鹽製又ハ燻製ノ食料品ノ製造
- 四 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場ニシテ常時五十人以上其ノ事業ニ従事スル職工ヲ使用スルモノ
  - イ 麻織物、麻交織物、毛織物又ハ毛交織物ノ製造
  - ロ 絲布ノ浸染
  - ハ 莫大小又ハ莫大小製品ノ製造
  - ニ 絶緣電線及電纜ノ製造

- ホ 鑛業用、農業用又ハ土木用ノ機械器具ノ製造
- ヘ 鐵道軌道用車輛ノ製造又ハ修理
- ト 航空機ノ製造
- チ 製氷機、冷蔵庫、暖房器又ハ金庫ノ製造
- リ 耐蝕用、耐熱用又ハ絶緣用ノ陶磁器ノ製造
- ヌ 硝子又ハ硝子製品ノ製造
- ル 珪砂磁器ノ製造
- ヲ 松脂、樟腦、薄荷腦、「テレピン」油、樟腦油又ハ薄荷油ノ製造
- ワ 護膜製品又ハ其ノ類似品ノ製造
- カ 「セルロイド」又ハ「セルロイド」製品ノ製造
- ヨ 人造肥料ノ製造
- ダ 「リノリウム」ノ製造
- レ 紙器ノ製造
- ソ 網ノ製造
- ツ 雲粉ノ製造
- ネ 砂糖ノ製造

一七三

五 左ニ掲グル事業ヲ行フ工場



法律—工業調査規則

ニシテ常時百人以上其ノ事業ニ從事スル職工ヲ使用スルモノ  
イ 綿絲、絲絲、麻絲又ハ毛  
ロ 廣幅綿織物、絹帆布又ハ  
ハ 「セメント」又ハ「セメント」製品ノ製造  
ニ 人造絹絲ノ製造  
ホ 紙又ハ「パルプ」ノ製造  
第四條 市町村長ハ市町村内ノ調査票（調査票丙第四號乃至第七號ヲ除ク）ヲ取纏メ審査ノ上其ノ各一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ應ニ保存シ調査票甲乙二通及調査票丙第一號乃至第三號各三通ハ二月末日迄ニ地方長官ニ之ヲ提出スベシ  
第五條 市町村ニ工業調査員ヲ置キ工業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査票ノ配付及蒐集ニ從事ス

第六條 工業調査員ハ地方長官ノ推薦ニ依リ市町村長ノ命ズ工業調査員ハ各職トス工業調査員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ  
第七條 地方長官ハ受理シタル調査票及工場ノ平面圖ヲ審査ノ上其ノ各一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ應ニ保存シ調査票甲一通ハ四月末日迄ニ、調査票乙一通、調査票丙第一號乃至第七號各二通及工場ノ平面圖二通ハ番號ヲ記入シ三月末日迄ニ市町村長ニ之ヲ提出スベシ  
第八條 地方長官ハ別記様式第五號ニ依リ毎年一月一日ヨリ六月末日迄ノ間ニ管轄區域内ニ生ジタル第三條ニ掲グル工場ノ開業休業及廢業ニ付報告書各二通ヲ作製シ八月十五日迄ニ市町村長ニ之ヲ提出スベシ  
第九條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ統計上ノ

目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ調査票及報告書ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖モ地方長官又ハ市町村長之ヲ集計表セントスルトキハ豫メ市町村長ノ認可ヲ受クベシ  
第三條ノ規定ニ依リ調査票ニ添附シタル工場ノ平面圖ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ  
第十條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場名稱製目的ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ摘録スル爲之ヲ使用スルコトヲ得  
一 工場名  
二 工場所在地  
三 電話掛號  
四 工業主氏名又ハ名稱  
五 事業開始年月  
六 主要事業

七 生産品名  
第十一條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス  
第十二條 工業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ  
附 則  
本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
工場調査規則及市町村長報告規則ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ廢止ス但シ罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
工場調査規則ニ依リ提出シタル調査票、工場ノ平面圖及報告書ハ本則ニ依リ之ヲ提出シタルモノト看做ス  
市町村長報告規則ニ依リ蒐集シタル資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ  
市町村長報告規則ニ依リ市町村長ニ提出シタル報告書ニ從事シタル者其ノ職務ノ執行ニ關シ個人、法人又ハ組合ノ業務ニ付知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルト

キハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス（調査票書式省略）  
價格等統制令施行規則

（昭和十四年十月十九日）  
第一條 價格等統制令（以下統制令ト稱ス）第二條第一項但書又ハ同令第七條第一項但書ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得  
一 關東州、關西州及支那以外ノ地ニ輸出セララルコト明カナル物ヲ賣買スルトキ  
二 輸入價格ノ昂騰特ニ著シキ輸入品ヲ賣買スルトキ  
三 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ  
前項ノ許可ハ價格等ノ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル  
第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名又ハ名稱、住所又ハ主たる事務所ノ所在地及業務ノ

種類並ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ニ提出スベシ  
一 前條第一項第一號ノ場合ニ於テ其ノ物ノ名稱、品種、數量及輸出セララルコトヲ明カナラシムル事項並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格、豫定販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件  
二 前條第一項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ輸入品ノ名稱、品種及數量並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先及豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 前條第一項第三號ノ場合ニ於テハ前二號ニ準ズル事項及已ムヲ得ザル事由ノ詳細  
前項ノ申請書ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外地方長官ノ經由スベシ  
第三條 統制令第二條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル價格ノ額ヲ定ムルコトノ如シ  
一 季節品ニ付テハ最近ノ季節ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付一般物價ノ變動ヲ參酌シタルモノ  
二 新製品ニ付テハ之ニ類似スル物ノ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付原價ノ差異ヲ參酌シタルモノ  
三 前各號ニ掲グル物以外ノ物ニ付テハ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ  
前項各號ニ掲グル價格ノ判定困難ナル場合ニ於テ受領者ノ申請アリタルトキハ地方長官（主務大臣特ニ定メタルトキハ主務大臣）又ハ主務大臣ノ指定スル法

人若ハ團體其ノ額ノ指示ヲ爲スコトヲ得  
前二項ノ規定ハ物以外ノモノノ價格、運送費、保管料、損害保險料、買貨料及加工費ノ額ニ付之ヲ適用ス  
第四條 統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ハ左ニ掲グル區別ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ニ之ヲ爲スベシ  
一 數府縣又ハ全國ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ主務大臣  
二 道府縣又ハ其ノ一部ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ地方長官  
前項ニ掲グル組合其ノ他之ニ準ズルモノニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ前項各號ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ定ムル行政官廳ニ申請スベシ  
第五條 前條ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ  
一 組合其ノ他之ニ準ズルモノ







法律—軍需品工場事業場検査令施行規則

除ク)及自動車運輸事業ニ在リテハ鐵道大臣、人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ニ在リテハ起點所在地ヲ管轄スル地方長官小運送業ニ在リテハ所管鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ主たる事業地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ於テハ警視總監但シ索道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監)トス但シ第十四條ノ場合ニ在リテハ地方長官及小運送業(人力又ハ馬力)トスル軌道事業ヲ除クノ外鐵道大臣及小運送業ニ在リテハ警視總監局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ警視總監局長(東京府ニ於テハ人力又ハ馬力)トスル軌道事業ヲ除クノ外警視總監但シ索道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監)トス

送買ニ關スル事項ニ付テハ總噸數百噸以上ノ汽船以外ノ船舶ノ買、價格、買貨料及運送費並ニ長サ五十米未満ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ所管鐵道局長、其ノ他ニ在リテハ總噸數二百噸以上ノ船舶(船舶噸數二十噸未満ノ船舶)及船舶噸數五噸以上ノ運送船舶(船舶噸數五噸未満ノ船舶)ノ買貨價格、買貨料及運送費並ニ總噸數五噸未満ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ地方長官(東京府ニ於テハ運送費官)トス

軍需品工場事業場検査令施行規則 (昭和十四年十月十九日) (陸軍省令第五十三號) 第一條 軍需品工場事業場検査令(以下令ト稱ス)第四條ノ規定ニ依リ工場事業場ノ事業主ハ陸軍ノ軍需品又ハ其ノ原料若ハ材料ニ付別冊陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱ニ依リ原價計算ヲ行フベシ 第二條 令第六條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル陸軍ノ官衙(學校ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ長ハ關係工場事業場ニ付令第五條ノ規定スル職權ヲ行フコトヲ得但シ經理ノ若ハ原價ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ爲サシムル工場事業場ニ付テハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

陸軍遺兵廠 陸軍運輸部 陸軍被服廠 陸軍糧秣廠 陸軍糧秣廠 千住製絨所 陸軍衛生材料廠 朝鮮陸軍倉庫 臺灣陸軍倉庫 臨時陸軍東京經理部 陸軍軍醫學校 陸軍獸醫學校 前項ニ掲グル以外ノ陸軍ノ官衙ノ長關係工場事業場ニ付令第五條ノ規定スル職權ヲ行フ必要アル場合ニ於テハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ行フコトヲ得 第三條 前條ニ規定スル陸軍ノ官衙ノ長(以下官衙ノ長ト稱ス)ハ令第六條第二項ノ規定ニ依リ工場事業場ヲ指定シテ其ノ職權ヲ其ノ所屬官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得 第四條 官衙ノ長令第二條第一項第五號ニ掲グル物資ニ付令第五條ノ規定ニ依リ經理若ハ原價ニ

關シ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ爲サシムル必要アルトキハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クベシ 第五條 官衙ノ長ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ令第五條ノ規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ行フ場合ノ手續ヲ定メ當該工場事業場ノ事業主ニ之ヲ通知スベシ 第六條 官衙ノ長令第五條ノ規定ニ依リ臨機検査ヲ爲サシムベキ官衙ノ長ニ於テハ所屬ノ監督官長、監督官、會計監督官、監督官補、會計監督官補及工場事業場管理令ニ依リ陸軍ノ監理官アルトキハ之等ヲ以テ充ツルヲ例トス 第七條 官衙ノ長又ハ第三條ニ規定スル所屬官衙ノ長當該官吏ヲシテ臨機検査セシムル場合ニ於テハ陸軍大臣ノ承認ヲ得但シ己ムラ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ 第八條 令第七條ノ規定ニ依リ證

票ハ別記様式ニ依リ 官衙ノ長前項ノ證票ヲ當該官吏ニ交付シタル場合ニ於テハ當該官吏ノ職官氏名ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ 附 則 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス 本令施行ノ際工場事業場ノ事業主事業年度其ノ他ノ事由ニ依リ第一條ニ規定スル原價計算ヲ爲スコト能ハザルトキハ官衙ノ長ノ認可ヲ受ケ昭和十五年六月三十日迄同條ニ定ムル原價計算ヲ爲サザルコトヲ得 第一條ノ別冊陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱略ス(別記様式省略)

商工省官制 (昭和十四年六月十五日) (勅令第三百八十六號) 第一條 商工大臣ハ商、工、鑛山及地質並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ管理ス 第二條 商工省ニ左ノ七局ヲ置ク 總務局 鑛務局 鐵鋼局 化學局 機械局 鑛務局 鑛務局 第三條 總務局ニ於テハ物資ノ生産及配給ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要商工政策ノ綜合整理ニ關スル事務ヲ掌ル 第四條 鑛務局ニ於テハ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外鑛物及金屬ニ關スル事務ヲ掌ル 第五條 鐵鋼局ニ於テハ鐵鋼及鐵鋼ニ關スル事務ヲ掌ル 第六條 化學局ニ於テハ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外化學工業品其ノ他工業品ニ關スル事務ヲ掌ル 第七條 機械局ニ於テハ機械並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル 第八條 鑛務局ニ於テハ鑛山工業

品ニ關スル事務ヲ掌ル 第九條 監理局ニ於テハ保險ニ關スル事務及他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外商工ニ關スル事務ヲ掌ル 第十條 商工省ニ地質調査所ヲ置キ地質調査ニ關スル事務ヲ掌ラシム 第十一條 商工省ニ中央度量衡檢定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ檢定、比較検査及試驗ニ關スル事務ヲ掌ラシム 第十二條 商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡檢定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得 第十三條 中央度量衡檢定所長ハ商工技師支所長ハ商工技師又ハ商工技師ヲ以テ之ヲ充ツ 第十四條 商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得



法律一労働統計毎月賃地調査令

- 第十二條 西工書記官ハ專任十二人ヲ以テ定ムトス
- 第十三條 西工省ニ西工事務官專任二十一人及西工理事官專任五人ヲ置ク
- 西工事務官及西工理事官ハ委任トス上官ノ命ヲ承ケ西工省ヲ掌ル
- 第十四條 西工省ニ統計官專任二人ヲ置ク
- 統計官ハ委任トス上官ノ命ヲ承ケ西工統計ヲ掌ル
- 第十五條 西工省ニ保險事務官專任五人ヲ置ク
- 保險事務官ハ委任トス上官ノ命ヲ承ケ保險ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十六條 西工省ニ度量衡事務官專任一人ヲ置ク
- 度量衡事務官ハ委任トス上官ノ命ヲ承ケ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十七條 西工省ニ工業組合事務官專任二人ヲ置ク
- 工業組合事務官ハ委任トス上官ノ命ヲ承ケ工業組合ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十八條 西工省ニ西工技師專任五十四人ヲ置ク
- 西工技師ハ委任トス但シ内三人以内ヲ勅任ト爲スコトヲ得
- 西工技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第十九條 西工省ハ專任百二十三人ヲ以テ定ムトス
- 第二十條 西工省ニ統計官補專任八人ヲ置ク
- 統計官補ハ委任トス上官ノ指揮ヲ承ケ西工統計ニ從事ス
- 第二十一條 西工省ニ保險事務官補專任十一人ヲ置ク
- 保險事務官補ハ委任トス上官ノ指揮ヲ承ケ保險ニ關スル事務ニ從事ス
- 第二十二條 西工省ニ西工技師專任百五十六人ヲ置ク
- 西工技師ハ委任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 第二十三條 西工省ニ職務監督官及職務監督官補ヲ置ク
- 職務監督官ハ西工書記官、西工事務官又ハ西工技師ヲ以テ、職務監督官補ハ西工書記官、西工事務官又ハ西工技師ヲ以テ、取引所監督官補ハ西工書記官又ハ西工技師ヲ以テ之ニ充ツ
- 取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ヲ掌ル
- 取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ニ從事ス

事務官又ハ西工技師ヲ以テ、職務監督官補ハ西工書記官又ハ西工技師ヲ以テ之ニ充ツ

職務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ職務監督官補ハ西工書記官又ハ西工技師ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ニ從事ス

労働統計毎月賃地調査令

(昭和十四年四月二十七日)

- 第一條 労働ニ關スル指数作成ノ統計資料蒐集ノ爲本令ニ依リ毎月賃地調査ヲ行フ
- 前項ノ調査ハ之ヲ労働統計毎月賃地調査ト稱ス
- 第二條 労働統計毎月賃地調査ハ昭和十四年六月以降毎月末日現在ニ依リ之ヲ行フ
- 第三條 労働統計毎月賃地調査ハ府縣知事ノ選定シタル官署ニ關セザル工場及交通事業體車ニ關シ山監督局長ノ選定シタル官署ニ關セザル鑛山(調査事業體)ニ付之ヲ行フ
- 第四條 本令ニ於テ鑛山ト稱スル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十七條ノ規定ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時物資調整局官制ハ之ヲ廢止ス本令施行ノ際現ニ臨時物資調整局ニ從事ス

- ハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業體ヲ謂フ
- 本令ニ於テ交通事業體ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業體ヲ謂フ
- 一 地方鐵道、軌道若ハ架空索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業ヲ營ムモノ(陸上運輸事業體)
- 二 船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業又ハ岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ヲ營ムモノ(運輸取扱事業體)
- 三 船舶ニ依リ海上運輸事業ヲ營ムモノ(船舶運輸事業體)
- 第五條 工場又ハ鑛山ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス但シ第一號ニ掲グル事項ハ鑛山ニ限り之ヲ調査ス
- 一 労働者數
- イ 前月ノ調査期日現在數
- ロ 一月ノ雇入數
- ハ 一月ノ解雇數
- ニ 調査期日現在數

- ホ 一月ノ實際就業延人員
- ヘ 一月ノ延上數
- 二 賃銀
- イ 一月ノ延賃時間
- ロ 一月ノ所定就業時間
- ホ 一月ノ實際就業延人員
- ニ 賃銀
- 三 一日ノ平均所定勤務時間
- 内平坂所定休憩時間
- 四 一月ノ平均勤務日數
- 船舶運輸事業體ニ付テハ船舶法ノ適用ヲ受ケ海上運輸ニ從事スル船舶ニ關シ船舶ニ關シ船舶毎ニ左ノ事項ヲ調査ス
- 一 船名

- 二 航行區域
- 三 乗組普通船員數
- イ 前月ノ調査期日現在數
- ロ 一月ノ雇入數
- ハ 一月ノ解雇數
- ニ 調査期日現在數
- ホ 一月ノ實際乗組延人員
- 四 給料
- 五 一日ノ平均所定勤務時間
- 内平均所定休憩時間
- 六 一月ノ平均勤務日數
- 第六條 第二條ノ期日現在ニ依リ前條ノ事項ヲ調査スルコト適當ナラズト認ムル調査事業體ニ付テハ府縣知事又ハ鑛山監督局長ノ指定スル日現在ニ依リ調査ヲ行フ
- 第七條 調査期日ニ休業セル調査事業體ニシテ前月ノ調査期日從引續キ休業中ノモノニ關シテハ其ノ月分ノ調査ヲ行ハズ
- 第八條 事業主ハ第五條第一項各號ノ事項、同條第二項各號ノ事項又ハ同條第三項各號ノ事項ヲ申告スル義務アルモノトス

- 第九條 事業主自ら調査事業體ノ管理ヲ爲サザルトキハ事業主上之ヲ管理スル者ヲ事業主ト看做ス
- 第十條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ第三條ノ規定ニ依リ選定シタル工場及交通事業體ニ關スル調査ノ執行ヲ管掌ス
- 第十一條 鑛山監督局長ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ第三條ノ規定ニ依リ選定シタル鑛山ニ關スル調査ノ執行ヲ管掌ス
- 第十二條 労働統計毎月賃地調査ノ事務ヲ執行セシムル爲府縣知事又ハ鑛山監督局長ニ労働毎月賃地調査員ヲ置ク
- 労働毎月賃地調査員ハ府縣知事又ハ鑛山監督局長ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第十三條 労働毎月賃地調査員ハ府縣知事又ハ鑛山監督局長ノ指揮監督ヲ承ケ事業主ニ就キ調査事項ノ申告ヲ求メ其ノ記入ノ他之ニ付テ諸般ノ事務ヲ執行ス
- 第十四條 内閣總理大臣ノ指定ス

法律一労働統計毎月賃地調査令



法律—關東州滿洲國及中華民國間輸出調整令

ル官署ニ屬スル工場及鑛山、國有鐵道(之ニ關連スル國營自動車ヲ含ム)並ニ政府管掌ノ郵便電信及電話事業ニ關シテハ各其ノ主務大臣本令ニ準ジテ其ノ調査ヲ行フ其ノ手續ハ當該主務大臣内閣總理大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十五條 本令中府縣トアルハ北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ北海道廳長官ヲ包含ス

第十六條 勞働統計毎月實地調査ハ内閣總理大臣ノ指定スル地域ニ於ケル工場及交通事業體ニ付テハ之ヲ行ハズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東州滿洲國及中華民國向輸出調整令

(昭和十四年九月二十日) (商工省令第五十三號)

第一條 商工大臣ノ指定シタル物

品ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下商品別統制團體ト稱ス)ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 關稅定率別表輸入稅表ニ掲ゲル物品ニシテ本令ノ別表ニ掲ゲルモノハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下地域別統制團體ト稱ス)ノ地域内ニ事務所ヲ有スル者ノ輸出スル物品ニ在リテハ當該地域別統制團體、其ノ他ノ者ノ輸出スル物品ニ在リテハ其ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該號スル物品ノ輸出ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 飼料品  
二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品  
三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ職員又ハ領事ニ屬スル自用物品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品  
四 官廳ノ輸出ニ係ル物品  
五 手荷物、引越荷物又ハ船用物品  
六 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品  
七 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價百圓ヲ超エザル物品

第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ商品別統制團體、地域別統制團體又ハ地方長官ノ承認ヲ受ケントスル者ハ其ノ輸出センテスル物品ト同種類ノ物品ニシテ商工大臣ノ定ムル期間内ニ關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出シタルモノノ數量及金額ヲ記載シタル書面ニ之ヲ附スル書類ヲ添附シ當該商品別統制團體、地域別統制團體又ハ地方長官ヲ經由シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年九月二十五日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ハ當分ノ内其ノ效力ヲ有ス

(別表)

- 輸入稅 品 各  
一五 麥芽  
二二 澱粉及澱粉類  
三一 蔬菜、果實及核子  
二 其ノ他(甲ノ四、乙ノ四及蜜柑ノ屬)

ヲ除ク)

- 三二 茶  
四〇 砂糖  
四一 氷砂糖、角砂糖、糖砂  
四二 糖其ノ他類似ノモノ  
四五 菓子  
五二 鳥獸肉類  
二 罐詰、罐詰又ハ蜜詰ノモノ  
五ノ二 魚介類  
二 罐詰、罐詰又ハ蜜詰ノモノ  
五ノ内 バター及人造バター  
五四 チーズ  
五五 コンデンスドミルク  
六〇 礦水、曹達水其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マザル諸飲料  
容ノ内 醬油其ノ他ノ調味料  
一〇七 魚油及鯨油  
一〇九 コムパウンドラード  
一一〇 ステアリン  
一一一 オレイン  
三三ノ内 齒磨料及化粧品類  
三三三 線香

二二四 殺蟲粉

- 三〇ノ内 鹽類  
二二五 燐寸  
二四二 人造鹽  
二四三 別號ニ掲ゲザル合成染料  
二六〇 靴墨  
二六一 鉛筆  
一六二 インキ  
二六六 ペイント  
二九六 別號ニ掲ゲザル線、繩、索、絹紐及組繩  
二 亞麻、苧麻、ラミ、大麻、黃麻、マニラヘンブノ一又ハ二以上ニテ製シタルモノ  
三五七 鈕釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鹿甲ヲ用キタルモノヲ除ク)

五〇ノ内 包裝用紙

- 三六八 煙草用紙  
三七〇 板紙  
三七二 模造紙及チツシユーペーパー  
三八〇 白紙帳簿  
三八二 書狀用紙(箱入ノモノ)  
三八三 封筒  
三八六 寫眞用ライイターペーパー、寫眞紙及感光紙  
三九〇 骨牌  
四三二 ポートランドセメント  
四三三 ローマンセメント、ブゾラナセメント其ノ他類似ノ水硬セメント  
四四四 硝子板  
四四七 釘、ウツドスクリユー、ボルト、ナット、リヴエツト類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)  
四九九 及物(別號ニ掲ゲザルモノ)

五〇五 縫針、編針、留針類(身邊縫用ノモノヲ除ク)

- 五ノ内 掛時計  
五五三 寫眞器  
五五四 寫眞器部分品  
六一〇 竹  
六一二 木材(合板ヲ除ク)  
六三二 セリユロイド製品  
六三六 寫眞用フィルム  
六四一 器具(布帛製ノモノヲ除ク)  
六四七 別號ニ掲ゲザル特品  
二 其ノ他  
乙ノ内 セロファン紙

【參照】

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件ナリ



法律—臨時輸出入許可規則中改正

臨時輸出入許可規則中改正

(昭和十四年九月二十日) 農工省令第五十四號

- 別表甲號輸入稅表番號第二百二十九號ノ内ノ項ヲ左ノ如ク改ム
- 三元ノ内ノ 硝價及苧汁
- 同第二百九十七號ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
- 三四〇 故ガンニ一臺
- 同第三百四十一號ノ内ノ項ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ
- 三四三 別號ニ掲ゲザル布帛製 品
- 二ノ内 故ノ布帛製品
- 三六〇 別號ニ掲ゲザル衣類、 同附屬品及其ノ部分品
- 二ノ内 故ノ衣類、同附屬品及 其ノ部分品
- 四二五 クリオライト
- 同第四百六十二ノ三號ノ項ノ次ニ 左ノ五項ヲ加フ
- 四六三 アルミニウム及アルミ ニウム合金
- 四六四 銅
- 四六五 鉛
- 四六六 錫
- 四六七 亜鉛
- 四六八 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 四六九 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 五七〇 汽罐部分品及同附屬品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 五七一 メカニカルストールカ ール
- 五七二 フューエルエコーノマイ ザー
- 五七三 フイードウォーターヒ ーター
- 五七四 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 五七五 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 五七六 二ノ内ノ レントゲン装 置及齒科用機械
- 五七九 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 同第五百七十七號ノ項中「自動車 用ノモノ」ヲ削リ同項ノ次ニ左ノ 二十九項ヲ加フ
- 五七八 ウォータータービン及 ベルトンウイール
- 五七九 發電機、電動機、電機 變流機、周波數變換機 變壓機及發電機
- 五八〇 原動力機ト結合シタル 發電機
- 五八一 別號ニ掲ゲザル原動力 機
- 五八二 ブロック及チエーンブ ロック
- 五八三 クレーン
- 五八四 キヤブスタン、ウイ ンチ、ウインドラス其ノ 他別號ニ掲ゲザルワイ ンチングマシン
- 五八九 醫器、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 五九〇 置及齒科用機械
- 五九一 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 五九二 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 五九三 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 五九四 メカニカルストールカ ール
- 五九五 フューエルエコーノマイ ザー
- 五九六 フイードウォーターヒ ーター
- 五九七 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 五九八 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 五九九 置及齒科用機械
- 六〇〇 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 六〇一 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 六〇二 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 六〇三 メカニカルストールカ ール
- 六〇四 フューエルエコーノマイ ザー
- 六〇五 フイードウォーターヒ ーター
- 六〇六 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 六〇七 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 六〇八 置及齒科用機械
- 六〇九 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 六一〇 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 六一一 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 六一二 メカニカルストールカ ール
- 六一三 フューエルエコーノマイ ザー
- 六一四 フイードウォーターヒ ーター
- 六一五 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 六一六 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 六一七 置及齒科用機械
- 六一八 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 六一九 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 六二〇 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 六二一 メカニカルストールカ ール
- 六二二 フューエルエコーノマイ ザー
- 六二三 フイードウォーターヒ ーター
- 六二四 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 六二五 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 六二六 置及齒科用機械
- 六二七 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 六二八 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 六二九 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 六三〇 メカニカルストールカ ール
- 六三一 フューエルエコーノマイ ザー
- 六三二 フイードウォーターヒ ーター
- 六三三 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 六三四 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 六三五 置及齒科用機械
- 六三六 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 六三七 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 六三八 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 六三九 メカニカルストールカ ール
- 六四〇 フューエルエコーノマイ ザー
- 六四一 フイードウォーターヒ ーター
- 六四二 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 六四三 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 六四四 置及齒科用機械
- 六四五 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 六四六 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 六四七 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 六四八 メカニカルストールカ ール
- 六四九 フューエルエコーノマイ ザー
- 六五〇 フイードウォーターヒ ーター
- 六五一 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 六五二 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 六五三 置及齒科用機械
- 六五四 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 六五五 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 六五六 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 六五七 メカニカルストールカ ール
- 六五八 フューエルエコーノマイ ザー
- 六五九 フイードウォーターヒ ーター
- 六七〇 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 六七一 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 六七二 置及齒科用機械
- 六七三 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 六七四 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 六七五 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 六七六 メカニカルストールカ ール
- 六七七 フューエルエコーノマイ ザー
- 六七八 フイードウォーターヒ ーター
- 六七九 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 七八〇 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 七八一 置及齒科用機械
- 七八二 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 七八三 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 七八四 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 七八五 メカニカルストールカ ール
- 七八六 フューエルエコーノマイ ザー
- 七八七 フイードウォーターヒ ーター
- 七八八 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 七八九 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 七九〇 置及齒科用機械
- 七九一 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 七九二 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 七九三 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 七九四 メカニカルストールカ ール
- 七九五 フューエルエコーノマイ ザー
- 七九六 フイードウォーターヒ ーター
- 七九七 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 七九八 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 七九九 置及齒科用機械
- 八〇〇 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八〇一 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八〇二 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八〇三 メカニカルストールカ ール
- 八〇四 フューエルエコーノマイ ザー
- 八〇五 フイードウォーターヒ ーター
- 八〇六 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八〇七 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八〇八 置及齒科用機械
- 八〇九 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八一〇 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八一一 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八一二 メカニカルストールカ ール
- 八一三 フューエルエコーノマイ ザー
- 八一四 フイードウォーターヒ ーター
- 八一五 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八一六 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八一七 置及齒科用機械
- 八一八 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八一九 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八二〇 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八二一 メカニカルストールカ ール
- 八二二 フューエルエコーノマイ ザー
- 八二三 フイードウォーターヒ ーター
- 八二四 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八二五 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八二六 置及齒科用機械
- 八二七 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八二八 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八二九 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八三〇 メカニカルストールカ ール
- 八三一 フューエルエコーノマイ ザー
- 八三二 フイードウォーターヒ ーター
- 八三三 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八三四 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八三五 置及齒科用機械
- 八三六 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八三七 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八三八 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八三九 メカニカルストールカ ール
- 八四〇 フューエルエコーノマイ ザー
- 八四一 フイードウォーターヒ ーター
- 八四二 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八四三 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八四四 置及齒科用機械
- 八四五 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八四六 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八四七 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八四八 メカニカルストールカ ール
- 八四九 フューエルエコーノマイ ザー
- 八五〇 フイードウォーターヒ ーター
- 八五一 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八五二 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八五三 置及齒科用機械
- 八五四 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八五五 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八五六 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八五七 メカニカルストールカ ール
- 八五八 フューエルエコーノマイ ザー
- 八五九 フイードウォーターヒ ーター
- 八六〇 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八六一 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八六二 置及齒科用機械
- 八六三 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八六四 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八六五 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八六六 メカニカルストールカ ール
- 八六七 フューエルエコーノマイ ザー
- 八六八 フイードウォーターヒ ーター
- 八六九 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八七〇 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八七一 置及齒科用機械
- 八七二 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八七三 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八七四 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八七五 メカニカルストールカ ール
- 八七六 フューエルエコーノマイ ザー
- 八七七 フイードウォーターヒ ーター
- 八七八 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八七九 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八八〇 置及齒科用機械
- 八八一 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八八二 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八八三 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八八四 メカニカルストールカ ール
- 八八五 フューエルエコーノマイ ザー
- 八八六 フイードウォーターヒ ーター
- 八八七 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八八八 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八八九 置及齒科用機械
- 八九〇 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 八九一 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 八九二 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 八九三 メカニカルストールカ ール
- 八九四 フューエルエコーノマイ ザー
- 八九五 フイードウォーターヒ ーター
- 八九六 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 八九七 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 八九八 置及齒科用機械
- 八九九 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九〇〇 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九〇一 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九〇二 メカニカルストールカ ール
- 九〇三 フューエルエコーノマイ ザー
- 九〇四 フイードウォーターヒ ーター
- 九〇五 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九〇六 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九〇七 置及齒科用機械
- 九〇八 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九〇九 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九一〇 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九一一 メカニカルストールカ ール
- 九一二 フューエルエコーノマイ ザー
- 九一三 フイードウォーターヒ ーター
- 九一四 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九一五 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九一六 置及齒科用機械
- 九一七 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九一八 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九一九 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九二〇 メカニカルストールカ ール
- 九二一 フューエルエコーノマイ ザー
- 九二二 フイードウォーターヒ ーター
- 九二三 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九二四 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九二五 置及齒科用機械
- 九二六 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九二七 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九二八 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九二九 メカニカルストールカ ール
- 九三〇 フューエルエコーノマイ ザー
- 九三一 フイードウォーターヒ ーター
- 九三二 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九三三 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九三四 置及齒科用機械
- 九三五 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九三六 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九三七 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九三八 メカニカルストールカ ール
- 九三九 フューエルエコーノマイ ザー
- 九四〇 フイードウォーターヒ ーター
- 九四一 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九四二 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九四三 置及齒科用機械
- 九四四 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九四五 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九四六 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九四七 メカニカルストールカ ール
- 九四八 フューエルエコーノマイ ザー
- 九四九 フイードウォーターヒ ーター
- 九五〇 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九五一 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九五二 置及齒科用機械
- 九五三 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九五五 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九五六 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九五七 メカニカルストールカ ール
- 九五八 フューエルエコーノマイ ザー
- 九五九 フイードウォーターヒ ーター
- 九六〇 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九六一 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九六二 置及齒科用機械
- 九六三 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九六四 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九六五 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九六六 メカニカルストールカ ール
- 九六七 フューエルエコーノマイ ザー
- 九六八 フイードウォーターヒ ーター
- 九六九 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九七〇 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九七一 置及齒科用機械
- 九七二 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九七三 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九七四 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九七五 メカニカルストールカ ール
- 九七六 フューエルエコーノマイ ザー
- 九七七 フイードウォーターヒ ーター
- 九七八 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九七九 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九八〇 置及齒科用機械
- 九八一 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九八二 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九八三 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九八四 メカニカルストールカ ール
- 九八五 フューエルエコーノマイ ザー
- 九八六 フイードウォーターヒ ーター
- 九八七 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九八八 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九八九 置及齒科用機械
- 九九〇 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 九九一 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ
- 九九二 汽罐(メカニカルスト ール)ニ付テハ分應シ テ第五百七十一號ヲ適 用ス
- 九九三 メカニカルストールカ ール
- 九九四 フューエルエコーノマイ ザー
- 九九五 フイードウォーターヒ ーター
- 九九六 蒸汽機關車(軌條ヲ要 セザルモノ)及ボータ ーブルスチームエンジン
- 九九七 汽機、オートソベヂツ タインストルメメント 及同部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 九九八 置及齒科用機械
- 九九九 電信機、電話機及同部 分品(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 一〇〇〇 同第五百六十四號ノ項ノ次ニ左ノ 十項ヲ加フ

輸出品用原材料 承認書交付規則

(昭和十三年十二月二十九日) 農工省令第六十六號

- 第一條 本則ニ於テ輸出品用原材 料承認書(以下承認書ト稱ス)ハ 輸出(關東州、滿洲國又ハ 中華民國ニ對スル輸出ヲ除ク以 下同ジ)セラレタル物品ト種類 ニ於テ同ジク且其ノ價額ニ相當 スル物品ヲ製造(加工ヲ含ム以 下同ジ)スルニ要スル原料又ハ 材料(以下原材料ト稱ス)ニシ テ輸入ヲ要スルモノノ金額及種 類ヲ承認スル書面ヲ謂フ
- 第二條 承認書ハ農工大臣ノ定ム ル所ニ依リ地方長官之ヲ發行ス
- 第三條 農工大臣ノ指定シタル物 品ヲ本則施行後輸出シタル者又 ハ其ノ輸出シタル當該物品ヲ製 造シタル者ハ承認書ノ交付ヲ地 方長官ニ申請スルコトヲ得
- 第四條 申請ヲ爲サントスル者ハ 別項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ
- 申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載 シタル書面第一號及第二號ニ 掲グル事項ヲ認スル書類ヲ添 附スベシ
- 一 輸出セラレタル物品ノ種類 數量及價額(本船渡價格ニ依 ル價額ヲ記載スベシ)
- 二 輸出ノ年月日
- 三 積載船舶名
- 四 輸出港
- 五 仕向地及仕向港
- 六 輸出セラレタル物品ノ價額 二付外國爲替ヲ取組ミタル金 額
- 七 輸出セラレタル物品ノ價額 ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替 ヲ取組マザル場合ニ在リテハ 其ノ理由
- 第八條 第一號ニ掲グル物品ニ付第 五條ノ届出ヲ爲シタルトキハ其 ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ以テ前 項ノ書面及書類ニ代フルコトヲ 得
- 第九條 前條ノ申請ヲ爲サントス ル者ハ輸出セラレタル物品ト

法律—輸出品用原材料承認書交付規則

- 五八五 浸漬機械
- 五八六 パワーハムマー
- 五八七 氣壓膨縮機
- 五八八 織衣機
- 五八九 織衣機部分品及附屬品 (針ヲ除ク)
- 五九一 唧筒(別號ニ掲ゲザル モノ)
- 五九二 インゼクタール及エゼク タール
- 五九三 送風機
- 五九四 水壓機
- 五九五 ニウマチツクマシン 及木工機械(ロリリン グマシン、トロイイ ングマシン、ホールメ ーキングマシン、モー ルディングマシン、フラン ジングマシン、ベンヂ ングマシン、リヴェツチ ングマシン等ヲ含ム)
- 五九七 紡績機械、紡績準備機 械、紡績整理機械、
- 五九八 織布準備機械及繰絲製 造機械(ジンニングマ シン、スコアリングマ シン、バンドリングマ シン等ヲ含ム)
- 五九九 織布機
- 六〇〇 メリヤス機械
- 六〇一 絲布染色機械(捺染機 械ヲ含ム)、絲布漂白 機械及マーセライジン グマシン
- 六〇二 製紙機械及製紙準備機 械
- 六〇三 印刷機械
- 六〇四 別號ニ掲ゲザル機械 機械部分品(別號ニ掲 ゲザルモノ)
- 六〇五 電氣用カーボン(別號 ニ掲ゲザルモノ)
- 六〇九 本令ハ昭和十四年九月二十五日ヨ リ之ヲ施行ス



法律一 輸出品用原材料承認書交付規則

種類ニ於テ同ジク且其ノ價額又ハ數量ニ相當スル物品ヲ一定期間内ニ自ラ輸出シ又ハ他人ヲシテ輸出セシムベキ旨ヲ記載シタル輸出書ヲ地方長官ニ提出スベシ 第五條 承認書ハ様式第二號ニ依リテ提出スルモノトシ 第六條 承認書ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ承認書ノ左ノ各號ニ掲グル場合ヲ除ク外當該承認書ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ 第七條 承認書ニ記載シタル金額ニ相當スル價額ノ原材料ヲ買受ケタル者ハ其ノ承認書ノ左ノ各號ニ掲グル場合ヲ除ク外當該承認書ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ 第八條 承認書ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ承認書ノ左ノ各號ニ掲グル場合ヲ除ク外當該承認書ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ 第九條 承認書ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ承認書ノ左ノ各號ニ掲グル場合ヲ除ク外當該承認書ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ

第九條 第三條、第四條及第八條ニ於テ地方長官トアルハ當該承認書ノ交付ヲ申請セントスル者ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トシ第五條及第六條第二項ニ於テ地方長官トアルハ當該承認書ヲ交付シタル地方長官トス 本則ハ昭和十四年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號 (表面)

第 號	輸出品用原材料承認書
事務所ノ位置	氏 名 (名稱)
交付申請者	氏 名 (名稱)
一輸入ヲ要スル原材料ノ種類	何々
一輸入ヲ要スル原材料ノ金額	何圓
一輸入ヲ要スル原材料ノ種類及價	何々
一輸入ヲ要スル原材料ノ種類	何々

右輸出品用原材料承認書交付規則ニ依リ認證ス

年 月 日

道 廳 府 縣 廳

本承認書用紙ノ寸法ハ日本標準規格B列五號 (182mm X 257mm)ニ依ルモノトス

(裏面)

譲渡人氏 (名稱)	譲受人氏 (名稱)	原材料 (物)	買受ケタル金額	買受ケタル日
名 (名稱)	名 (名稱)	品名	同上	同上
委託ノ區別	委託ノ區別	数量	数量	数量
譲渡ノ年月日	譲渡ノ年月日	譲渡ノ年月日	譲渡ノ年月日	譲渡ノ年月日

様式第二號

誓 約 書

一輸出セントスル物品ノ種類

一輸出セントスル物品ノ價額又ハ數量

一輸出ノ豫定期間

一輸出者ノ氏名名稱及事務所ノ位置

一外國爲替ヲ取組ムヤ否ヤノ豫定及取組マザル場合ニ於テハ其ノ理由

右ノ通誓約候也

年 月 日

事務所ノ位置

交付申請者 氏 名 (名稱) 印

地方長官 殿

法律一 昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ輸出品用原材料ノ轉用阻止令

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ輸出品用原材料ノ轉用阻止令

第一條 輸出品用原材料承認書交付規則ニ依リ輸出品用原材料承認書 (以下承認書ト稱ス) ノ交付ヲ受ケタル者ハ當該承認書ヲ添附シテ爲シタル申請ニ基クテ昭和十二年大藏省令第一號第一條乃至第四條ノ一ノ規定ニ依リ許可ニ依リ輸入シタル當該承認書ニ記載シタル金額ニ相當スル價額ノ原材料若ハ材料 (以下原材料ト稱ス) 又ハ之ヲ以テ製造 (加工) 含ム以下同ジ) シタル物品ヲ輸出 (關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ對スル輸出ヲ除ク) ノ

第二條 輸出品用原材料承認書交付規則ニ依リ承認書ノ交付ヲ受ケタル者當該承認書ヲ添附シテ爲シタル申請ニ基クテ昭和十二年大藏省令第一號第一條乃至第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ニ依リ原材料ヲ輸入シ又ハ承認書ヲ他人ニ譲渡シテ原材料若ハ物品ヲ買受ケタルトキハ運浦ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸出書ヲ當該承認書ヲ交付シタル地方長官ニ提出スベシ

一 承認書ノ交付ヲ受ケタル者ノ氏名名稱及事務所ノ位置

二 承認書ノ番號及其ノ交付ノ



法律 重要輸出品取締法施行規則中改正、輸出補償法施行規則中改正

年月日  
三 輸入シ又ハ買受ケタル原料  
料又ハ物品ノ種類、數量及價  
四 販賣者ノ氏名名稱及事務所  
ノ位置  
五 輸入又ハ買受ノ年月日

附 則

本令ハ昭和十四年一月十日ヨリ之  
ヲ施行ス  
【參照】  
昭和十二年九月十日公布法律第  
九十二號ハ輸出入品等ニ關スル  
臨時措置ニ關スル件及同十二年  
一月八日大藏省令第一號ハ外國  
爲替管理法ニ基ク臨時措置ニ關  
スル命令ノ件ナリ

重要輸出品取締法  
施行規則中改正

(昭和十四年九月二日)  
農工商部令第四十五號  
第一條第六號第十一號ヲ左ノ如ク  
改ム

六 菓子及同類

十一 自轉車(タイヤノ外徑十  
四吋未満ノモノ及ソリッド、  
タイヤノモノヲ除ク)リヤカ  
イ、荷物三輪車並ニ同部分品  
又ハ同附屬品中車體、ハンド  
ル、ブレーキ、各種フオーク  
ギヤ(變速ギヤヲ含ム)  
クラシク、リム、スポーク、  
ハブ(コリスターハブヲ含ム)  
フリーホキール、小ギヤ、チ  
エーン、チエーン引、シート  
ピラー、サドル、ペダル、ヘ  
ッド小物、ハンガー小物、ラ  
ツグ、スチールボール、ピン  
類、ナット類(フットステツ  
ブヲ含ム)土除、スタン、  
荷臺、握リ、チエーンケース  
バルブ、ポンプ、錠前、ベル  
ラツバ、ホーン、サイレン、  
ランプ、テールライト、リフ  
レクター、ハンドルカバ、  
サドルカバ、スパナ、ス  
ボークレンチ、靴、油表及此  
等ノ部分品

附 則

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之  
ヲ施行ス  
【參照】  
昭和十一年九月二十六日農工商  
部令第八號重要輸出品取締法施行  
規則抄録  
第一條 重要輸出品取締法第一條  
ノ重要輸出品ノ種類左ノ如シ  
六 菓子  
十一 自轉車(タイヤノ外徑十  
四吋未満ノモノ及ソリッド、  
タイヤノモノヲ除ク)リヤカ  
イ、荷物三輪車及同部分品(タイ  
ヤ及チエーンブヲ除ク)

輸出補償法施行  
規則中改正

(昭和十四年四月四日)  
農工商部令十七號  
第二十二條中「(利附手形ニ在リテ  
ハ滿期マデノ利息ヲ加算シタルモ  
ノトス)」ヲ削ル  
第二十二條 第二十二條ノ補償料

一八八

ヲ算出スル場合ニ於テ補償手形  
ノ額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ  
表示セラルトキハ銀行ガ其ノ  
手形ヲ買取りタル爲替相場ニ依  
リ其ノ金額ヲ日本ノ通貨ニ換算  
スルモノトス  
第二十七條中「船荷證券」ノ下ニ  
「又ハ貨物引換證」ヲ加フ  
第二十八條第二項ヲ左ノ如ク改ム  
前項ノ電信爲替相場ハ横濱正  
金銀行ノ建値ニ依ル  
前項ノ建値ナキトキハ第一項ニ  
依ル換算ハ商工大臣ノ定ムル率  
ニ依ル  
第三十三條第二項中「第二十二條  
第二項及第三項」ヲ「第二十八條  
第二項及第三項」ニ改ム  
第三十八條中「(利附手形ニ在リ  
テハ滿期マデノ利息ヲ加算シタル  
モノトス)」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
【參照】  
昭和五年七月三十一日農工商部令  
第七號輸出補償法施行規則抄録

第二十條 甲種補償契約ニ依ル補  
償料ノ金額ハ補償手形ノ額面金  
額(利附手形ニ在リテハ滿期マ  
デノ利息ヲ加算シタルモノト  
ス)及銀行ガ其ノ手形ヲ買取り  
タル日ヨリ滿期マデノ期間ニ付  
左ノ割合ニ依リ算出スルモノ  
トス  
(左記略ス)

第二十二條 第二十條ノ補償料ヲ  
算出スル場合ニ於テ補償手形ノ  
額面金額ガ外國ノ通貨ヲ以テ  
表示セラルトキハ銀行ガ其ノ  
手形ヲ買取りタル時ノ電信爲替  
相場ニ依リ其ノ金額ヲ日本ノ  
通貨ニ換算スルモノトス  
前項ノ電信爲替相場ハ横濱正  
金銀行ノ建値ニ依ル  
前項ノ建値ナキトキハ第一項ニ  
依ル換算ハ商工大臣ノ定ムル率  
ニ依ル  
第二十七條 甲種補償契約ニ依リ  
銀行ガ政府ニ對シ損失補償ノ請  
求ヲ爲サントスルトキハ補償ヲ  
受ケントスル金額及滿期ニ支拂

法律 帝國鑛業開發株式會社

ヲ受クルコト能ハザリシ事由ヲ  
記載シタル請求書ニ其ノ手形、  
之ニ附屬セル船荷證券(小包郵  
便ニ依ル場合ニハ其ノ受領證)  
及送狀ノ各寫、損失ニ關スル計  
算書並ニ支拂拒絶證書ノ謄本其  
ノ他ノ支拂ヲ受クルコト能ハザ  
リシコトヲ證スル書面ヲ添附シ  
商工大臣ニ之ヲ提出スベシ  
第二十八條 補償手形ノ額面金額  
ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラル  
ル場合ニ於テハ前條ノ補償ヲ受  
ケントスル金額ハ滿期ノ電信爲  
替相場ニ依リ之ヲ日本ノ通貨  
ニ換算スルモノトス  
第二十二條第二項及第三項ノ規  
定ハ前項ニ依リ換算ニ付之ヲ準  
用ス

第三十三條 補償手形ノ額面金額  
ガ外國ノ通貨ヲ以テ表示セラル  
ル場合ニ於テハ第三十二條ノ支  
拂ヲ受ケタル金額ハ支拂ヲ受ケ  
タル時ノ電信爲替相場ニ依リ  
之ヲ日本ノ通貨ニ換算スルモノ  
トス

第三十八條 乙種補償契約ニ依ル  
補償料ノ金額ハ補償手形ノ額面  
金額(利附手形ニ在リテハ滿期  
マデノ利息ヲ加算シタルモノト  
ス)及銀行ガ其ノ手形ヲ買取り  
タル日ヨリ滿期マデノ期間ニ付  
左ノ割合ニ依リ算出スルモノト  
ス  
(左記略ス)

第二十二條第二項及第三項ノ規  
定ハ前項ニ依リ換算ニ付之ヲ準  
用ス  
第一章 總則  
第一條 帝國鑛業開發株式會社ハ  
重要礦物(金屬及砂金ヲ除ク以  
上ニ同ジ)ノ資源ノ開發ヲ促  
進シ其ノ増産ヲ圖ル爲必要ナル  
事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株  
式會社トス  
第二條 帝國鑛業開發株式會社ハ

帝國鑛業開發株  
式會社

其ノ本店ヲ東京市ニ置ク  
帝國鑛業開發株式會社ハ政府ノ  
認可ヲ受ケ支店又ハ出張所ヲ設  
クルコトヲ得  
第三條 帝國鑛業開發株式會社ノ  
資本ハ三千萬圓トシ内千五百萬  
圓ハ政府ノ出資トス  
帝國鑛業開發株式會社ハ政府ノ  
認可ヲ取ケ其ノ資本ノ増加スル  
コトヲ得  
第四條 帝國鑛業開發株式會社ノ  
株式ハ記名式トシ政府、公共團  
體、帝國臣民又ハ帝國法人ニ限  
リ之ヲ所有スルコトヲ得  
第五條 帝國鑛業開發株式會社ノ  
存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ三  
十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ  
之ヲ延長スルコトヲ得  
第六條 帝國鑛業開發株式會社ニ  
非ザルモノハ帝國鑛業開發株式  
會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ  
其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ  
第二章 役員  
第七條 帝國鑛業開發株式會社ニ  
社長副社長各一人、理事三人以

一八九



上及監事二人以上ヲ置ク

第八條 社長ハ帝國鑛業開股株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ヲ分掌ス  
監事ハ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ヲ監査ス

第九條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ヨリ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス  
鑛業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國鑛業開股株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ  
但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 營業

第十一條 帝國鑛業開股株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 重要鑛物ヲ目的トスル鑛業  
(砂鑛業ヲ含ム以下之ニ同ジ)

二 重要鑛物ニ關スル鑛床ノ調査

三 重要鑛物ヲ目的トスル鑛業ニ對スル技術ニ關スル指導

四 重要鑛物ノ賣買又ハ其ノ貯藏

五 重要鑛物ヲ目的トスル鑛業又ハ鑛業ノ爲ニ必要ナル器具機械、材料又ハ設備ノ賣買

六 重要鑛物ヲ目的トスル鑛業又ハ鑛業ニ對スル資金ノ融通又ハ投資

帝國鑛業開股株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケテ前項ノ事業ノ外本會社ノ目的達成上必要ナル諸事業ヲ營ムコトヲ得

第十二條 日本興業銀行ハ前條第一項第六號ノ事業ニ關シ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

帝國鑛業開股株式會社日本興業銀行ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシメントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第四章 鑛業開股債券

第十三條 帝國鑛業開股株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限リ鑛業開股債券ヲ發行スルコトヲ得

鑛業開股債券ヲ發行スル場合ニ於ケル株主總會ノ決議ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 鑛業開股債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第十五條 政府ハ鑛業開股債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第十六條 鑛業開股債券ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得

第十七條 鑛業開股債券ノ所有者ハ帝國鑛業開股株式會社ノ財產ニ付他ノ債權者ニ先テ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受ケル權利ヲ有ス

第十八條 帝國鑛業開股株式會社ハ社債借換ノ爲一時第十三條ノ制限ニ依ラズ鑛業開股債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債總額ニ相當スル種鑛業開股債券ヲ償還スベシ

第十九條 帝國鑛業開股株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第六章 監督及助成

第二十條 政府ハ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 帝國鑛業開股株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第二十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十三條 帝國鑛業開股株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 政府ハ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ重要鑛物ノ増産上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ重要鑛物ノ増産上必要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

罰項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國鑛業開股株式會社ノ協賛ヲ經タル金額ヲ

超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 政府ハ帝國鑛業開股株式會社監理官ヲ置キ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第二十六條 帝國鑛業開股株式會社監理官ハ何時ニテモ帝國鑛業開股株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

帝國鑛業開股株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ帝國鑛業開股株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

帝國鑛業開股株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ帝國鑛業開股株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十八條 帝國鑛業開股株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過

元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

第十九條 帝國鑛業開股株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第五章 準備金

第二十條 政府ハ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 帝國鑛業開股株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第二十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十三條 帝國鑛業開股株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 政府ハ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ重要鑛物ノ増産上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ重要鑛物ノ増産上必要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

罰項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國鑛業開股株式會社ノ協賛ヲ經タル金額ヲ

超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 政府ハ帝國鑛業開股株式會社監理官ヲ置キ帝國鑛業開股株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第二十六條 帝國鑛業開股株式會社監理官ハ何時ニテモ帝國鑛業開股株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

帝國鑛業開股株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ帝國鑛業開股株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

帝國鑛業開股株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ帝國鑛業開股株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十八條 帝國鑛業開股株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過

スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ罰項ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ二分ノ一ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依リ積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十條 帝國鑛業開股株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者

ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過

スル場合ニ於テ政府以外ノ者

ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過

スル場合ニ於テ政府以外ノ者

ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過

スル場合ニ於テ政府以外ノ者

ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過

スル場合ニ於テ政府以外ノ者



法律—帝國國策開設株式會社

ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ連スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第三十一條 帝國國策開設株式會社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

第三十六條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ准用ス

一九二 政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ 第四十三條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後選出ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

〔參照〕

明治二十九年三月二十八日公布 法律第二十七號登錄稅法抄錄 第六條第一項 諸事會社其ノ他營利ヲ目的トスル法人ニシテ登記ヲ受タルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ム

日本產金振興株式會社法中改正

昭和三十四年三月二十五日 法律第三十二號 每回拂込金額 千分ノ三 但シ產金振興券、商工振興券、農工振興券、北海道拓殖振興券、興業振興券、勸業振興券、臺灣拓殖振興券、東洋拓殖振興券、北支開發振興券、東北興業振興券、礦山振興券、燃料興業振興券又ハ產金振興券ニ付テハ千分ノ二

產金法中改正

昭和三十四年四月八日 法律第八十號 第十一條ノ二 政府ハ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル物ヲ所有スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ處分ニ關シ禁止若ハ制限ヲ爲シ又ハ之ヲ政府若ハ政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

產金法中改正

第十一條ノ四 第十一條ノ二ノ規定ニ依リ政府又ハ政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ズル場合ノ賣却價額ハ金地金ニ在リテハ其ノ物ノ中ニ含マルル金ノ純量ニ付第一條第一項ノ規定ニ依リ政府ガ金地金ヲ買上グル場合ノ買上價格ニ依リ算出シタル金額トシ金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ニ在リテハ金委員會ノ定ムル所ニ依ル

法律—日本產金振興株式會社法中改正、產金法中改正



ヲ命シタル場合ニ於テ其ノ物ガ美術品骨董品工藝品其ノ他ノ物ニシテ鑑賞スルコトヲ適當トセザルモノナルトキハ其ノ物ヲ所有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケテ之ヲ賣却セザルコトヲ得

第十四條中「又ハ第十一條ヲ」第十四條又ハ第十一條ノ二ニ改メ  
第十九條中「當該金地金」ノ下ニ「、金ノ合金、金ヲ主タル材料トスル物」ヲ加ヘ同條ニ左ノ二號ヲ加フ

五 第十一條ノ二ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者  
六 第十一條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ヲ政府又ハ政府ノ指定スル者ニ賣却セザル者

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
外國爲替管理法第四條第一項第一號中「金地金、」ヲ削リ同法第五

條第三項中「金地金」ヲ「外國通貨」ニ改メ  
【參照】  
昭和十二年八月十日公布法律第五十九號產金法抄錄

第十四條第一項  
政府第二條、第六條、第八條第一項、第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ金委員會ノ議ヲ經ベシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該金地金又ハ合金鑄造物ノ價額ノ三倍ガ五千圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ其ノ價額ノ三倍以下トス  
（左記略ス）  
昭和八年三月二十九日公布法律第二十八號外國爲替管理法抄錄

第十四條第一項  
政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ニ對シ之ヲ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ニ賣却シ其ノ他之ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スベキコトヲ

命ズルコトヲ得  
一 金地金、外國通貨又ハ外國爲替

第五條第三項  
前條ノ規定ニ基キテ設スル命令ニ依ル金地金其ノ他ヲ處分シ又ハ賣却スベキ旨ノ政府ノ命ニ從ハザル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ當該金地金其ノ他ノ價額ノ二倍以下ノ罰金ニ處ス

輕金屬製造事業法

（昭和十四年四月二十八日）  
法律第八十八號

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲メ本邦ニ於ケル輕金屬製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ輕金屬製造事業ト稱スルハアルミニウム、アルミニウム又ハマグネシウムノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 輕金屬製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受ケテベシ但シ命令ヲ以テ定ムル輕金屬製造事業トシテ之ヲ適用スル

製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受ケタルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半數以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業內ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半數以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

即條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ  
第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社（輕金屬製造會社）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限リ前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

輕金屬製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 輕金屬製造會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケベシ

第七條 輕金屬製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム輕金屬製造事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

前項ノ輕金屬製造會社其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ輕金屬製造事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ

法律—輕金屬製造事業法

此ノ限ニ在ラズ

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル輕金屬製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受ケベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十條 輕金屬製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具又ハ機械ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十一條 輕金屬製造會社ノ營ム輕金屬製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ノ收用又ハ使用スル

コトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第十二條 輕金屬製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ額外ノ費用ニ充ツル爲メ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十三條 輕金屬製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ額外ノ費用ニ充ツル爲メ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十四條 輕金屬製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケベシ

第十五條 輕金屬製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十六條 政府ハ輕金屬製造會社ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ輕金屬製造



會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨機シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第十七條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シアルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ製造又ハ販賣ニ關シアルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十八條 政府軍用上其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良又ハ製造方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府軍用上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シ命令ヲ以テ定ムルアルミニウム、アルミナ若ハマグネシウムノ原料若ハ其ノ製造ニ必要ナル材料ノ貯藏又ハアルミニウムアルミナ若ハマグネシウムノ製造ニ關スル特殊事項ノ研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 第十八條又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生

ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十一條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル原料又ハ製造方法ニ依リアルミニウムアルミナ又ハマグネシウムノ製造ニ關スル研究又ハ試驗ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第二十二條 政府アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ適當ト認ムル會社ニ對シ左ノ各號ニ掲グル事業ノ全部又ハ一部ヲ行フベキコトヲ命ズルコトヲ得

一 アルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

二 アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ原料及其ノ製造ニ必要ナル材料ノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

三 其ノ他アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲ニ必要ナル事業

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ命令ヲ受クルコトヲ得ベキ會社ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株式ヲ記名式トシ株主ノ全部ガ政府、公共團體帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬シ且其ノ資本ノ三分ノ二以上及議決權ノ三分ノ二以上ガ二以上ノ輕金屬製造會社ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

則條ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ政府ハ其ノ命令ヲ取消スコトヲ得

第二十四條 第二十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ受ケタル會社(受命會社)其ノ命セラレタル事業以外ノ事業ヲ行ハントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第二十五條 政府ハアルミニウム又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ禁トスル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、輸入又ハ移入ニ係ルアルミニウム又ハマグネシウム受命會社ニ賣渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 受命會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依リ非ザレバアルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出又ハ移入ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十七條 受命會社ノ取締役及

監督役ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集合併及解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受テシムルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十八條 受命會社借入金ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第二十九條 受命會社ハ其ノ命セラレタル事業ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ定メ政府ノ認可ヲ受テベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ業務規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十條 受命會社ハ其ノ命セラレタル事業ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受テベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 政府ハ受命會社ニ對シ其ノ命セラレタル事業ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サ

シムルコトヲ得

政府ハ受命會社ニ對シ其ノ命セラレタル事業ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ受命會社ノ事務所、營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨機シ其ノ命セラレタル事業ニ關シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第三十二條 政府軍用上其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ受命會社ニ對シ販賣先及販賣數量ノ指定其ノ他アルミニウム又ハマグネシウムノ配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 政府ハ輕金屬製造會社及受命會社ヲ除クノ外アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依

リ業務又ハ設備ノ狀況ニ關シ必要ナル事項ヲ届出デシムルコトヲ得

第三十四條 政府第三條ノ許可、第六條ノ許可、第十七條ノ命令、第十八條ノ規定ニ依リ補償金額ノ決定又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外輕金屬製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

輕金屬製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 輕金屬製造會社本法若ハ本法ニ基キテ設立スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

受命會社本法若ハ本法ニ基キテ設立スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス

處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ第二十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監督役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ輕金屬製造事業ヲ營ミタル者

二 第二十二條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者

二 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止シタル者

三 第十五條第一項ノ規定ニ違反シタル者



反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ買取セザル者

四 第十五條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル者

五 第十七條乃至第十九條、第二十五條又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十四條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ其ノ命セラレタル事業以外ノ事業ヲ行ヒタル者

七 第二十六條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケタル價格ニ依ラズシテアルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出又ハ移入ヲ爲シタル者

八 第二十八條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ借入金ヲ爲シタル者

九 第二十九條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル業務規程

ニ依ラズシテ業務ヲ行ヒタル者

十 第二十九條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ業務規程ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル者

十一 第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事業計畫ニ依ラズシテ事業ヲ行ヒタル者

十二 第三十條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル者

第十三條 第三十六條第二項又ハ第三十八條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條第一項又ハ第三十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十六條第三項又ハ第三十條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨機検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第四十條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三十六條乃至第三十八條又ハ第三十九條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十二條 第三十六條乃至第三十八條及第三十九條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條 第三十三條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ罰項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ昭和十四年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ輕金屬製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可

ヲ受ケタル者ト看做ス

第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ輕金屬製造事業ヲ營ム爲本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前二項ノ規定ニ該當スル者ノ當該設備ニ關シテハ第七條及第八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

【參照】

明治三十三年三月七日公布法律第二十九號土地收用法抄録

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一 國防其ノ他軍事ニ關スル事業

二 皇室機關ノ營繕又ハ神社若ハ官公署ノ建設ニ關スル事業

三 社會事業又ハ教育若ハ學藝ニ關スル事業

四 鐵道、軌道、索道、專用自動車道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用水路

五 衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ國道府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ施設スル事業

六 池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、國立公園、市場、電氣設備、瓦斯設備又ハ火葬場ニ關スル事業

七 衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ國道府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ施設スル事業

輕金屬製造事業  
法施行令  
(昭和十四年九月十五日)  
(勅令第六百五十二號)

第一條 輕金屬製造事業法第三條ノ許可ハ工場毎ニ左ノ事業別ニ之ヲ爲スモノトス

一 アルミナヲ原料トスルアルミニウムノ製造事業

二 アルミニウム製造用アルミニウムノ製造事業

三 マグネシウムノ製造事業

ナノ製造事業

第三條 輕金屬製造事業法第三條第一項但書ノ輕金屬製造事業ハ左ニ掲グルモノトス

一 アルミナヲ原料トスルアルミニウムノ製造ニ關シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年千五百圓ニ達セザル設備ヲ以テ營ムアルミニウムノ製造事業

二 アルミナノ製造能力一ノ工場ニ於テ一年千三百圓ニ達セザル設備ヲ以テ營ムアルミニウムノ製造事業

三 マグネシウムノ製造能力一ノ工場ニ於テ一年三百圓ニ達セザル設備ヲ以テ營ムマグネシウムノ製造事業

四 層又ハ故ノアルミニウム又ハアルミニウム合金ヲ原料トスルアルミニウムノ製造事業

五 アルミニウム製造用アルミニウム以外ノアルミニウムノ製造事業

第三條 輕金屬製造事業法第七條第一項ノ規模ハ左ニ掲グルモノトス

一 アルミナヲ原料トスルアルミニウムノ製造ニ關シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年千五百圓ニ達セザル設備ヲ以テ營ムアルミニウムノ製造事業

二 アルミニウム製造用アルミニウムノ製造ニ關シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年六百圓ニ該當スルモノ

三 マグネシウムノ製造ニ關シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年六百圓ニ該當スルモノ

第四條 輕金屬製造事業法第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ所得稅法第二十四條又ハ營業收益稅法第十一條ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所稱稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受ケル事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益ト有スルトキハ之ヲ區別シタル計算書ヲ添附ス



第五條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受タルコトヲ得ベキ器具又ハ機械ハ商工大臣ノ定ムル物品ニシテ課税商工大臣ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第六條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケントスル會社ハ輸入申告書ニ別添ノ認可ヲ受ケタルコトヲ認スル書類ヲ添付スベシ

第七條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタルコトヲ得ベキ他ノ用途ニ供セントスル場合ニ於テハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ旨ヲ附シ申告スルコトヲ要ス

第八條 輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入ノ日ヨリ三年以内ニ目的タル用途又ハ前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル他ノ用途ニ

第九條 輕金屬製造事業法第二十九條ノ規定ニ依リ補償セソトスル會社ハ其ノ損失ガ輕金屬製造事業法第十八條ノ規定ニ依リ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該設備ノ使用又ハ當該方法ニ依リ製造ヲ廢止シタル後、同法第十九條ノ規定ニ依リ命令ニ因リ生ジタルモノナルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後之ヲ請求スベシ但シ當該命令ヲ爲シタル商工大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ毎營業年度ノ終リタル後又ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 輕金屬製造事業法第二十

二條ノ規定ニ依リ命令ハアルミニウム及アルミニウムニ關シテハ同法ノ施行地ヲ通ジ一ノ會社ニ對シテノミ之ヲ爲スモノトスマグネシウムニ關シテ亦同ジ

第十一條 左ニ掲グル事項ニ付テハ輕金屬製造事業委員會ノ議ニ付セザルコトヲ得

一 輕金屬製造事業法第六條ノ許可ニシテ増設シ又ハ變更セソトスル設備ノ製造能力ガアルミニウム原料トスルアルミニウムニ付テハ一年千五百題、アルミニウム製造用アルミニウムニ付テハ一年三千題、マグネシウムニ付テハ一年三百題ニ達セザルモノニ關スルモノ

二 輕金屬製造事業法第十八條ノ規定ニ依リ命令ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上機密ヲ保持スル爲必要アルモノ

第十二條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ命令ニシテ軍事上緊急ヲ要スルモノ又ハ軍事上機密ヲ保持スル爲必要アルモノニ付テハ一年千五百題、アルミニウムニ付テハ一年三千題、マグネシウムニ付テハ一年三百題ニ達セザルモノニ關スルモノ

第十三條 商工大臣輕金屬製造事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令又ハ處分ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第十四條 輕金屬製造事業法第二十二條、第二十三條第三項、第二十四條、第二十六條乃至第三

十二條及第三十五條第二項中政府トアルハ商工大臣トス但シ第三十二條ノ命令ニシテ軍事上ノ必要ニ基クモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

左ニ掲グル場合ニ於テハ商工大臣ハ朝鮮總督又ハ臺灣總督ニ協議スベシ

一 輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シ又ハ同法第二十三條第三項ノ規定ニ依リ取消ヲ爲サントスルトキ

二 輕金屬製造事業法第二十六條ノ規定ニ依リ價格ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該價格ニ依リ買入、販賣、輸出輸入、移出又ハ移入ガ朝鮮又ハ臺灣ニ依ルモノナルトキ

三 輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ取締役若ハ監査役ノ選任若ハ解任、重要ナル事項ニ關スル定款ノ變更、合併又ハ解散ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキ

四 輕金屬製造事業法第二十九條又ハ第三十條ノ規定ニ依リ業務規程若ハ事業計畫ノ認可ヲ爲シ又ハ重要ナル事項ニ關スル業務規程若ハ事業計畫ノ變更ノ認可若ハ命令ヲ爲サントスルトキ

五 輕金屬製造事業法第三十一條又ハ第三十二條ノ規定ニ依リ重要ナル事項ニ關シテ命令又ハ處分ヲ爲サントスルトキ

六 輕金屬製造事業法第三十五條第二項ノ規定ニ依リ命令ノ取消ヲ爲シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲サントスルトキ

第十五條 前條ノ場合ヲ除クノ外本令中商工大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス

附 則

本令ハ輕金屬製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**輕金屬製造事業法施行規則**

(昭和十四年九月十六日)  
(商工省令第五十一號)

第一條 輕金屬製造事業法第三條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 工場ノ名稱及位置

二 製品ノ種類

三 製造方法

四 製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能力(工場圖及設備配置圖ヲ添付スベシ)

五 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 工事ノ着手及完成ノ豫定期間並ニ事業開始ノ豫定期間ヲ記載シタル書類

二 原料及材料ノ取得方法ヲ記載シタル書類

三 電力ノ取得方法ヲ記載シタル書類

四 工事計畫ノ概要ヲ記載シタル書類

五 設計圖ヲ添付スベシ

六 工事ニ必要ナル物資(器具機械及装置ヲ含ム)ノ種類別數量及其ノ取得方法ヲ記載シタル書類

七 事業資金ノ總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類

八 技術者及職工ノ雇傭及養成ニ關スル説明ヲ記載シタル書類

九 製造及販賣ノ豫定計畫ヲ記載シタル書類並ニ輕金屬製造事業ヲ既ニ開始セル者ニ在リテハ最近一年間ニ於ケル毎月ノ製造及販賣ノ実績ヲ記載シタル書類

十 事業收支目録見書

十一 定款、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

十二 輕金屬製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スル書類



法律—輕金屬製造事業法施行規則

ルモノナルコトヲ認シテ... 十三 輕金屬製造事業以外ノ事...

第二條 前條ノ規定ハ輕金屬製造事業法施行令第三條ニ規定スル...

第三條 輕金屬製造事業法第三條又ハ第六條ノ許可ヲ受ケタル者...

第十條 輕金屬製造事業法第十二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

開始シタルトキハ運搬ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ...

第四條 輕金屬製造事業法第七條第一項ノ認可ハ同法第三條又ハ第六條ノ許可申請ト同時ニ商工大臣ニ之ヲ申請スベシ...

第五條 輕金屬製造事業法施行令第五條ノ物品ハ左ニ掲グルモノトス...

- 一 熔鑄爐及其ノ附屬裝置
二 瓦斯發生爐及其ノ附屬裝置
三 濃密機及濾過裝置並ニ其ノ附屬裝置
四 真空蒸發機及其ノ附屬裝置
五 熔鑄爐及其ノ附屬裝置
六 水銀整流器、回轉整流器及配電盤並ニ其ノ附屬裝置
七 電氣爐及電解爐並ニ其ノ附屬裝置
八 水晶石又ハ弗化アルミニウムノ製造ニ必要ナル器具又ハ機械
九 前各號ニ掲グル機械又ハ裝置ノ部分品並ニ其ノ機械ト共ニ一組トシテ輸入セララルル附屬品

第六條 輕金屬製造事業法第十條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第七條 輕金屬製造事業法施行令第七條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第八條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ハ運搬ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第九條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品及用途...

第十條 輕金屬製造事業法第十二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十一條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十三條 輕金屬製造事業法第十三條第三項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十四條 輕金屬製造事業法第十三條第四項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十五條 輕金屬製造事業法第十三條第五項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十六條 輕金屬製造事業法第十三條第六項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十七條 輕金屬製造事業法第十三條第七項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十八條 輕金屬製造事業法第十三條第八項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十九條 輕金屬製造事業法第十三條第九項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十條 輕金屬製造事業法第十三條第十項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十一條 輕金屬製造事業法第十三條第十一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十二條 輕金屬製造事業法第十三條第十二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十三條 輕金屬製造事業法第十三條第十三項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十四條 輕金屬製造事業法第十三條第十四項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

四 輸入ノ年月日及港...

第八條 輕金屬製造事業法施行令第八條但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第九條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ハ運搬ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

- 一 輸入シタル物品ノ品名、數量及用途
二 延長セントスル期間
三 期間ノ延長ヲ必要トスル事由
第九條 輕金屬製造事業法第十條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ハ運搬ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十條 輕金屬製造事業法第十二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十一條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十三條 輕金屬製造事業法第十三條第三項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十四條 輕金屬製造事業法第十三條第四項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十五條 輕金屬製造事業法第十三條第五項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十六條 輕金屬製造事業法第十三條第六項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十七條 輕金屬製造事業法第十三條第七項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十八條 輕金屬製造事業法第十三條第八項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十九條 輕金屬製造事業法第十三條第九項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十條 輕金屬製造事業法第十三條第十項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十一條 輕金屬製造事業法第十三條第十一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十二條 輕金屬製造事業法第十三條第十二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十三條 輕金屬製造事業法第十三條第十三項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十四條 輕金屬製造事業法第十三條第十四項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十五條 輕金屬製造事業法第十三條第十五項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十六條 輕金屬製造事業法第十三條第十六項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十七條 輕金屬製造事業法第十三條第十七項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第二十八條 輕金屬製造事業法第十三條第十八項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

法律—輕金屬製造事業法施行規則

品ヲ目的タル用途ニ供セザルニ至リタルトキハ運搬ナク其ノ事由並ニ前項第一號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル届出書ニ輸入認可書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十條 輕金屬製造事業法第十二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十一條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

金總額ノ登記抄本

五 最終ノ貸借對照表...

第十一條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十三條 輕金屬製造事業法第十三條第三項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

登記抄本

一 社價ノ總額...

第十一條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

第十三條 輕金屬製造事業法第十三條第三項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ...

關スル説明書ヲ添付スベシ

第十二條 輕金屬製造事業法第十三條第一項ノ認可ヲ受ケタル後...

第十三條 輕金屬製造事業法第十三條第二項ノ認可ヲ受ケタル後...

第十四條 輕金屬製造事業法第十三條第三項ノ認可ヲ受ケタル後...

第十五條 輕金屬製造事業法第十三條第四項ノ認可ヲ受ケタル後...



法律一輕金屬製造事業法施行規則

四 事業ノ全部ヲ譲渡スル場合ニ於テハ譲受人ニ付第一條第二項各號ニ掲グル書類  
 事業ノ全部ヲ譲渡スル場合ニ於テハ第一項ノ許可申請書ニ譲受人連署スベシ

第十四條 輕金屬製造事業ノ譲渡終了シタルトキハ譲渡人ハ運送ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ  
 事業ノ全部ヲ譲渡シタル場合ニ於テハ前項ノ届出書ニ譲受人連署スベシ

第十五條 輕金屬製造會社其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止、全部ノ休止又ハ三月以上ニ亙ル一部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由及休止ノ期間ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

輕金屬製造會社其ノ事業ノ一月以上三月未満ノ一部ノ休止ヲ爲サントキハ運送ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

輕金屬製造會社前二項ニ依リ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキハ運送ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十六條 輕金屬製造事業法第十四條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 合併ノ方法及條件  
 二 合併ノ時期  
 三 合併ヲ必要トスル事由  
 四 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第一條第一項各號ニ掲グル事項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 合併契約ヲ證スル書類  
 二 合併條件決定ノ基礎ヲ明ニスル書類  
 三 合併ニ關スル株主總會ノ決議ノ謄本  
 四 合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ニ付第一條第二項第一號乃至第十號及第十三號ニ掲グル書類並ニ定款

五 合併ノ當事者タル會社ノ商法ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ作成シタル財産目録及貸借対照表

六 合併ノ相手方ガ輕金屬製造會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

第十七條 輕金屬製造會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ運送ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 登記簿ノ謄本  
 二 株主名簿  
 三 輕金屬製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第十八條 輕金屬製造事業法第十四條第二項ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル書類並ニ定款  
 一 解散ノ事由ヲ記載シタル株主總會ノ決議ノ謄本ヲ添付スル  
 二 解散ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ作成シタル財産目録及貸借対照表

第十九條 輕金屬製造會社ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ商工大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

前項ノ届出書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 事業計畫ノ概要  
 二 操業計畫ノ概要  
 三 設備ノ増設又ハ變更ノ計畫ノ概要

四 月別製造豫定數量及價額  
 五 月別販賣豫定數量  
 六 原料及材料ノ取得先別取得豫定數量

七 收支豫算

第二十條 輕金屬製造會社ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ

其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 事業經營ノ概況  
 二 操業ノ概況  
 三 製造及販賣ノ數量及價額  
 四 三月三十一日ニ於ケル設備ノ概要

第二十一條 輕金屬製造會社ハ營業年度毎ニ株主總會終結後運送ナク輕金屬製造事業ノ收支決算書ニ財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類、株主名簿及輕金屬製造事業法第四條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十二條 輕金屬製造會社ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前月ノ事業月報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 製造數量及價額  
 二 販賣先別販賣數量及價額  
 三 製品ノ月末在庫數量

法律一輕金屬製造事業法施行規則

四 原料及材料ノ取得先別取得豫定數量及價額並ニ月末在庫數量

第二十三條 輕金屬製造事業法第十九條ノアルミニウム、アルミナ若ハマグネシウムノ原料又ハ其ノ製造ニ必要ナル材料ハ左ニ掲グルモノトス

一 ボーキサイト  
 二 ビツチコークス  
 三 螢石  
 四 氷晶石

第二十四條 輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ハ商工大臣之ヲ告示シ且該命令ヲ受ケタル會社ノ本店及支店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ之ヲ通知ス

輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ取消シタルトキ亦同シ

第二十五條 輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル會社(以下受命會社ト稱ス)ハ其ノ命令ヲ受ケタル後十四日以内ニ左ニ掲グル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 取締役及監査役ノ氏名、住所、職業及経歴ヲ記載シタル書類  
 二 定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿

三 輕金屬製造事業法第二十三條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類

第二十六條 受命會社輕金屬製造事業法第二十四條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ同法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル事業(以下受命事業ト稱ス)以外ノ事業ノ兼營ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル許可申請書ニ兼營セントスル事業ノ事業計畫ノ概要ヲ記載シタル書類、事業資金總額及其ノ調達方法ヲ記載シタル書類並ニ事業收支目録見書ヲ添付シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第二十七條 アルミニウムノ買入及販賣ニ關シ輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハアルミニウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ其ノ製造、輸入又ハ移入ニ係ルアルミニウムノ全部ヲ第二十八條ノ規定ニ從ヒ當該受命會社ニ譲渡スベシ

第二十八條 アルミニウム又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ當該受命會社ヨリ價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ運送ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ商工大臣正當ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

アルミニウム又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ハ



ル者ハ前項ノ契約ニ從ヒ當該受命會社ニ對シアルミニウム又ハマグネシウムノ引渡ヲ爲スコトヲ要ス

第二十九條 受命會社輕金屬製造事業法第二十六條ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ價格算出ノ基礎ヲ明ニシタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ取締役又ハ監査役ノ選任又ハ解任ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ取締役ノ選任又ハ解任ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本及選任セシトスル取締役又ハ監査役ノ履歴書ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十一條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ定款ノ變更ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ定款ノ變更ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可

申請書ニ定款ノ變更ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十二條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ利益金ノ處分ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本及收支決算書(受命事業ト其ノ他ノ事業トニ區別シテ記載スベシ)ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十三條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ社債ノ募集ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ社債ノ募集ヲ必要トスル事由並ニ第十一條第一項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ第十一條第三項第二號乃至第五號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十四條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ合併ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ第十六條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ニ第十六條第二項第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル書類、合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ定款並ニ合併ノ相手方ガ受命會社ニ非ザル會社ナルトキハ其ノ定款、登記簿ノ原本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及株主名簿ヲ添附シ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十五條 受命會社ノ合併終了シタルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ連帶ナク之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十六條 受命會社輕金屬製造事業法第二十七條ノ規定ニ依リ解散ノ決議ノ認可ヲ受ケントスルトキハ解散ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル認可申請書ニ解散ニ關スル株主總會ノ決議ノ原本ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第三十七條 受命會社債還期限一年以上又ハ一口ノ金額ガ拂込ミタル株金總額ヲ超ユル借入金ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ  
一 借入金額  
二 借入先  
三 借入金ノ利率及償還期限其ノ他ノ條件  
四 借入金ヲ爲スヲ必要トスル事由

第三十八條 受命會社輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依

ル命令ヲ受ケタル後一週間以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル業務規程ヲ定メ商工大臣ノ認可ヲ受ケベシ

- 一 買入及販賣ニ關スル事項
- 二 輸出及輸入ニ關スル事項
- 三 移出及移入ニ關スル事項
- 四 受渡ニ關スル事項
- 五 代金決済ニ關スル事項
- 六 取引ノ違約ニ關スル事項

第三十九條 受命會社ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ但シ第一回ノ事業計畫ニ付テハ輕金屬製造事業法第二十二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル後一月以内ニ之ヲ提出スベシ

- 一 事業計畫ノ概要
- 二 月別買入先別買入決定數量
- 三 月別仕出地別輸入及移入決定數量
- 四 月別販賣先別販賣決定數量

法律一輕金屬製造事業法施行規則

五 月別仕出地別輸出及移出決定數量

第四十條 受命會社ハ毎年四月三十日迄ニ事業經營ノ概況並ニ買入及販賣ノ數量及價額ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第四十一條 受命會社ハ營業年度毎ニ株主總會終結後連帶ナク輕金屬製造事業法第二十三條第一項第二項ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル書類ニ株主名簿ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 買入先別買入數量及價額
- 二 仕出地別輸入及移入數量及價格
- 三 販賣先別販賣數量及價額
- 四 仕出地別輸出及移出數量及價格

五 月末在庫數量

第四十三條 輕金屬製造事業法第十六條第三項及第三十一條第三項ノ證票ハ別記様式第一號及第二號ニ依ル

第四十四條 輕金屬製造會社ヲ除クノ外アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ製造ヲ爲ス者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 事業經營ノ概況
- 二 製品ノ種類
- 三 製造方法
- 四 三月三十一日ニ於ケル製造設備及主要附屬設備並ニ其ノ能力(山場圖及設備配置圖ヲ添附スベシ)
- 五 月別製造數量及價格
- 六 月別販賣先別販賣數量及價格
- 七 三月三十一日ニ於ケル製品

八 原料及材料ノ月別取得先別取得數量及價額並ニ三月三十一日ニ於ケル在庫數量

第四十五條 受命會社ヲ除クノ外アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル前年四月一日ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ事業年報ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 事業經營ノ概況
- 二 月別仕出地別輸入數量及價格
- 三 月別仕出地別移入數量及價格
- 四 月別販賣先別販賣數量及價格
- 五 三月三十一日ニ於ケル在庫數量

附 則  
本則ハ輕金屬製造事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本則施行ノ際現ニ輕金屬製造事業



法律 輕金屬製造事業法施行規則

法第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ輕金屬製造事業ヲ營ム者ハ本則施行後一月以内ニ第一條第一項各號ニ掲グル事項及最近一年間ニ於ケル製造及販賣ノ實績ヲ記載シタル書類ニ同條第二項第二號、第三號、第七號、第八號及第十一號乃至第十三號ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

本則施行ノ際現ニ輕金屬製造事業法第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ本則施行後一月以内ニ製品ノ種類及製造方法並ニ増設シ又ハ變更セントスル設備及其ノ製造能力ヲ記載シタル書類ニ工事完成ノ豫定時期ヲ記載シタル書類及第一條第二項第二號乃至第十號

別記様式 第一號 (表面)

第 號 年 月 日 交付
輕金屬製造事業法第十六條第三項ノ證書
官職 氏
商工省印 名

本證書用紙ノ寸法ハ商工省告示日本標準規格第九十二號B列八番 (Gamm X 91mm) ニ依ルモノトス

(裏面)

輕金屬製造事業法摘要
第十六條第三項 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ輕金屬製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帶セシムベシ
第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
二 第十六條第三項又ハ第三十一條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

別記様式 第二號 (表面)

第 號 年 月 日 交付
輕金屬製造事業法第三十一條第三項ノ證書
官職 氏
商工省印 名

本證書用紙ノ寸法ハ商工省告示日本標準規格第九十二號B列八番 (Gamm X 91mm) ニ依ルモノトス

(裏面)

輕金屬製造事業法摘要
第三十一條第三項 政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ受命會社ノ事務所、營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ命セラレタル事業ニ關シ業務若ハ財産ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帶セシムベシ
第三十九條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
二 第十六條第三項又ハ第三十一條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辭ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

法律 輕金屬製造研究獎勵金交付規則

輕金屬製造研究獎勵金交付規則

(昭和十四年九月十六日) 商工省令第五十二號
第一條 商工大臣ハ本則ニ依リ輕金屬ノ製造ニ關スル研究又ハ試驗 (以下單ニ研究ト稱ス) ヲ爲ス者ニ對シ獎勵金ヲ交付ス
第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル原料ニ依ルアミナノ製造又ハ鹽化マグネシウム以外ノ原料ニ依ルマグネシウムノ製造ニ關スル研究ニシテ商工大臣ノ適當ト認ムルモノニ付之ヲ交付ス
一 明礬石
二 礬土質岩
三 礬酸礬土
四 礬石
五 粘土
六 其ノ他商工大臣ニ於テ適當ト認ムルモノ
獎勵金ノ額ハ研究ニ要シタル費用ノ半額以内トス
第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ毎年四月三十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 研究ニ使用セントスル原料ノ研究ノ期間
二 研究ニ關スル從來ノ經過
三 研究ニ關スル計畫
四 研究費豫算
五 研究ノ擔當主任者
六 交付ヲ受ケントスル獎勵金ノ額 (年次別ニ記載スベシ)
前項ノ申請書ニハ法人ニ在リテハ定款、財産目録、貸借對照表營業報告書、損益計算書及利益金ノ處分ニ關スル書類ヲ、個人ニ在リテハ事業及財産ノ概況ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ
第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者則條第一項第一號乃至第六號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ
第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ研究日誌、設備圖帳及研究費收支簿ヲ備へ研究日誌ニ



ハ研究ノ経過ヲ、設備費額ニハ  
研究用設備ノ内容ヲ、研究費收  
支簿ニハ研究ニ關スル收支ヲ記  
載スベシ  
研究費收支簿ニ記載シタル收支  
ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類  
ヲ備ヘ置クベシ

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケ  
タル者ハ一定ノ期間毎ニ研究ノ  
狀況及其ノ收支計算ヲ理工大臣  
ニ報告スベシ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケ  
タル者ハ理工大臣ノ承認ヲ受ケ  
ルニ非ザレバ當該研究ヲ中止シ  
又ハ廢止スルコトヲ得ズ

獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者  
他人ヲシテ當該研究ヲ承繼セシ  
メントスルトキハ當事者連署ノ  
上理工大臣ノ承認ヲ受ケタメシ

第八條 獎勵金ハ當該研究以外ノ  
目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ  
第九條 研究費ヲ以テ設置シタル  
設備ハ當該研究ヲ終了スル迄  
理工大臣ノ承認ヲ受ケルニ非ザレ  
バ之ヲ讓渡シ又ハ當該研究以外

ノ目的ニ使用スルコトヲ得ズ  
第十條 理工大臣ハ獎勵金交付ノ  
指令ヲ受ケタル者ニ對シ當該研  
究ヲ終了スル迄何時ニテモ研究  
ニ關スル報告ヲ爲サシメ、書類  
帳簿又ハ研究ノ狀況ヲ検査シ其  
ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズ  
ルコトヲ得

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當ス  
ル場合ニ於テハ理工大臣ハ獎勵  
金交付ノ指令ヲ取消シ獎勵金ノ  
額ヲ減少シ又ハ交付シタル獎勵  
金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズ  
ルコトヲ得

一 本則又ハ本則ニ基キ命ジタ  
ル事項ニ違反シタルトキ  
二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シ  
タルトキ  
三 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタ  
ルトキ  
四 研究進行ノ見込ナキニ至リ  
タルトキ  
五 研究費ノ決算額ガ豫算額ト  
著シク相違シタルトキ  
六 研究ニ關スル計畫ヲ變更シ

又ハ研究ヲ中止シ若ハ廢止シ  
タルトキ  
附 則  
本則ハ輕金屬製造事業法施行ノ日  
ヨリ之ヲ施行ス

礦業法中改正

(昭和十四年三月二十三日)  
法律第二十三號

第十四條中「第八章」ヲ「第九章」  
ニ改ム

第四十一條中「第七十二條」ノ下  
ニ「若ハ第七十四條ノ四第三項」  
ヲ加フ

第五章ヲ第六章トシ以下順次繰下  
ゲ第四章ノ次ニ左ノ一章ヲ加フ  
第五章 礦害ノ賠償

第七十四條ノ二 礦物掘採ノ爲ノ  
土地ノ掘鑿、坑水廢水ノ放流、  
捨石礦滓ノ堆積又ハ礦煙ノ排出  
ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタル  
トキハ損害發生ノ時ニ於ケル當  
該區ノ礦業權者、損害發生ノ  
時礦業權消滅セル場合ニ於テハ

礦業權消滅時ニ於ケル當該區  
ノ礦業權者其ノ損害ヲ賠償スル  
責ニ任ズ

前項ノ場合ニ於テ損害ガ二以上  
ノ區區ノ礦業權者ノ作業ニ因リ  
テ生ジタルトキハ各礦業權者ハ  
連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ  
負フ損害ガ二以上ノ區區ノ礦業  
權者ノ作業ノ中孰レニ因リテ生  
ジタルカヲ知ルコト能ハザルト  
キ亦同シ

前二項ノ場合ニ於テ損害發生ノ  
後礦業權者其ノ礦業權ヲ讓渡シ  
タルトキハ損害發生ノ時ノ礦業  
權者及其ノ後ノ礦業權者ハ連帶  
シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ  
前二項ノ賠償ニ付テハ共同礦業  
權者ノ義務ハ連帶トス

第七十四條ノ三 前條第二項ノ連  
帶債務者相互ノ間ニ於テハ其ノ  
各自ノ負擔部分ハ相均シキモノ  
ト推定ス  
前條第三項ノ場合ニ於テ礦業權

ヲ讓渡ケタル者賠償ノ義務ヲ繼  
行シタルトキハ損害發生ノ時ノ  
礦業權者ニ對シ賠償ノ請求ヲ爲  
スコトヲ得

第七十四條ノ四 石炭ヲ目的トス  
ル礦業權者ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿  
ニ因リテ生ズベキ損害ノ賠償ヲ  
擔保スル爲其ノ掘採シタル石炭  
ノ數量ニ應ジ毎年一定額ノ金銭  
ヲ供託スベシ

但シ金銭ニ代ヘ其ノ金額ニ相當  
スル國債ヲ供託スルコトヲ妨ゲ  
ズ  
前項ノ規定ハ國ノ礦業ニ之ヲ適  
用セズ

石炭ヲ目的トスル礦業權者第一  
項ノ供託ヲ怠リタルトキハ主務  
大臣ハ礦業ノ停止ヲ命ズルコト  
ヲ得

第七十四條ノ五 石炭掘採ノ爲ノ  
土地ノ掘鑿ニ因リテ損害ヲ被リ  
タル者ハ其ノ損害賠償請求權ニ  
關シ前條第一項ノ供託物ニ付他  
ノ債權者ニ先チ排濟ヲ受クルノ

權利ヲ有ス  
前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ六 石炭ヲ目的トス  
ル礦業權者其ノ礦業權ヲ讓渡シ  
タルトキハ第七十四條ノ四第一  
項ノ供託物ニ對スル權利ハ讓受  
人ニ移轉ス

第七十四條ノ七 石炭ヲ目的トス  
ル礦業權者又ハ礦業權者タリシ  
者ハ左ノ場合ニ限り命令ノ定ム  
ル所ニ依リ第七十四條ノ四第一  
項ノ供託物ヲ取戻スコトヲ得

一 石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿  
ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償  
シタルトキ  
二 礦業權消滅後十箇年ヲ經ル  
モ石炭掘採ノ爲ノ土地ノ掘鑿  
ニ因ル損害ノ生ゼザルトキ

第七十四條ノ八 損害ノ賠償ハ金  
錢ヲ以テ之ヲ爲ス但シ賠償金額  
ニ比シ著シク多額ノ費用ヲ要セ  
ズシテ原狀ノ回復ヲ爲スコトヲ  
得ルトキハ被害者ハ原狀ノ回復  
ヲ請求スルコトヲ得

賠償義務者ノ申立アリタル場合  
ニ於テ裁判所適當ト認ムルトキ  
ハ前項ノ規定ニ拘ラズ金銭ノ賠  
償ニ代ヘ原狀ノ回復ヲ命ズルコ  
トヲ得

第七十四條ノ九 損害ノ發生ニ關  
シ被害者ニ責ムベキ事由アリタ  
ルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責  
任及範圍ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌  
スルコトヲ得損害ノ發生ニ關シ  
天災其ノ他ノ不可抗力ノ場合シ  
タルトキ亦同シ

第七十四條ノ十 損害賠償ノ額ガ  
豫定セラレタル場合ニ於テ其ノ  
額ガ著シク不當ナルトキハ當事  
者ハ之ガ増減ヲ請求スルコトヲ  
得

第七十四條ノ十一 損害賠償請求  
權ハ被害者ガ損害及賠償義務者  
ヲ知りタル時ヨリ三箇年之間ヲ  
行ハザルトキハ時効ニ因リテ消  
滅ス損害發生ノ時ヨリ二十箇年  
ヲ經過シタルトキ亦同シ

前項ノ期間ハ進行中ノ損害ニ付  
テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ

之ヲ起算ス

第七十四條ノ十二 損害ノ賠償ニ  
關シ爭議ノ生ジタルトキハ當事  
者ハ損害ノ發生地ヲ管轄スル地  
方裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依  
リテ定ムル地方裁判所ニ調停ノ  
申立ヲ爲スコトヲ得

小作調停法第二條、第六條、第  
十條、第十二條乃至第十五條、  
第二十一條、第二十二條、第二  
十四條乃至第二十八條、第二十  
九條第一項、第三十條乃至第三  
十五條、第三十七條乃至第四十  
條及第四十八條、借地借家調停  
法第四條ノ二、第十條、第十八  
條及第二十九條乃至第三十一條

金錢債務臨時調停法第六條第一  
項第四項、商事調停法第一條第  
二項第三項、第四條及第五條並  
人事調停法第六條及第十條ノ規  
定ハ前項ノ調停ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三 調停委員ハ特  
別ノ知識經驗ヲ有シ公正ナル調  
停ヲ爲スニ適スル者ニ就キ毎年  
豫メ地方裁判所長ノ選任シタル



法律一 鋼鐵設備制限規則

者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選任セラルタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任ヲ指定ス

タノ外本法施行前ニ爲シタル作業ニ因リテ本法施行後ニ生シタル損害ニモ之ヲ適用ス

第四十一條 鑛業權者第七十二條ノ命令ニ從ハザルトキハ主務大臣ハ稅ヲ納メザルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

製鐵設備制限規則

第一條 左ニ掲グル製鐵設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスル者ハ新設又ハ増設ヲ許可ヲ受クベシ

三三

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ添附スベシ

本則ハ昭和十四年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

銅、鉛、錫等配給統制規則中改正

第一條 本則ニ於テ銅、鉛、亞鉛、錫又ハアンチモンノ地金トハ銅地金、鉛地金、亞鉛地金、錫地金又ハアンチモン地金及左ノ各號ノ一ニ該當スル粗地金ヲ除ク

一 過程ニ在ル合金物 二 銅又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ合金ノ屑(ユルミヲ含ム) 三 鉛又ハハンダ、活字合金其ノ他ノ鉛合金ノ屑又ハ故銅トハ銅又ハ黃銅

ト稱ス)以外ノ者ニ之ヲ販賣シ(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡シ場合ヲ含ム以下同ジ)若ハ統制組合ノ指示ニ依リ

名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル故銅、故鉛又ハ故錫ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一一三



ヲ施行ス  
従前ノ規定ニ違反シタル行為ニ付  
テハ仍従前ノ例ニ依ル

【參照】  
昭和十三年十一月二十二日商工  
省令第九十九號銅、鉛、錫等配  
給統制規則抄録

第一條 製錬業者(再生製錬業者  
ヲ含ム)ハ其ノ製錬シタル銅、  
鉛、亜鉛、錫又ハアンチモンノ  
地金(銅、鉛、亜鉛、錫又ハア  
ンチモンヲ主タル成分トスル粗  
地金ヲ含ム但シ重金法ノ適用ヲ  
受タル製錬ノ過程ニ在ル合金物  
ヲ除ク以下同ジ)ヲ使用シ又ハ  
商工大臣ノ指定シタル團體(以  
下統制組合ト稱ス)以外ノ者ニ  
販賣(本則施行前ニ爲シタル契  
約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)  
スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情  
ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタ  
ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 第一項  
開稅定率法別表輸入稅表ニ掲ゲ  
ル物品中本則ノ別表ニ掲グルモ

ノ(産金法ノ適用ヲ受ケタル合金  
礦物及製錬ノ過程ニ在ル合金物  
ヲ除ク)ヲ輸入シタル者ハ之ヲ  
使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタ  
ル統制組合以外ノ者ニ販賣スル  
コトヲ得ズ但シ明治廿七年勅令  
第百九號第一條第三項ノ規定ニ  
依リ私設保稅工場ノ設置ニ付特  
許手續料ノ低減又ハ免除ヲ受ケ  
タル者其ノ低減又ハ免除ヲ受ケ  
ベキ事由ニ依リ輸入シタルモノ  
ヲ當該保稅工場ニ於テ使用スル  
場合及特別ノ事情ニ依リ商工大  
臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ  
限ニ在ラズ

第三條 第一條但書又ハ前條第一  
項但書ノ許可ヲ受ケントスル者  
ハ當該物品ニ關スル統制組合ヲ  
經由シテ許可申請書ヲ提出スベ  
シ

第四條 故銅(銅又ハ黃銅、青銅  
其ノ他ノ銅合金ノ屑又ハ故銅  
ヒユルミ及角丁ヲ含ム以下同  
ジ)故鉛(鉛又ハハンダ、活字  
合金其ノ他ノ鉛合金ノ屑又ハ故

銅ヲ以下同ジ)又ハ故鉛(亞  
鉛ノ屑又ハ故銅ノ屑但シ亞鉛  
滓ヲ除ク以下同ジ)ヲ業務用ノ  
原料又ハ材料トシテ使用スル者  
ハ商工大臣ノ指定シタル者(以  
下統制組合ト稱ス)及其ノ指定  
シタル者以外ノ者ヨリ故銅、故  
鉛又ハ故鉛屑ヲ買受ケ(本則施  
行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入  
ルル場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ  
受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以  
テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬  
セザル故銅、故鉛又ハ故鉛屑ヲ  
受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各  
號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限  
ニ在ラズ

一 故銅、故鉛又ハ故鉛屑ヲ輸  
入スルトキ  
二 故銅、故鉛又ハ故鉛屑ヲ業  
務用ノ原料又ハ材料トシテ使  
用スル者ニシテ故銅、故鉛又  
ハ故鉛屑ノ販賣業ヲ營ムモノ  
販賣目的ヲ以テ買受ケタルト  
キ  
三 特別ノ事情ニ依リ商工大臣  
ノ許可ヲ受ケタルトキ

第四條 二 統制會社及其ノ指定  
シタル者以外ノ故銅ノ蒐集者又  
ハ販賣業者ハ第二條第一項但書  
ノ場合及前條但書ノ場合ヲ除ク  
ノ外故銅ヲ業務用ノ原料又ハ材  
料トシテ使用スル者ニ對シ故銅  
ヲ調渡シ又ハ委託加工其他ノ何  
等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相  
手方ノ所有ニ屬セザル故銅ヲ引  
渡スコトヲ得ズ工業、鑄業、鐵  
道業、電氣事業、瓦斯事業又ハ  
水道事業ヲ營ム者其ノ事業上生  
ジタル故銅ニ付亦同ジ

第五條 二以上ノ工場、鑛山又ハ  
其ノ他ノ事業場ニ於テ事業ヲ營  
ム者ハ其ノ一ノ工場(工場法ノ  
適用ヲ受ケルモノニ限ル)又ハ  
鑛山(鑄業法ノ適用ヲ受ケル事  
業ニ關スルモノニ限ル)ニシテ  
故銅、故鉛又ハ故鉛屑ヲ業務用  
ノ原料又ハ材料トシテ使用スル  
モノニ他ノ工場、鑛山又ハ其ノ  
他ノ事業場ニ於テ生ジタル故銅  
故鉛又ハ故鉛屑ヲ受入ルルコト  
ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商

工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ  
此ノ限ニ在ラズ

第六條 故銅、故鉛又ハ故鉛屑ノ  
販賣業者ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受  
ケタル故銅、故鉛又ハ故鉛屑ヲ  
販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得  
ズ

第七條 第四條第三號又ハ第五條  
但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ  
統制會社ヲ經由シテ許可申請書  
ヲ提出スベシ

第八條 商工大臣特ニ必要アリト  
認ムルトキハ販賣ノ價格及期限  
ヲ定メ銅、鉛、亜鉛、錫若ハア  
ンチモンノ地金又ハ故銅、故鉛  
若ハ故鉛屑ヲ所有スル者ニ對シ  
之ヲ當該物品ニ關スル統制組合  
又ハ統制會社ニ販賣スベキコト  
ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 銅、鉛、錫等配給統制規則第四條  
乃至第七條中故鉛及故鉛屑ニ關ス  
ル規定ハ昭和十四年八月一日ヨリ  
之ヲ施行ス  
昭和十四年七月十七日

法律一編、鐵屑配給統制規則中改正

鐵屑配給統制規則  
則中改正

(昭和十四年五月五日)  
商工省令第二十號

第二條 中「其ノ指定シタル者」ヲ  
「其ノ指定シタル販賣業者(以下  
指定販賣業者ト稱ス)」「ニ改ム  
第二條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當  
スル銅(以下特殊銅ト稱ス)ヲ  
業務用ノ材料トシテ使用スル者  
ハ其ノ業務用ノ材料トシテ使用  
スル特殊銅ノ屑又ハ故銅統制會  
社及其ノ指定シタル蒐集業者以  
外ノ者ニ讓渡(昭和十四年五月  
三十一日以前ニ爲シタル契約ニ  
依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)シ外  
ハ鐵屑ヲ業務用ノ原料若ハ材料  
トシテ使用スル者ニ委託加工其  
ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問  
ハズ之ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ  
特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許  
可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在  
ラズ

- 一 ニツケルノ含有量千分ノ十  
以上ノ銅
- 二 モリブテンノ含有量千分ノ  
二以上ノ銅
- 三 タロムノ含有量千分ノ百以  
上ノ銅
- 四 マンガンノ含有量千分ノ百  
以上ノ銅
- 五 タングステンノ含有量千分  
ノ十以上ノ銅
- 六 コバルトノ含有量千分ノ二  
十以上ノ銅

前項ノ蒐集業者ハ前項ノ屑又ハ  
故銅統制會社以外ノ者ニ讓渡ス  
ルコトヲ得ズ

第三條 中「其ノ指定シタル者」ヲ  
「指定販賣業者」ニ改ム  
「第二條但書」ニ改ム  
第六條 中「其ノ指定シタル者」ヲ  
「指定販賣業者」ニ改ム同條但書  
ヲ左ノ如ク改ム  
但シ官廳ニ對シ販賣スル場合、  
統制會社第二條ノ二第一項ノ屑  
又ハ故銅販賣スル場合又ハ特別  
ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ

受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
附則但書中「第二條乃至第四條」  
ヲ「第二條、第三條及第四條」ニ  
改ム

附 則  
本令ハ昭和十四年六月一日ヨリ之  
ヲ施行ス

【參照】  
昭和十三年十一月二十一日商工  
省令第九十七號鐵屑配給統制規  
則抄録

第二條 鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ  
材料トシテ使用スル者ハ商工大  
臣ノ指定シタル者(以下統制會  
社ト稱ス)及其ノ指定シタル者  
以外ノ者ヨリ鐵屑ヲ買受ケ又ハ  
受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以  
テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬  
セザル鐵屑ヲ受入ルルコトヲ得  
ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル  
場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
(左記略ス)

第三條 統制會社及其ノ指定シタ  
ル者以外ノ鐵屑ノ蒐集業者又ハ  
販賣業者ハ前條但書ノ場合ヲ除



タノ外鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ鐵屑ヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ

第六條 統制會社又ハ其ノ指定シタル者ハ商工大臣、地方長官又ハ商工大臣ノ指定シタル者若ハ團體ニ於テ發行スル鐵屑割當證明書ト引換フルニ非ザレバ鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ鐵屑ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ官廳ニ對シ販賣スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本則ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條乃至第四條中熔解用ノ鋼ノ屑又ハ故以外ノ鐵屑ニ關スル規定並ニ第六條及第七條ノ施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

第一條 鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ鐵屑ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル鐵屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條 朝鮮マグネサイト開發株式會社ハ朝鮮ニ於ケルマグネサイトノ開發ヲ目的トスル株式會社トシテ其ノ本店ヲ京城府ニ置ク

第一條 鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ鐵屑ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル鐵屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 鐵屑ノ少量使用者トシテ地方長官ノ指定シタル者ガ自己ノ用ニ供スル熔解用以外ノ鐵屑ヲ受入ルルコトキ

第二條 朝鮮マグネサイト開發株式會社ノ資本ハ千五百萬圓トス但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第二條 鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ鐵屑ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル鐵屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 統制會社又ハ其ノ指定シタル者ハ商工大臣、地方長官又ハ商工大臣ノ指定シタル者若ハ團體ニ於テ發行スル鐵屑割當證明書ト引換フルニ非ザレバ鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ鐵屑ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ官廳ニ對シ販賣スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 朝鮮マグネサイト開發株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第三條 統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ鐵屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ前條但書ノ場合ヲ除クノ外鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ鐵屑ヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ

第四條 鐵屑ノ販賣業者ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受ケタル鐵屑ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第四條 朝鮮マグネサイト開發株式會社ハ朝鮮ニ於ケルマグネサイトノ開發ヲ目的トスル株式會社トシテ其ノ本店ヲ京城府ニ置ク

第四條 鐵屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ鐵屑ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル鐵屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

朝鮮マグネサイト開發株式會社

朝鮮マグネサイト開發株式會社

朝鮮マグネサイト開發株式會社

第一條 朝鮮マグネサイト開發株式會社ハ朝鮮ニ於ケルマグネサイトノ開發ヲ目的トスル株式會社トシテ其ノ本店ヲ京城府ニ置ク



法律一朝鮮マダネサイト開設株式會社令

第十條 朝鮮マダネサイト開設株式會社ハ其ノ他借入金ヲ爲サントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ
第十一條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第十二條 朝鮮マダネサイト開設株式會社ハ毎營業年度ノ事業計畫ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ
第十三條 朝鮮總督ハ朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第十四條 朝鮮總督ハ朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ業務ニ關シマダネサイトノ供給ヲ停止ナラシムル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第十五條 朝鮮總督ハ部下ノ官吏ヲシテ何時ニテモ朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査セシムルコトヲ得
朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ朝鮮マダネサイト開設株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
第十六條 朝鮮總督朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
第十七條 朝鮮マダネサイト開設株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ持込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ヲ配當スルコトヲ得
第十八條 朝鮮マダネサイト開設株式會社ハ其ノ業務ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第十九條 朝鮮マダネサイト開設株式會社ニハ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間遺產稅ヲ免除ス
第二十條 朝鮮マダネサイト開設株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル理事ヲ三千圓以下ノ過料ニ處ス理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ持込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付持込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ持込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ持込ミタル株金額ニ對シ二トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ
第二十一條 朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ社長又ハ理事第七條ノ規定ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
第二十二條 朝鮮民事令ニ於テテ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
第二十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二十四條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命ジ朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
第二十五條 設立委員ハ定款ヲ作

二一八
一 本令ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
二 第八條第一項ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ
三 第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
第二十一條 朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ社長又ハ理事第七條ノ規定ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
第二十二條 朝鮮民事令ニ於テテ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
第二十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二十四條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命ジ朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
第二十五條 設立委員ハ定款ヲ作

附則

第二十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二十四條 朝鮮總督ハ設立委員ヲ命ジ朝鮮マダネサイト開設株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
第二十五條 設立委員ハ定款ヲ作

成シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ
第二十六條 株式申込書ニハ定款認可ノ年月日並ニ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ
第二十七條 設立委員株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込書ヲ朝鮮總督ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ
第二十八條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後連帶ナク各株主ニ付第一回ノ持込ヲ爲サシムベシ則項ノ持込アリタルトキハ設立委員ハ連帶ナク創立總會ヲ招集スベシ
第二十九條 創立總會ニ於テハ第六條第二項及第三項ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ
第三十條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ朝鮮マダネサイト開設株式會社社長

法律一機械設備制限規則

ニ引渡スベシ
(昭和十四年九月二十五日)
(西工省令第五十七號)
第一條 本規則ニ於テ機械設備トハ金屬工作機械ニシテ左ニ掲グルモノヲ謂フ
一 切削研削用ノモノ
二 鍛造用ノモノ
第二條 機械設備ノ新設又ハ増設(圖受又ハ借受ニ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)ヲ爲サントスル者ハ其ノ設備ガ別表ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ニ使用セラルルモノナル場合ニ在リテハ西工大員、其ノ他ノ場合ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社又ハ臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免

許ヲ受ケタル會社ガ機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキ
二 自動車製造事業法、製鐵事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ニ依リ許可ヲ營ム事業ノミニ使用スル機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキ
三 瓦斯事業法、電氣事業法、石油業法、人造石油製造事業法、産金法若ハ輕金屬製造事業法ニ依リ許可若ハ免許ヲ受ケル事業又ハ鑛業法若ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ用フル設備ノ修繕ノミニ使用スル機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキ
四 行政官廳ノ命令ニ依リ機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキ
五 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケ第一回持込株金ニ依リ機械設備ノ新設ヲ爲サ

ントスルトキ
六 臨時資金調整法第四條、第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ資本増加、第二回以後ノ株金ノ持込又ハ社債ノ募集ニ付認可又ハ許可ヲ受ケ關連シタル資金ニ依リ機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキ
七 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキ
八 製鐵設備制限規則第一條ノ許可ヲ受ケタル者ガ製鐵設備ト共ニ機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスルトキ
第三條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ前條ノ規定ニ依リ區別ニ從ヒ西工大員又ハ地方長官ニ提出スベシ
一 機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスル工場ノ名稱及位置
二 新設又ハ増設ヲ爲サントス



法律一機械設備制限規則

一 機械設備ノ種類別数量及價額並ニ其ノ取得決定先  
二 新設又ハ増設ヲ爲サントスル機械設備ニ依リ製造スベキ物品ノ種類別数量及價額  
三 新設又ハ増設ヲ必要トスル事由  
四 工事ノ着手及完成ノ豫定期間又ハ譲受ケントスル機械設備ノ使用開始ノ豫定期間(借受ノ場合ニ在リテハ借受ノ豫定期間及借受ケントスル機械設備ノ使用開始ノ豫定期間)

三 新設又ハ増設ヲ爲サントスル機械設備ニ依リ製造スベキ物品ヲ現在製造スル者ニ在リテハ其ノ事業ノ概要(機械設備ノ種類別数量、最近一年間ニ製造シタル該物品ノ種類別数量及價額並ニ工場ノ坪数及職工數)ヲ記載シタル書類新設又ハ増設ヲ爲サントスル機械設備ニ依リ製造スベキ物品ガ兵器若ハ其ノ部分品又ハ其ノ他軍用ニ供スル物品ニシテ軍事上ノ保護保護ノ爲テ必要アルモノニ在リテハ前項ノ書類ヲ添付スルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テハ該設備ノ新設又ハ増設ヲ必要トスル旨ノ軍ノ證明書ヲ添付スベシ

一 機械設備ノ新設又ハ増設ヲ爲サントスル工場ノ名稱及位置  
二 新設又ハ増設ヲ爲サントスル機械設備ノ種類別数量  
三 新設又ハ増設ヲ爲サントスル機械設備ニ依リ製造スベキ物品  
前項ノ書類ニハ第二條第五號乃至第七號ニ掲グル認可又ハ許可ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面ヲ添付スベシ

三三〇  
ガ別表ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ナル場合ニ在リテハ商工大臣、其ノ他ノ場合ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ  
第七條 切削研削用ノ金屬工作機械ノ製造以外ノ用途ニ使用スル機械設備ヲ切削研削用ノ金屬工作機械又ハ其ノ部分品ノ製造ニ轉用セントスル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受ケベシ但シ前條ノ許可ヲ受ケベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
第八條 第三條ノ規定ハ前條ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ同條第一項第五號ニ掲グル事項ハ之ヲ轉用ノ豫定期間及豫定期間トス  
第九條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ該機械設備ノ新設、増設又ハ轉用ヲ爲ス工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官(礦業法又ハ砂礫法ノ適用ヲ受ケル事業ヲ營ム者ガ其ノ事業設備トシテ機械設備ノ新設若ハ増設ヲ爲シ又ハ其ノ事業設備タル

機械設備ヲ轉用セントスル場合ニ在リテハ礦山監督局長)ヲ經由スベシ

附 則

本則ハ昭和十四年九月三十日ヨリ之ヲ施行ス  
別 表  
蒸氣機  
蒸氣タービン  
内燃機  
水車  
電氣機械(家庭用ノモノヲ除ク)  
無線電電話機械(家庭用ノモノヲ除ク)  
探礦、選礦又ハ精練機械  
金屬工作機械  
工具  
起重機  
コンベヤ  
捲上機  
索道  
荷物用エレベータ  
氣體壓縮機  
送風機  
ポンプ

法律一工作機械供給制限規則中改正、銑鐵鑄物製造設備制限令

水壓機  
計器又ハ測定器具  
試驗、檢定又ハ理化學用機械器具  
醫療用機械器具  
光學機械器具  
鐵道車輛  
自動車(自動車用ガス發生裝置ヲ含ム)  
牽引車  
蓄電池車  
鋼船  
航空機  
球軸受又ハコロ軸受  
兵器  
石油精製用機械  
製鐵用機械  
非鐵金屬材料製造用機械  
化學工業用機械

【參照】  
昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件ナリ

受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
銑鐵鑄物製造設備制限規則  
【參照】  
昭和十四年九月二十三日(商工省令第五十五號)  
昭和十四年九月二十五日(商工省令第五十八號)

工作機械供給制限規則中改正  
第五條但書ヲ左ノ如ク改ム  
但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合及機械設備制限規則第六條又ハ第七條ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
附 則  
本令ハ昭和十四年九月三十日ヨリ之ヲ施行ス  
【參照】  
昭和十三年七月二十日商工省令第六十號工作機械供給制限規則抄録  
第五條 工作機械製造業者ヨリ工作機械ノ供給ヲ受ケタル者ハ當該工作機械ヲ轉賣シ又ハ兵器若ハ其ノ部分品ノ製造以外ノ用途ニ轉用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ

第一條 本則ニ於テ銑鐵鑄物製造設備トハ銑鐵鑄物(電氣爐ニ依リ製造シタル可鍛鑄物以外ノ可鍛鑄物ヲ含ム)ノ製造ニ使用スルキニエボラ、反射爐、電氣爐其ノ他ノ熔鑄爐ヲ謂フ  
第二條 銑鐵鑄物製造設備ノ新設若ハ増設(譲受又ハ借受ニ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ改造(能力ノ増加スル場合ニ限リ以下同ジ)ヲ爲サントスル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受ケベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社又ハ臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免